

▲電話等サービス契約約款 (平成11年経企第24号)

実施 平成11年7月1日

目次

第1章 総則	8
第1条 約款の適用	8
第2条 約款の変更	8
第2条の2 約款の公表	8
第3条 用語の定義	8
第4条 通話以外の通信の取扱い	13
第2章 電話等サービスの種別等	13
第4条の2 電話等サービスの種別	13
第4条の3 一般電話等サービスの種類	14
第4条の4 削除	
第4条の4の2 契約者指定番号発信サービスの種類	14
第4条の4の3 グループ発信サービスの種類	15
第4条の4の4 第2種グループ発信サービスの区別	15
第4条の5 外国における取扱いの制限	15
第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等	15
第5条 電話等サービスを利用するための電気通信設備等	15
第4章 電話等サービスの提供区間	16
第6条 電話等サービスの提供区間	16
第5章 契約	16
第1節 電話等利用契約	16
第7条 電話等利用契約の締結等	16
第8条 一般電話等サービスの利用の一時中断	17
第9条 削除	
第10条 電話等利用契約者が行う電話等利用契約の解除	17
第11条 当社が行う電話等利用契約の解除	17
第12条 電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い	18
第12条の2 国際一般電話等サービスに係る利用限度額	18
第13条 加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い	19
第14条 その他の提供条件	19
第2節 削除	
第14条の2 削除	
第14条の2の2 削除	
第14条の2の3 削除	
第14条の3 削除	
第14条の4 削除	
第14条の5 削除	
第14条の6 削除	
第14条の7 削除	
第14条の8 削除	
第14条の9 削除	
第14条の10 削除	

第14条の10の2	削除	
第14条の10の3	削除	
第14条の11	削除	
第14条の11の2	削除	
第14条の12	削除	
第14条の13	削除	
第14条の13の2	削除	
第14条の14	削除	
第14条の15	削除	
第14条の16	削除	
第14条の17	削除	
第14条の18	削除	
第3節	携帯電話等国際利用契約	19
第14条の19	契約の単位	19
第14条の20	携帯電話等国際利用契約申込の方法	19
第14条の21	携帯電話等国際利用契約申込の承諾	19
第14条の22	国際一般電話等サービスの利用の一時中断	20
第14条の23	削除	
第14条の24	携帯電話等国際利用権の譲渡	20
第14条の25	携帯電話等国際利用契約者が行う携帯電話等国 際利用契約の解除	20
第14条の26	当社が行う携帯電話等国際利用契約の解除	20
第14条の27	携帯電話等契約の解除等に伴う携帯電話等国際 利用契約の扱い	20
第14条の28	利用限度額	21
第14条の29	その他の提供条件	21
第4節	他社直加入電話等国際利用契約	21
第14条の30	他社直加入電話等国際利用契約の締結等	21
第14条の31	国際一般電話等サービスの利用の一時中断	21
第14条の32	削除	
第14条の33	他社直加入電話等国際利用権の譲渡	21
第14条の34	他社直加入電話等国際利用契約者が行う他社直 加入電話等国際利用契約の解除	22
第14条の35	当社が行う他社直加入電話等国際利用契約の解 除	22
第14条の36	他社直加入電話等契約の解除等に伴う他社直加 入電話等国際利用契約の取扱い	22
第14条の37	国際一般電話等サービスに係る利用限度額	22
第14条の38	その他の提供条件	22
第5節	他社直収電話等付加機能利用契約	22
第14条の39	契約の単位	22
第14条の40	他社直収電話等付加機能利用契約申込の方法	23
第14条の41	他社直収電話等付加機能利用契約申込の承諾	23
第14条の42	一般電話等サービスの利用の一時中断	23
第14条の43	削除	
第14条の44	他社直収電話等付加機能利用権の譲渡	23
第14条の45	他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社 直収電話等付加機能利用契約の解除	23
第14条の46	当社が行う他社直収電話等付加機能利用契約の	

解除	23
第14条の47 他社直収電話等契約の解除等に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の扱い	23
第14条の48 その他の提供条件	24
第6節 緊急通報用電話契約	24
第14条の49 緊急通報用電話契約者の条件	24
第14条の50 緊急通報用電話サービスの提供	24
第14条の51 契約の単位	24
第14条の52 その他の提供条件	24
第7節 地域指定特定番号着信機能利用契約	24
第14条の53 当社が行う地域指定特定番号着信機能利用契約の解除	24
第8節 I P 通信網サービス付加機能利用契約	25
第14条の54 契約の単位	25
第14条の55 I P 通信網サービス付加機能利用契約申込の方法	25
第14条の56 I P 通信網サービス付加機能利用契約申込の承諾	25
第14条の57 一般電話等サービスの利用の一時中断	25
第14条の58 削除	
第14条の59 I P 通信網サービス付加機能利用権の譲渡	25
第14条の60 I P 通信網サービス付加機能利用契約者が行うI P 通信網サービス付加機能利用契約の解除	25
第14条の61 当社が行うI P 通信網サービス付加機能利用契約の解除	25
第14条の62 I P 通信網サービス契約の解除等に伴うI P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い	26
第9節 契約者指定番号発信サービス利用契約	26
第14条の63 契約の単位	26
第14条の63の2 削除	
第14条の64 契約者指定番号発信サービス利用契約申込の方法	26
第14条の65 契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾	27
第14条の65の2 契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更	27
第14条の65の3 削除	
第14条の65の4 最低利用期間	27
第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡	27
第14条の67 契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除	28
第14条の68 当社が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除	28
第6章 付加機能	28
第15条 付加機能の提供	28
第16条 付加機能の利用の一時中断	29
第17条 利用権の譲渡があった場合等の取扱い	29
第18条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	29

第7章 削除	
第18条の2 削除	
第18条の3 削除	
第8章 削除	
第18条の4 削除	
第9章 利用中止等	30
第19条 利用中止	30
第20条 利用停止	30
第20条の2 サービス提供限度額	31
第20条の3 契約約款等による制約	32
第21条 接続休止	32
第10章 通話	32
第1節 通話の種類等	32
第22条 通話の種類等	32
第22条の2 削除	
第2節 削除	
第23条 削除	
第24条 削除	
第3節 通話利用の制限等	32
第25条 通話の切断	32
第26条 通話利用の制限等	32
第27条 通話時間等の制限	33
第4節 通話時間の測定等	33
第28条 通話時間の測定等	33
第5節 通話の取扱い等	33
第28条の2 国際通話の取扱い地域	33
第28条の3 デジタル通信モードによる国際通話	33
第28条の4 削除	
第11章 料金等	34
第1節 料金及び工事に関する費用	34
第29条 料金及び工事に関する費用	34
第2節 料金等の支払義務	34
第30条 料金設定通話	34
第30条の2 基本料金の支払義務	34
第31条 通話に関する料金の支払義務	36
第32条 同上	37
第33条 削除	
第34条 料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務等	37
第35条 登録料の支払義務	37
第36条 工事費の支払義務	37
第36条の2 設備費の支払義務	38
第3節 料金の計算方法等	38
第37条 料金の計算方法等	38
第37条の2 削除	
第38条 債権の譲渡	38
第4節 保証金	39
第38条の2 携帯電話等国際利用契約又は契約者指定番号発	
信サービス利用契約に係る保証金	39
第38条の2の2 付加機能の利用に係る保証金	39

第38条の3 保証金の返還	40
第5節 割増金及び延滞利息	40
第39条 割増金	40
第39条の2 延滞利息	40
第12章 保守	40
第39条の3 削除	
第39条の4 削除	
第40条 修理又は復旧の順位	40
第13章 損害賠償	41
第41条 責任の制限	41
第42条 免責	42
第14章 雑則	42
第42条の2 削除	
第43条 承諾の限界	42
第43条の2 サービスの廃止	42
第44条 利用に係る契約者の義務	42
第44条の1の2 削除	
第44条の2 削除	
第44条の3 利用上の制限	43
第44条の4 契約者の氏名の通知等	44
第45条 電話等利用契約者からの通知	44
第45条の2 削除	
第45条の3 携帯電話等国際利用契約者からの通知	44
第45条の4 他社直加入電話等国際利用契約者からの通知	44
第45条の5 他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知	45
第45条の6 I P通信網サービス付加機能利用契約者からの通知	45
第46条 協定事業者への通知	45
第47条 協定事業者からの通知	45
第48条 電話帳	45
第49条 電話番号案内	45
第50条 相互接続番号案内	46
第51条 相互接続番号案内料の支払義務	46
第51条の2 番号情報の提供	46
第52条 法令に規定する事項	46
第52条の2 削除	
第52条の3 個人情報に関する取扱い	46
第52条の4 本人特定事項の取扱い	46
第53条 閲覧	46
第53条の2 特約	47
第53条の3 契約者に対する通知	47
第15章 附帯サービス	47
第54条 附帯サービス	47
別記	
1 電話等サービスの提供区間	48
1の2 削除	
1の3 削除	
2 契約者の地位の承継	48
2の2 削除	

2の3 携帯電話等国際利用契約者の氏名等の変更の届出	49
2の3の2 他社直収電話等付加機能利用契約者の氏名等の変更の届出	49
2の3の3 緊急通報用電話契約者の氏名等の変更の届出	49
2の4 削除	
2の5 通話に関する料金の取扱い	49
3 電話帳の普通掲載	51
4 電話帳の掲載省略	51
5 電話帳の重複掲載	51
6 協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行	52
6の2 削除	
6の3 削除	
6の4 削除	
6の5 削除	
7 当社の維持責任	52
7の2 個人情報の開示	52
7の3 本人特定事項の照会	52
8 料金明細内訳書の送付	52
8の2 支払証明書の発行	52
9 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	52
9の2 削除	
9の3 削除	
9の4 C Xサポートサービスの提供	53
9の4の2 C Xサポートサービスのプランの変更	53
9の5 料金請求データの取得に関する同意	53
9の6 データに関する責任	53
9の7 データの確認・複製	54
9の8 データの削除	54
9の9 データのバックアップ	55
10 加入電話等契約	55
10の2 携帯電話等契約	55
10の3 削除	
10の4 他社直加入電話等契約	56
10の5 他社直収電話等契約	56
10の5の2 付加的役務通話契約	62
10の6 I P通信網サービス契約	71
11 新聞社等の基準	73
11の2 削除	
11の3 削除	
12 緊急通報用電話サービスの電話番号	73
13 災害用伝言ダイヤルサービス	73

料金表

通則	74
第1表 料金	77
第1 基本料金	77
第2 通話に関する料金	119
第2表 工事に関する費用	652
第1 工事費	652
第2 設備費	659

第3表	重複掲載料	660
第4表	相互接続番号案内料	661
第5表	登録料	662
第6表	支払証明書の発行手数料	663
第7表	CXサポートサービスの提供に係る料金	664
附則		665

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電話等サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス及び総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「電話等サービス」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、電話等サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、契約者が特段の申出なく電話等サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 通話	おおむね3kHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
3の2 国内通話	通話のうち本邦内で行われるもの（外国を経由して本邦内で行われるものを除きます。）
3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限ります。）
3の4 削除	
3の5 削除	
4 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設

	備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
5 総合デジタル通信網	主として64kbit/sの伝送速度により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
6 電話サービス	電話網を使用して行う電気通信サービス
6の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
7 総合デジタル通信サービス	総合デジタル通信網を使用して行う電気通信サービス
7の2 国内電話等サービス	国内一般電話等サービス
7の3 国際電話等サービス	国際一般電話等サービス
8 電話等サービス取扱所	(1) 電話等サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電話等サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 電話等利用契約	当社から一般電話等サービスの提供を受けるための契約
10 電話等利用契約者	当社とあらかじめ電話等利用契約を締結している者
11 削除	削除
12 削除	削除
12の2 携帯電話等国際利用契約	携帯電話設備又はPHS設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約
12の3 携帯電話等国際利用契約者	当社とあらかじめ携帯電話等国際利用契約を締結している者
12の4 他社直加入電話等国際利用契約	他社直加入電話等設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約
12の5 他社直加入電話等国際利用契約者	当社とあらかじめ他社直加入電話等国際利用契約を締結している者
12の6 他社直収電話等付加機能利用契約	他社直収電話等設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供を受けるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能
12の7 他社直収電話等付加機能利用契約者	当社と他社直収電話等付加機能利用契約を締結している者

12の8 緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話サービスの提供を受けるための契約
12の9 緊急通報用電話契約者	当社から緊急通報用電話契約を締結している者
12の10 緊急通報用回線	緊急通報用電話契約に基づいて取扱所交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12の11 I P 通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能 (3) 国際地域指定着信課金機能 (4) 複数同時接続機能
12の13 I P 通信網サービス付加機能利用契約者	当社と I P 通信網サービス付加機能利用契約を締結している者
12の14 契約者指定番号発信サービス利用契約	当社から契約者指定番号発信サービスの提供を受けるための契約
12の15 契約者指定番号発信サービス利用契約者	当社と契約者指定番号発信サービス利用契約を締結している者
13 電話等サービス契約	電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約、他社直加入電話等国際利用契約、他社直収電話等付加機能利用契約、緊急通報用電話契約、I P 通信網サービス付加機能利用契約、又は契約者指定番号発信サービス利用契約
14 契約者	電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者、他社直加入電話等国際利用契約者、他社直収電話等付加機能利用契約者、緊急通報用電話契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者、又は契約者指定番号発信サービス利用契約
15 協定事業者	当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）
16 特定協定事業者	加入電話等契約（別記10に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の2 移動電話会社	携帯電話等契約（別記10の2に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の3 他社直加入電話等会社	他社直加入電話等契約（別記10の4に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者

16の4 他社直収電話等会社	他社直収電話等契約（別記10の5に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の5 請求事業者	この約款の規定により支払いを要することとなる料金その他の債務に係る債権（当社が請求するものに限り。）を、当社が譲り渡し、契約者に請求することとなる事業者であって電気通信事業者以外の者（当社が別に定める者に限り。） （注）本欄に規定する当社が別に定める者は、NTTファイナンス株式会社とします。
17 削除	削除
17の2 削除	削除
17の3 削除	削除
17の4 削除	削除
17の5 削除	削除
17の6 削除	削除
18 削除	削除
19 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
20 加入電話設備	特定協定事業者との電話サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
21 総合デジタル通信設備	特定協定事業者との総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
22 削除	削除
23 公衆電話設備	特定協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
23の2 国際公衆電話設備	公衆電話設備のうち国際電話等サービスを利用することができるもの
24 削除	削除
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備、公衆電話設備及び他社直加入電話等設備を除きます。）であって、協定事業者に係るもの
26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 PHS設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27の2 他社直加入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の3 他社直収電話等設備	固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備のうち、他社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置さ

	れる電気通信設備
27の4 I P 電話設備	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの符号設備。
28 無線呼出し設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出しを行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
29 陸上移動無線データ通信設備	無線設備規則第49条の13に規定する陸上移動無線データ通信を行う協定事業者の契約約款等で規定する契約に基づいて設置される電気通信設備
30 利用回線	加入電話等設備であって、電話等利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の2 携帯利用回線	携帯電話設備又はPHS設備であって、携帯電話等国際利用契約に基づいて当社が提供する国際一般電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の3 他社直加入電話等利用回線	他社直加入電話等設備であって、他社直加入電話等国際利用契約に基づいて当社が提供する国際一般電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の4 他社直収電話等利用回線	他社直収電話等設備であって、他社直収電話等付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の5 I P 通信網サービス利用回線	I P 電話設備であって、I P 通信網サービス付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの （別記10の6で掲げるI P 通信網サービス契約に基づいて設置するものに限り。）
30の6 契約者指定番号発信サービス利用回線	携帯電話設備及びPHS設備であって、契約者指定番号発信サービスを利用するために使用されるもの
31 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）から提供を受けている都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第19条第1項の規定するものをいいます。以下同じとします。）及び当社が特定協定事業者から提供を受けている緊急通報用電話サービスに関する卸電気通信役務に係る区間との分界点を含みます。）
31の2 削除	削除
32 利用回線等	(1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、

	携帯電話設備、PHS設備、他社直加入電話等設備、無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備、IP電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (注) 第5条（電話等サービスを利用するための電気通信設備等）に規定するその他の電気通信設備を含みます。
33 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの。
34 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
35 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
36 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（通話以外の通信の取扱い）

第4条 電話等サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

（注）当社は、別記4（電話帳の掲載省略）に規定する通話については、通話以外の通信を通話とみなして取り扱いません。

第2章 電話等サービスの種類等

（電話等サービスの種類）

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス
削除	削除
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、緊急通報用回線を使用して通話の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限りま。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス （注1）本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。

グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別		別に定める数
第1種グループ発信サービス		500
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000
	プラン2	1,500
	プラン3	1,500
(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2(契約者指定番号発信サービスの種別)に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。		
契約者指定番号発信サービスの種別		別に定める利用回線等
グループ発信サービス		携帯電話設備又はPHS設備(電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。)に係るもの(他の契約者指定番号発信サービス利用契約(グループ発信サービスに係るものに限ります。)においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。)

(一般電話等サービスの種類)

第4条の3 一般電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
国内一般電話等サービス	一般電話等サービスのうち、本邦内で提供されるもの(外国を経由して本邦内で提供されるものを除きます。)
国際一般電話等サービス	一般電話等サービスのうち、本邦と外国との間で提供されるもの及び、本邦内で提供されるもの(外国を経由して提供されるものに限ります。)

第4条の4 削除

(契約者指定番号発信サービスの種別)

第4条の4の2 契約者指定番号発信サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
グループ発信サービス	1のグループ発信サービス利用契約者識別符号につき、複数の利用回線等を登録できるもの

(グループ発信サービスの種類)

第4条の4の3 グループ発信サービスには次の種類があります。

種 類	内 容

第1種グループ発信サービス	1のグループ発信サービス利用契約者識別符号につき、登録できるグループ発信サービス利用回線数の上限が500のもの
第2種グループ発信サービス	グループ発信サービスのうち、第1種グループ発信サービス以外のもの

(第2種グループ発信サービスの区別)

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
プラン1	プラン2、プラン3以外のもの
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するもの
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号（電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。）を付与するもの

備考

- 1 第2種グループ発信サービス（プラン2に限ります。）に係る契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。
- 2 第2種グループ発信サービス（プラン2に限ります。）の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号（その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとします。）を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

(外国における取扱いの制限)

第4条の5 電話等サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等

(電話等サービスを利用するための電気通信設備等)

第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。

(注) 当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。

- (1) 加入電話等設備
 - (2) 削除
 - (3) 公衆電話設備
 - (4) 削除
 - (5) 固定端末系伝送路設備
 - (6) 携帯電話設備
 - (7) PHS設備
 - (8) 他社直加入電話等設備
 - (9) 無線呼出し設備
 - (10) 陸上移動無線データ通信設備
 - (11) IP電話設備
- 2 当社が提供する国際電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用

することができます。

(注) 当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。

- (1) 加入電話等設備
- (2) 削除
- (3) 国際公衆電話設備
- (4) 携帯電話設備
- (5) PHS設備
- (6) 他社直加入電話等設備
- (7) 固定端末系伝送路設備（総合デジタル通信サービスによるものに限りします。）

3 前2項において、次の電気通信設備により電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。

電気通信設備	契 約
加入電話等設備	電話等利用契約
削除	削除
他社直収電話等設備	他社直収電話等付加機能利用契約

4 2項において、次の電気通信設備により国際一般電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。

電気通信設備	契 約
携帯電話設備又はPHS設備	携帯電話等国際利用契約
他社直加入電話等設備	他社直加入電話等国際利用契約

- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除

第4章 電話等サービスの提供区間

（電話等サービスの提供区間）

第6条 当社の電話等サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

第5章 契約

第1節 電話等利用契約

（電話等利用契約の締結等）

第7条 加入電話等契約を締結したとき、又は電話加入権等（加入電話等契約者（特定協定事業者と加入電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその加入電話等契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたとき（第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項ただし書又は第13条（加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い）ただし書に規定する場合は、その定めるところによります。）は、その加入電話等契約者は、当社と電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、その加入電話等契約の申込が承諾された際、又は電話加入権等の譲渡が承認された際、電話等利用契約を締結しない旨の意思表示をした者については、この限

りではありません。

- 2 前項ただし書その他この約款中の規定により、現に当社と電話等利用契約を締結していない者（加入電話等契約者に限ります。）が一般電話等サービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を当社が指定する電話等サービス取扱所に申込み、電話等利用契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はその電話等利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) その申込に係る契約者名と加入電話等契約に係る契約者名が異なるとき。
 - (2) その申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 電話等利用契約の申込をした者は、当社が前項第1号に係る確認を行うため、加入電話等契約に係る契約者名を特定協定事業者に照会することを承認していただきます。
- 4 電話等利用契約を締結していない者は、利用の都度、その利用の意思表示をすることにより、当社が別に定める通話を利用することができます。この場合、その料金の支払い等利用に係る提供条件については、その者を電話等利用契約者とみなして取り扱うものとし、この約款並びに協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- (注) 本条第4項に規定する当社が別に定める通話は、協定事業者の電気通信設備から当社の付加機能を利用して行う通話又は電気通信番号規則に定めるところにより当社が東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が指定を受けた電気通信番号を利用して行う通話とします。

（一般電話等サービスの一時中断）

- 第8条** 当社は、電話等利用契約者から請求があったときは、一般電話等サービスの利用の一時中断（一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 削除

第9条 削除

（電話等利用契約者が行う電話等利用契約の解除）

- 第10条** 電話等利用契約者は、電話等利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う電話等利用契約の解除）

- 第11条** 当社は、第20条（利用停止）第1項又は第3項の規定により一般電話等サービスの利用を停止された電話等利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その電話等利用契約を解除することがあります。
- 2 当社は、電話等利用契約者が第20条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般電話等サービスの利用停止をしないでその電話等利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その電話等利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ電話等利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により特定協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)

第12条 当社は、電話等利用契約者が、特定協定事業者の契約約款等に定めるところにより、電話加入権等の譲渡をし、特定協定事業者の承認を受けたときは、その電話等利用契約を解除したものとします。

ただし、電話加入権等の譲渡に伴って、その電話等利用権（電話等利用契約者がその電話等利用契約に基づき、当社の一般電話等サービスを利用する権利をいいます。以下同じとします。）を譲渡する旨当事者から申出があった場合であって、その電話等利用権の譲渡について当社の承認を受けたときは、その電話等利用権の譲渡を受けた者は、電話等利用権の譲渡人が有していた電話等利用契約者の地位を承継したものとします。

- 2 当社は、前項ただし書の規定により電話等利用権の譲渡の承認の申出があったときは、次の場合を除いてこれを承認します。
 - (1) その電話等利用権を譲り受けようとする者と加入電話等契約に係る契約者名が異なるとき。
 - (2) その電話等利用権を譲り受けようとする者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3 第1項に規定するほか、電話加入権等の譲渡を受けた者は、特定協定事業者の契約約款等に定めるところにより、譲渡人が有していた当社の一般電話等サービスに係る料金その他の債務の支払義務を承継したものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条その他この約款の規定により当社が請求することとなる一般電話等サービスに係る料金その他の債務又は第38条（債権の譲渡）第2項の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務の支払義務については、この限りではありません。

(国際一般電話等サービスに係る利用限度額)

第12条の2 当社は、電話等利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（電話等利用契約者が当社に支払うべき国際一般電話等サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。）を設定することがあります。

ただし、電話等利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
 - (2) 電話等サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により特定協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
 - 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
 - 4 当社は、国際一般電話等サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その電話等利用契約に係る国際一般電話等サービスの提供を行わないことがあります。
 - 5 電話等利用契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第31条（通話に関する料金の支払義務）の規定を免れないものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。

(注2) 本条第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。

(加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い)

第13条 当社は、電話等利用契約者から電話等利用契約に係る加入電話等契約を解除した旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その電話等利用契約を解除

します。

ただし、電話等利用契約者が加入電話等契約を解除すると同時に他の加入電話等契約を締結する場合であって、その電話等利用契約者からその電話等利用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第14条 電話等利用契約に関するその他の提供条件については、別記2に定めるところによります。

第2節 削除

第14条の2 削除

第14条の2の2 削除

第14条の2の3 削除

第14条の3 削除

第14条の4 削除

第14条の5 削除

第14条の6 削除

第14条の7 削除

第14条の8 削除

第14条の9 削除

第14条の10 削除

第14条の10の2 削除

第14条の10の3 削除

第14条の11 削除

第14条の11の2 削除

第14条の12 削除

第14条の13 削除

第14条の13の2 削除

第14条の14 削除

第14条の15 削除

第14条の16 削除

第14条の17 削除

第14条の18 削除

第3節 携帯電話等国際利用契約

（契約の単位）

第14条の19 当社は、携帯電話等契約（楽天モバイル株式会社に係るものを除きます。以下、本約款において携帯電話等国際利用契約については同じとします。）1契約ごとに1の携帯電話等国際利用契約を締結します。この場合、携帯電話等国際利用契約者は、1の携帯電話等国際利用契約につき1人に限ります。

（携帯電話等国際利用契約申込の方法）

第14条の20 携帯電話等国際利用契約の申込をしようとするときは、当社が指定する方法により申込みを行っていただきます。

（携帯電話等国際利用契約申込の承諾）

第14条の21 当社は、携帯電話等国際利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その携帯電話等国際利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 携帯電話等国際利用契約の申込をした者が、携帯利用回線について移動電話会社と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 携帯電話等国際利用契約の申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(国際一般電話等サービスの利用の一時中断)

第14条の22 当社は携帯電話等国際利用契約者から請求があったときは、国際一般電話等サービスの利用の一時中断（その携帯電話設備又はPHS設備により国際一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行ないます。

第14条の23 削除

(携帯電話等国際利用権の譲渡)

第14条の24 携帯利用権（携帯電話等国際利用契約者が携帯電話等国際利用契約に基づいて国際一般電話等サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡できません。

(携帯電話等国際利用契約者が行う携帯電話等国際利用契約の解除)

第14条の25 携帯電話等国際利用契約者は、携帯電話等国際利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により届け出ていただきます。

(当社が行う携帯電話等国際利用契約の解除)

第14条の26 当社は、第20条（利用停止）第1項の規定により国際一般電話等サービスの利用を停止された携帯利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その携帯電話等国際利用契約を解除することがあります。

2 当社は、携帯電話等国際利用契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際一般電話等サービスの利用停止をしないでその携帯電話等国際利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により携帯電話等国際利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ携帯電話等国際利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(携帯電話等契約の解除等に伴う携帯電話等国際利用契約の扱い)

第14条の27 当社は、携帯電話等国際利用契約者からその携帯電話等国際利用契約に係る携帯利用回線について、次に該当する場合、その携帯電話等国際利用契約を解除します。

(1) 利用休止をした旨の届出があったとき若しくは当社がその事実を知ったとき

(2) 契約の解除の届出があったとき若しくは当社がその事実を知ったときから、国際通話料金の月間累計額の合計が連続する2の料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）において発生していないことを当社が確認した場合

2 当社は、携帯電話等国際利用契約者とその携帯電話等国際利用契約に係る携帯利用回線について移動電話会社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その携帯電話等国際利用契約を解除することがあります。

3 当社は、携帯電話等国際利用契約が移動電話会社の携帯電話等サービス契約約款等に定めるところにより、携帯電話等利用権（携帯電話等契約者（移動電話会社と携帯電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその携帯電話等契約に基づき、移動電話会社の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、移動電話会社の承認を受けたときは、その携帯電話等国際利用契約を解除したものとします。

4 当社は、前3項の規定により携帯電話等国際利用契約が解除されたにもかかわらず、携帯電話等国際利用契約者が第45条の3（携帯電話等国際利用契約者からの通知）に規定する通知を怠った場合には、その携帯電話設備より行われた国際一般電話等サー

ビスに係る料金をその携帯電話等国際利用契約者に支払っていただくことがあります。

（利用限度額）

第14条の28 当社は、携帯電話等国際利用契約者が当社に支払うべき国際一般電話等サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について限度額（以下この条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

この場合当社は、その旨を携帯電話等国際利用契約者に通知します。

2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

3 当社は、第1項に定める国際一般電話等サービスの料金等の累積額が利用限度額を超えたときは、その携帯電話等国際利用契約に係る国際一般電話等サービスの提供を行わないことがあります。

4 携帯電話等国際利用契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第31条（通話に関する料金の支払義務）の規定の適用を免れないものとします。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める額は、5万円とします。

（その他の提供条件）

第14条の29 携帯電話等国際利用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記2の3に定めるところによります。

第4節 他社直加入電話等国際利用契約

（他社直加入電話等国際利用契約の締結等）

第14条の30 他社直加入電話等契約を締結したときは、その他社直加入電話等契約者（他社直加入電話等会社と他社直加入電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）は、当社と他社直加入電話等国際利用契約を締結したこととなります。

ただし、その他社直加入電話等契約の申込が承諾された際、他社直加入電話等国際利用契約を締結しない旨の意思表示をした者については、この限りではありません。

2 前項ただし書きその他この約款中の規定により、現に当社と他社直加入電話等国際利用契約を締結していない者（他社直加入電話等契約者に限ります。）が国際一般電話等サービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を当社が指定する電話等サービス取扱所に申込み、他社直加入電話等国際利用契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はその他社直加入電話等国際利用契約の申込を承諾しないことがあります。

（1）その申込に係る契約者名と他社直加入電話等契約に係る契約者名が異なるとき。

（2）その申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 他社直加入電話等国際利用契約の申込をした者は、当社が前項第1号に係る確認を行うため、他社直加入電話等国際利用契約に係る契約者名を他社直加入電話等会社に照会することを承認していただきます。

（国際一般電話等サービスの利用の一時中断）

第14条の31 当社は、他社直加入電話等国際利用契約者から請求があったときは、国際一般電話等サービスの利用の一時中断（その他社直加入電話等設備により国際一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

第14条の32 削除

（他社直加入電話等国際利用権の譲渡）

第14条の33 他社直加入電話等国際利用権（他社直加入電話等国際利用契約者がその他社直加入電話等国際利用契約に基づき、当社の国際一般電話等サービスを利用する権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。

（他社直加入電話等国際利用契約者が行う他社直加入電話等国際利用契約の解除）

第14条の34 他社直加入電話等国際利用契約者は、他社直加入電話等国際利用契約を解

除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う他社直加入電話等国際利用契約の解除）

第14条の35 当社は、第20条（利用停止）第1項の規定により国際一般電話等サービスの利用を停止された他社直加入電話等国際利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その他社直加入電話等国際利用契約を解除することがあります。

2 当社は、他社直加入電話等国際利用契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際一般電話等サービスの利用停止をしないでその他社直加入電話等国際利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その他社直加入電話等国際利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ他社直加入電話等国際利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

（他社直加入電話等契約の解除等に伴う他社直加入電話等国際利用契約の取扱い）

第14条の36 当社は、他社直加入電話等国際利用契約者から他社直加入電話等国際利用契約に係る他社直加入電話等契約を解除をした旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その他社直加入電話等国際利用契約を解除します。

（国際一般電話等サービスに係る利用限度額）

第14条の37 当社は、他社直加入電話等国際利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（他社直加入電話等国際利用契約者が当社に支払うべき国際一般電話等サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。）を設定することがあります。

ただし、他社直加入電話等国際利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

(1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
(2) 電話等サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

2 前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4 当社は、国際一般電話等サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その他社直加入電話等国際利用契約に係る国際一般電話等サービスの提供を行わないことがあります。

5 他社直加入電話等国際利用契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第31条（通話に関する料金の支払義務）の規定を免れないものとします。

（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。

（注2）本条第3項に規定する当社が別に定める額は、10万円とします。

（その他の提供条件）

第14条の38 他社直加入電話等国際利用契約に関するその他の提供条件については、別記2に定めるところによります。

第5節 他社直収電話等付加機能利用契約

（契約の単位）

第14条の39 当社は、他社直収電話等利用回線1回線ごとに1の他社直収電話等付加機能利用契約を締結します。この場合、他社直収電話等付加機能利用契約者は、1の他社直収電話付加機能利用契約につき1人に限ります。

（他社直収電話等付加機能利用契約申込の方法）

第14条の40 他社直収電話等付加機能利用契約の申込をしようとするときは、当社所定

の契約申込書及び付加機能の利用申込書を当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。

（他社直収電話等付加機能利用契約申込の承諾）

第14条の41 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約の申込があったときは、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、他社直収電話等付加機能利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社の付加機能の利用を伴わないとき。
- (2) 第15条（付加機能の提供）に規定する条件を満たさないとき。
- (3) 他社直収電話等付加機能利用契約の申込をした者が、他社直収電話等利用回線について他社直収電話等会社と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (4) 他社直収電話等付加機能利用契約の申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（一般電話等サービスの利用の一時中断）

第14条の42 当社は他社直収電話等付加機能利用契約者から請求があったときは、一般電話等サービスの利用の一時中断を行います。

第14条の43 削除

（他社直収電話等付加機能利用権の譲渡）

第14条の44 他社直収電話等付加機能利用権（他社直収電話等付加機能利用契約者が他社直収電話等付加機能利用契約に基づいて一般電話等サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。

（他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除）

第14条の45 他社直収電話等付加機能利用契約者は、他社直収電話等付加機能利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により届け出ていただきます。

（当社が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除）

第14条の46 当社は、第20条（利用停止）第1項又は第3項の規定により一般電話等サービスの利用を停止された他社直収電話等付加機能利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除することがあります。

2 当社は他社直収電話等付加機能利用契約者が第20条第1項各号又は第3項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般電話等サービスの利用停止をしないでその他社直収電話等付加機能利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により他社直収電話等付加機能利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ他社直収電話等付加機能利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 当社は前3項に規定するほか、第14条の41第2項に規定する承諾条件を満たさなくなったとき若しくは別記10-5に掲げる他社直収電話等会社以外の電話会社に移行した事実を知ったときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除します。

なお、この場合、解除までに生じた利用料金の支払を要します。

（他社直収電話等契約の解除等に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の扱い）

第14条の47 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約者からその他社直収電話等付加機能利用契約に係る他社直収電話等利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除します。

ただし、他社直収電話等付加機能利用契約者が他社直収電話等契約を解除すると同

時に同一協定事業者の他の他社直収電話等契約を締結する場合であって、その他社直収電話等付加機能利用契約者からその他社直収電話等付加機能利用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約者とその他社直収電話等付加機能利用契約に係る他社直収電話等利用回線について他社直収電話等会社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約が他社直収電話等会社の契約約款等に定めるところにより、他社直収電話等利用権（他社直収電話等契約者（他社直収電話等会社と他社直収電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその他社直収電話等契約に基づき、他社直収電話等会社の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、他社直収電話等会社の承認を受けたときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除したものとします。
- 4 当社は、前3項の規定により他社直収電話等付加機能利用契約が解除されたにもかかわらず、他社直収電話等付加機能利用契約者が第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知を怠った場合には、その他社直収電話等設備により行われた一般電話等サービスに係る料金をその他社直収電話等付加機能利用契約者に支払っていただくことがあります。

（その他の提供条件）

第14条の48 他社直収電話等付加機能利用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記2の3の2に定めるところによります。

第6節 緊急通報用電話契約

（緊急通報用電話契約者の条件）

第14条の49 緊急通報用電話契約の契約者は、消防機関とします。

（緊急通報用電話サービスの提供）

第14条の50 当社は、緊急通報用電話契約をする場合は、その必要が認められる範囲で提供します。

（契約の単位）

第14条の51 当社は、緊急通報用回線1回線ごとに1の緊急通報用電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の緊急通報用電話契約につき1人に限ります。

但し、契約者とは、特定協定事業者の緊急通報用回線の提供を受けている電気通信事業者の電話サービスを利用する利用者を含む場合があります。

（その他の提供条件）

第14条の52 契約者が行う緊急通報用電話契約の解除及び当社が行う緊急通報用電話契約の解除に関する取扱いについては、電話等利用契約者の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、緊急通報用電話契約に関するその他の提供条件については、別記2の3の3及び別記12に定めるところによります。

第7節 地域指定特定番号着信機能利用契約

（当社が行う地域指定特定番号着信機能利用契約の解除）

第14条の53 当社が別に定める契約回線条件を満たさなくなったとき若しくはその事実を当社が知りえたときは、地域指定特定番号着信機能利用契約を解除します。なお、解除までに利用料金の支払いを要します。

（注）本条に規定する当社が別に定める契約回線条件は、別記10の5(2)に定める回線とします。

第8節 I P通信網サービス付加機能利用契約

（契約の単位）

第14条の54 当社は、I P通信網サービス利用回線1回線ごとに1のI P通信網サービス付加機能利用契約を締結します。この場合、I P通信網サービス付加機能利用契約

者は、1のI P通信網サービス付加機能利用契約につき1人に限ります。

（I P通信網サービス付加機能利用契約申込の方法）

第14条の55 I P通信網サービス付加機能利用契約の申込をしようとするときは、当社所定の契約申込書及び付加機能の利用申込書を当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。

（I P通信網サービス付加機能利用契約申込の承諾）

第14条の56 当社は、I P通信網サービス付加機能利用契約の申込があったときは、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、I P通信網サービス付加機能利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社の付加機能の利用を伴わないとき。
- (2) 第15条（付加機能の提供）に規定する条件を満たさないとき。
- (3) I P通信網サービス付加機能利用契約の申込をした者が、I P通信網サービス利用回線について、当社のI P通信網サービス契約を締結している者と同じの者とならないとき。
- (4) I P通信網サービス付加機能利用契約の申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（一般電話等サービスの利用の一時中断）

第14条の57 当社はI P通信網サービス付加機能利用契約者から請求があったときは、一般電話等サービスの利用の一時中断を行います。

第14条の58 削除

（I P通信網サービス付加機能利用権の譲渡）

第14条の59 I P通信網サービス付加機能利用権（I P通信網サービス付加機能利用契約者がI P通信網サービス付加機能利用契約に基づいて一般電話等サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。

（I P通信網サービス付加機能利用契約者が行うI P通信網サービス付加機能利用契約の解除）

第14条の60 I P通信網サービス付加機能利用契約者は、I P通信網サービス付加機能利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により届け出ていただきます。

（当社が行うI P通信網サービス付加機能利用契約の解除）

第14条の61 当社は、第20条（利用停止）第1項又は第3項の規定により一般電話等サービスの利用を停止されたI P通信網サービス付加機能利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのI P通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。

2 当社はI P通信網サービス付加機能利用契約者が第20条第1項各号又は第3項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般電話等サービスの利用停止をしないでそのI P通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりI P通信網サービス付加機能利用契約を解除しようとするときは、あらかじめI P通信網サービス付加機能利用契約者にそのことを通知します。この場合、I P通信網サービス付加機能利用契約時に申出を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 当社は前3項に規定するほか、第14条の56第2項に規定する承諾条件を満たさなくなったとき若しくは別記10-6に掲げるI P通信網サービス契約以外のサービスに移行した事実を知ったときは、そのI P通信網サービス付加機能利用契約を解除します。なお、この場合、解除までに生じた利用料金の支払を要します。

(I P 通信網サービス契約の解除等に伴う I P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い)

第14条の62 I P 通信網サービス付加機能利用契約者とその I P 通信網サービス付加機能利用契約に係る I P 通信網サービス利用回線について当社の I P 通信網サービス契約を締結している者と同じの者でないことについて、その事実を知ったときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。

2 当社は、I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款及び「COTOHA Call Centerサービス」契約約款に定めるところにより、I P 通信網サービス利用権 (I P 通信網サービス契約者 (当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款又は「COTOHA Call Centerサービス」契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。) がその I P 通信網サービス契約に基づき、I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。

3 I P 通信網サービス付加機能利用契約者が、I P 通信網サービス契約が解除されたにもかかわらず第45条の6 (I P 通信網サービス付加機能利用契約者からの通知) に規定する通知を怠った場合には、I P 通信網サービス付加機能利用契約に係る料金をその I P 通信網サービス付加機能利用契約者に支払っていただくことがあります。

4 I P 通信網サービス契約を解除したことにより、I P 通信網サービス付加機能利用契約者が事実上 I P 通信網サービス付加機能の提供を受けることができなくなることに対し当社は賠償を負いません。

第9節 契約者指定番号発信サービス利用契約

(契約の単位)

第14条の63 当社は、1 の契約者指定番号発信サービス利用契約者識別符号 (契約者指定番号発信サービス利用契約者を識別するための符号であって、契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて当社が契約者指定番号発信サービスの利用契約者に割り当てるものをいいます。) ごとに1 の契約者指定番号発信サービス利用契約を締結します。この場合、契約者指定番号発信サービス利用契約者は、1 の契約者指定番号発信サービス利用契約につき1 人に限ります。

第14条の63の2 削除

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の方法)

第14条の64 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をする者は、次の事項について記載のうえ当社が指定する方法により契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を行っていただきます。

- (1) 契約者指定番号発信サービスの種別、種類、区別及び区分 (プラン2 に係る場合に限ります。)
- (2) 契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号
- (3) 契約者指定番号発信サービス (第2 種グループ発信サービスのプラン2 に限ります。) の利用に係るその者の契約に係る第6 種シェアード I P - P B X サービスに係る電気通信番号
- (4) 申込をする者の住所等その他申込の内容を特定するために必要な事項

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾)

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除

- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン2に係るものに限り、）の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更）

第14条の65の2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者指定番号発信サービスの利用に係る契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号について変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録又は登録の削除をいいます。）を行います。

2 削除

- 3 前項に規定するほか、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン2に係る者に限り、）は、第1項に規定する契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号を登録するものに限り、）を請求するにあたっては、現にその契約者指定番号発信サービス利用契約者又はその契約者指定番号発信サービス利用契約者に係る従業員（それに相当する者を含みます。）の利用に係る電気通信番号について登録を行うものとします。
- 4 前3項の請求があったときは、当社は、第14条の65（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 5 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、現に登録に係る契約者指定番号発信サービス利用回線について、本条第3項に規定する条件を満たさなくなったときは、当社に契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（その契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録を削除するものに限り、）を請求するものとします。

第14条の65の3 削除

（最低利用期間）

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2又はプラン3を除きます。）に限り、）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。
- 3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2又はプラン3を除きます。）に係るものに限り、）の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1（基本料金）に規定する額を支払っていただきます。

（契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡）

第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権（契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきます。
- 3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 契約者指定番号発信サービス利用権（第2種グループ発信サービスのプラン2に係るものに限り、）を譲り受けようとする者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除）

第14条の67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 削除

- 3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン2に係る者に限り、）からその契約者指定番号発信サービスに係る第6種シェアードIP-PBXサービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

（当社が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除）

第14条の68 当社は、第20条（利用停止）第1項の規定により契約者指定番号発信サービスの利用を停止された契約者指定番号発信サービス利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者指定番号発信サービスの利用停止をしないでその契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。

3 削除

- 4 前3項に規定するほか、当社は契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン3に係る者に限り、）が、連続する12の料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する料金の支払いがないとき、その契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定により契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者指定番号発信サービス利用契約者にそのことを通知します。

第6章 付加機能

（付加機能の提供）

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (3) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
- 2 契約者は、グループを構成する付加機能の請求をするときは、所属する1のグループを指定して当社に届け出ていただきます。この場合、当社は、料金表第1表第1に定めるほか、次のとおり取り扱います。

- (1) その付加機能の請求が新たにグループを設けるものであるときは、そのグループの代表者を定めて当社に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - (2) 当社は、前項各号に規定するほか、所属するグループの代表者の承諾がないときは、その付加機能の請求を承諾しないことがあります。
 - (3) その付加機能を利用する契約者は、電話等利用権の譲渡があったとき、その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があったとき、この機能を利用する利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったとき、携帯利用回線に係る電話番号の変更があったとき又は他社直加入電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったときは、新たに所属するグループを当社に届け出ていただくことがあります。この場合当社は、前2号の規定に準じて取り扱います。
 - (4) その付加機能を利用する契約者がグループを構成する付加機能を利用するために必要な番号を指定するとき又はその番号を変更するときは、そのグループの代表者の承諾がある場合に限り行うことができます。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その請求の承諾を取り消すことがあります。
- (注1) 当社は、契約者から30日以内の利用期間を指定して付加機能の提供の請求があったときは、料金表第1表第1に定める臨時のものに限り提供します。
- (注2) 当社は、一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき又は契約者から利用回線、携帯利用回線若しくは他社直収電話等利用回線の利用休止をした旨の届出があったとき若しくはその事実を知ったときは、その利用回線、携帯利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡があった場合等の取扱い)

第17条 当社は、第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項ただし書の規定により電話等利用権の譲渡があった場合であっても、料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能を廃止します。

2 前項に規定する場合のほか、通話のふくそうにより当社の設備運営上支障を及ぼすおそれがある等料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、当社はその付加機能を廃止します。

3 当社は、契約者から利用回線、他社直加入電話等利用回線又は他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その利用回線に係る付加機能を廃止します。ただし、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）、第45条の4（他社直加入電話等国際利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、この限りではありません。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第18条 契約者は、前3条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、付加機能等（当社が別に定める付加機能等に限ります。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める付加機能等は、次に掲げるものをいいます。

- (ア) 料金表第1表第1に規定するナビダイヤル通話及びテレドーム通話
- (イ) 料金表第1表第2に規定する通話の付加サービス

第7章 削除

第18条の2 削除

第18条の3 削除

第8章 削除

第18条の4 削除

第9章 利用中止等

(利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、電話等サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第26条（通話利用の制限等）の規定により、通話利用を中止するとき。
- (3) 削除

2 当社は、前項の規定により電話等サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 削除

4 第1項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

(利用停止)

第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その電話等サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話等サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を、第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定に基づきその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者に支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者に支払われるまでの間）、その電話等サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては当社が定める支払日を経過してもなお支払いがないとき又は協定事業者若しくは請求事業者が請求したものについてはその協定事業者若しくは請求事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を協定事業者若しくは請求事業者から受けたとき。
- (2) 契約者が当社と電話等サービス契約を締結している又は締結していた他の電話等サービスに係る料金その他の債務について及びIP通信網サービス契約に係わる料金その他の債務について、当社が請求したものについては当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき又は協定事業者若しくは請求事業者が請求したものについては、その協定事業者若しくは請求事業者が定める支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を当社が協定事業者若しくは請求事業者から受けたとき。
- (3) 携帯電話等国際利用契約者が、携帯電話等国際利用申込、携帯電話等国際利用契約者の地位の承継の届出又は携帯電話等国際利用契約者の氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と反する申告を行なったことにより、当社の電話等サービスの料金収納業務に著しく支障を及ぼすとき。
- (4) 第44条（利用に係る契約者の義務）又は第44条の3（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 前6号のほか、この約款に違反する行為であって、電話等サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

ある行為をしたとき。

(8) 地域指定着信課金機能を利用する場合で、前料金月の末日までに保証金の預入れがなく、月額割引前通話料金が500万円を超えたとき。また、保証金の預け入れがあった場合でも、預け入れ額を月額割引前通話料金が超えたとき。

2 前項に規定するほか、当社は、契約者が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限り。）について、事実を告げず、又は不実のことを告げる こと等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限り。）することができない場合、その契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金 について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6 か月以内に当社が定める期間、その電話等サービスの利用を停止することがあります。

(1) 契約者の氏名又は名称

(2) 契約者の住所又は居所

(3) その他電話等サービスの提供に必要な事項

3 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その電話等サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関及び総務省に対し当該契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は本項に基づく付加機能（地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に限り。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる電気通信番号を契約者に付与することがあります。

4 当社は、第1項及び第3項の規定により電話等サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

5 前項の規定にかかわらず、協定事業者の電気通信設備から通話を行った者が、支払いを要する者となるものについては、その電気通信設備を設置している協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(注1) 本条第2項の当社が別に定める規定は、第14条の20（携帯電話等国際利用契約申込の方法）、第14条の24（携帯電話等国際利用権の譲渡）、別記2（契約者の地位の承継）及び別記2の3（携帯電話等国際利用契約者の氏名等の変更の届出）とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注3) 本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

（サービス提供限度額）

第20条の2 サービス提供限度額は、当社が別に定める額とします。

2 当社は、電話等サービス利用契約者（契約者指定番号発信サービス利用契約者（第1種グループ発信サービスに係る者に限り。））に限り、以下本条において同じとします。）が当社に支払うべき電話等サービス利用契約（契約者指定番号発信サービス利用契約に限り。）の料金その他の債務（その料金月以外の利用に係る料金その他の債務（保証金を除きます。）の内、支払が完了していないものを含みます。）を累積した額について、サービス提供限度額を超えたときは、その者の電話等サービス（契約者指定番号発信サービスに限り。）の利用を停止することがあります。この場合において、電話等サービス利用契約者から停止の解除の申出があったときは、当社が承諾したときに限り当社はその停止を解除します。

(注) 第1項に規定する当社が別に定める額は、100万円とします。

（契約約款等による制約）

第20条の3 電話等サービスの利用において、電話等利用契約者が当社又は協定事業者

の契約約款等の定めるところによりその設備を使用することができない場合は、その設備を使用して電話等サービスを利用することはできません。

(接続休止)

第21条 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る他社通話（当社が別に定める通話を含みます。以下この条において同じとします。）を行うことはできません。

2 前項の場合に、契約者が他社通話を全く利用することができなくなったときは、当社は電話等サービスの接続休止（当社の電話等サービスを利用して行う通話と他社通話との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その電話等サービスについて、契約者から電話等サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

3 当社は、前項の規定により電話等サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。

4 第2項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電話等サービス契約は解除されたものとして取り扱います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通話は、別記1の表の(5)に規定する提供区間に係る通話とします。

第10章 通話

第1節 通話の種類等

(通話の種類等)

第22条 国内通話の種類は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。

2 削除

3 国際通話の種類は、料金表第1表第2に定めるところによります。

第22条の2 削除

第2節 削除

第23条 削除

第24条 削除

第3節 通話利用の制限等

(通話の切断)

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通話を切断することがあります。この場合、あらかじめその通話をしている者にそのことを通知します。

2 当社は、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2を除きます。）に限り、）を利用して発信された通話について、1回の通話時間が通話の開始時点から起算して120分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

3 削除

(通話利用の制限等)

第26条 当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域への通話を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2 当社は、特定の地域等との通話が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通話の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

3 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、電話等サービス（附帯サービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

（通話時間等の制限）

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域への通話の利用を制限することがあります。

第4節 通話時間の測定等

（通話時間の測定等）

第28条 通話時間及び情報量の測定等については、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。

第5節 通話の取扱い等

（国際通話の取扱い地域）

第28条の2 国際通話の取扱い地域は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。

（デジタル通信モードによる国際通話）

第28条の3 当社は、電話等利用契約者（総合デジタル通信設備に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）、他社直加入電話等国際利用契約者（他社直加入電話等設備（総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）に係る者に限ります。）に対して、次の場合を除き料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定するデジタル通信モードによる国際通話を提供します。

（1）デジタル通信モードによる国際通話の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

第28条の4 削除

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第29条 当社が提供する電話等サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定める基本

料金及び通話に関する料金とします。

- 2 当社が提供する電話等サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費及び設備費とします。
 - 3 当社が提供する相互接続番号案内に関する料金は、第51条（相互接続番号案内料の支払義務）に規定する相互接続番号案内料とし、料金表第4表（相互接続番号案内料）に定めるところによります。
 - 4 当社が提供する電話等サービスの登録に関する料金は、第35条（登録料の支払い義務）に規定する登録料とし、料金表第5表（登録料）に定めるところによります。
- （注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話等サービスの態様に応じて、回線使用料、付加機能使用料（料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（料金設定通話）

第30条 当社がこの約款に定めるところにより料金を定める通話（以下「料金設定通話」といいます。）は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。

（基本料金の支払義務）

第30条の2 契約者は、その契約に基づいて当社が付加機能（当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

ただし、月額又は日額以外の方法で定める基本料金及び日額で定める基本料金のうち料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により付加機能を利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ただし、第20条（利用停止）第3項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を電話等利用契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日を電話等サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。
 - (3) 削除
 - (4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、付加機能を利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その付加機能を全く利用できない状態（その付加機能に係る電気通信設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又、3欄は4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりその付加	そのことを当社が知った時刻以

機能を全く利用できない状態が生じたとき。	後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその基本料金
3 相互接続点の変更等に伴って、付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により付加機能を利用しなかった場合であって、料金表第1表に規定する番号(当社が別に定める番号に限りです。)を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算して利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本料金
4 電話等サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本料金

3 第1項の期間において、他社通話を行うことができないことにより付加機能を利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断、利用停止その他契約者に帰する理由により、他社通話を行うことができなかった場合であっても、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、他社通話を行うことができないため、付加機能を全く利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない者
1 契約者の責めによらない理由により、他社通話を全く行うことができない状態（全ての他社通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料金。
2 当社の故意又は重大な過失により他社通話を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその基本料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた基本料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスとします。

（注2）本条第2項の表の3欄に規定する当社が別に定める番号は、料金表第1表第1に規定する着信課金番号、特定着信番号及び複数同時接続番号とします。

（通話に関する料金の支払義務）

第31条 契約者、公衆電話設備から通話を行った者は、次の通話について、当社が測定

した通話時間又は情報量と料金表第1表第2の規定とに基づいて算定した通話に関する料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 加入電話等設備から行った通話（その加入電話等設備に係る電話等利用契約者以外の者が行った通話を含みます。）	その加入電話等設備に係る電話等利用契約者
2 削除	削除
3 公衆電話設備から行った通話	その公衆電話設備から通話を行った者
4 携帯電話設備又はPHS設備から行なった国際通話（その携帯電話設備又はPHS設備に係る携帯電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その携帯電話設備又はPHS設備に係る携帯電話等国際利用契約者
5 他社直加入電話等設備から行なった国際通話（その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その他社直加入電話等設備に係る他社直加入電話等国際利用契約者
6 削除	削除
7 削除	削除
8 契約者指定番号発信サービスを利用して行った通話	契約者指定番号発信サービス利用契約者

- 2 契約者は、ダイヤル通話（通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通話をいいます。以下同じとします。）又は国際通話の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 第1項に規定する通話に関する料金については、当社、協定事業者又は請求事業者が請求を行うものとし、その料金その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。
- 4 第1項の規定にかかわらず、当社がこの約款以外に定めるところにより提供する電気通信サービスを契約者が利用する場合であって、そのサービスに係る通話に関する料金の支払義務者が別に定められているときは、その定めによります。
- 5 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。
 （注1）本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2に規定する通話の付加サービスとします。
 （注2）本条第3項に規定する当社が別に定めるところは、別記2の5に定めるところによります。

第32条 陸上移動無線データ通信設備から通話を行った者は、当社が測定した通話時間

と料金表第1表第2（通話に関する料金）の規定とに基づいて算定した通話に関する料金の支払いを要します。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項のダイヤル通話の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。
- 3 陸上移動無線データ通信設備から通話を行った者は、前項の規定に基づき当社が算定したその通話に関する料金に係る債権を当社がその陸上移動無線データ通信設備を設置する協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、その通話の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 前項の規定により、債権を譲渡することとなる通話の料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、陸上移動無線データ通信設備を設置する協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第33条 削除

（料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務等）

第34条 料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務及びその他の取扱いについては、その通話に接続される他社通話に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2（通話に関する料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 削除
- 3 当社は、第1項に定める協定事業者がその契約約款等に定めるところに従ってその相互接続通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、その譲渡を承認します。

（登録料の支払義務）

第35条 契約者は、当社が別に定める付加機能の利用の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第5表（登録料）に規定する登録料の支払いを要します。

ただし、その付加機能の利用に係る手続きの着手前にその申込の取消があった場合（料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがある場合を除きます。）は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

（注）本条に規定する当社が別に定める付加機能は料金表第1表第1に規定する国際地域指定着信課金機能とします。

（工事費の支払義務）

第36条 工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその工事の請求の取消し（以下この条において「請求取消」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に請求取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して請求取消があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第36条の2 特別な電気通信設備の新設を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第2（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、

既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第37条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第37条の2 削除

（債権の譲渡等）

第38条 契約者は、この約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務（第7条の規定により締結した電話等利用契約に関する料金又は当社が別に定める場合に該当しないものであって契約者から申出があったもの（当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。以下この条において同じとします。）に係る債権を当社がその契約者に係る加入電話等設備を設置する特定協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

ただし、契約者から次項の取扱いを希望する旨の申出があった場合は、この限りではありません。

- 2 当社が別に定める場合に該当しないとき又は契約者から申出があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、この約款の規定により支払いを要することとなった当社が請求する料金その他の債務（第37条の2の規定により当社が提供する電話等サービスの料金とみなしたものを含みます。）に係る債権を請求事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 3 第1項の場合において、当社は、1の料金月の支払いを要することとなった料金その他の債務の額が1,000円未満である場合は、その料金月から起算して連続する2の料金月の料金その他の債務に係る債権を1の債権とみなして特定協定事業者に譲り渡すものとします。

ただし、契約者から当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

- 4 第2項の場合において、当社は、料金表通則11の2の規定に基づき、その債権を請求事業者に譲り渡すものとします。

- 5 前4項の規定により債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取扱いについては、この約款に別段の定めがある場合を除き、その特定協定事業者又は請求事業者の契約約款等に定めるところによります。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- （1）契約者が、外国政府（それに相当する者を含みます。）である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合
- （2）現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）
- （3）現に、2以上の契約に係る料金その他の債務を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合であって、契約者の支払い処理の都合上、契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認めるとき（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）
- （4）その申出が虚偽の内容（それに相当する者を含みます。）である又はそのサービスに係る料金その他の債務について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある

る等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合

第4節 保証金

(携帯電話等国際利用契約又は契約者指定番号発信サービス利用契約に係る保証金)

第38条の2 当社は、携帯電話等国際利用契約者又は契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その者の携帯電話等国際利用契約に係る国際一般電話等サービス又は契約者指定番号発信サービス利用契約に係る契約者指定番号発信サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、携帯電話等国際利用契約者又は契約者指定番号発信サービス利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合は、この限りではありません。

- (1) 新規に携帯電話等国際利用契約又は契約者指定番号発信サービス利用契約を締結した者又は利用休止を行っていた携帯利用回線について利用の再開をした者
- (2) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
- (3) 電話等サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

2 保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めます。

3 保証金については、無利息とします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める額は次のとおりとします。

ア 携帯電話等国際利用契約に係るもの

1万円、3万円、5万円、又は10万円以上（10万円を超える場合は10万円単位とします。）とし、携帯電話等国際利用契約者にその者の予想月額料金に応じて選択していただきます。

イ 契約者指定番号発信サービス利用契約に係るもの

契約者指定番号発信サービス利用契約者の予想月額料金（その契約者指定番号発信サービス利用契約の内容に照らし当社が算定し契約者に通知する額をいいます。）の3か月分以上とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める預入期間は、2年間とします。

(付加機能の利用に係る保証金)

第38条の2の2 当社は、電話等利用契約者（当社が別に定める付加機能の提供を受けている又は受けようとする者に限ります。）が次のいずれかに該当する場合は、その者の電話等サービス（当社が別に定める付加機能に限ります。）の提供の条件として、当社が定める期日までに保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。

- (1) 電話等サービスの料金等の支払いを怠るおそれがあると当社が認めた者
- (2) (1)以外で当社が別に定める利用形態に該当する者
- (3) 月額割引前通話料金が500万円以上利用する場合

2 保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めます。

3 保証金については、無利息とします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、地域指定着信課金機能とします。

(注2) 本条第1項(2)に規定する当社が別に定める利用形態は、本邦から外国又は外国から本邦への地域指定着信課金機能による接続において国際公専公接続する利用形態とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める額は、地域指定着信課金機能における着信課金番号により同時に接続できる通話の数が23以下の場合に300万円とし、23を超える場合は次の23までごとに300万円を加算します。第38条2の2(3)に該当す

ると当社が認めた場合は、その者の予想月額割引前通話料金とします。
(注4) 本条第2項に規定する当社が別に定める預入期間は、付加機能の廃止までとします。

(保証金の返還)

第38条の3 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保証金をその契約者に返還します。

ただし、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

- (1) 保証金の預入期間が終了したとき。
- (2) 保証金の預け入れのある携帯電話等国際利用契約又は契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約について、利用の一時中断又は契約の解除があったとき。
- (3) 保証金の預け入れのある電話等利用契約について、当社が別に定める付加機能の廃止があったとき。
- (4) 第38条2の2（付加機能の利用に係る保証金）に規定する保証金の額が減少したとき。

(注1) 本条に規定する当社が別に定める付加機能は、地域指定着信課金機能とします。

(注2) 本条(4)に規定する保証金の額の減少による保証金の返還額は、変更前の保証金の額から変更後に適用すべき保証金の額を控除した額とします。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第39条 契約者その他電話等サービスの利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条の2 契約者は、第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定により当社が請求することとなった電話等サービスに係る料金その他の債務（保証金及び延滞利息を除きます。以下この条において同じとします。）について当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合、または電話等サービスの廃止、契約者の異動等により他に請求する料金がなく、延滞利息のみの料金となった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第12章 保守

第39条の3 削除

第39条の4 削除

(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条（通話利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との電話等サービス契約に係るもの 水防機関との電話等サービス契約に係るもの 消防機関との電話等サービス契約に係るもの 災害救助機関との電話等サービス契約に係るもの 警察機関との電話等サービス契約に係るもの 防衛機関との電話等サービス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 選挙管理機関との電話等サービス契約に係るもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話等サービス契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との電話等サービス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との電話等サービス契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第13章 損害賠償

（責任の制限）

第41条 当社は、電話等サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者（当社より外国側にある協定事業者を除きます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その電話等サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、電話等サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話等サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金
 - (2) 料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する料金（電話等サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の通話に関する料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

- 3 削除

4 削除

5 第1項の場合を除き、当社は契約者に対し、賠償を負いません。

6 当社の故意又は重大な過失により電話等サービスの提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、前5項の規定は適用しません。

7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に定めがある場合は、その定めるところによります。
（注1）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話等サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の通話に関する料金とします。

（注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第42条 削除

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（電話等サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第14章 雑則

第42条の2 削除

（承諾の限界）

第43条 当社は、契約者その他電話等サービスの利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（サービスの廃止）

第43条の2 当社は、電話等サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による電話等サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その電話等サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、電話等サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により電話等サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

（利用に係る契約者の義務）

第44条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 削除

(2) 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 契約者は、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと
- (7) 契約者（当社が電気通信番号を付与するサービス又は付加機能に係る者に限ります。以下、本号において同じとします。）がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。
- (8) (7)までに規定するほか、利用に係る契約者の義務については、次のとおりとします。
- ア 当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限ります。）の義務に準じるものとします。
- イ 契約者のうち地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能のSMS送信機能を利用する者においては、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者を除きます。）の義務に準じるものとします。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備をき損したときは、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 前2項に規定するほか、電話等利用契約者は、当社から割り当てられた接続用電話等利用契約者識別符号（電話等利用契約者が、自営端末設備から当社の電気通信設備に接続し、当社に電話等サービスに係る請求又は申出を行う場合に必要な英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号（以下、「接続用電話等利用契約者識別符号等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 電話等利用契約者が前項の規定に反し、電話等サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、接続用電話等利用契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。

第44条の1の2 削除

第44条の2 削除

（利用上の制限）

第44条の3 契約者は次に掲げる態様で通話を行ってはいけません。

- (1) コールバックサービス（本邦から発信する国際通話を、外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式

アンサーサプレッション
方式

その提供に際して、当社が国際電話等サービスの通話
時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧
されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者の氏名の通知等)

第44条の4 削除

- 2 契約者は、当社が請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第20条の規定に基づきその電話等サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金その他の債務の回収のために必要となる情報を、請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 3 契約者は、当社が請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその電話等サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(電話等利用契約者からの通知)

第45条 電話等利用契約者は、利用回線について電話番号若しくは契約者回線番号の変更、利用回線の利用休止又は電話加入権等の譲渡その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

- 2 前項において、その利用回線が付加機能を利用しているとき、選択制による通話料金の月極割引の適用を受けているときその他当社が別に定める場合であって、電話加入権等の譲渡があったにもかかわらず、あらかじめ当社に通知がなかったときは、当社は第7条（電話等利用契約の締結等）第1項又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項の規定において、当社がその事実があったことを知った日をもって、電話加入権等の譲渡及び特定協定事業者の承認があったものとして取扱います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 利用回線の種類の変更
- (2) 利用回線の設置場所の変更
- (3) 加入電話等契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (4) 加入電話等契約の解除
- (5) 他社直収電話等設備への利用回線の変更

第45条の2 削除

(携帯電話等国際利用契約者からの通知)

第45条の3 携帯電話等国際利用契約者は、携帯利用回線について電話番号の変更、携帯利用回線の利用休止又は携帯電話等利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 携帯利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 携帯利用回線に係る契約の解除
- (3) 携帯利用回線に係る契約を解除し、同一の携帯電話番号を利用のうえ異なる移動電話会社と携帯電話等契約を新たに締結したとき（以下「携帯電話番号ポータビリティ」といいます）

(他社直加入電話等国際利用契約者からの通知)

第45条の4 他社直加入電話等国際利用契約者は、他社直加入電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただき

ます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 他社直加入電話等利用回線の設置場所の変更
- (2) 他社直加入電話等利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (3) 他社直加入電話等利用回線に係る契約の解除

(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)

第45条の5 他社直収電話等付加機能利用契約者は、他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は次のとおりとします。

- (1) 他社直収電話等利用回線の設置場所の変更
- (2) 他社直収電話等利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (3) 他社直収電話等利用回線に係る契約の解除

(I P 通信網サービス付加機能利用契約者からの通知)

第45条の6 I P 通信網サービス付加機能利用契約者は、I P 通信網サービス契約に係わる電話番号又は契約者回線番号の変更その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は次のとおりとします。

- (1) I P 通信網サービス契約に係わる加入者回線の設置場所の変更
- (2) I P 通信網サービス契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (3) I P 通信網サービス契約の解除

(協定事業者への通知)

第46条 当社は、料金表第1表第1(基本料金)に別段の定めがある場合は、契約者が利用する付加機能の情報を協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第47条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たって必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

- 2 携帯電話番号ポータビリティを行ったにもかかわらず、第45条の3(3)に定める通知がない場合、当社は、契約者が携帯利用回線に係る契約を現に締結していない協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な通知を受ける場合があります。

(電話帳)

第48条 当社は、契約者から請求があったときは、別記3から5に定めるところにより、当社が付与した番号を電話帳(当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

- 2 当社は、別記6に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

第49条 当社が付与した番号は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

ただし、電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、番号の案内は行いません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(相互接続番号案内)

第50条 当社が指定する電気通信設備の利用者は、その電気通信設備から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

（注）本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第51条 当社が指定する電気通信設備から相互接続番号案内を利用した者は、料金表第4表に定めるところにより、相互接続番号案内料を支払っていただきます。

(番号情報の提供)

第51条の2 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第48条（電話帳）及び第49条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注2）本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

（注3）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（注4）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(法令に規定する事項)

第52条 電話等サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記7に定めるところによります。

第52条の2 削除

(個人情報の取扱い)

第52条の3 当社は、電話等サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記7の2及び当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

(本人特定事項の取扱い)

第52条の4 当社は、電話等サービスの提供にあたり、当社が取得する本人特定事項（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年4月15日法律第31号）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の取扱いについては、別記7の3に定めるところによります。

(閲覧)

第53条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(特約)

第53条の2 この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(契約者に対する通知)

第53条の3 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) 契約者が電話等サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) 契約者が電話等サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社が契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第54条 電話等サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記8から別記9の9に定めるところによります。

別記

1 電話等サービスの提供区間

当社が提供する電話等サービスの提供区間は、次のとおりとします。

電話等サービスの種別	提 供 区 間
一般電話等サービス	(1) 相互接続点相互間 (2) 削除 (3) 削除 (4) 削除 (5) 相互接続点と外国との間 (6) 外国相互間（当社が本邦内に設置する電気通信設備を経由する場合に限ります。）
削除	(7) 削除 (8) 削除 (9) 削除 (10) 削除 (11) 削除 (12) 削除 (13) 削除 (14) 削除 (15) 削除 (16) 削除 (17) 削除 (18) 削除 (19) 削除
緊急通報用電話サービス	(20) 緊急通報用回線と相互接続点との間
契約者指定番号発信サービス	(1) 相互接続点相互間 (2) 削除 (3) 削除 (4) 削除 (5) 相互接続点と外国との間 (6) 外国相互間（当社が本邦内に設置する電気通信設備を経由する場合に限ります。）

1の2 削除

1の3 削除

2 契約者の地位の承継

- (1) 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者について相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の地位を承継するものとします。
- (2) 相続又は合併若しくは分割により携帯電話等国際利用契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社が指定する電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1) 又は (2) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人（電話等利用契約者の地位の承継の場合は、その加入電話等契約に係る契約者と同一の

者、携帯電話等国際利用契約者の地位の承継の場合は、移動電話会社との携帯電話等契約に係る契約者と同一の者、他社直加入電話等国際利用契約者の地位の承継の場合は、他社直加入電話等契約に係る契約者と同一の者としします。

(4) (3)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2の2 削除

2の3 携帯電話等国際利用契約者の氏名等の変更の届出

(1) 携帯電話等国際利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2の3の2 他社直収電話等付加機能利用契約者の氏名等の変更の届出

(1) 他社直収電話等付加機能利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2の3の3 緊急通報用電話契約者の氏名等の変更の届出

(1) 緊急通報用電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2の4 削除

2の5 通話に関する料金の取扱い

区 分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
1 次の利用回線に係る通話に関する料金（4及び5に定める通話に関する料金を除きます。以下、1の欄において同じとします。） (1) 電話等サービスに係る料金その他の債務の支払いに伴い、当社が別に定める取扱いを受けている利用回線に係る通話に関する料金 (2) 当社が別に定める付加機能等を利用している又は当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る通話に関する料金 (3) (1)及び(2)に定めるほか、メンバーズネット機能を利用している又は当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引（「月極割引等」といいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けている利用回線（「割引選択回線」といいます。以下この欄において同じとします。）について、その月極割引等を構成する他の一の割引選択回線が(2)の適用を受けることとなる場合	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります。

における、その割引選択回線（本規定が適用されることとなる割引選択回線が、他の月極割引等を構成するときは、その月極割引等の割引選択回線を含みます。）に係る通話に関する料金 (4) (1)から(3)に定めるほか、付加機能又は選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている又は受けることとなる利用回線に係る通話に関する料金であって、当社が特に認めた場合における、通話に関する料金		
2 他社直収電話等利用回線に係る通話に関する料金	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります。
3 1 及び 2 に定めるほか、次の通話に関する料金 (1) 料金表第 1 表第 1 に規定する国際地域指定着信課金機能を利用して行われた国際通話に関する料金 (2) 料金表第 1 表第 2 の通話料金別表に規定する選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限りします。）の適用を受ける国際通話に関する料金 (3) デジタル通信モードにより行われた国際通話に関する料金 (4) 携帯電話設備、PHS 設備又は他社直加入電話等設備から行われた国際通話に関する料金 (5) 削除	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります。
4 携帯電話設備、PHS 設備、他社直加入電話等設備若しくは固定端末系伝送路設備から地域指定特定番号着信機能を利用して行われた通話又は携帯電話設備、PHS 設備若しくは固定端末系伝送路設備から複数同時接続機能を利用して行われた通話に関する料金	その携帯電話設備、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備を設置している協定事業者	この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
5 削除	削除	削除
6 1 から 5 に定める以外の通話に関する料金であって、電話等利用契約者又は公衆電話設備から通話を行った者が支払いを要する者となるもの	その加入電話等設備又は公衆電話設備を設置している特定協定事業者	この約款に定めるものを除き、その特定協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

（注 1） 1 欄(1)に規定する当社が別に定める取扱いは、第38条（債権の譲渡等）第 2

項に規定する債権の取扱いとします。

(注2) 1 欄(2)に規定する当社が別に定める付加機能は、次の付加機能とします。

- (1) 地域指定着信課金機能
- (2) 簡易着信課金機能
- (3) メンバーズネット機能

(注3) 1 欄(2)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。

(注4) 1 欄(3)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。

3 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、契約者（料金表第1表第1（基本料金）に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号若しくは複数同時接続番号を付与された契約者に限ります。以下別記5（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ 契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能若しくは複数同時接続機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限り。）の適用の単位となる数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

4 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記3（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

ア その着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号が、臨時の付加機能に係るものであるとき。

イ 契約者の加入電話等設備又は、別記4の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないとき。

(2) 当社は、(1)のアからイに規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

5 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記3（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

(4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

(5) 契約者は、(4)の規定により、支払いを要することとなった重複掲載料に係る債

権を当社がその電話帳を発行する協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の周知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(6) (5)の規定により、債権を譲渡することとなる重複掲載料に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(7) (5)及び(6)の規定にかかわらず、第31条第3項において当社又は請求事業者が通話に関する料金を請求することとなる場合は、この限りではありません。

6 協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行

当社は、電話帳に掲載した事項について、協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳を発行する場合があります。

6の2 削除

6の3 削除

6の4 削除

6の5 削除

7 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

7の2 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定める手数料の支払いを要します。

7の3 本人特定事項の照会

当社は、第44条（利用に係る契約者の義務）に係る事実の確認を行うにあたっては、本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等について、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。

8 料金明細内訳書の送付

当社は、料金明細内訳を記録している電話等サービスについて、契約者から請求があったときは当社所定の方法により料金明細内訳書を送付します。

8の2 支払証明書の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が指定する電話等サービス取扱所において、その電話等サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払を要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

ただし、第38条の規定に基づき、当社がその電話等サービスに係る債権を特定協定事業者又は請求事業者に譲渡した場合は、この限りではありません。

(2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第6表（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

9 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、電話等サービスに係る契約の申込をする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

（注）9に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日

本電信電話株式会社とします。

9の2 削除

9の3 削除

9の4 CXサポートサービスの提供

(1)当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げる CX サポートサービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。この場合、その契約者は、料金表第7表（CX サポートサービスの提供に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 別	内 容			
CXサポートサービス	(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の本サービス提供開始日以降のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービスです。			
	(2)CXサポートサービスには、次表に掲げるプランがあります。			
	<table><tr><td>無料プラン</td><td>可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。</td></tr><tr><td>スタンダードプラン</td><td>(1)可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「詳細集計データ」といいます。）及び契約者が追加するデータやテキスト（以下、「保存データ」といいます。）の3種類となります。 (2)料金請求データは当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。 (3)詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。 (4)保存データとして追加できるデータは1ファイル10Mbyteまでで、24ファイルまでとなります。</td></tr></table>	無料プラン	可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。	スタンダードプラン
無料プラン	可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。			
スタンダードプラン	(1)可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「詳細集計データ」といいます。）及び契約者が追加するデータやテキスト（以下、「保存データ」といいます。）の3種類となります。 (2)料金請求データは当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。 (3)詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。 (4)保存データとして追加できるデータは1ファイル10Mbyteまでで、24ファイルまでとなります。			

9の4の2 CXサポートサービスのプランの変更

契約者は無料プランからスタンダードプランへのプランの変更の請求をすることができます。スタンダードプランから無料プランへの変更はできません。

9の5 料金請求データの取得に関する同意

契約者は、当社が本サービスを提供するために、契約者から料金請求データを取得することに同意します。

9の6 データに関する責任

(1)当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データ、

詳細集計データ及び保存データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(2) 本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(3) 料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。

9の7 データの確認・複製

(1) 当社は、当社設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製をすることがあります。

(2) 当社は、前号の用途以外で当社設備に保存されたデータにアクセス又は利用しないものとします。

9の8 データの削除

当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ及び保存データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

区 別	内 容
無料プラン	(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。
スタンダードプラン	(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します

	(2) 詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての料金請求データは削除します (3) 保存データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う全ての地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止があったときは保存データを削除します。

9の9 データのバックアップ

- (1) 契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データ、詳細収集データ及び保存データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとしします。
- (2) 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データ、詳細収集データ及び保存データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとしします。
- (3) 当社は消去されたデータは修復しません。

10 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

10の2 携帯電話等契約

- (1) 携帯電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款

KDDI株式会社	a u 契約（a uデュアル又はUIMサービスに係るものに限り ます。）又はローミング契約	a u（W I N）通信サ ービス契約約款
	L T E 契約（L T Eデュアルに 係るものに限ります。）又はロー ミング契約	a u（L T E）通信サ ービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会 社	a u 契約（a uデュアル又はUIMサービスに係るものに限り ます。）又はローミング契約	a u 通信サービス契約 約款
	L T E 契約（L T Eデュアルに 係るものに限ります。）又はロー ミング契約	a u（L T E）通信サ ービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3 G サービス契約	3 G 通信サービス契約 約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サー ビス契約約款

(2) PHS 設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サー ビス契約約款 (PHSサー ビス編)

10の3 削除

10の4 他社直加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社オペテージ	第1種契約及び第2種契約	総合デジタル通信サ ービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービ スに係る契約第2種総合デジタ ル通信サービスに係る契約	総合デジタル通信サ ービス契約約款
株式会社QTnet	直加入通信契約	総合デジタル通信サ ービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エ ス	電話サービス契約	IPS電話サービス約款
株式会社コムスクエア	電話サービス契約	電話サービス約款

10の5 他社直収電話等契約

(1) 地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東北インテリジェント通 信株式会社	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約 約款

	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドPBX契約	クラウドPBXサービス契約約款
	第2種クラウドPBX契約	
	第1種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IPセントレックス契約	
	第2種IPセントレックス契約	
	第3種IPセントレックス契約	
	第4種IPセントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプJ電話サービス契約	コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	第1種IP電話第2類サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第4類サービス契約	
	第1種IP電話第5類サービス契約	
	第1種IP電話第2類サービス契約	ビジネスIP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第3類サービス契約	

株式会社S T N e t	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	ビジネス光電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
東日本電信電話株式会社	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	J:COM PHONEプラスサービス	J:COM PHONEプラスサービス契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 IP電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	第1種IP電話サービス 第2種IP電話サービス	電話サービス等契約約款
株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種契約 第2種契約 第3種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	e o 光電話サービス利用契約	e o 光電話サービス利用規約
KDDI株式会社	一般光ダイレクト電話契約 a u オフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款
	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款

	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般 a u ひかりビジネス契約	a u ひかりビジネスサービス契約約款
	a u ひかりアクセス契約	a u ひかりアクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

(2) 地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
K D D I 株式会社	一般光ダイレクト電話契約 a u オフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款
	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款

	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般 a u ひかり ビジネス契約	a u ひかり ビジネスサービス契約約款
	a u ひかり アクセス契約	a u ひかり アクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	ダイレクト電話契約 加入電話契約 デジタルダイレクト通信契約 デジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
	第 7 種 I P 電話契約	I P 電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第 1 種クラウドP B X契約	クラウドP B Xサービス契約約款
	第 2 種クラウドP B X契約	
	第 1 種 I P 電話契約	I P 電話サービス契約約款
	第 1 種 I P セントレックス契約	

	第2種 I P セントレックス契約	
	第3種 I P セントレックス契約	
	第4種 I P セントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約約款
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向け IP 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向け IP 通信網サービス契約約款
株式会社 N T T ドコモ	F O M A 契約	F O M A サービス契約約款
	X i 契約	X i サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
K D D I 株式会社	a u 契約（a u デュアル又は U I M サービスに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u （W I N）通信サービス契約約款
	L T E 契約（L T E デュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u （L T E）通信サービス契約約款
	5 G 契約（5 G デュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u （5 G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
	一般光ダイレクト電話契約 a u オフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款

	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話契約
	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般a uひかりビジネス契約	a uひかりビジネスサービス契約約款
	a uひかりアクセス契約	a uひかりアクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u契約（a uデュアル又はU I Mサービスに係るものに限り ます。）又はローミング契約	a u通信サービス契約約款
	L T E契約（L T Eデュアルに係るものに限り ます。）又はローミング契約	a u（L T E）通信サービス契約約款
	5 G契約（5 Gデュアルに係るものに限り ます。）又はローミング契約	a u（5 G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3 G通信サービス契約	3 G通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）

	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款 (PHSサービス編)
	EMOBILEサービス契約	EMOBILE通信サービス契約約款 (EMOBILE 4G-S編)
	3G・4G (s) サービス契約	3G・4G (s) 通信サービス契約約款
	ダイレクト電話契約 加入電話契約 デジタルダイレクト通信契約 デジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
	第3種 I P 電話契約 第4種 I P 電話契約 第6種 I P 電話契約 第7種 I P 電話契約	I P 電話サービス契約約款
	無線利用型 I P 電話契約	無線利用型 I P 電話サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サービス契約約款
	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
	プラットフォームOABJ サービス契約	プラットフォームOABJ サービス約款
東北インテリジェント通信株式会社	第2種 I P 電話サービス契約 第3種 I P 電話サービス契約	I P 電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款

	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドPBX契約	クラウドPBXサービス契約約款
	第2種クラウドPBX契約	
	第1種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IPセントレックス契約	
	第2種IPセントレックス契約	
	第3種IPセントレックス契約	
	第4種IPセントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプJ電話サービス契約	コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第4類サービス契約 第1種IP電話第5類サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第3類サービス契約	ビジネスIP電話サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	ビジネス光電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	J:COM PHONEプラスサービス	J:COM PHONEプラスサービス契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 IP電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	第1種IP電話サービス 第2種IP電話サービス	電話サービス等契約約款

株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	I P 電話サービス契約約款
	第1種契約 第2種契約 第3種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	e o 光電話サービス利用契約	e o 光電話サービス利用規約
	LaLa Call契約	LaLa Call利用規約
	I P 電話契約	ビジネスLaLa Call契約約款
	I P－VPN契約	I P－VPNサービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入契約	直加入契約約款
	光電話ビジネスサービス規約	光電話ビジネスサービス規約
	UCOM光ビジネスCALL type 0AB～Jサービス規約	UCOM 光 ビジネス CALL type 0AB～Jサービス規約
	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款
	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアード I P－P B Xサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。)	I P 通信網サービス契約約款
当社の I P 電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約 (当社と個別に卸契約を締結しているものに限り ます。)	－
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
KDDI株式会社	au契約（auデュアル又はUIMサービスに係るものに限り、）又はローミング契約	au（WIN）通信サービス契約約款
	LTE契約（LTEデュアルに係るものに限り、）又はローミング契約	au（LTE）通信サービス契約約款
	5G契約（5Gデュアルに係るものに限り、）又はローミング契約	au（5G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
	一般光ダイレクト電話契約 auオフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款

	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款
	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般 a u ひかり ビジネス契約	a u ひかり ビジネスサービス契約約款
	a u ひかり アクセス契約	a u ひかり アクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約（a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限り ます。）又はローミング契約	a u 通信サービス契約約款
	L T E 契約（L T E デュアルに 係るものに限ります。）又はロー ミング契約	a u （L T E）通信サ ービス契約約款
	5 G 契約（5 G デュアルに係るも のに限ります。）又はローミング 契約	a u （5 G）通信サ ービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けロー ミングサービス契約約 款
ソフトバンク株式会社	3 G 通信サービス契約	3 G 通信サービス契約 約款

	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（PHSサービス編）
	EMOBILEサービス契約	EMOBILE通信サービス契約約款（EMOBILE 4G-S編）
	3G・4G（s）サービス契約	3G・4G（s）通信サービス契約約款
	加入電話契約 デジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
	第3種I P電話契約 第4種I P電話契約 第6種I P電話契約 第7種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
	無線利用型I P電話契約	無線利用型I P電話サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サービス契約約款
	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
	プラットフォームOABJ サービス契約	プラットフォームOABJ サービス約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドPBX契約	クラウドPBXサービス契約約款
	第2種クラウドPBX契約	

	第1種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IPセントレックス契約	
	第2種IPセントレックス契約	
	第3種IPセントレックス契約	
	第4種IPセントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプJ電話サービス契約	コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第4類サービス契約 第1種IP電話第5類サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第3類サービス契約	ビジネスIP電話サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	ビジネス光電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	J:COM PHONEプラスサービス	J:COM PHONEプラスサービス契約約款
株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種契約 第2種契約 第3種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	e o 光電話サービス利用契約	e o 光電話サービス利用規約
楽天モバイル株式会社	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入契約	直加入契約約款

光電話ビジネスサービス規約	光電話ビジネスサービス規約
UCOM光ビジネスCALL type 0AB～Jサービス規約	UCOM 光 ビジネス CALL type 0AB～Jサービス規約
UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款
「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。)	IP通信網サービス契約約款
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限り ます。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。)	IP通信網サービス契約約款
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限り ます。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

(2) 国際地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)	IP通信網サービス 契約約款

(3) 複数同時接続機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1のタイプ1若しくはタイプ2、又はカテゴリー7に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)	IP通信網サービス 契約約款

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11の2 削除

11の3 削除

12 緊急通報用電話サービスの電話番号

緊急通報用電話サービスの電話番号は、次のとおりとします。

区 別	電 話 番 号
消防機関に提供されるもの	1 1 9

13 災害用伝言ダイヤルサービス

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(4) 契約者は、特定協定事業者の電話サービス契約約款に定める災害用伝言ダイヤルサービスを次により利用することができます。

区 別	内 容
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス

料金表

通則

1 削除

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金（臨時のものに係る付加機能使用料を除きます。以下2から6の規定において同じとします。）及び通話に関する料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める基本料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日に契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限りします。）又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日に契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限りします。）の契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日に契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限りします。）又は付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日に基本料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第30条の2（基本料金の支払義務）第2項第4号の表及び同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 4 3の規定による基本料金の日割は、次のとおりとします。この場合、第30条の2（基本料金の支払義務）第2項第4号の表の1欄及び同条第3項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(1) (2)以外のときは、暦日数により算定します。

(2) 国際電話等サービスに係る付加機能使用料は一ヶ月を30日として算定します。

- 4の2 3の規定による基本料金の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（基本料金）2（料金額）の2-1-6（ユニバーサルサービス料）及び2-1-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

- 5 通話に関する料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用（第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定により特定協定事業者が請求するもの及び第38条第2項の規定により請求事業者が請求するものを除きます。）について、当社が定める期日までに、当社が指定する電話等サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用（第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定により特定協定事業者が請求するもの及び第38条第2項の規定により

請求事業者が請求するものを除きます。)について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

9の2 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

9の3 削除

9の4 削除

10 削除

(料金の一括後払い)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

11の2 当社は、契約者の1月の支払額(本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。)が5,000円未満である場合は、2月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(注) 11の2に規定する当社が別に定める料金は、第38条(債権の譲渡等)第2項に規定するものとします。

(前受金)

12 当社は、第11章(料金等)第2節(料金等の支払義務)各条の規定により当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第30条の2(基本料金の支払義務)から第36条の2(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定める内容とします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア 公衆電話設備から行う通話(フリーダイヤル通話により行う通話を利用して行う通話を除きます。)に係る料金

イ 公衆電話設備から行う伝言ダイヤル通話及び災害用伝言ダイヤル通話に関する料金

ウ 削除

エ 選択制による通話料金の月極割引に係る割引相当額及び解約金

オ 国際通話に係る料金

カ 付加機能使用料(国際電話等サービスに係るものに限ります。)

キ 選択制による通話料金の月極割引(国際通話に係るものに限ります。)に係る定額料

(2) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)の額は、税抜価格とし、かつこ内の料金額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。

(4) 選択制による通話料金の月額割引において割引額及び割引相当額等を算出する際は、税抜価格を基に計算することとします。

（料金等の臨時減免）

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の電話等サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 削除	削除				
(2) 削除	削除				
(3) 削除	削除				
(4) 削除	削除				
(5) 削除	削除				
(6) 契約者指定番号発信サービスに関する基本額及び加算額の適用	当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン3を除きます。）に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、その契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線の数に応じ、2（料金額）に定める基本額を合算して適用します。				
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2又はプラン3を除きます。）に係るものに限ります。）以下この欄において同じとします。）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。 イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービス（プラン2のコース2又はプラン3を除きます。）に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、第30条の2（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線（最低利用期間を満了したものを除きます。）の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 1のグループ発信サービス利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>違約金</td><td>1,000円（不課税）</td></tr> </table>	区 分	金 額	違約金	1,000円（不課税）
区 分	金 額				
違約金	1,000円（不課税）				
(8) 削除	削除				
(9) 削除	削除				
(10) 緊急時迂回機能を利用する契約者の地域指定着信課金機能に係る付加機能使用料の適用	当社は、地域指定着信課金機能を利用している契約者が緊急時迂回機能を同時に利用している場合、その契約回線の付加機能使用料について、以下の規定を適用します。 ア イ、ウ以外の場合、2（料金額）の規定により算出した額を適用します。 イ 緊急時迂回機能を利用する契約者の責めによらない理由により、契約者からの申出を当社が承諾した時刻から起算				

	して、1時間を超えて緊急時迂回機能が利用できない状態が連続したときに限り、2（料金額）の規定にかかわらず、この機能に係る付加機能使用料については、その支払いを要しません。 ウ 当社が必要により設置する電気通信設備（地域指定着信課金機能に係る当社の電気通信設備に限ります。）の故障により、地域指定着信課金機能が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、1時間を超えてその状態が連続したときに限り、2（料金額）にかかわらず、地域指定着信課金機能に係る付加機能使用料については、その支払いを要しません。								
(11) 削除	削除								
(12) ユニバーサルサービス料の適用	ア 2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、ユニバーサルサービス料のみの請求となる場合には適用しません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>電気通信番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能</td><td>着信課金番号</td></tr> <tr> <td>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能</td><td>特定着信番号</td></tr> <tr> <td>契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限りま す。）</td><td>電話番号</td></tr> </tbody> </table> イ 当社は、料金月の初日が基礎的電気通信役務支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。	区 分	電気通信番号	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号	契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限りま す。）	電話番号
区 分	電気通信番号								
地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号								
地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号								
契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限りま す。）	電話番号								
(13) 削除	削除								

(14) 電話リレーサービス料の適用

ア 2（料金額）に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、電話リレーサービス料のみの請求となる場合には適用しません。

区 分	電気通信番号
地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号
地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号
契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限りま す。）	電話番号

イ 当社は、料金月の初日が電話リレーサービス支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 削除

2-1-5 契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限りま
す。）に係るもの

区 分		単 位	料金額（月額）
基本額	プラン1に係るもの		契約者指定番号発信サ ービス利用契約者識別 符号ごとに
	プラン2に 係るもの	コース1に 係るもの	契約者指定番号発信サ ービス利用回線ごとに
		コース2に 係るもの	
			2,000円（2,200円）
			300円（330円）

2-1-6 ユニバーサルサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額（月額）
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに 総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、 ホームページ（ https://www.tca.or.jp/universalservice/ ）で公表します。	

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額（月額）
電話リレーサービス料	1円（1.1円）
備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ご とに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価（当社のWebサイト （ https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html ）に掲載するものとします。） を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要しま す。	

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外の もの （月額）	臨時のも の （日額）

地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能	この機能を利用する利用回線、IP通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線（当社が別に定める電気通信番号を利用するものに限ります。以下「契約回線」といいます。）へ、あらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約回線の契約者（接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線又は着信先の契約回線のうちあらかじめ契約者が指定した契約回線の契約者、広域迂回接続機能を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その通話の着信があった契約回線の契約者とします。）とし、その契約者に課金する機能 （注１）本欄に規定する当社が別に定める電気通信番号は、当社に係るものは電気通信番号規則別表第１号及び第６号に定める電気通信番号とし、他社直収電話等利用回線に係るものは電気通信番号規則別表第１号に定める電気通信番号とします。 （注２）当社が別に定める通話は、別記10の５の２(1)に定めるものに係る通話とします。	基本額（１の着信課金番号により同時に接続できる通話の数１ごとに）	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内／受付先変更)	地域指定着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間帯外のこの機能を利用する契約回線へのフリーダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのフリーダイヤル通話を、あらかじめ指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 接続先ごとにまたは1 着信先グループごとにまたは1 着信課金番号ごとに）	1,400円 (1,540円)	140円 (154円)
	共通番号機能 (全国共通番号)	1 の着信課金番号によるフリーダイヤル通話を、その通話が発信される地域ごとにあらかじめ指定された地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 着信課金番号ごとに）	1,800円 (1,980円)	180円 (198円)
	広域迂回接続機能 (広域代表)	この機能を利用する契約回線がフリーダイヤル通話により通話中または無応答の場合に、その契約回線へのフリーダイヤル通話をあらかじめ契約者の同意を得て指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続するまたはガイダンスにて応答する機能	加算額（1 接続先ごとにまたは1 着信先グループごとに）	1,600円 (1,760円)	160円 (176円)

		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのフリーダイヤル通話（携帯電話設備、PHS設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能	加算額（1 接続先ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
		接続先案内機能	この機能を利用する契約回線に接続する前に、フリーダイヤル通話の発信者に対し、ダイヤルした着信課金番号を案内する機能	加算額（1 接続先ごとにまたは1 着信課金番号ごとに）	300円 (330円)	30円 (33円)
		着信分配機能	1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話について、あらかじめ指定された地域指定着信課金機能を利用している契約回線ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能		—	—
		着信課金番号通知機能	この機能を利用する契約回線にフリーダイヤル通話があった場合に、その着信課金番号の情報を、その契約回線に係る総合デジタル通信設備又はIP通信網サービス利用回線に送出する機能	加算額（1 接続先ごとに）	900円 (990円)	90円 (99円)

		オリジナルガイダンス機能	この機能を利用する契約者が、地域指定着信課金機能に係るガイダンスについて、当社が別に定める条件の範囲内で変更する機能 (注) 当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidia1/freedial/option.html) に掲げるものとしてします。	ガイダンスの一部を変更する機能	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	300円 (330円)	30円 (33円)
				ガイダンスの全文を変更する機能	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	900円 (990円)	90円 (99円)
		緊急時迂回機能	この機能を利用する契約回線の契約者の申出により、あらかじめ指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する、又はあらかじめ指定されたガイダンスを送出する機能		加算額 (1 接続先ごとに)	1,000円 (1,100円)	——
		高度振り分け機能	フリーダイヤル通話の発信者から通知された情報に基づき、この機能を利用している契約回線にそのフリーダイヤル通話を接続する機能		加算額 (1 の着信課金番号により接続できる接続先1ごとに)	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)
		音声認識接続機能	高度振り分け機能において、発信者の音声により、この機能を利用している契約回線を選択する機能		1 の着信課金番号により同時に接続できる通話の数1ごとに	1,000円 (1,100円)	——

		接続先情報通知機能	高度振り分け機能において、発信者から通知された情報又は音声はこの機能を利用している契約回線へ、着信時に音声で通知する機能	1 接続先ごとに同時に接続できる通話の数 1 ごとに	1,000円 (1,100円)	——
		通話蓄積機能	高度振り分け機能において、契約回線が全て通話中の場合等その通話を接続できない場合にその通話を蓄積する機能	加算額（50通話蓄積ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
		独自ガイドランス登録機能	地域指定着信課金機能に係るガイドランスについて、当社が別に定める方法に基づき、契約者が作成したガイドランス（独自ガイドランス）を契約者側が登録及び変更できる機能 （注）当社が別に定める条件は当社のWebサイト（ https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/freedial-option.html ）に掲げるものとします。	加算額（1 着信課金番号ごとに）	2,000円 (2,200円)	200円 (220円)
		独自ガイドランス作成機能	この機能を利用する契約者が、地域指定着信課金機能に係るガイドランスについて、当社が別に定める条件の範囲内でガイドランスを作成する機能 （注）当社が別に定める条件は当社のWebサイト（ https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/freedial-option.html ）に掲げるものとします。	加算額（1 着信課金番号ごとに）	1,100円 (1,210円)	110円 (121円)

		迷惑電話お断り機能タイプ2	当社が別に定める方法により、契約者が登録した以後、当該電気通信番号からの着信に対し着信をおことわりする旨の案内をする機能 (注) 当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/freedial/option.html) に掲げるものとします。	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	30,000円 (33,000円)	——
		トラヒックレポート作成機能	地域指定着信課金機能に係るトラヒック (その地域指定着信課金機能に係る利用状況等を言います。) の情報を提供する機能	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
		トラヒックアラーム機能	地域指定着信課金機能に係るトラヒックについてあらかじめユーザが着信課金番号又は契約回線ごとに指定した条件を満たす場合にその旨を通知 (当社所定の方法に限ります。) する機能	加算額 (1 の着信課金番号ごとに)	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
		SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定着信課金機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス (SMS) を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額 (1 の着信課金番号ごとに)	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
				加算額 (1 送信ごとに)	15円 (16円)	—
	備考	1	地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。) (1) 一般地域指定着信課金機能 ((3)及び(4)以外のものをいいます。) (2) 削除 (3) 発信者番号識別接続機能 (その契約回線への接続を許容する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)) を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信			

者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。)

- (4) 機能特定地域指定着信課金機能(その契約回線が利用可能な地域指定着信課金機能の追加機能を当社が別に定めるもの)
- 2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。
- 3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。
- 4 着信課金番号を付与された契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。
- 5 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 6 この機能を利用している契約回線へ着信課金番号により行う通話は、一般通話のうちダイヤル通話又はデジタル通信モードに限りです。
- 7 当社は、契約者から請求があったときは、公衆電話設備から発信されたフリーダイヤル通話が着信できないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 8 当社は、契約者から請求があったときは、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 9 削除
- 10 当社は、契約者から申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料(臨時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を2,000円(2,200円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線(その着信課金番号に係るものに限りです。)に請求し、その支払いを要する者をその契約回線の契約者とします。
- 11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料(臨時のものを除きます。)の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を一般発信者番号識別接続機能の場合は100円(110円)とし、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の場合はその支払いを要しません。この場合、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。
- 12 コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能は1の利用回線ごとに当社が別に定める数の範囲内での申込とし、通話料金別表に規定する「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバ

イル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込があった場合に限り承諾します。

ただし、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」又は「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の廃止があったときは、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能を廃止します。

- 13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 14 7、8、12の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。
- 15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 16 削除
- 17 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。
- 18 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 19 接続先変更機能（受付先変更）（高度振り分け機能を同時に利用している場合を除きます。）において着信先が変更された通話に関する料金の支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とするときは、その着信先の契約者とその接続先変更機能（受付先変更）を利用する契約者が同一である場合に限りします。
- 20 接続先変更機能（受付先変更）（高度振り分け機能を同時に利用している場合に限りします。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線と同一の者に係るものであるとき（その契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するものに係るものであるときを含みます。）に限りします。
- 21 広域迂回接続機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合を除きます。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、共通番号機能を利用する場合を除いてこの機能を利用する契約回線と同一の契約者に係るものに限るものとし、指定

することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

22 広域迂回接続機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合に限りま。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、その広域迂回接続機能を利用している契約回線と同一の者に係るものであるとき（その契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するものに係るものであるときを含みます。）に限るものとし、指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

23 接続先変更機能において指定することができる地域指定着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。

24 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

25～34 削除

35 基本機能及び追加機能に係るガイドランスのうち、オリジナルガイドランス機能を利用できるガイドランスは当社が別に定めるものに限りま。

36 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの一部を変更する機能を利用する契約者は、オリジナルガイドランス機能に係るガイドランスのうち当社が指定する文言について、それに替わる文言（以下地域指定着信課金機能の欄において「固定文言」といいます。）を登録することができます。この場合、登録できる固定文言の数は1の着信課金番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。

37 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの全文を変更する機能を利用する契約者が登録できるガイドランスの数は、1の着信課金番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。

38 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの全文を変更する機能を利用する契約者は、36に定める方法でガイドランスを変更することができます。

39 接続先変更機能（受付先変更）又は緊急時迂回機能を同時に利用する場合であって、接続先変更機能（受付先変更）又は緊急時迂回機能を利用する契約者と、その着信先の契約者が異なる場合は、着信先の契約者の同意がないときは、接続先変更機能（受付先変更）又は緊急時迂回機能を利用できません。

40 基本機能の欄の規定にかかわらず、高度振り分け機能と接続先変更機能（受付先変更）を同時に利用しているときは、着信先が変更された通話に関する料金について、その支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とします。

41 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その着信課金番号を変更します。

42 高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者は、迷惑電話おことわり機能を利用することはできません。

43 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。

44 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにフリーダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのフリーダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。

- 45 44において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 46 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先グループの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 47 1の着信課金番号により接続される契約回線の契約者が複数となるときは、その契約者の中から代表者を定め、当社に申し出ていただきます。当社は、その代表者の申出に従って、利用できる機能を取扱います。
- 48 当社は、契約者から申出があった場合は、高度振り分け機能並びに高度振り分け機能と同時に利用している場合の接続先変更機能（時間外着信案内）、接続先案内機能、話中時ガイダンス機能及び緊急時迂回機能におけるガイダンスについて、当社が指定する条件に基づき契約者があらかじめ用意したガイダンス、独自ガイダンス作成機能で作成したガイダンス（以下独自ガイダンスといいます。）に変更します。
- 49 当社は、オリジナルガイダンス機能に係るガイダンス又は独自ガイダンスについて、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現に独自ガイダンスが利用されており、又は利用されるおそれがあると認めた場合は、その変更を承諾せず、又はその提供を廃止することがあります。
- 50 通話蓄積機能、広域迂回接続機能のうち無応答の場合及びガイダンスにて応答する機能、独自ガイダンス登録機能は、高度振り分け機能を利用している契約回線に限り利用することができます。
- 51 通話蓄積機能において、通話を蓄積するときの通話に関する料金はかかりません。
- 52 通話蓄積機能において、蓄積された通話は、蓄積された翌日から起算して30日経過後に削除されます。30日経過以前に削除する場合は、通話蓄積機能の契約者に限り、削除することができます。
- 53～54 削除
- 55 緊急時迂回機能において、契約者は、この機能を利用する都度、申し出ていただきます。
- 56 緊急時迂回機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合を除きます。）において着信先が変更された通話に関する料金の支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とするとときは、その着信先の契約者とその接続先変更機能（受付先変更）を利用する契約者が同一である場合に限ります。
- 57 緊急時迂回機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合に限ります。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線と同一の着信課金番号により接続される契約回線に限ります。
- 58 他社直収電話等付加機能利用契約者は、着信課金番号通知機能を利用することはできません。
- 59 当社は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号接続機能において、その機能に係る料金の月間累計額が3料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、当社より付与しているコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与を取りやめる場合があります。
- 60 独自ガイダンス登録機能について、接続先変更機能（時間外着信案内）、接続先案内機能、話中時ガイダンス機能、緊急時迂回機能におけるガイ

ダンス、接続先情報通知機能におけるガイドンスについて、当社が別に定める範囲内で登録することができます。

- 61 当社は、59の規定によりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係る着信課金番号について、その付与が取りやめとなっている電話等利用契約者から申出があった場合、当社よりコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るあらたな着信課金番号を付与することとします。

ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号の付与に期間を要することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

- 62 この機能を利用する契約回線が、I P通信網サービス利用回線である場合は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能及び着信課金番号通知機能を利用することはできません。

- 63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限り、）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。

- 64 当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。

- 65 前項の契約者は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能、機能特定地域指定着信課金機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイドンス機能、独自ガイドンス登録機能、独自ガイドンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

- 66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

- 67 当社は、契約者から機能特定地域指定着信課金機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額を300円(330円)とします。

- 68 機能特定地域指定着信課金機能は、通話料金別表に規定する「全時間帯における区域内通話の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」（ただし、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」はお申込ただけません。）並びに「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込があったときに限り承諾します。

- 69 削除

- 70 機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。

- 71 68、70の規定を満たさなくなったときは、機能特定地域指定着信課金機能を廃止します。

- 72 迷惑電話お断り機能タイプ2において、登録可能な電気通信番号数は、1,000以内とします。

- 73 迷惑電話お断り機能タイプ2において、登録された電気通信番号数が上限に達した場合は、契約者は、既に登録されている電気通信番号を消

去することにより新たな電気通信番号を登録することができます。

- 74 迷惑電話お断り機能タイプ2において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
- 75 迷惑電話お断り機能タイプ2において、登録された電気通信番号に係る利用回線等からこの機能を利用する契約回線へ着信課金番号により行う通話に関する料金については、支払いを要しません。
- 76 迷惑電話お断り機能タイプ2において、当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。
- 77 迷惑電話お断り機能タイプ2において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 78 この機能を利用する契約回線が、I P通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）である場合は、66の規定に加え、オリジナルガイダンス機能（ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る）を利用することは出来ません。
- 79 基本機能の欄の規定にかかわらず、契約回線がI P通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）で場合は、接続先変更機能（受付先変更）で着信先が変更された通話に関する料金について、その支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とします。
- 80 当社は、契約者から請求があったときは、I P電話設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 81 着信課金番号通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P通信網サービス利用回線（第6種シェアードI P－PBXサービス（カテゴリー3に係るものを除きます。）に係るものに限り。）又は他社直取電話等を利用している場合に限り提供します。
- 82 当社は、契約者から請求があったときは、I P電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）に係る他社通話（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り。）に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 83 当社は、SMS送信機能に係るメッセージにより、第三者に損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合は契約者の責任と費用により処理解決するものとします。
- 84 SMS送信機能の1送信ごとの加算額は、毎暦月の1日から起算し末日までの料金額を算定して適用します。
- 85 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直取電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。
- （注1） 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は一般発信者番号識別接続機能については10、コミュニケーションズ・チョイス発

信者番号識別接続機能のうち「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」、又は「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴのモバイル適用」と同時に申込のあったものについては3（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があり、その割引選択回線が2以上の場合は10とします。）（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」と同時に申込のあったものについては10（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）とします。

（注2） 12に規定する当社が別に定める数はコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能のうち、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」（通話料金別表におけるこの月極割引の(2)ウの(オ)に規定する場合を除きます。）と同時に申込のあったものについて5とし、このとき12に規定する利用回線を割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この月極割引の定義等に準じます。）と読み替えます。

ただし、その他の月極割引と同時に申込のあったものについては1とします。（但し、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引のモバイル適用」と同時に申込があったものについては、当社が別に定める場合は5とします。）

（注3） 1の(3)に規定する当社が別に定めるものは、高度振り分け機能を同時に利用していない場合は契約回線に係る電話番号、契約者回線番号又は追加番号、高度振り分け機能を同時に利用している場合、及び発信者番号識別接続機能を利用している場合は、契約回線に係る電話番号又は契約者回線番号とします。

（注4） 1の(4)に規定する当社が別に定めるものは、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、着信分配機能とします。

（注5） 18に規定する当社が別に定める数は、10,000、着信分配機能の場合は500とします。

（注6） 21に規定する当社が別に定める数は、10とします。

（注7） 22に規定する当社が別に定める数は、10とします。

（注8） 23に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。

（注9） 24に規定する当社が別に定める範囲は、1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数の範囲内で、100以内とします。

（注10） 削除

（注11） 36に規定する当社が別に定める数は、1とします。

（注12） 37に規定する当社が別に定める数は、10とします。

（注13） 45に規定する当社が別に定める数は、500とします。

（注14） 46に規定する当社が別に定める数は、9,999とします。

（注15） 60に規定する当社が別に定める数は、50とします。

		(注16) 63に規定する当社が別に定める条件は、申出のあった契約回線が特定協定事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に係るものとします。 (注17) 82に規定する当社が別に定める協定事業者は、株式会社オペレータとします。 (注18) 15に規定する当社が別に定めるところは、カスタマコントロールマニュアルに記載のCAコード表とし、当社が別に定める数は、50とします。 (注19) 35に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイドランスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、発信地域ルーティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイドランス機能、無応答時ガイドランス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイドランス機能、接続案内ガイドランス機能、ウイスピーア機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能 (注20) 43に規定する当社が別に定める振り分け方法とは、プッシュボタン信号、プッシュボタン信号及び音声認識（数字）並びに音声認識（数字）とします。 (注21) 44に規定する当社が別に定める方法とは、順次サーチ、ラウンドロビン及び分配とします。			
簡易着信課金機能		電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）別表第 3 に基づき、当社が提供する付加機能であって、簡易着信課金番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）に着信した通話を、地域指定着信課金機能に係る着信課金番号へのフリーダイヤル通話として接続する機能	1 着信課金番号ごとに	—	—
	備考	1 当社は、この機能を、地域指定着信課金機能を同時に利用する契約者に限り提供します。			
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	この機能を利用する契約回線へあらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から特定着信番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（以下「ナビダイヤル通話」といいます。）をできるようにする機能	1 特定着信番号ごとに	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
			1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数 1 ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内／受付先変更)	地域指定特定番号着信機能の利用時間帯を指定し、指定時間外のこの機能を利用する契約回線へのナビダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのナビダイヤル通話を、あらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 接続先ごとに、1 着信先グループごとに又は1 特定着信番号ごとに）	1,400円 (1,540円)	140円 (154円)
	共通番号機能 (全国共通番号)	1 の特定着信番号によるナビダイヤル通話を、その通話が発信される地域ごとにあらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 特定着信番号ごとに）	1,800円 (1,980円)	180円 (198円)
	広域迂回接続機能 (広域代表)	この機能を利用する契約回線がナビダイヤル通話により通話中の場合に、その契約回線へのナビダイヤル通話をあらかじめ契約者の同意を得て指定された他の地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 特定着信番号につき1 の接続先毎にまたは1 着信先グループごとに）	1,600円 (1,760円)	160円 (176円)
	接続先案内機能	この機能を利用する契約回線に接続する前に、ナビダイヤル通話の発信者に対し、ダイヤルした特定着信番号を案内する機能	加算額（1 接続先ごとにまたは1 特定着信番号ごとに）	300円 (330円)	30円 (33円)
	着信分配機能	1 の特定着信番号によるナビダイヤル通話について、あらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能		—	—

		特定着信番号通知機能	この機能を利用する契約回線にナビダイヤル通話があった場合に、その特定着信番号の情報を、その契約回線に係る総合デジタル通信設備又はＩＰ通信網サービス利用回線に送出する機能	加算額（１ 接続先ごとに）	900円 (990円)	90円 (99円)
		料金指定機能	ナビダイヤル通話に関する料金のうち、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線、携帯利用回線及び固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約者があらかじめ指定する通話地域間距離の通話又は単位通話時間を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能	加算額（１ 特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)

		迂回時差額負担機能	接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金のうち、その通話の発信に係る利用回線又は固定端末系伝送路設備に係る電話等利用契約者がその利用回線又は固定端末系伝送路設備からこの機能を利用する契約回線までの通話を行ったとみなした場合に適用される通話に関する料金の額と同額については、その支払いを要する者を発信に係る利用回線の電話等利用契約者としてその電話等利用契約者に課金し、そのナビダイヤル通話に関する料金から発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金を差し引いて残額があるときは、その残額について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能	加算額（１特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
		条件付着信課金機能	接続先変更機能（受付先変更）又は話中時迂回接続機能を利用して接続されたナビダイヤル通話に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線の契約者としてその契約者に課金する機能	加算額（１特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
	機能 ガイダンス	この機能を利用する契約者が、地域指定特定番号着信機能に係る機能	ガイダンスの一部を変更する機能	加算額（１特定着信番号ごとに）	300円 (330円)	30円 (33円)

		るガイドンスについて、当社が別に定める条件の範囲内で変更する機能 (注) 当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/navidial/option.html#tabMenu) に掲げるものとしてします。	ガイドンスの全文を変更する機能	加算額 (1 特定着信番号ごとに)	900円 (990円)	90円 (99円)
	全国一律課金機能	この機能を利用するIP通信網サービス利用回線に着信するナビダイヤル通話について、距離段階によらない料金をそのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話利用契約者へ課金する機能		1 特定着信番号ごとに	———	———
	物理番号着信拒否機能	この機能を利用するIP通信網サービス利用回線にナビダイヤル通話以外の通話があった場合に、その通話の着信を拒否することができる機能			———	———
	高度振り分け機能	ナビダイヤル通話の発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報等に基づき、あらかじめ契約者の同意を得て指定されたこの機能を利用している契約回線にそのナビダイヤル通話を接続する機能		加算額 (1 の特定着信番号により接続できる接続先1ごとに)	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

		音声認識接続機能	高度振り分け機能において、発信者の音声により、この機能を利用している契約回線を選択する機能	1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数 1 ごとに	1,000円 (1,100円)	——
		通話蓄積機能	高度振り分け機能において、契約回線が全て通話中の場合等その通話を接続できない場合にその通話を蓄積する機能	加算額（1 接続先につき50通話蓄積ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
		独自ガイドランス登録機能	地域指定特定番号着信機能に係るガイドランスについて、当社が別に定める方法に基づき、契約者が作成したガイドランス（独自ガイドランス）を契約者側が登録及び変更できる機能 （注）当社が別に定める条件は当社のWebサイト（ https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/navidial/option.html#tabMenu ）に掲げるものとします。	加算額（1 特定着信番号ごとに）	2,000円 (2,200円)	200円 (220円)
		独自ガイドランス作成機能	この機能を利用する契約者が、地域指定特定番号着信機能に係るガイドランスについて、当社が別に定める条件の範囲内でガイドランスを作成する機能 （注）当社が別に定める条件は当社のWebサイト（ https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/navidial/option.html#tabMenu ）に掲げるものとします。	加算額（1 特定着信番号ごとに）	1,100円 (1,210円)	110円 (121円)

		トラヒックレポート作成機能	地域指定特定番号着信機能に係るトラヒック（その地域指定特定番号着信機能に係る利用状況等を言います。）の情報を提供する機能	加算額（１特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話（PHS設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能	加算額（１接続先ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
		迷惑電話お断り機能	契約者が登録した電気通信番号からの着信に対し着信をおことわりする旨の案内をする機能	加算額（１特定着信番号ごとに）	30,000円 (33,000円)	——
		接続先情報通知機能	発信者から通知された情報又は音声はこの機能を利用している契約回線へ、着信時に音声で通知する機能	１接続先ごとに同時に接続できる通話の数１ごとに	1,000円 (1,100円)	——
		トラヒックアラーム機能	地域指定特定番号着信機能に係るトラヒックについてあらかじめユーザが特定着信番号又は契約回線ごとに指定した条件を満たす場合にその旨を通知（当社所定の方法に限ります。）する機能	加算額（１の特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)

		S M S 送 信 機 能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定特定番号着信機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス（SMS）を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額（1の 特定着信番号 ごとに）	10,000円 (11,000 円)	1,000円 (1,100 円)
				加算額（1送 信ごとに）	15円 (16円)	—
	備 考	1 当社は、契約回線に係る電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）1番号ごとに特定着信番号を付与します。この場合、特定着信番号を付与された契約者は、1の特定着信番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、特定着信番号を変更するときがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 この機能を利用している契約回線への特定着信番号により行う通話は、一般通話のうちダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。ただし、高度振り分け機能を利用している契約回線へ特定着信番号により行う通話又はI P通信網サービス利用回線へ特定着信番号により行う通話は、一般通話のうちダイヤル通話に限ります。 4 I P通信網サービス利用回線によりこの機能を利用する場合、基本機能に係る料金額のうち、1の特定着信番号により同時に接続できる通話の数1ごとの料金額については、無料とします。 5 共通番号機能において1の特定着信番号によるナビダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 6 広域迂回接続機能においてナビダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 7 接続先変更機能において指定することができる地域指定特定番号着信機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。 8 料金指定機能又は迂回時差額負担機能において、ナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる料金がそのナビダイヤル通話に関する料金の額を上回るときは、そのナビダイヤル通話の発信に係る利用回線の電話等利用契約者が支払うこととなる通話に関する料金は、そのナビダイヤル通話に関する料金とします。 9 当社は、迂回時差額負担機能提供の申出があったときは、その契約回線が接続先変更機能（受付先変更）又は広域迂回接続機能を利用している場合に限り提供します。 10 基本機能及び追加機能に係るガイドランスのうち、オリジナルガイドランス機能を利用できるガイドランスは当社が別に定めるものに限ります。 11 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの一部を変更する機能を利用する契約者は、オリジナルガイドランス機能に係るガイドランスのうち当社が指定する文言について、それに替わる文言（以下地域指定特定番号着信機能の欄において「固定文言」といいます。）を登録することができます。この場合、登録できる固定文言の数は1の特定着信番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。				

- 12 オリジナルガイダンス機能において、ガイダンスの全文を変更する機能を利用する契約者が登録できるガイダンスの数は、1 の特定着信番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。
- 13 オリジナルガイダンス機能において、ガイダンスの全文を変更する機能を利用する契約者は、12に定める方法でガイダンスを変更することができます。
- 14 当社は、オリジナルガイダンス機能に係るガイダンスについて、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現に利用されており、又は利用されるおそれがあると認めた場合は、その変更を承諾せず、又はその提供を廃止することがあります。
- 15 全国一律課金機能には次の種類があります。
 - (1) タイプ1 タイプ2以外のもの。この場合、物理番号着信拒否機能を同時に利用するものとします。
 - (2) タイプ2 当社が別に定める全ての場所にこの機能を利用する I P 通信網サービス利用回線が存在し、これらの I P 通信網サービス利用回線毎に接続するものとします。
- 16 当社は、この機能を利用している契約回線の契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行われるナビダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 17 16に規定する取扱いを行う場合、その電気通信設備から通話を行った者をそのナビダイヤル通話の支払いを要する者とします。
- 18 迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備、PHS 設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限りです。）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限りです。）からのナビダイヤル通話には、利用できません。
- 19 条件付着信課金機能は、16の規定のうち別記10に係る加入電話等契約に限り利用できます。
- 20 削除
- 21 全国一律課金機能は、この機能を利用する契約者が I P 通信網サービス利用回線（第6種シェアード I P－P B X サービスに係るものに限りです。）を利用している場合に限り提供します。
- 22 料金指定機能、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能は、全国一律課金機能を利用している契約回線へのナビダイヤル通話には、利用できません。
- 23 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その特定着信番号を変更します。
- 24 条件付着信課金機能を利用している契約回線の契約者は、高度振り分け機能、待ち合わせ接続機能、迷惑電話お断り機能、接続先情報通知機能及び迂回時差額負担機能を利用することはできません。
- 25 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。
- 26 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにナビダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのナビダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。
- 27 26において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当

社が別に定める数の範囲内とします。

- 28 高度振り分け機能を利用する場合は、共通番号機能において1の特定着信番号によるナビダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先グループの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 29 高度振り分け機能を利用する場合において、1の特定着信番号により接続される契約回線の契約者が複数となるときは、その契約者の中から代表者を定め、当社に申し出ていただきます。当社は、その代表者の申出に従って、高度振り分け機能及び高度振り分け機能と同時に利用できる機能を取扱います。
- 30 当社は、契約者から申出があった場合は、接続先変更機能及び話中時ガイダンス機能におけるガイダンスについて、当社が指定する条件に基づき契約者があらかじめ用意したガイダンス（以下独自ガイダンスといいます。）に変更します。
- 31 通話蓄積機能において、通話を蓄積するときの通話に関する料金はかかりません。
- 32 通話蓄積機能において、蓄積された通話は、蓄積された翌日から起算して30日経過後に削除されます。30日経過以前に削除する場合は、通話蓄積機能の契約者に限り、削除することができます。
- 33～34 削除
- 35 独自ガイダンス登録機能について、接続先変更機能、接続先案内機能、話中時ガイダンス機能、緊急時迂回機能におけるガイダンス、接続先情報通知機能におけるガイダンスについて、当社が別に定める範囲内で登録することができます。
- 36 物理番号着信拒否機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービスに係るものに限り。）を利用している場合に限り提供します。
- 37 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）である場合は、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能（ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る）、独自ガイダンス作成機能、全国一律課金機能を利用することは出来ません。
- 38 当社は、契約者から請求があったときは、IP電話設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行われるナビダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 39 料金指定機能は、16の規定のうち携帯電話等契約に係るPHS設備のうち当社が別に定めるもので着信できるようになるナビダイヤル通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限り。）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。
- 40 特定着信番号通知機能は、この機能を利用する契約者がIP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3に係るものを除きます。）に係るものに限り。）を利用している場合に限り提供します。
- 41 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として5分以内とします。

- 42 迷惑電話お断り機能において、登録可能な電気通信番号数は、1,000以内とします。
- 43 迷惑電話お断り機能において、登録された電気通信番号数が上限に達した場合は、契約者は、既に登録されている電気通信番号を消去することにより新たな電気通信番号を登録することができます。
- 44 迷惑電話お断り機能において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
- 45 迷惑電話お断り機能において、登録された電気通信番号に係る利用回線等からこの機能を利用する契約回線へ特定着信番号により行う通話に関する料金については、支払いを要しません。
- 46 迷惑電話お断り機能において、当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。
- 47 迷惑電話お断り機能において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 48 料金指定機能を利用している契約回線の契約者は、迂回時差額負担機能及び条件付着信課金機能を利用することはできません。
- 49 当社は、SMS送信機能に係るメッセージにより、第三者に損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合は契約者の責任と費用により処理解決するものとします。
- 50 SMS送信機能の1送信ごとの加算額は、毎暦月の1日から起算し末日までの料金額を算定して適用します。
- 51 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。
（注1）5に規定する当社が別に定める数は10,000、着信分配機能の場合は500とします。
（注2）6に規定する当社が別に定める数は、10とします。
（注3）7に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。
（注4）11に規定する当社が別に定める数は、1とします。
（注5）12に規定する当社が別に定める数は、10とします。
（注6）15の(2)に規定する当社が別に定める場所は次に掲げるものとします。
東京都、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
（注7）16に規定する当社が別に定める電気通信設備は別記10の5の2(2)に掲げる電気通信設備とします。
（注8）27に規定する当社が別に定める数は、500とします。
（注9）28に規定する当社が別に定める数は、9,999とします。
（注10）35に規定する当社が別に定める数は、50とします。
（注11）1に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。
（1）当社に係るものは電気通信番号規則別表第1号及び第6号に定める電気通信番号とします。
（2）他社直収電話等利用回線に係るものは電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号とします。
（注12）10に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイドンスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、発信地域ルー

		ティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイダンス機能、無応答時ガイダンス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイダンス機能、接続案内ガイダンス機能、迷惑お断り機能、ウイisper機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能 (注13) 25に規定する当社が別に定める振り分け方法とは、プッシュボタン信号、プッシュボタン信号及び音声認識(数字)並びに音声認識(数字)とします。 (注14) 26に規定する当社が別に定める方法とは、順次サーチ、ラウンドロビン及び分配とします。 (注15) 41に規定する当社が別に定める範囲は、1の特定着信番号により同時に接続できる通話の数の範囲内で、100以内とします。			
簡易特定番号着信機能		電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第3に基づき、当社が提供する付加機能であって、簡易特定着信番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)に着信した通話を、地域指定特定番号着信機能に係る特定着信番号へのナビダイヤル通話として接続する機能	1 特定着信番号ごとに	—	—
	備考	1 当社は、この機能を、地域指定特定番号着信機能を同時に利用する契約者に限り提供します。			
	基本機能	電話等利用契約者が、この機能を利用する利用回線及びIP通信網サービス利用回線により提供する情報を、複数同時接続番号(電話等利用契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。)により行われた複数の着信に対して同時に自動的に案内する機能	1 複数同時接続番号ごとに	50,200円 (55,220円)	5,020円 (5,522円)
	追加機能	音声応答機能 この機能を利用する契約回線が通話を接続できない場合に、音声応答装置(この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)を利用して、発信者からの通話に自動的に応答する機能	加算額(1 接続先ごとに)	1,500円 (1,650円) (日額)	1,500円 (1,650円)
複数同時接続機能 (テレドーム)	備考	1 当社は、利用回線に係る電気通信番号又はIP通信網サービス利用回線に係る電気通信番号(電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号とします。この場合において、当社が指定する電気通信番号(当社が総務省から指定された電気通信番号に限りします。)に限りします。)1番号ごとに1の複数同時接続番号を付与します。 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、複			

	数同時接続番号を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめそのことを電話等利用契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 3 この機能を利用している利用回線への複数同時接続番号以外の電気通信番号による着信はできません。 4 複数同時接続番号により行う通話（以下「テレドーム通話」といいます。）は、一般通話のうちダイヤル通話に限ります。 5 当社は、この機能を利用している利用回線への1の着信について、案内を受けることができる状態とした時刻から60分または電話等利用契約者から申出があった場合であって当社が認めた分数もしくは秒数後、その案内を打ち切ります。 6 当社は、この機能の提供により、現にふくそうが発生し又は発生するおそれがあるときは、その提供を中止することがあります。 7 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現にこの機能が利用されており、又は利用されるおそれがあると認めた場合は、この機能の提供を中止することがあります。 8 当社は、この機能を利用している電話等利用契約について、電話等利用権の譲渡があったときは、その複数同時接続機能を廃止します。 9 当社は、携帯電話設備、PHS設備若しくは他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われるテレドーム通話については、その電気通信設備から通話を行った者をそのテレドーム通話の支払いを要する者としします。 10 音声応答機能を利用して行う通話は、発信者から音声応答装置までの通話としします。

メンバーズネット機能（タイプ1）	基本機能	この機能を利用する契約回線相互間で利用者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。）によるダイヤル通話又はデジタル通信モードに係る通信（以下「メンバーズネットグループ内通話」といいます。）を行うことができるようにする機能		契約回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもの	1 電話等利用契約ごとに	250円 (275円)	25円 (27.5円)
				契約回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約又は臨時第1種契約に係るもの	1 電話等利用契約ごとに	250円 (275円)	25円 (27.5円)
				契約回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種契約又は臨時第2種契約に係るもの	1 電話等利用契約ごとに	5,750円 (6,325円)	575円 (632.5円)
	追加機能	ダイヤルパス機能	この機能を利用する契約回線（加入電話設備に係るものに限ります。）から特定の1の契約回線（この機能を利用する契約回線と同一の所属メンバーズネットグループ内のものに限ります。）への呼出しを、ダイヤル操作なしで行うことができる機能	1 契約回線ごとに	100円 (110円)	10円 (11円)	
		ダイヤルパス#機能	この機能を利用する契約回線（押しボタンダイヤル信号による発信が可能な加入電話設備に係るものに限ります。）から特定の1の利用回線等への呼出しを、「#」のダイヤルにより行うことができる機能	1 契約回線ごとに	50円 (55円)	5円 (5.5円)	

	複数利用 者番号登録機能 (ユーザナンバ多重登録)	この機能を利用する契約回線に係る電気通信番号(電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に限ります。)ごとに複数の利用者を指定することができるようにする機能	契約回線が加入電話設備に係るもの	利用者番号送出機能がないもの	1 利用者番号ごとに	100円 (110円)	10円 (11円)
			契約回線が総合デジタル通信設備に係るもの	利用者番号送出機能があるもの	1 利用者番号ごとに	200円 (220円)	20円 (22円)
					1 の B チャンネルにつき 1 の利用者番号を除く他の利用者番号 1 番号ごとに	100円 (110円)	10円 (11円)
	付加番号送出機能 (事業所番号接続)	メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号(以下「付加番号」といいます。)の情報をこの機能を利用する契約回線に送出することができるようにする機能			1 利用者番号ごとに	1, 000円 (1, 100円)	100円 (110円)
	発着信規制機能	この機能を利用する契約回線から発信する通話又はその契約回線に着信する通話を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能				—	—
	着信識別機能	この機能を利用する契約回線に着信する通話について、利用者番号及びダイヤルパス機能を利用して行った通話を識別するための信号を送出する機能			1 契約回線ごとに	100円 (110円)	10円 (11円)

		グループセキュリティ機能	この機能を利用する特定の利用回線相互間の通信以外の通信を制限する機能	1 契約回線ごとに	350円 (385円)	—
備考	1 この機能を利用する契約者は、当社所定の書面に次の事項を記載して、当社に届け出いただきます。これを変更するとき、電話等利用権の譲渡があったとき、その契約回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があるとき又はこの機能を利用する契約回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があるときも同様とします。 (1) 所属する 1 のメンバーズネットグループ（以下「所属メンバーズネットグループ」といいます。その届出が新たにメンバーズネットグループを構成する届出であるときは、所属メンバーズネットグループの代表者を含みます。） (2) この機能を利用する契約回線に係る特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する契約の種類及び使用する B チャンネルの数（この機能を利用する契約回線が総合デジタル通信設備に係るものであるときに限ります。） (3) 削除 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった契約者が次の各号に該当する場合に限り、この機能を提供します。 (1) 所属メンバーズネットグループの代表者の承諾があるとき。 (2) 所属メンバーズネットグループに係る契約回線の数当社が別に定める数の範囲内であるとき。 (3) この機能を利用する契約回線（加入電話等設備に係るものに限りま す。）が特定協定事業者の他事業者アクセス短桁ダイヤル機能の提供を受けているとき。 3 この機能を利用する契約者は、所属メンバーズネットグループの代表者の承諾がある場合に限り、その契約回線に係る電気通信番号（電気通信番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号に限りま す。）1 番号ごとに 1 の利用者番号を指定することができます。これを変更するときも同様とします。 4 前項の規定によるほか、メンバーズネットグループの代表者は、そのメンバーズネットグループに所属する契約回線に係る電気通信番号以外の電気通信番号（電気通信番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号に限りま す。）1 番号ごとに 1 の利用者番号を指定することができます。これを変更するときも同様とします。 5 利用者番号の桁数は、1 のメンバーズネットグループごとに当社がそのメンバーズネットグループの代表者と協議して定めます。 6 ダイヤルパス機能を利用する場合、この機能に係る相手方の契約回線以外への発信は、行うことはできません。 7 ダイヤルパス # 機能による通話の相手先の番号は、当社が別に定める電気通信番号に限りま す。 8 複数利用者番号登録機能に係る利用者番号送出機能とは、この機能を利用する契約回線に着信する通話（複数利用者番号登録機能に係る利用					

	者番号によるものに限りま。す。)があつた場合に、その利用者番号の情報を、その契約者が利用する当社又は特定協定事業者が提供する番号情報を送出する機能によって、その契約回線に接続される構内交換設備等の端末設備に送出する機能をいいます。 9 付加番号送出機能を利用する契約回線が加入電話設備に係るものであるときは、その電話等利用契約者が利用する特定協定事業者が提供する番号情報を送出する機能によって、付加番号をその契約回線に送出します。 10 付加番号送出機能を利用する場合の利用者番号及び付加番号の桁数は、当社が別に定めるところによります。 11 発着信規制機能には、次の機能があります。 (1) 契約回線からの発信を規制するもの (2) 契約回線への着信を規制するもの(利用者番号及びダイヤルパス機能を利用した通話を行うことができるもの) 12 発着信規制機能のうち、契約回線からの発信を規制するものには、次の区別があります。 (1) 契約者があらかじめ指定した市外局番等に係る利用回線等以外への通話(利用者番号(3に規定するものに限りま。す。以下この項において同じとします。)及びダイヤルパス機能を利用した通話を除きま。す。)を行うことができるもの (2) 区域内通話並びに利用者番号及びダイヤルパス機能を利用した通話を行うことができるもの (3) 利用者番号及びダイヤルパス機能を利用した通話を行うことができるもの 13 発着信規制機能及びグループセキュリティ機能に係る契約回線からの発信規制を利用する場合、契約者が指定することのできる市外局番等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 14 グループセキュリティ機能は、通話モード又はデジタル通信モード(総合デジタル通信設備に係るもの)の区分ごとに次の区別があり、この機能を利用する契約者は、区別の変更の請求をすることができます。 (1) 完全閉域(グループ内通話のみを許容するもの) (2) 発信アクセス可能閉域(グループ内通話及びその利用回線が属するグループ外の利用回線等への通話を許容するもの) (3) 着信アクセス可能閉域(グループ内通話及びその利用回線が属するグループ外の利用回線等からの通話を許容するもの) (4) 発着信アクセス可能閉域(グループ内通話及びその利用回線が属するグループ外の利用回線等との間の通話を許容するもの) (5) 上記の区別に加えグループ内通話の発信のみ、または着信のみを許容するもの (注1) 2の(2)に規定する当社が別に定める数の範囲は、10万回線未満とします。 (注2) 7に規定する当社が別に定める電気通信番号は、ダイヤルパス#機能の申込みをする者及びその契約者に開示します。 (注3) 10に規定する利用者番号の桁数は1から7桁とし、付加番号の桁数は2から11桁とします。 (注4) 13に規定する当社が別に定める数の範囲は、640以下とします。

メンバーズネット機能（タイプ2）	基本機能	この機能を利用する契約回線から利用電話番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用電話番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバーズネットグループ内の他の契約回線へのダイヤル通話又はデジタル通信モードに係る通信を行うことができるようにする機能		契約回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもの	1 電話等利用契約ごとに	———	———
				契約回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約又は臨時第1種契約に係るもの	1 電話等利用契約ごとに	———	———
				契約回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種契約又は臨時第2種契約に係るもの	1 電話等利用契約ごとに	———	———
	追加機能	発着信規制機能	この機能を利用する利用回線から発信する通話又はその利用回線に着信する通話を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能			———	———
		付加番号送出機能（事業所番号接続）	メンバーズネットグループ内通話において、利用電話番号に付加した番号（以下「付加番号」といいます。）の情報をこの機能を利用する契約回線に送出することができるようにする機能	1 利用電話番号ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)	
	備考	1 この機能を利用する契約者は、当社所定の書面に次の事項を記載して、当社に届け出ていただきます。これを変更するとき、電話等利用権の譲渡があったとき、その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があるとき又はこの機能を利用する利用回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があるときも同様とします。 (1) 所属する1のメンバーズネットグループ（以下「所属メンバーズネットグループ」といいます。その届出が新たにメンバーズネットグループを構成する届出であるときは、所属メンバーズネットグループの代表者を含みます。） (2) この機能を利用する契約回線に係る特定協定事業者の総合ディジ					

タル通信サービス契約約款に規定する契約の種類(この機能を利用する利用回線が総合デジタル通信設備に係るものであるときに限ります。)

(3) 削除

2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった契約者が次の各号に該当する場合に限り、この機能を提供します。

(1) 所属メンバーズネットグループの代表者の承諾があるとき。

(2) 所属メンバーズネットグループに係る契約回線の数当社が別に定める数の範囲内であるとき。

(3) この機能を利用する契約回線(加入電話等設備に係るものに限りまず。)が特定協定事業者の他事業者アクセス短桁ダイヤル機能の提供を受けているとき。

3 この機能を利用する契約者は、所属メンバーズネットグループの代表者の承諾がある場合に限り、その利用回線に係る電気通信番号(電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に限りまず。)1番号ごとに1の利用者番号を指定することができます(但し、1のメンバーズネットグループ内における利用者番号の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。)。これを変更するときも同様とします。

4 前項の規定によるほか、メンバーズネットグループの代表者は、そのメンバーズネットグループに所属する契約回線に係る電気通信番号以外の電気通信番号(電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に限りまず。)1番号ごとに1の利用者番号を指定することができます。これを変更するときも同様とします。

5 利用者番号の桁数は、1のメンバーズネットグループごとに当社がそのメンバーズネットグループの代表者と協議して定めます。

6 発着信規制機能には、次の機能があります。

(1) 契約回線からの発信を規制するもの

(2) 契約回線への着信を規制するもの(利用者番号を利用した通話を行うことができるもの)

7 発着信規制機能のうち、契約回線からの発信を規制するものには、次の区別があります。

(1) 契約者があらかじめ指定した市外局番等に係る利用回線等以外への通話(利用者番号(3に規定するものに限りまず。以下この項において同じとします。)を利用した通話を除きます。)を行うことができるもの

(2) 区域内通話並びに利用者番号を利用した通話を行うことができるもの

(3) 利用者番号を利用した通話を行うことができるもの

8 発着信規制機能に係る契約回線からの発信規制を利用する場合、契約者が指定することのできる市外局番等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。

9 付加番号送出機能を利用する契約回線が加入電話設備に係るものであるときは、その電話等利用契約者が利用する特定協定事業者が提供する番号情報を送出する機能によって、付加番号をその契約回線に送出します。

10 付加番号送出機能を利用する場合の利用者番号及び付加番号の桁数は、当社が別に定めるところによります。

		(注1) 2の(2)に規定する当社が別に定める数の範囲は、10万回線未満とします。 (注2) 3に規定する当社が別に定める利用者番号の数は60とします。 (注3) 8に規定する当社が別に定める数の範囲は、640以下とします。 (注4) 10に規定する利用者番号の桁数は1から7桁とし、付加番号の桁数は2から11桁とします。

(2) 国際通話に係るもの

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外の もの (月額)	臨時のもの (日額)

国際地域指定着信課金機能 (国際フリーダイヤル)	基本機能	国際地域指定着信課金機能（以下国際地域指定着信課金機能の欄において「国際フリーダイヤル機能」といいます。）とは、国際地域指定着信課金番号（電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の請求により、当社が取扱地域ごとに付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者とし、その電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金する機能 （注）本欄に規定する当社が別に定める通話は、備考1で規定する第1種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、他社直加入電話等設備及びI P 電話設備に係る通話とし、第2種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、公衆電話設備、携帯電話設備、PHS設備、他社直加入電話等設備及びI P 電話設備に係る通話とします。			

	追加機能	利用時間指定機能 (時間外着信案内)	国際フリーダイヤル機能の利用時間帯を指定し、指定時間帯以外のこの機能を利用する契約回線又は他社直加入電話等利用回線に着信した国際フリーダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能（備考欄１で規定する第１種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。）		_____	_____
		ユニバーサルフリーナンバー機能	１の国際地域指定着信課金番号について、２以上の取扱地域を設定する場合に、世界共通の国際地域指定着信課金番号（以下「ユニバーサルフリーナンバー」といいます。）を割り当てる機能（備考欄１で規定する第１種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。）		_____	_____
	備考	１ 国際フリーダイヤル機能には、次の種類があります。 (１) 外国発本邦着の国際地域指定着信課金番号を利用した国際通話（以下この料金表において「第１種国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金を、この機能を利用する電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金するもの（以下この料金表において「第１種国際フリーダイヤル機能」といいます。） (２) 本邦発外国着の国際地域指定着信課金番号を利用した国際通話（以下この料金表において「第２種国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金を、この機能を利用する電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金するもの（以下この料金表において「第２種国際フリーダイヤル機能」といいます。） ２ 当社は、電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から請求があった場合には、次の場合を除いてこのサービスを提供します。 (１) 国際フリーダイヤル機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。 (２) その申込を承諾するために必要な設備の余裕がないとき。 (３) 国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、電話等サービス及びＩＰ通信網サービスに係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。				

(4) 第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、3に規定する第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の前払いを承諾しないとき。

3 第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金について、以下の条件により前払いをしていただく場合があります。

ただし、銀行又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。

(1) 前払金の額は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が申告する予想月間利用額に100分の120を乗じて得た額とします。

(2) 当社は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額が、(1)の規定により前払いされた額を超えたときは、第2種国際フリーダイヤル機能の提供を行わないことがあります。

ただし、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、新たに第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の前払いをした場合は、第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金がその新たな前払金額を加えた前払い金額の累計額を超えない場合に限り第2種国際フリーダイヤル機能を提供します。

(3) 第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額が、(1)又は(2)の規定により前払いされた額に満たなかった場合は、その差額を翌月に繰り越すものとします。

(4) 第2種国際フリーダイヤル機能の利用の廃止があった場合であって、その廃止日までの第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額が(1)又は(2)の規定により前払いされた金額を下回ったときは、当社はその差額を第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に返還します。この場合、前払金は無利子で返還するものとし、また第2種国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その契約に基づき当社に支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(5) (1)から(4)の規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合において準用します。

4 当社は、契約回線又は他社直加入電話等利用回線に係る電気通信番号（当社が別に定めるものに限りです。）1番号ごとに1の国際地域指定着信課金番号を付与します。この場合、国際地域指定着信課金番号を付与された電話等利用契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の国際地域指定着信課金番号

により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします(第1種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。)

5 当社は、外国の電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)
1番号ごとに1の国際地域指定着信課金番号を付与します(第2種国際フリーダイヤル機能を利用する場合に限ります。)

6 4又は5の規定により当社が付与した国際地域指定着信課金番号については、その番号を付与された電話等利用契約者、IP通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が管理するものとし、その国際地域指定着信課金番号により行なわれたいかなる国際フリーダイヤル通話に関する料金についても国際フリーダイヤル通話に関する料金の課金先となる契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、IP通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者がその支払義務を負うものとし、

7 当社は、電話等利用契約者、IP通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から請求があったときは、携帯電話設備、PHS設備又は公衆電話設備から第2種国際フリーダイヤル通話が利用できないようにする取扱いを行ないます。これを変更するときも同じとします。

8 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、国際地域指定着信課金番号を変更又は廃止するときがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを電話等利用契約者、IP通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

9 国際地域指定着信課金番号により行う通話は、国際通話(ディジタル通信モード等を除きます。)に限ります。

10 ユニバーサルフリーナンバー機能については、1の規定にかかわらず、次に定める条件により、その割り当てを受けることができます。

(1) ユニバーサルフリーナンバーを割り当てられてから90日以内に利用を開始しない場合にはそのユニバーサルフリーナンバーの割り当てを取り消されることがあること。

(2) ユニバーサルフリーナンバーは譲渡又は貸与できないこと。

(3) ユニバーサルフリーナンバーの割り当て手続きを開始した後にその請求を取り消した場合又はその他の事由によりユニバーサルフリーナンバーの割り当てを取り消された場合においても、ユニバーサルフリーナンバー登録料の支払義務を免れ得ないこと。

(4) その他ITU-T勧告E.169に定める条件によること。

11 国際フリーダイヤル機能に係る契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話番号又は契約者回線番号の変更はできません。

12 国際フリーダイヤル機能の利用期間は1ヶ月(利用開始の翌日からその翌月の利用開始の日に相当する日(利用開始の日に相当する日がないときは、その月の末日とします。)までの期間をいいます。)以上とします。

13 この機能が、廃止又は第16条(付加機能の利用の一時中断)若しくは第20条(利用停止)の規定により利用できないものとされているにもかかわらず、国際フリーダイヤル通話として請求された通話について、当社は、その通話を国際フリーダイヤル通話とみなして取り扱うことがあります。その場合その通話に係る支払義務については、第31条(通話に

		関する料金の支払義務)の規定を適用します。 (注1) 4に規定する当社が別に定めるものは、電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号とします。 (注2) 5に規定する当社が別に定めるものは、第4条の5(外国における取扱いの制限)の規定に基づき、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第2(通話に関する料金)の2-2-1(国際通話の取扱地域)(2)の2 国際地域指定着信課金機能(第2種国際フリーダイヤル機能に限ります。)の取扱地域に規定する地域の電気通信番号とします。		
国際電話利用休止機能		その契約者指定番号発信サービスにおいて現に登録に係る利用回線について国際通話を規制する機能	1 利用回線ごとに	———
	備考	この機能は、契約者指定番号発信サービス利用契約者に限り申し込めるものとします。		

2-3 削除

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 料金設定通話	ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。 （ア） 次に定める一般通話 ① 別記1 (1)、(2)、(3)又は(4)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、公衆電話設備又は陸上移動無線データ設備からの通話 ② 削除 ③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話 ④ 当社の付加機能を利用して行う通話 （イ） 削除 イ アの規定にかかわらず、次の一般通話に関する料金については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 （ア） 携帯電話設備を利用して行う通話（フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、テレドーム通話、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話及び加入電話設備から当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を付加して発信した通話を除きます。） （イ） PHS設備を利用して行う通話（フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、テレドーム通話、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話及び加入電話設備から当社の事業者識別番号を付加して発信した通話を除きます。） （ウ） 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号（協定事業者に係るものに限ります。）を使用して行った通話 （エ） 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の選択制による通話料金の月極割引の適用を受ける通話 （オ） 加入電話等設備又は公衆電話設備から協定事業者の緊急通報用電話の契約者回線（110番又は119番に限ります。）への通話 （カ） 加入電話等設備又は公衆電話設備から、協定事業者の電話サービス取扱所に設置される電気通信設備であってその協定事業者が指定したものへの通話 ウ 国際通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。 （ア） 次に定める国際通話 ① 別記1 (1)又は(5)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、国際公衆電話設備、携帯電話設備、PHS設備又は他社直加入電話等設備からの通話 ② 別記1 (8)、(10)、(12)、(13)、(14)又は(15)

	③ 当社の付加機能を利用して行う通話 エ ウの規定にかかわらず、次の国際通話に関する料金については、外国の電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。 (ア) 外国の電気通信事業者が提供する付加機能を利用して行う通話																		
(2) 単位料金区域の設定	ア 当社は、全国の区域を分けて単位料金区域(区域外通話((3)欄に規定する区域外通話をいいます。)の料金を算定する場合にその算定の基礎となる通話地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。)を定めます。 イ 当社は、当社が指定する電話等サービス取扱所において、当該単位料金区域及びその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域を表示する図表並びに全国の単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。																		
(3) 区域内通話、隣接区域内通話及び区域外通話の適用等	ア 国内通話には、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通話</td><td>2 から 3 以外の通話</td></tr> <tr> <td>2 削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>3 ユーザ間情報通知</td><td>利用回線から利用回線等(当社が別に定める通信に限りします。)への通信を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</td></tr> </tbody> </table> イ 総合デジタル通信設備、公衆電話設備のうちデジタル公衆電話設備(特定協定事業者が提供する総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備であって、特定協定事業者が街頭その他の場所に電話機等を設置して公衆の用に供する設備をいいます。以下同じとします。)及び他社直収電話等設備のうち総合デジタル通信サービスを利用した一般通話には、次の区分があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話モード</td><td>おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</td></tr> <tr> <td>デジタル通信モード</td><td>主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</td></tr> </tbody> </table> ウ 当社は、一般通話料のうち携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話及び I P 通話(電気通信番号規則別表第 1 第 10 号に規定する電気通信番号を利用して行う通話をいいます。以下同じとします。)を除く通話に関する料金を適用するため、一般通話について、次のとおり区分します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>適 用 す る 通 話</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通話</td><td>同一の単位料金区域内の通話</td></tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 一般通話	2 から 3 以外の通話	2 削除	削除	3 ユーザ間情報通知	利用回線から利用回線等(当社が別に定める通信に限りします。)への通信を行う際に、制御信号を利用して行われるもの	区 分	内 容	通話モード	おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの	デジタル通信モード	主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの	区 分	適 用 す る 通 話	区域内通話	同一の単位料金区域内の通話
種 類	内 容																		
1 一般通話	2 から 3 以外の通話																		
2 削除	削除																		
3 ユーザ間情報通知	利用回線から利用回線等(当社が別に定める通信に限りします。)への通信を行う際に、制御信号を利用して行われるもの																		
区 分	内 容																		
通話モード	おおむね 3 kHz 帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの																		
デジタル通信モード	主として 64 kbit/s の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの																		
区 分	適 用 す る 通 話																		
区域内通話	同一の単位料金区域内の通話																		

	<table> <tr> <td>隣接区域内通話</td><td>1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内への通話</td></tr> <tr> <td>区域外通話</td><td>区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話</td></tr> </table> (注) アの3欄に規定する当社が別に定める通信は、加入電話等設備及びPHS設備に係る通信とします。	隣接区域内通話	1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内への通話	区域外通話	区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話								
隣接区域内通話	1の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内への通話												
区域外通話	区域内通話及び隣接区域内通話以外の通話												
(4) 国際通話の種類等	総合デジタル通信設備又は総合デジタル通信サービスに係る他社直加入電話等設備を利用した国際通話には、次の区分があります。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>通話モード</td><td>本邦と外国との間で、おおむね3kHz帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</td></tr> <tr> <td>デジタル通信モード</td><td>本邦と外国との間で、主として64kbit/sの伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</td></tr> </table>	区 分	内 容	通話モード	本邦と外国との間で、おおむね3kHz帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの	デジタル通信モード	本邦と外国との間で、主として64kbit/sの伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの						
区 分	内 容												
通話モード	本邦と外国との間で、おおむね3kHz帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの												
デジタル通信モード	本邦と外国との間で、主として64kbit/sの伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの												
(5) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	ア 「昼間」、「夜間」及び「深夜・早朝」とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>時 間 帯</th></tr> <tr> <td>昼間</td><td>午前8時から午後7時までの間</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>午後7時から午後11時までの間</td></tr> <tr> <td>深夜・早朝</td><td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td></tr> </table> イ 「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>時 間 帯</th></tr> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td><td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間</td></tr> </table> ウ 国際通話については、その通話の開始時刻により、昼間、夜間、深夜・早朝又は土曜日・日曜日・祝日の料金額を適用します。 エ 国際通話においては、2（料金額）の2－2－2に変更があった場合であって、その変更前に通話の開始があった場合には、変更前の料金額を適用します。 オ 国際通話において、祝日、曜日又は時間帯等によって通話料が異なる場合は、本邦の暦によります。	区 分	時 間 帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	区 分	時 間 帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間
区 分	時 間 帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
区 分	時 間 帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間												
(6) 通話時間の測	ア 通話時間は、双方の利用回線等を接続して通話できる状態												

定等	にした時刻（その通話が他社通話に伴うものであるときは、協定事業者の電気通信設備に接続した時刻とします。）から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（他社通話を伴う通話である場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。 イ 次の時間は、前項の通話時間には含みません。 （ア） 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間 （イ） 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったとき（第25条（通話の切断）の規定によって通話を切断した場合は、その切断の通知をしたときとします。）は、その通話の種類又は区別ごとに次の表に定める時間 <table border="1" data-bbox="555 790 1279 1084"> <tr> <th>通話の種類又は区別</th><th>時 間</th></tr> <tr> <td>ダイヤル通話</td><td>その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間</td></tr> <tr> <td>国際通話</td><td>その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間</td></tr> </table> ウ イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、国際通話時間の調整は行いません。 （ア） 音声以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。ただし、音声による通信ができない状態であったときは、この限りではありません。 （イ） 利用回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、通話が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質不良によりその通話ができなかったとき。 （ウ） 第14条の23（移動電話会社の契約約款等による制限等）に規定する通話が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通話ができなかったとき。	通話の種類又は区別	時 間	ダイヤル通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間	国際通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間
通話の種類又は区別	時 間						
ダイヤル通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間						
国際通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通話時間						
(7) 国内通話における通話地域間距離の測定	通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。 ア 当社は、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。 イ 通話地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は次のとおりとし、当社が指定する電話等サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。						

	<table border="1"> <tr> <td>区 分</td><td>通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画</td></tr> <tr> <td>(ア) (イ)以外の通話</td><td>利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、そのPHS設備が接続されている無線基地局設備のある場所とし、固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画</td></tr> <tr> <td>(イ) 削除</td><td>削除</td></tr> </table> ウ 通話地域間距離は、双方の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。 $\text{通話地域間距離} = \sqrt{\left(\frac{\text{縦軸の方形区画番号の数差} \times 2}{2} \right)^2 + \left(\frac{\text{横軸の方形区画番号の数差} \times 2}{2} \right)^2}$ エ 無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係る他社通話に伴って行われる料金設定通話については、特定協定事業者とその無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備又は当社が別に定める電気通信設備に係る協定事業者との間の相互接続点が所在する単位料金区域との通話とみなします。 オ 削除 (注) 本欄エに規定する当社が別に定める協定事業者及び当社が別に定める電気通信設備に係る協定事業者は、東日本電信電話株式会社とします。	区 分	通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画	(ア) (イ)以外の通話	利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、そのPHS設備が接続されている無線基地局設備のある場所とし、固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画	(イ) 削除	削除
区 分	通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画						
(ア) (イ)以外の通話	利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、そのPHS設備が接続されている無線基地局設備のある場所とし、固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画						
(イ) 削除	削除						
(8) 離島に関する通話料金の特例	離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）との間の通話に係る一般通話料（ダイヤル通話に係るものに限ります。）については、1（適用）の(3)及び(7)並びに2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。 ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用回線等とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用回線等との間の通話については、隣接区域内通話に係る料金額を適用します。 イ 沖縄県にある単位料金区域内の利用回線等と鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用回線等との間の通話については、隣接区域内通話に係る料金額を適用します。						

	ウ 沖縄県にある単位料金区域内の利用回線等とそれ以外の単位料金区域内の利用回線等との間の通話（イに該当する通話を除きます。）については、沖縄県にある単位料金区域の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画をイにおいて当社が指定する単位料金区域の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画とみなして算出した通話地域間距離の料金を適用します。 ただし、その算出した通話地域間距離が1の(7)の規定によって算出した通話地域間距離を超える場合を除きます。 エ 当社は、ア及びイにおいて指定する単位料金区域名を当社が指定する電話等サービス取扱所において閲覧に供します。		
(9) 通話相手指定を利用して行う通話に関する料金の適用	特定協定事業者が提供する通話相手指定を利用して行う料金設定通話に関する料金は、その通話料金に2（料金額）に定める通話相手指定取扱料を加算したものとします。		
(10) 一定額を上限とした地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金の月極割引の適用	エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるドットフォン契約者（エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用に係る者であって、合算ドットフォン請求に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のIP通信網サービス契約約款共通編第34条（債権の譲渡）又はエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に限りま。）がそのドットフォン利用回線（次表に掲げるドットフォン契約に係るものに限りま。以下この欄において同じとします。）から行った付加機能（地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に限りま。以下この欄において同じとします。）の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定するところによりま。 <table><tr><th>ドットフォン契約</th></tr><tr><td> エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りま。） 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りま。） エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限りま。） </td></tr></table>	ドットフォン契約	エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りま。） 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りま。） エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限りま。）
ドットフォン契約			
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りま。） 当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りま。） エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限りま。）			
(11) 削除	削除		

(12) 選択制による通話料金の月極割引の適用	ア 当社は、契約者から申出があったときは、その契約回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線の通話料金について、通話料金別表に定める選択制による通話料金の月極割引を適用します。 ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。 イ 現に月極割引の適用を受けている契約者は、その契約回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線についてその月極割引を廃止すると同時に新たに他の月極割引サービスを選択する申出があった場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通話料金別表の規定にかかわらず、当社が、月極割引の開始日又は廃止日を変更することについて、承諾していただきます。 ウ 現に月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号、携帯利用回線に係る電話番号、他社直加入電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約回線番号が変更となる場合であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通話料金別表の規定にかかわらず、その変更日を含む料金月における通話に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。 エ 契約者が、その契約回線の通話料金について2以上の月極割引の適用を受けているときであって、月極割引の廃止があった場合の取扱いについて各々の月極割引の適用が異なるときは、その月極割引のうち最後に適用されることとなる月極割引の適用の規定によります。
(13) 削除	削除
(14) 地域指定特定番号着信機能を利用して行う通話に関する料金の適用	第1の2（料金額）に規定する地域指定特定番号着信機能を利用して行う通話のうち、全国一律課金機能を利用して行う通話に関する料金については、2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。 ア タイプ1 (1) 利用回線、固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備並びにIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り。）からのナビダイヤル通話に関する料金額は、距離段階及び時間帯にかかわらず60秒までごとに10円（11円）とします。 (2) (1)以外のナビダイヤル通話に関する料金額は2（料金額）の規定によるものとします。 イ タイプ2 (1) 利用回線からのナビダイヤル通話に関する料金額は、距離段階にかかわらず次のとおりとします。 ①昼間・夜間 180秒までごとに8.5円（9.35円） ②深夜・早朝 240秒までごとに8.5円（9.35円）

	(2) (1) 以外のナビダイヤル通話に関する料金額は 2（料金額）の規定によるものとします。
(15) 当社の機器の故障等により通話時間が正しく算定することができなかった場合のダイヤル通話又は国際通話の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤル通話又は国際通話の料金は、次のとおりとします。 ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均のダイヤル通話又は国際通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア 以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均のダイヤル通話又は国際通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去 2 か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均のダイヤル通話若しくは国際通話の料金又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均のダイヤル通話若しくは国際通話の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(16) 国内通話に関する料金の減免	次の国内通話については、第 31 条（通話に関する料金の支払義務）第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の緊急通報用電話の契約者回線（118 番に限ります。）への通話 イ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域（以下この欄において「強化地域」といいます。）及び強化地域以外の地域であって当社が特に必要があると認める地域内に設置されている公衆電話設備（当社が指定するものに限ります。）から行うダイヤル通話 ウ 災害が発生した場合に、公衆電話設備（当社が指定するものに限ります。）から行う通話のうち、り災者が行う通話 エ 電気通信サービスに関する問合せ、申込等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通話

	オ 削除 カ 災害用伝言ダイヤル（171）への通話				
(17) 付加機能等を利用して行う通話に関する料金の適用	ア メンバーズネット機能等を利用して行う料金設定通話以外の通話に関する料金のうち、当社が別に定める利用回線に係る料金であって、当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行われる料金については、当社又は請求事業者が請求するものとします。 イ 複数同時接続機能（テレドーム）を利用して行う通話のうち、音声応答機能に係る通話に関する料金については、音声応答装置を契約者回線の終端とみなした場合に適用される料金の額と同額を適用します。 （注１）アに規定する当社が別に定める利用回線は、別記２の５の１に定める利用回線とします。 （注２）アに規定する当社が別に定める電気通信設備は、次に掲げるものとします。 （１）携帯電話設備 （２）PHS設備				
(18) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通話の取り扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通話として取り扱います。				
(19) 国際通話料金の月極割引の適用廃止	当社は、通話料金別表選択制による通話料金の月極割引76（回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ１））から88（国際通話の通話料金の月極割引）までについて、その割引選択回線、割引選択回線群、または割引選択回線群等に係る国際通話料金の月間累計額の合計が12料金月連続して発生していないことを当社が確認した場合、この月極割引を取りやめる場合があります。				
(20) 第１種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	ア 契約者指定番号発信サービス（第１種グループ発信サービスに限り、以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。 （ア） 削除 （イ） 削除 （ウ） 携帯電話設備、PHS設備から行った通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず30秒までごとに10円（11円）とします。 （エ） 削除 イ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については２－２－３に規定する料金表を適用します。				
(21) 第２種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料	ア 当社は、第２種グループ発信サービス（プラン２に限り、以下この欄において同じとします。）について次のとおり区分を定めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		
区 分	内 容				

金の適用	コース 1	(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規定する減額の適用を受けるもの							
	コース 2	コース 1 以外のもの							
	イ 契約者指定番号発信サービス（第 2 種グループ発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金（当社が別に定める通話を除きます。）については、次表のとおり適用します。 (ア) プラン 1 及びプラン 2 のコース 1 に係るもの								
	<table><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>料金額</th></tr><tr><td>1 のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金</td><td>60秒までごとに</td><td>30円 (33円)</td></tr></table>			区 分	単位	料金額	1 のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)
	区 分	単位	料金額						
	1 のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)						
	(イ) プラン 2 のコース 2 及びプラン 3 に係るもの								
	<table><tr><th>区 分</th><th>単位</th><th>料金額</th></tr><tr><td>1 のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金</td><td>30秒までごとに</td><td>10円 (11円)</td></tr></table>			区 分	単位	料金額	1 のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	30秒までごとに	10円 (11円)
	区 分	単位	料金額						
	1 のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	30秒までごとに	10円 (11円)						
ウ イの規定にかかわらず、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国内通話（当社が別に定める通話に限ります。）に関する料金の額は、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。									
エ イの規定にかかわらず、当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がイの場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。									
オ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については 2－2－3 に規定する料金額を適用します。									
カ 削除 (注 1) ウの当社が別に定める場合は、通話を行うことを目的とせずに通話を著しく繰り返す行為、その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をその契約者指定番号発信サービス利用契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。 (注 2) エの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。									
(22) 契約者指定番号発信サービス	ア	当社は、契約者指定番号発信サービス契約（第 2 種グループ発信サービス（プラン 1 及びプラン 2 のコース 1 に係るもの）							

スに係る一定の通話回数を上限とした通話料の減額	の)に限ります。以下この欄において同じとします。)について、次表に掲げる定額料を支払うことを条件に、1の料金月における通話の回数が300回を超過するまでの間、料金表第2表（通話に関する料金）の1（適用）の（21）（第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用）の（ア）（プラン1及びプラン2のコース1に係るもの）の規定を適用しません。 <table><tr><td>定額料（月額）</td></tr><tr><td>1,980円（2,178円）</td></tr></table> イ 本欄に規定する定額料については、基本料金に準じて取り扱います。	定額料（月額）	1,980円（2,178円）
定額料（月額）			
1,980円（2,178円）			
(23) 削除	削除		
(24) 削除	削除		

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2) 及び (3) 以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ) 以外のもの

① ② 以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間			深夜・早朝
		90秒			2分
区 域 外 通 話	通話地域間 距離				
	20kmまで	90秒			2分
	30 "	1 分			75秒
	40 "	昼 間		夜 間	
		土曜日・日曜日・祝日			
	60 "	45秒	1 分	1 分	75秒
	80 "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 "				
	120 "	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 "				
	240 "				
	320 "				
	320 km を 超えるもの				

備考 この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、ウ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

(3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又は I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からのナビダイヤル通話及びテレドーム通話

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間			深夜・早朝
		3分			4分
隣接区域内通話		90秒			2分
区 域 外 通 話	通話地域間 距離	90秒			2分
	20kmまで				
	30 "	昼 間		夜 間	90秒
		土曜日・日曜日・祝日			
		40 "	60秒	75秒	
	60 "				
	80 "				
	100 "	45秒	60秒	60秒	90秒
	120 "				
	160 "				
	240 "				
	320 "				
	320 km を超えるもの				

備考 この表に規定する料金は、(イ)、(ウ)、イ、ウ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。

(1) 加入電話等設備からの一般通話

(2) 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

(3) 加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又は I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からのナビダイヤル通話

(イ) 削除

(ウ) I P 電話設備に係るもの

① I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに 8 円 (8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第 9 条第 1 号および電気通信番号規則第10条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）へのフリーダイヤル通話に適用します。				

② I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、ＩＰ電話設備（当社に係わるものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からの行ったＩＰ電話設備(当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第２号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。				

③ I P 電話設備へのメンバーズネット通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10.8円（11.88円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から行った I P 電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第 2 号を利用するものに限り、）へのメンバーズネット通話に適用します。				

④ I P 電話設備へのテレドーム通話
A B 以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
隣接区域内通話		昼間、夜間			深夜・早朝
		90秒			2分
区 域 外 通 話	通話地域間 距離	90秒			2分
	20kmまで				
	30 〃	1 分			75秒
	40 〃	昼 間		夜 間	75秒
		土曜日・日曜日・祝日			
	60 〃	45秒	1 分	1 分	
	80 〃	30秒	45秒	45秒	60秒
	100 〃				
	120 〃	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160 〃				
	240 〃				
	320 〃				
	320 km を 超えるもの				
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から行った I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号を利用するものに限ります。)へのテレドーム通話に適用します。					

B 同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
		3分		4分	
隣接区域内通話		90秒		2分	
区 域 外 通 話	通話地域間 距離	90秒			2分
	20kmまで				
	30 "	昼 間		夜 間	90秒
		土曜日・日曜日・祝日			
		40 "	60秒	75秒	
	60 "				
	80 "	45秒	60秒	60秒	90秒
	100 "				
	120 "				
	160 "				
	240 "				
	320 "				
	320 km を 超えるもの				
	備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から行った I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号を利用するものに限りします。)へのテレドーム通話に適用します。				

イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
 (ア) (イ)以外のもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A B、C、D以外のもの

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.5円(18.15円)			
	昼 間 土曜日・日曜日・祝日		夜 間	深夜・早朝
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。				

B 加入電話等設備へのフリーダイヤル、テレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒
備考 この表に規定する料金は（イ）の①に規定するものを除き、次の場合に適用します。 （１）携帯電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話 （２）携帯電話設備から加入電話等設備へのテレドーム通話				

C 加入電話等設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒
備考 この表に規定する料金は(イ)の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。				

D 削除

② 削除

③ I P 電話設備に係るもの

A I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円（17.6円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。））であって電気通信番号規則第 9 条第 1 号および電気通信番号規則第10条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。				

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。)) であって電気通信番号規則第10条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、) へのナビダイヤル通話に適用します。				

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。				

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒
備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。 （1）当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話 （2）当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのテレドーム通話 （3）当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話				

(注) 当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の 2 に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

② 削除

③ I P 電話設備に係るもの

A I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに 9 円(9.9円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限りします。）へのフリーダイヤル通話に適用します。 （注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の 2 に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。				

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限りします。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				
(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。				

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限りです。)へのナビダイヤル通話に適用します。
(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の 2 に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限りです。)へのナビダイヤル通話に適用します。
(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の 2 に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限りです。)へのテレドーム通話に適用します。
(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の 2 に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

ウ P H S 設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

(ア) 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A B、C、D以外のもの

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	

		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒
上記の通話料のほか通話 1 回ごとに	10円 (11円)			
備考 この表に規定する料金は、加入電話設備から P H S 設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。				

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
区 域 外 通 話	区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		45秒		1 分	
	隣接区域内通話		45秒	1 分	
	通話地域間距離	45秒		1 分	
					20kmまで
		60 〃	22.5秒		30秒
		60kmを超えるもの	昼 間		夜 間
	土曜日・日曜日・祝日				
			12秒	14秒	14秒
	上記の通話料のほか通話 1 回ごとに		10円(11円)		
備考 この表に規定する料金は、次の場合に適用します。					
(1) P H S 設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話					
(2) 削 除					

C 加入電話等設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間 土曜日・日曜 日・祝日		夜 間	深夜・早朝
	14秒	15秒	15秒	16秒
備考 この表に規定する料金は、PHS設備から加入電話等設備へのテレドーム通話に適用します。				

D 加入電話等設備および他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20.5秒	22.5秒	25秒
備考 この表に規定する料金は、PHS設備から加入電話等設備及他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。				

(イ) 削除

(ウ) I P電話設備に係るもの

料 金 種 別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
区域内通話		昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		60秒		60秒	
隣接区域内通話		45秒		45秒	
区 域 外 通 話	通話地域間距離	45秒			45秒
	160kmまで				
	160kmを超えるもの	昼 間		夜 間	36秒
		土曜日・日曜日・祝日			
		36秒		36秒	
上記の通話料のほか通話1回ごとに		10円(11円)			
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。					

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに15円(16.5円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
上記の通話料のほか通話 1 回ごとに	10円(11円)			
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20.5秒	22.5秒	25秒
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第9条第1号及び第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）へのナビダイヤル通話に適用します。				

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのテレドーム通話に適用します。				

エ I P通話に係るもの

(ア) 削除

(イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの

① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

A 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま。）から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、 I P電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴い行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話・テレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま。）から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話並びに加入電話等設備へのテレドーム通話に適用します。				

② 削除

③ I P 電話設備に係るもの

A I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。) から行った I P 電話設備(当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。) へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、I P電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）に係る他社通話に伴い行ったI P電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り、）へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。)) から行つた I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。)) へのナビダイヤル通話に適用します。

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。)) から行つた I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。)) へのテレドーム通話に適用します。

オ 無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限り。))に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別		料 金 額 (ダイヤル通話)
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに5円(5.5円)
区域内通話		1分
隣接区域内通話		1分
区域外通話	通話地域間距離	
	60kmまで	1分
	160 "	23.5秒
	160kmを超えるもの	15秒

備考

- この表に規定する料金は、加入電話等設備から無線呼出し設備(電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限り。))に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。
- 区域内通話に係る通話料は、当社の選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている通話又は当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

(2) 公衆電話設備からの一般通話（デジタル通信モードを除きます。）に係るもの

ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額					
		ダ イ ヤ ル 通 話					
一般通話料		次の秒数までごとに10円					
区域内通話		昼 間 、 夜 間		深夜・早朝			
		56秒		76秒			
隣接区域内通話		39.5秒		52秒			
区 域 外 通 話	通話地域間距離	39.5秒		52秒			
	20kmまで						
	30 "	26秒		35.5秒			
	40 "	21.5秒		26.5秒			
	60 "	16秒		20秒			
	80 "	昼 間 土曜日・日曜 日・祝日		夜 間		17秒	
							11.5秒
		100 "	10秒	15.5秒	15.5秒		17秒
		160 "	8秒	14秒	14秒		15.5秒
	160kmを超えるもの	8秒	12秒	12秒	13.5秒		
備考							
1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。							
2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。							

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	40秒	40秒	40秒	40秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの
(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第
2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話
に適用します。

(イ) 削除

(ウ) 無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限り、）に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別		料 金 額 (ダイヤル通話)
一般通話料		次の秒数までごとに5円
区 域 外 通 話	隣接区域内通話	12.5秒
	通話地域間距離 60kmまで	12.5秒
	160 "	10秒
	160kmを超えるもの	7.5秒
備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限り、）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。		

イ ア以外のもの
(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

料金種別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
区域内通話		昼間、夜間			深夜・早朝
		62秒			82秒
隣接区域内通話		47秒			60秒
区 域 外 通 話	通話地域間 距離	47秒			60秒
	20kmまで				
	30 〃	31秒			41秒
	40 〃	25秒			30.5秒
	60 〃	18秒			22.5秒
		昼 間		夜 間	
		土曜日・日曜日・祝日			
	80 〃	13.5秒	17.5秒	17.5秒	19秒
	100 〃	12秒	17.5秒	17.5秒	19秒
	120 〃	9.5秒	16秒	16秒	17.5秒
	160 〃				
	240 〃	9秒	13.5秒	13.5秒	15秒
	320 〃				
	320 km を 超えるもの				
備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から行った通話（フリーダイヤル通話（電話等利用契約及び他社直収電話等付加機能利用契約に係るものに限り。）に限り。）に適用します。					

(イ) 削除

(ウ) I P 電話設備に係るもの

I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに27円 (29.7円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限りま。す。))へのフリーダイヤル通話に適用します。				

(3) デジタル通信モードに係るもの

区 分	料 金 額		
総合デジタル通信設備からの通信に係るもの	その通信を(1)のアの(ア)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。		
加入電話設備からの携帯電話設備への通信に係わるもの (当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。)	加入電話設備から携帯電話設備への通話に係るもの (当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に限ります)については、2－1－1の(1)のイの(ア)の①のAの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)		
	昼 間	夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日		
	14.5秒	14.5秒	16.5秒
加入電話設備からのPHS設備への通信に係わるもの(当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。)	その通信を(1)のウの(ア)のAに規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額		
PHS設備から行ったフリーダイヤル通話に係るもの	その通信を(1)のウの(ア)のB及び(イ)の②に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。		
PHS設備から行ったナビダイヤル通話に係るもの	その通信を(1)のウの(ア)のB及び(イ)の③に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。		

公衆電話設備からの通信に係るもの	その通信を(2)のアの (ア)、イの(ア)及び(イ)に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。			
携帯電話設備から行ったフリーダイヤル通話に係るもの	加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係わるものについては、2－1－1の(1)のイの(ア)の①のBの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼間		夜間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	10秒	11秒	11秒	11.5秒
携帯電話設備から行ったナビダイヤル通話に係るもの	2－1－1の(1)のイの(ア)の①のCの規定に係らず次の秒数ごとに10円(11円)			
	昼間		夜間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	14秒	15秒	15秒	16秒

2－1－2 削除

2－1－3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	0.4円(0.44円)
備考 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1 の制御信号につき最大128オクテットとします。		

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 国際通話の取扱地域

(1) 国際電話等サービスの取扱地域

地域区分	地 域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インドインドネシア共和国 オマーン国 カタール国 カンボジア王国 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和国 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール バーレーン王国 バングラデシュ人民共和国 パキスタン・イスラム共和国 パレスチナ 東ティモール民主共和国 フィリピン共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦 モルディヴ共和国 モンゴル国 ヨルダン・ハシミテ王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国
アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。） アルゼンチン共和国 アンギラ アルバ アンティグア・バーブーダ ウルグアイ東方共和国 英領バージン諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール ガイアナ協同共和国 カナダ キューバ共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 グレナダ ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンピエール島・ミクロン島 ジャマイカ シント・マールテン島 スリナム共和国 セントクリストファー・ネイビス セントビンセントおよびグレナディーン諸島 セントルシア タークス・カイコス諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バミューダ諸島 パラグアイ共和国 バルバドス プエルトリコ フォークランド諸島 ブラジル連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バージン諸島 ベネズエラ・ボリバル共和国 ベリーズ ペルー共和国 ボリビア共和国 ホンジュラス共和国 マルチニーク島 メキシコ合衆国 モンセラット
大洋州	オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツバル トケラウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニウエ ニューカレドニア ニュージーランド ノーフォーク島 パスアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー諸島共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フテュナ諸島 米領サモアマーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アゾレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 ギリシャ共和国 キルギス共和国 グリーンランド グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サンマリノ共和国 ジブラルタル ジョージ

	ア スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スペイン領北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン市国 ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フェロー諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 マディラ諸島 マルタ共和国 モナコ公国 モルドバ共和国 モンテネグロ共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルク大公国 ロシア連邦
アフリカ	アセンション島 アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エスワティニ王国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボベルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 セイシェル共和国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セントヘレナ島 ソマリア民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共和国 ディエゴ・ガルシア トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイヨット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン
インマルサット移動地球局	インマルサットA e r o インマルサットB G A N / F B / S B インマルサットF インマルサットB G A N / F B / S B (H S D) インマルサットF (H S D) ボーダフォン (マルタ)
衛星携帯電話	イリジウム衛星携帯電話 スラーヤ衛星携帯電話
備考 ・セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。 ・ボーダフォン (マルタ) は衛星携帯電話ですが、取扱地域はインマルサット移動地球局に準じます。	

(2)の1 国際地域指定着信課金機能（第1種国際フリーダイヤル機能に限ります。）の取扱地域

国際地域指定着信課金機能（第1種国際フリーダイヤル機能に限ります。）の取扱地域は、当社が別に定めるところによります。

（注）国際地域指定着信課金機能（第1種国際フリーダイヤル機能に限ります。）の取扱地域は、次表に規定する地域とします。

地 域
アイスランド共和国
アイルランド
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）
アラブ首長国連邦
アルゼンチン共和国
イスラエル国
イタリア共和国
インド
インドネシア共和国
ウクライナ
ウルグアイ東方共和国
オーストラリア連邦
オーストリア共和国
オランダ王国
カナダ
カナリア諸島
ギリシャ共和国
クリスマス島
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ココス・キーリング諸島
コロンビア共和国
シンガポール共和国
スイス連邦
スウェーデン王国
スペイン
スペイン領北アフリカ
スリランカ民主社会主義共和国
タイ王国

大韓民国
台湾
チェコ共和国
中華人民共和国
チリ共和国
デンマーク王国
ドイツ連邦共和国
トルコ共和国
ニュージーランド
ノルウェー王国
バチカン市国
ハワイ
ハンガリー共和国
フィリピン共和国
フィンランド共和国
ブラジル連邦共和国
フランス共和国
ベトナム社会主義共和国
ペルー共和国
ベルギー王国
ポーランド共和国
ポルトガル共和国
香港
マレーシア
南アフリカ共和国
メキシコ合衆国
モナコ公国
ルクセンブルク大公国
ロシア連邦

(2)の2 国際地域指定着信課金機能（第2種国際フリーダイヤル機能に限ります。）の取扱地域

国際地域指定着信課金機能（第2種国際フリーダイヤル機能に限ります。）の取扱地域は、当社が別に定めるところによります。

（注）国際地域指定着信課金機能（第2種国際フリーダイヤル機能に限ります。）の取扱地域は、次表に規定する地域とします。

地 域
アイルランド
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）
アラブ首長国連邦
アルゼンチン共和国
イスラエル国
イタリア共和国
イラン・イスラム共和国
インド
インドネシア共和国
エジプト・アラブ共和国
オーストラリア連邦
オーストリア共和国
オランダ王国
カタール国
カナダ
カンボジア王国
ギリシャ共和国
グアム
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
ケニア共和国
サウジアラビア王国
サイパン
シンガポール共和国
スイス連邦
スウェーデン王国
スペイン
スリランカ民主社会主義共和国
スロバキア共和国

タイ王国
大韓民国
台湾
タンザニア連合共和国
中華人民共和国
チェコ共和国
チリ共和国
デンマーク王国
ドイツ連邦共和国
トルコ共和国
ナイジェリア連邦共和国
ニュージーランド
ネパール
ノルウェー王国
パキスタン・イスラム共和国
ハワイ
ハンガリー共和国
バングラデシュ人民共和国
フィリピン共和国
フィンランド共和国
ブラジル連邦共和国
フランス共和国
ベトナム社会主義共和国
ペルー共和国
ベルギー王国
ポーランド共和国
香港
マカオ
マレーシア
南アフリカ共和国
ミャンマー連邦
メキシコ合衆国
モンゴル国

ルーマニア
ルクセンブルク大公国
ロシア連邦

(3) 国際 I S D N（デジタル通信モード）の取扱地域

地 域
アイスランド共和国
アイルランド
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）
アラブ首長国連邦
アルゼンチン共和国
アンドラ公国
イエメン共和国
イスラエル国
イタリア共和国
インド
インドネシア共和国
ウクライナ
ウルグアイ東方共和国
エクアドル共和国
エジプト・アラブ共和国
エストニア共和国
オーストラリア連邦
オーストリア共和国
オランダ王国
カタール国
カナダ
キプロス共和国
ギリシャ共和国
グアム
クリスマス島
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国
クロアチア共和国
ココス・キーリング諸島
コスタリカ共和国
コロンビア共和国
サウジアラビア王国

サンマリノ共和国
ジャマイカ
シンガポール共和国
スイス連邦
スウェーデン王国
スペイン
スリランカ民主社会主義共和国
スロバキア共和国
スロベニア共和国
セネガル共和国
タイ王国
大韓民国
台湾
チェコ共和国
中華人民共和国
チリ共和国
デンマーク王国
ドイツ連邦共和国
ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ共和国
トルコ共和国
ニューカレドニア
ニュージーランド
ノルウェー王国
パキスタン・イスラム共和国
バチカン市国
パナマ共和国
パラグアイ共和国
バーレーン王国
ハワイ
ハンガリー共和国
フィリピン共和国
フィンランド共和国

プエルトリコ
ブラジル連邦共和国
フランス共和国
ブルガリア共和国
ブルネイ・ダルサラーム国
ベトナム社会主義共和国
ベラルーシ共和国
ペルー共和国
ベルギー王国
ポーランド共和国
ボリビア共和国
ポルトガル共和国
香港
マカオ
マルタ共和国
マレーシア
南アフリカ共和国
メキシコ合衆国
モーリシャス共和国
モナコ公国
モロッコ王国
ヨルダン・ハシミテ王国
ラトビア共和国
リトアニア共和国
リヒテンシュタイン公国
ルクセンブルク大公国
ルーマニア
ロシア連邦
インマルサットA e r o
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)
インマルサットー F (H S D)
ボーダフォン (マルタ)

2-2-2 国際通話に関する料金額

(1) (2) から (6) 以外の国際通話

(単位：円)

地域	料金額	最初の 1 分まで 6 秒までごとに			最初の 1 分経過後 6 秒までごとに			
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
		土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日			
アイスランド共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
アイルランド	17	14	14	12	16	13	13	12
アゼルバイジャン共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
アセンション島	31	26	26	24	28	23	23	20
アゾレス諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
アフガニスタン・イスラム共和国	30	25	25	25	23	20	20	19
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	6	5	5	4	5	5	5	3
アラブ首長国連邦	31	26	26	20	28	22	22	18
アルジェリア民主人民共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
アルゼンチン共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
アルバ	30	24	24	22	27	21	21	17
アルバニア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
アルメニア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
アンギラ	30	24	24	22	27	21	21	17
アンゴラ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
アンティグア・バーブーダ	30	24	24	22	27	21	21	17
アンドラ公国	23	19	19	17	20	17	17	14
イエメン共和国	31	26	26	20	28	22	22	18
イスラエル国	28	23	23	18	25	19	19	15
イタリア共和国	16	13	13	12	16	13	13	11
イラク共和国	31	26	26	20	28	22	22	18
イラン・イスラム共和国	31	26	26	20	28	22	22	18

インド	24	21	21	19	21	17	17	16
インドネシア共和国	16	13	13	11	16	13	13	11
ウガンダ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ウクライナ	24	20	20	15	21	17	17	14
ウズベキスタン共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
ウルグアイ東方共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
英領バージン諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
エクアドル共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
エジプト・アラブ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
エストニア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
エスワティニ王国	28	22	22	19	25	20	20	17
エチオピア連邦民主共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
エリトリア国	31	26	26	24	28	23	23	20
エルサルバドル共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
オーストラリア連邦	15	13	13	11	15	12	12	10
オーストリア共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
オマーン国	28	23	23	18	25	19	19	15
オランダ王国	16	13	13	12	16	13	13	11
オランダ領アンティール	30	24	24	22	27	21	21	17
ガーナ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
カーボベルデ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ガイアナ協同共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
カザフスタン共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
カタール国	28	23	23	18	25	19	19	15
カナダ	9	8	8	7	8	7	7	6
カナリア諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
ガボン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
カメルーン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ガンビア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20

カンボジア王国	22	18	18	14	18	15	15	13
ギニア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ギニアビサウ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
キプロス共和国	28	23	23	18	25	19	19	15
キューバ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ギリシャ共和国	16	13	13	12	16	13	13	11
キリバス共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
キルギス共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
グアテマラ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
グアドループ島	27	22	22	19	23	18	18	17
グアム	11	9	9	7	8	7	7	6
クウェート国	28	23	23	18	25	19	19	15
クック諸島	24	19	19	14	21	17	17	13
クリスマス島	16	14	14	12	15	13	13	11
グリーンランド	23	19	19	17	20	17	17	14
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	14	12	12	6	14	12	12	5
グレナダ	30	24	24	22	27	21	21	17
クロアチア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
ケイマン諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
ケニア共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
コートジボワール共 和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ココス・キーリング 諸島	16	14	14	12	15	13	13	11
コスタリカ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
コソボ共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
コモロ連合	31	26	26	24	28	23	23	20
コロンビア共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
コンゴ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
コンゴ民主共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
サイパン	11	9	9	7	8	7	7	6
サウジアラビア王国	31	26	26	20	28	22	22	18

サモア独立国	24	19	19	14	21	17	17	13
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ザンビア共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
サンピエール島・ミ クロン島	20	16	16	13	18	14	14	10
サンマリノ共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
シエラレオネ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ジブチ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ジブラルタル	23	19	19	17	20	17	17	14
ジャマイカ	30	24	24	22	27	21	21	17
ジョージア	24	20	20	17	24	20	20	16
シリア・アラブ共和 国	28	23	23	18	25	19	19	15
シンガポール共和国	16	13	13	11	16	13	13	11
シント・マールテン 島	30	24	24	22	27	21	21	17
ジンバブエ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
スイス連邦	16	13	13	12	16	13	13	11
スウェーデン王国	16	13	13	12	16	13	13	11
スーダン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
スペイン	16	13	13	12	16	13	13	11
スペイン領北アフリ カ	16	13	13	12	16	13	13	11
スリナム共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
スリランカ民主社会 主義共和国	24	21	21	19	21	17	17	16
スロバキア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
スロベニア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
セイシェル共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
赤道ギニア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
セネガル共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
セルビア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
セントクリストファ ー・ネイビス	30	24	24	22	27	21	21	17

セントビンセントおよびグレナディーン諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
セントヘレナ島	28	22	22	19	25	20	20	17
セントルシア	30	24	24	22	27	21	21	17
ソマリア民主共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ソロモン諸島	24	19	19	14	21	17	17	13
タークス・カイコス諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
タイ王国	16	13	13	11	16	13	13	11
大韓民国	11	9	9	8	11	9	9	8
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマールヒーヤ国	28	22	22	19	25	20	20	17
台湾	14	12	12	10	14	11	11	9
タジキスタン共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
タンザニア連合共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
チェコ共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
チャド共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
中央アフリカ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
中華人民共和国	14	12	12	8	14	11	11	7
チュニジア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
朝鮮民主主義人民共和国	18	15	15	11	16	13	13	10
チリ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ツバル	24	19	19	14	21	17	17	13
ディエゴ・ガルシア	31	26	26	24	28	23	23	20
デンマーク王国	17	14	14	12	16	13	13	12
ドイツ連邦共和国	15	13	13	6	15	13	13	5
トーゴ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
トケラウ諸島	24	19	19	14	21	17	17	13
ドミニカ共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
ドミニカ国	27	22	22	19	23	18	18	17
トリニダード・トバゴ共和国	30	24	24	22	27	21	21	17

トルクメニスタン	24	20	20	17	24	20	20	16
トルコ共和国	23	19	19	17	20	17	17	14
トンガ王国	24	19	19	14	21	17	17	13
ナイジェリア連邦共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ナウル共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
ナミビア共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ニウエ	24	19	19	14	21	17	17	13
ニカラグア共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ニジェール共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ニューカレドニア	24	19	19	14	21	17	17	13
ニュージーランド	15	13	13	11	15	12	12	10
ネパール	24	21	21	19	21	17	17	16
ノーフォーク島	15	13	13	11	15	12	12	10
ノルウェー王国	16	13	13	12	16	13	13	11
バーレーン王国	28	23	23	18	25	19	19	15
ハイチ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
パキスタン・イスラム共和国	24	20	20	19	22	19	19	17
バチカン市国	16	13	13	12	16	13	13	11
パナマ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
バヌアツ共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
バハマ国	30	24	24	22	27	21	21	17
パプアニューギニア独立国	24	19	19	14	21	17	17	13
バミューダ諸島	20	16	16	13	18	14	14	10
パラオ共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
パラグアイ共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
バルバドス	30	24	24	22	27	21	21	17
パレスチナ	28	23	23	18	25	19	19	15
ハワイ	6	5	5	4	5	5	5	3
ハンガリー共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
バングラデシュ人民共和国	24	20	20	19	22	19	19	17

東ティモール民主共和国	16	13	13	11	16	13	13	11
フィジー諸島共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
フィリピン共和国	15	13	13	10	15	13	13	10
フィンランド共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
ブータン王国	24	21	21	19	21	17	17	16
プエルトリコ	26	21	21	19	24	18	18	17
フェロー諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
フォークランド諸島	30	24	24	22	27	21	21	17
ブラジル連邦共和国	23	18	18	8	23	18	18	7
フランス共和国	15	13	13	6	15	13	13	5
フランス領ギアナ	27	22	22	19	23	18	18	17
フランス領ポリネシア	24	19	19	14	21	17	17	13
フランス領ワリス・フテュナ諸島	22	19	19	13	19	16	16	12
ブルガリア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
ブルキナファソ	28	22	22	19	25	20	20	17
ブルネイ・ダルサラーム国	16	13	13	11	16	13	13	11
ブルンジ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
米領サモア	24	19	19	14	21	17	17	13
米領バージン諸島	26	21	21	19	24	18	18	17
ベトナム社会主義共和国	22	17	17	14	18	15	15	13
ベナン共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ベネズエラ・ボリバル共和国	30	24	24	22	27	21	21	17
ベラルーシ共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
ベリーズ	27	22	22	19	23	18	18	17
ペルー共和国	23	18	18	16	23	18	18	16
ベルギー王国	16	13	13	12	16	13	13	11
ポーランド共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
ボスニア・ヘルツェゴビナ	24	20	20	17	24	20	20	16

ボツワナ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ボリビア共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
ポルトガル共和国	16	13	13	12	16	13	13	11
香港	14	12	12	10	14	11	11	10
ホンジュラス共和国	27	22	22	19	23	18	18	17
マーシャル諸島共和国	24	19	19	14	21	17	17	13
マイヨット島	28	22	22	19	25	20	20	17
マカオ	15	13	13	11	15	13	13	11
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
マダガスカル共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
マディラ諸島	16	13	13	12	16	13	13	11
マラウイ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
マリ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
マルタ共和国	17	14	14	12	16	13	13	12
マルチニーク島	27	22	22	19	23	18	18	17
マレーシア	16	13	13	11	16	13	13	11
ミクロネシア連邦	22	19	19	13	19	16	16	12
南アフリカ共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
南スーダン共和国	28	22	22	19	25	20	20	17
ミャンマー連邦	22	18	18	14	18	15	15	13
メキシコ合衆国	20	16	16	13	18	14	14	10
モーリシャス共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
モーリタニア・イスラム共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
モザンビーク共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
モナコ公国	16	13	13	12	16	13	13	11
モルディヴ共和国	24	21	21	19	21	17	17	16
モルドバ共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
モロッコ王国	31	26	26	24	28	23	23	20
モンゴル国	22	17	17	14	18	15	15	13
モンセラット	30	24	24	22	27	21	21	17
モンテネグロ共和国	24	20	20	15	21	17	17	14

ヨルダン・ハシミテ王国	28	23	23	18	25	19	19	15
ラオス人民民主共和国	22	17	17	14	18	15	15	13
ラトビア共和国	24	20	20	15	21	17	17	14
リトアニア共和国	24	20	20	17	24	20	20	16
リヒテンシュタイン公国	16	13	13	12	16	13	13	11
リベリア共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
ルーマニア	24	20	20	17	24	20	20	16
ルクセンブルク大公国	15	13	13	12	15	13	13	11
ルワンダ共和国	31	26	26	24	28	23	23	20
レソト王国	28	22	22	19	25	20	20	17
レバノン共和国	31	26	26	20	28	22	22	18
レユニオン	28	22	22	19	25	20	20	17
ロシア連邦	24	20	20	17	24	20	20	16
インマルサット A e r o	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサット B G A N / F B / S B	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサット F	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサット F (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
ボーダフォン(マルタ)	104	104	104	104	104	104	104	104
イリジウム衛星携帯電話	51	51	51	51	51	51	51	51
スラーヤ衛星携帯電話	36	36	36	36	36	36	36	36

備考

- この表に規定する料金は、加入電話等設備又は他社直加入電話等設備に係る国際通話であって、2－2－2（国際通話に関する料金額）(2)から(6)以外のもの若しくは I P 電話設備（当社に係るものに限りです。）に係る第 1 種国際フリーダイヤル通話及び第 2 種国際フリーダイヤル通話に適用します。
- セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。

(2) 削除

(3) 国際公衆電話設備からの国際通話

(単位：秒)

地域	料金額	100円で通話できる時間			
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
					土曜日 日曜日 祝日
アイスランド共和国		25.5	31.5	31.5	35.5
アイルランド		25.5	31.5	31.5	35.5
アゼルバイジャン共和国		20.5	25.5	25.5	30.0
アセンション島		18.0	22.0	22.0	23.5
アゾレス諸島		25.5	31.5	31.5	35.5
アフガニスタン・イスラム共和国		17.5	22.0	22.0	27.5
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		44.5	55.0	55.0	58.5
アラブ首長国連邦		18.0	22.5	22.5	27.0
アルジェリア民主人民共和国		19.0	23.5	23.5	25.0
アルゼンチン共和国		19.5	24.5	24.5	28.0
アルバ		15.0	19.0	19.0	22.0
アルバニア共和国		20.5	25.5	25.5	30.0
アルメニア共和国		20.5	25.5	25.5	30.0
アンギラ		15.0	19.0	19.0	22.0
アンゴラ共和国		19.0	23.5	23.5	25.0
アンティグア・バーブーダ		19.5	25.0	25.0	28.5
アンドラ公国		25.5	31.5	31.5	35.5
イエメン共和国		18.0	22.5	22.5	27.0
イスラエル国		19.0	24.0	24.0	28.5
イタリア共和国		25.5	31.5	31.5	35.5
イラク共和国		18.0	22.5	22.5	27.0
イラン・イスラム共和国		18.0	22.5	22.5	27.0
インド		21.5	27.0	27.0	28.5
インドネシア共和国		27.0	33.5	33.5	40.5

ウガンダ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ウクライナ	21.5	27.0	27.0	32.0
ウズベキスタン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
ウルグアイ東方共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
英領バージン諸島	15.0	19.0	19.0	22.0
エクアドル共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
エジプト・アラブ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
エストニア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
エスワティニ王国	19.0	23.5	23.5	25.0
エチオピア連邦民主共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
エリトリア国	18.0	22.0	22.0	23.5
エルサルバドル共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
オーストラリア連邦	29.0	36.5	36.5	46.5
オーストリア共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
オマーン国	19.0	24.0	24.0	28.5
オランダ王国	25.5	31.5	31.5	35.5
オランダ領アンティール	19.5	25.0	25.0	28.5
ガーナ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
カーボベルデ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ガイアナ協同共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
カザフスタン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
カタール国	19.0	24.0	24.0	28.5
カナダ	43.0	51.5	51.5	55.0
カナリア諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
ガボン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
カメルーン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ガンビア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
カンボジア王国	24.0	29.5	29.5	38.5
ギニア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5

ギニアビサウ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
キプロス共和国	19.0	24.0	24.0	28.5
キューバ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
ギリシャ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
キリバス共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
キルギス共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
グアテマラ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
グアドループ島	19.5	24.5	24.5	28.0
グアム	44.5	55.0	55.0	58.5
クウェート国	19.0	24.0	24.0	28.5
クック諸島	19.0	22.0	22.0	25.5
クリスマス島	29.0	36.5	36.5	46.5
グリーンランド	25.5	31.5	31.5	35.5
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	25.5	31.5	31.5	35.5
グレナダ	19.5	25.0	25.0	28.5
クロアチア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
ケイマン諸島	15.0	19.0	19.0	22.0
ケニア共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
コートジボワール共 和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ココス・キーリング 諸島	29.0	36.5	36.5	46.5
コスタリカ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
コソボ共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
コモロ連合	18.0	22.0	22.0	23.5
コロンビア共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
コンゴ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
コンゴ民主共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
サイパン	44.5	55.0	55.0	58.5
サウジアラビア王国	18.0	22.5	22.5	27.0
サモア独立国	19.0	22.0	22.0	25.5
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	18.0	22.0	22.0	23.5

ザンビア共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
サンピエール島・ミクロン島	26.5	33.0	33.0	42.0
サンマリノ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
シエラレオネ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ジブチ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ジブラルタル	25.5	31.5	31.5	35.5
ジャマイカ	19.5	25.0	25.0	28.5
ジョージア	20.5	25.5	25.5	30.0
シリア・アラブ共和国	19.0	24.0	24.0	28.5
シンガポール共和国	27.5	34.5	34.5	42.0
シント・マールテン島	19.5	25.0	25.0	28.5
ジンバブエ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
スイス連邦	25.5	31.5	31.5	35.5
スウェーデン王国	25.5	31.5	31.5	35.5
スーダン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
スペイン	25.5	31.5	31.5	35.5
スペイン領北アフリカ	25.5	31.5	31.5	35.5
スリナム共和国	18.5	23.0	23.0	26.5
スリランカ民主社会主義共和国	21.5	27.0	27.0	28.5
スロバキア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
スロベニア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
セイシェル共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
赤道ギニア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
セネガル共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
セルビア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
セントクリストファー・ネイビス	15.0	19.0	19.0	22.0
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	19.5	25.0	25.0	28.5
セントヘレナ島	19.0	23.5	23.5	25.0

セントルシア	15.0	19.0	19.0	22.0
ソマリア民主共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ソロモン諸島	19.0	22.0	22.0	25.5
タークス・カイコス諸島	15.0	19.0	19.0	22.0
タイ王国	27.5	34.5	34.5	42.0
大韓民国	36.0	46.5	46.5	50.0
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマールヒーヤ国	19.0	23.5	23.5	25.0
台湾	32.0	39.5	39.5	47.5
タジキスタン共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
タンザニア連合共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
チェコ共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
チャド共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
中央アフリカ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
中華人民共和国	32.0	39.5	39.5	47.5
チュニジア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
朝鮮民主主義人民共和国	22.0	26.0	26.0	30.5
チリ共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
ツバル	19.0	22.0	22.0	25.5
ディエゴ・ガルシア	18.0	22.0	22.0	23.5
デンマーク王国	25.5	31.5	31.5	35.5
ドイツ連邦共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
トーゴ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
トケラウ諸島	19.0	22.0	22.0	25.5
ドミニカ共和国	15.0	19.0	19.0	22.0
ドミニカ国	19.5	24.5	24.5	28.0
トリニダード・トバゴ共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
トルクメニスタン	20.5	25.5	25.5	30.0
トルコ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
トンガ王国	19.0	22.0	22.0	25.5

ナイジェリア連邦共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ナウル共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
ナミビア共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ニウエ	19.0	22.0	22.0	25.5
ニカラグア共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
ニジェール共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ニューカレドニア	19.0	22.0	22.0	25.5
ニュージーランド	29.0	36.5	36.5	46.5
ネパール	21.5	27.0	27.0	28.5
ノーフォーク島	29.0	36.5	36.5	46.5
ノルウェー王国	25.5	31.5	31.5	35.5
バーレーン王国	19.0	24.0	24.0	28.5
ハイチ共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
パキスタン・イスラム共和国	20.5	25.5	25.5	27.0
バチカン市国	25.5	31.5	31.5	35.5
パナマ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
バヌアツ共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
バハマ国	19.5	25.0	25.0	28.5
パプアニューギニア独立国	19.0	22.0	22.0	25.5
バミューダ諸島	26.5	33.0	33.0	42.0
パラオ共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
パラグアイ共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
バルバドス	19.5	25.0	25.0	28.5
パレスチナ	19.0	24.0	24.0	28.5
ハワイ	44.5	55.0	55.0	58.5
ハンガリー共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
バングラデシュ人民共和国	20.5	25.5	25.5	27.0
東ティモール民主共和国	27.0	33.5	33.5	40.5
フィジー諸島共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
フィリピン共和国	27.5	34.5	34.5	42.0

フィンランド共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
ブータン王国	21.5	27.0	27.0	28.5
プエルトリコ	19.5	25.0	25.0	28.5
フェロー諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
フォークランド諸島	18.5	23.0	23.0	26.5
ブラジル連邦共和国	20.0	25.0	25.0	28.5
フランス共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
フランス領ギアナ	19.5	24.5	24.5	28.0
フランス領ポリネシア	19.0	22.0	22.0	25.5
フランス領ワリス・フテュナ諸島	25.5	31.5	31.5	41.0
ブルガリア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
ブルキナファソ	19.0	23.5	23.5	25.0
ブルネイ・ダルサラーム国	27.0	33.5	33.5	40.5
ブルンジ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
米領サモア	19.0	22.0	22.0	25.5
米領バージン諸島	19.5	25.0	25.0	28.5
ベトナム社会主義共和国	24.0	29.5	29.5	38.5
ベナン共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ベネズエラ・ボリバル共和国	18.5	23.0	23.0	26.5
ベラルーシ共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
ベリーズ	19.5	25.0	25.0	28.5
ペルー共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
ベルギー王国	25.5	31.5	31.5	35.5
ポーランド共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.5	25.5	25.5	30.0
ボツワナ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ボリビア共和国	19.5	25.0	25.0	28.5
ポルトガル共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
香港	32.0	39.5	39.5	47.5

ホンジュラス共和国	19.5	24.5	24.5	28.0
マーシャル諸島共和国	19.0	22.0	22.0	25.5
マイヨット島	19.0	23.5	23.5	25.0
マカオ	27.5	34.5	34.5	42.0
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
マダガスカル共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
マディラ諸島	25.5	31.5	31.5	35.5
マラウイ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
マリ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
マルタ共和国	25.5	31.5	31.5	35.5
マルチニーク島	19.5	24.5	24.5	28.0
マレーシア	27.0	33.5	33.5	40.5
ミクロネシア連邦	25.5	31.5	31.5	41.0
南アフリカ共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
南スーダン共和国	19.0	23.5	23.5	25.0
ミャンマー連邦	24.0	29.5	29.5	38.5
メキシコ合衆国	26.5	33.0	33.0	42.0
モーリシャス共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
モーリタニア・イスラム共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
モザンビーク共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
モナコ公国	25.5	31.5	31.5	35.5
モルディヴ共和国	21.5	27.0	27.0	28.5
モルドバ共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
モロッコ王国	18.0	22.0	22.0	23.5
モンゴル国	24.0	29.5	29.5	38.5
モンセラット	18.5	23.0	23.0	26.5
モンテネグロ共和国	21.5	27.0	27.0	32.0
ヨルダン・ハシミテ王国	19.0	24.0	24.0	28.5
ラオス人民民主共和国	24.0	29.5	29.5	38.5
ラトビア共和国	21.5	27.0	27.0	32.0

リトアニア共和国	20.5	25.5	25.5	30.0
リヒテンシュタイン 公国	25.5	31.5	31.5	35.5
リベリア共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
ルーマニア	20.5	25.5	25.5	30.0
ルクセンブルク大公 国	25.5	31.5	31.5	35.5
ルワンダ共和国	18.0	22.0	22.0	23.5
レソト王国	19.0	23.5	23.5	25.0
レバノン共和国	18.0	22.5	22.5	27.0
レユニオン	19.0	23.5	23.5	25.0
ロシア連邦	20.5	25.5	25.5	30.0
インマルサット A e r o	10.0	10.0	10.0	10.0
インマルサット B G A N / F B / S B	11.0	11.0	11.0	11.0
インマルサット F	11.0	11.0	11.0	11.0
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	10.0	10.0	10.0	10.0
インマルサット F (H S D)	10.0	10.0	10.0	10.0
ボーダフォン（マル タ）	10.0	10.0	10.0	10.0
イリジウム 衛星携帯電話	20.5	20.5	20.5	20.5
スラーヤ 衛星携帯電話	28.0	28.0	28.0	28.0
備考				
1 この表に規定する料金は、国際公衆電話設備からの国際通話（第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に適用します。				
2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。				

(4) デジタル通信モードによる国際通話

ア イ以外のデジタル通信モードによる国際通話

(単位：円)

地域 \ 料金額	最初の1分まで 6秒までごとに	最初の1分経過後 6秒までごとに
アイスランド共和国	36	26
アイルランド	36	26
アメリカ合衆国（ハ ワイを除きます。）	27	17
アラブ首長国連邦	43	34
アルゼンチン共和国	48	37
アンドラ公国	36	26
イエメン共和国	43	34
イスラエル国	43	34
イタリア共和国	36	26
インド	43	34
インドネシア共和国	29	18
ウクライナ	36	26
ウルグアイ東方共和 国	48	37
エクアドル共和国	48	37
エジプト・アラブ共 和国	48	37
エストニア共和国	36	26
オーストラリア連邦	30	20
オーストリア共和国	36	26
オランダ王国	36	26
カタール国	43	34
カナダ	27	17
キプロス共和国	43	34
ギリシャ共和国	36	26
グアム	30	20
クリスマス島	30	20
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	36	26
クロアチア共和国	36	26

ココス・キーリング 諸島	30	20
コスタリカ共和国	48	37
コロンビア共和国	48	37
サウジアラビア王国	43	34
サンマリノ共和国	36	26
ジャマイカ	48	37
シンガポール共和国	29	18
スイス連邦	36	26
スウェーデン王国	36	26
スペイン	36	26
スリランカ民主社会 主義共和国	43	34
スロバキア共和国	36	26
スロベニア共和国	36	26
セネガル共和国	48	37
タイ王国	29	18
大韓民国	28	17
台湾	28	17
チェコ共和国	36	26
中華人民共和国	28	17
チリ共和国	48	37
デンマーク王国	36	26
ドイツ連邦共和国	36	26
ドミニカ共和国	48	37
トリニダード・トバ ゴ共和国	48	37
トルコ共和国	36	26
ニューカレドニア	30	20
ニュージーランド	30	20
ノルウェー王国	36	26
パキスタン・イスラ ム共和国	43	34
バチカン市国	36	26

パナマ共和国	48	37
パラグアイ共和国	48	37
バーレーン王国	43	34
ハワイ	27	17
ハンガリー共和国	36	26
フィリピン共和国	29	18
フィンランド共和国	36	26
プエルトリコ	48	37
ブラジル連邦共和国	48	37
フランス共和国	36	26
ブルガリア共和国	36	26
ブルネイ・ダルサラーム国	29	18
ベトナム社会主義共和国	43	34
ベラルーシ共和国	36	26
ペルー共和国	48	37
ベルギー王国	36	26
ポーランド共和国	36	26
ボリビア共和国	48	37
ポルトガル共和国	36	26
香港	28	17
マカオ	28	17
マルタ共和国	36	26
マレーシア	29	18
南アフリカ共和国	48	37
メキシコ合衆国	48	37
モーリシャス共和国	48	37
モナコ公国	36	26
モロッコ王国	48	37
ヨルダン・ハシミテ王国	43	34
ラトビア共和国	36	26
リトアニア共和国	36	26

リヒテンシュタイン 公国	36	26
ルクセンブルク大公 国	36	26
ルーマニア	36	26
ロシア連邦	36	26
インマルサット A e r o	104	104
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	104	104
インマルサット F (H S D)	104	104
ボーダフォン (マル タ)	104	104
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備又は他社直加入電話等設備からのデ ィジタル通信モードによる国際通話であって、イ以外のものに適用します。		

イ 削除

(5) 携帯電話設備からの国際通話

(単位：円)

料金額 地域	最初の 1 分まで 6 秒までごとに				最初の 1 分経過後 6 秒までごとに			
	昼間	土曜日 日曜日 祝日	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
					土曜日 日曜日 祝日			
アイスランド共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
アイルランド	28	24	24	16	27	23	23	16
アゼルバイジャン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
アセンション島	39	32	32	24	38	32	32	22
アゾレス諸島	26	24	24	16	26	23	23	16
アフガニスタン・イスラム共和国	44	36	36	26	37	29	29	22
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	12	10	10	6	11	10	10	6
アラブ首長国連邦	32	28	28	20	31	27	27	19
アルジェリア民主人民共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
アルゼンチン共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
アルバ	36	30	30	22	35	28	28	19
アルバニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
アルメニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
アンギラ	36	30	30	22	35	28	28	19
アンゴラ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
アンティグア・バーブーダ	34	28	28	22	33	26	26	19
アンドラ公国	28	24	24	17	27	23	23	16
イエメン共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
イスラエル国	36	29	29	20	35	29	29	19
イタリア共和国	26	24	24	16	26	23	23	16
イラク共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
イラン・イスラム共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
インド	29	26	26	19	29	25	25	18

インドネシア共和国	21	18	18	13	20	18	18	11
ウガンダ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ウクライナ	31	26	26	18	30	24	24	17
ウズベキスタン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
ウルグアイ東方共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
英領バージン諸島	36	30	30	22	35	28	28	19
エクアドル共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
エジプト・アラブ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
エストニア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
エスワティニ王国	39	32	32	22	38	32	32	22
エチオピア連邦民主共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
エリトリア国	39	32	32	24	38	32	32	22
エルサルバドル共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
オーストラリア連邦	19	18	18	12	19	17	17	11
オーストリア共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
オマーン国	36	29	29	20	35	29	29	19
オランダ王国	26	24	24	16	26	23	23	16
オランダ領アンティール	34	28	28	22	33	26	26	19
ガーナ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
カーボベルデ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ガイアナ協同共和国	34	28	28	22	33	26	26	19
カザフスタン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
カタール国	36	29	29	20	35	29	29	19
カナダ	16	14	14	10	16	14	14	10
カナリア諸島	26	24	24	16	26	23	23	16
ガボン共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
カメルーン共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ガンビア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
カンボジア王国	24	20	20	14	24	19	19	13

ギニア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ギニアビサウ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
キプロス共和国	36	29	29	20	35	29	29	19
キューバ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
ギリシャ共和国	26	24	24	16	26	23	23	16
キリバス共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
キルギス共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
グアテマラ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
グアドループ島	36	30	30	20	35	30	30	20
グアム	17	16	16	10	17	15	15	10
クウェート国	36	29	29	20	35	29	29	19
クック諸島	25	22	22	15	25	20	20	15
グリーンランド	28	24	24	17	27	23	23	16
クリスマス島	23	20	20	14	23	19	19	13
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	25	22	22	13	24	21	21	13
グレナダ	34	28	28	22	33	26	26	19
クロアチア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
ケイマン諸島	36	30	30	22	35	28	28	19
ケニア共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
コートジボワール共 和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ココス・キーリング 諸島	23	20	20	14	23	19	19	13
コスタリカ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
コソボ共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
コモロ連合	39	32	32	24	38	32	32	22
コロンビア共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
コンゴ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
コンゴ民主共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
サイパン	17	16	16	10	17	15	15	10
サウジアラビア王国	32	28	28	20	31	27	27	19
サモア独立国	25	22	22	15	25	20	20	15

サントメ・プリンシペ民主共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ザンビア共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
サンピエール島・ミクロン島	24	20	20	14	24	19	19	13
サンマリノ共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
シエラレオネ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ジブチ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ジブラルタル	28	24	24	17	27	23	23	16
ジャマイカ	34	28	28	22	33	26	26	19
ジョージア	26	25	25	18	25	24	24	17
シリア・アラブ共和国	36	29	29	20	35	29	29	19
シンガポール共和国	20	18	18	13	20	17	17	11
シント・マールテン島	34	28	28	22	33	26	26	19
ジンバブエ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
スイス連邦	26	24	24	16	26	23	23	16
スウェーデン王国	26	24	24	16	26	23	23	16
スーダン共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
スペイン	26	24	24	16	26	23	23	16
スペイン領北アフリカ	26	24	24	16	26	23	23	16
スリナム共和国	36	31	31	22	36	30	30	21
スリランカ民主社会主義共和国	29	26	26	19	29	25	25	18
スロバキア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
スロベニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
セイシェル共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
赤道ギニア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
セネガル共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
セルビア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
セントクリストファー・ネイビス	36	30	30	22	35	28	28	19
セントビンセントおよびグレナディーン	34	28	28	22	33	26	26	19

諸島								
セントヘレナ島	39	32	32	22	38	32	32	22
セントルシア	36	30	30	22	35	28	28	19
ソマリア民主共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ソロモン諸島	25	22	22	15	25	20	20	15
タークス・カイコス 諸島	36	30	30	22	35	28	28	19
タイ王国	21	18	18	13	20	18	18	11
大韓民国	16	14	14	9	15	13	13	8
大リビア・アラブ社 会主義人民ジャマー ヒリーヤ国	39	32	32	22	38	32	32	22
台湾	18	15	15	11	18	14	14	9
タジキスタン共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
タンザニア連合共和 国	39	32	32	22	38	32	32	22
チェコ共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
チャド共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
中央アフリカ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
中華人民共和国	18	15	15	11	17	14	14	9
チュニジア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
朝鮮民主主義人民共 和国	21	17	17	11	20	17	17	11
チリ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
ツバル	25	22	22	15	25	20	20	15
ディエゴ・ガルシア	39	32	32	24	38	32	32	22
デンマーク王国	28	24	24	16	27	23	23	16
ドイツ連邦共和国	25	23	23	14	24	22	22	13
トーゴ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
トケラウ諸島	25	22	22	15	25	20	20	15
ドミニカ共和国	36	30	30	22	35	28	28	19
ドミニカ国	36	30	30	20	35	30	30	20
トリニダード・トバ ゴ共和国	34	28	28	22	33	26	26	19
トルクメニスタン	26	25	25	18	25	24	24	17

トルコ共和国	28	24	24	17	27	23	23	16
トンガ王国	25	22	22	15	25	20	20	15
ナイジェリア連邦共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ナウル共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
ナミビア共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ニウエ	25	22	22	15	25	20	20	15
ニカラグア共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
ニジェール共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ニューカレドニア	25	22	22	15	25	20	20	15
ニュージーランド	21	20	20	13	21	19	19	13
ネパール	29	26	26	19	29	25	25	18
ノーフォーク島	21	20	20	13	21	19	19	13
ノルウェー王国	26	24	24	16	26	23	23	16
バーレーン王国	36	29	29	20	35	29	29	19
ハイチ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
パキスタン・イスラム共和国	35	27	27	20	34	27	27	19
バチカン市国	26	24	24	16	26	23	23	16
パナマ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
バヌアツ共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
バハマ国	34	28	28	22	33	26	26	19
パプアニューギニア独立国	25	22	22	15	25	20	20	15
バミューダ諸島	24	20	20	14	24	19	19	13
パラオ共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
パラグアイ共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
バルバドス	34	28	28	22	33	26	26	19
パレスチナ	36	29	29	20	35	29	29	19
ハワイ	12	10	10	6	11	10	10	6
ハンガリー共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
バングラデシュ人民共和国	35	27	27	20	34	27	27	19
東ティモール民主共和国	21	18	18	13	20	18	18	11

フィジー諸島共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
フィリピン共和国	20	17	17	12	19	16	16	11
フィンランド共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
ブータン王国	38	29	29	20	36	28	28	19
プエルトリコ	34	28	28	20	33	26	26	19
フェロー諸島	26	24	24	16	26	23	23	16
フォークランド諸島	36	31	31	22	36	30	30	21
ブラジル連邦共和国	33	28	28	18	32	28	28	18
フランス共和国	25	23	23	14	24	22	22	13
フランス領ギアナ	36	30	30	20	35	30	30	20
フランス領ポリネシア	25	22	22	15	25	20	20	15
フランス領ワリス・フテュナ諸島	23	22	22	14	23	20	20	14
ブルガリア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
ブルキナファソ	39	32	32	22	38	32	32	22
ブルネイ・ダルサラーム国	21	18	18	13	20	18	18	11
ブルンジ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
米領サモア	25	22	22	15	25	20	20	15
米領バージン諸島	34	28	28	20	33	26	26	19
ベトナム社会主義共和国	22	20	20	14	21	19	19	13
ベナン共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ベネズエラ・ボリバル共和国	36	31	31	22	36	30	30	21
ベラルーシ共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
ベリーズ	36	30	30	20	35	30	30	20
ペルー共和国	33	29	29	20	33	28	28	18
ベルギー王国	26	24	24	16	26	23	23	16
ポーランド共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
ボスニア・ヘルツェゴビナ	26	25	25	18	25	24	24	17
ボツワナ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ボリビア共和国	36	30	30	20	35	30	30	20

ポルトガル共和国	26	24	24	16	26	23	23	16
香港	18	15	15	11	18	14	14	10
ホンジュラス共和国	36	30	30	20	35	30	30	20
マーシャル諸島共和国	25	22	22	15	25	20	20	15
マイヨット島	39	32	32	22	38	32	32	22
マカオ	20	17	17	12	19	16	16	11
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
マダガスカル共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
マディラ諸島	26	24	24	16	26	23	23	16
マラウイ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
マリ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
マルタ共和国	28	24	24	16	27	23	23	16
マルチニーク島	36	30	30	20	35	30	30	20
マレーシア	21	18	18	13	20	18	18	11
ミクロネシア連邦	23	22	22	14	23	20	20	14
南アフリカ共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
南スーダン共和国	39	32	32	22	38	32	32	22
ミャンマー連邦	24	20	20	14	24	19	19	13
メキシコ合衆国	24	20	20	14	24	19	19	13
モーリシャス共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
モーリタニア・イスラム共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
モザンビーク共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
モナコ公国	26	24	24	16	26	23	23	16
モルディヴ共和国	38	29	29	20	36	28	28	19
モルドバ共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
モロッコ王国	39	32	32	24	38	32	32	22
モンゴル国	22	20	20	14	21	19	19	13
モンセラット	36	31	31	22	36	30	30	21
モンテネグロ共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
ヨルダン・ハシミテ王国	36	29	29	20	35	29	29	19
ラオス人民民主共和	22	20	20	14	21	19	19	13

国								
ラトビア共和国	31	26	26	18	30	24	24	17
リトアニア共和国	26	25	25	18	25	24	24	17
リヒテンシュタイン 公国	26	24	24	16	26	23	23	16
リベリア共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
ルーマニア	26	25	25	18	25	24	24	17
ルクセンブルク大公 国	25	23	23	14	24	22	22	13
ルワンダ共和国	39	32	32	24	38	32	32	22
レソト王国	39	32	32	22	38	32	32	22
レバノン共和国	32	28	28	20	31	27	27	19
レユニオン	39	32	32	22	38	32	32	22
ロシア連邦	28	24	24	18	27	24	24	17
インマルサット A e r o	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサット B G A N / F B / S B	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサット F	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサット F (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
ボーダフォン (マル タ)	104	104	104	104	104	104	104	104
イリジウム 衛星携帯電話	53	53	53	53	53	53	53	53
スラーヤ 衛星携帯電話	38	38	38	38	38	38	38	38
備考								
1 この表に規定する料金は、携帯電話設備からの国際通話又は国際公衆電話設備若しくは P H S 設備に係る第 2 種国際フリーダイヤル通話に適用します。								
2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。								

(6) PHS 設備からの国際通話

(単位：円)

地域	料金額	最初の 1 分まで 6 秒までごとに			最初の 1 分経過後 6 秒までごとに			
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
		土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日			
アイスランド共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
アイルランド	27	24	24	16	24	20	20	16
アゼルバイジャン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
アセンション島	37	30	30	24	32	26	26	21
アゾレス諸島	26	24	24	16	23	19	19	16
アフガニスタン・イスラム共和国	38	32	32	26	28	23	23	22
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	8	7	7	6	7	6	6	5
アラブ首長国連邦	32	28	28	20	31	26	26	19
アルジェリア民主人民共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
アルゼンチン共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
アルバ	32	26	26	22	31	25	25	19
アルバニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
アルメニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
アンギラ	32	26	26	22	31	25	25	19
アンゴラ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
アンティグア・バーブーダ	32	26	26	22	31	25	25	19
アンドラ公国	26	23	23	17	23	19	19	15
イエメン共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
イスラエル国	32	28	28	20	31	26	26	19
イタリア共和国	26	24	24	16	23	19	19	16
イラク共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
イラン・イスラム共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
インド	26	23	23	19	26	22	22	18

インドネシア共和国	21	16	16	13	19	15	15	11
ウガンダ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ウクライナ	26	25	25	18	25	23	23	17
ウズベキスタン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ウルグアイ東方共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
英領バージン諸島	32	26	26	22	31	25	25	19
エクアドル共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
エジプト・アラブ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
エストニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
エスワティニ王国	36	28	28	21	32	26	26	21
エチオピア連邦民主共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
エリトリア国	37	30	30	24	32	26	26	21
エルサルバドル共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
オーストラリア連邦	19	15	15	12	18	13	13	11
オーストリア共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
オマーン国	32	28	28	20	31	26	26	19
オランダ王国	26	24	24	16	23	19	19	16
オランダ領アンティール	32	26	26	22	31	25	25	19
ガーナ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
カーボベルデ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ガイアナ協同共和国	32	26	26	22	31	25	25	19
カザフスタン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
カタール国	32	28	28	20	31	26	26	19
カナダ	15	14	14	10	13	10	10	10
カナリア諸島	26	24	24	16	23	19	19	16
ガボン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
カメルーン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ガンビア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
カンボジア王国	24	20	20	14	22	18	18	13

ギニア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ギニアビサウ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
キプロス共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
キューバ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
ギリシャ共和国	26	24	24	16	23	19	19	16
キリバス共和国	24	20	20	15	23	19	19	14
キルギス共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
グアテマラ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
グアドループ島	32	26	26	20	31	25	25	19
グアム	16	15	15	10	16	14	14	9
クウェート国	32	28	28	20	31	26	26	19
クック諸島	24	20	20	15	23	19	19	14
グリーンランド	26	23	23	17	23	19	19	15
クリスマス島	21	19	19	13	21	17	17	12
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	15	13	13	7	14	12	12	6
グレナダ	32	26	26	22	31	25	25	19
クロアチア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ケイマン諸島	32	26	26	22	31	25	25	19
ケニア共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
コートジボワール共 和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ココス・キーリング 諸島	21	19	19	13	21	17	17	12
コスタリカ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
コソボ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
コモロ連合	37	30	30	24	32	26	26	21
コロンビア共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
コンゴ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
コンゴ民主共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
サイパン	16	15	15	10	16	14	14	9
サウジアラビア王国	32	28	28	20	31	26	26	19
サモア独立国	24	20	20	15	23	19	19	14
サントメ・プリンシ	37	30	30	24	32	26	26	21

ペ民主共和国								
ザンビア共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
サンピエール島・ミ クロン島	23	18	18	13	22	17	17	12
サンマリノ共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
シエラレオネ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ジブチ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ジブラルタル	26	23	23	17	23	19	19	15
ジャマイカ	32	26	26	22	31	25	25	19
ジョージア	26	25	25	18	25	23	23	17
シリア・アラブ共和 国	32	28	28	20	31	26	26	19
シンガポール共和国	20	16	16	13	18	15	15	11
シント・マールテン 島	32	26	26	22	31	25	25	19
ジンバブエ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
スイス連邦	26	24	24	16	23	19	19	16
スウェーデン王国	26	24	24	16	23	19	19	16
スーダン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
スペイン	26	24	24	16	23	19	19	16
スペイン領北アフリ カ	26	24	24	16	23	19	19	16
スリナム共和国	32	26	26	22	31	25	25	19
スリランカ民主社会 主義共和国	27	25	25	19	24	23	23	17
スロバキア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
スロベニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
セイシェル共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
赤道ギニア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
セネガル共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
セルビア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
セントクリストファ ー・ネイビス	32	26	26	22	31	25	25	19
セントビンセントお よびグレナディーン 諸島	32	26	26	22	31	25	25	19

セントヘレナ島	36	28	28	21	32	26	26	21
セントルシア	32	26	26	22	31	25	25	19
ソマリア民主共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ソロモン諸島	24	20	20	15	23	19	19	14
タークス・カイコス諸島	32	26	26	22	31	25	25	19
タイ王国	20	16	16	13	19	15	15	11
大韓民国	13	11	11	9	13	10	10	8
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマール・ヒリーヤ国	36	28	28	21	32	26	26	21
台湾	18	14	14	11	16	13	13	9
タジキスタン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
タンザニア連合共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
チェコ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
チャド共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
中央アフリカ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
中華人民共和国	18	14	14	10	16	13	13	9
チュニジア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
朝鮮民主主義人民共和国	20	17	17	11	19	16	16	11
チリ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
ツバル	24	20	20	15	23	19	19	14
ディエゴ・ガルシア	37	30	30	24	32	26	26	21
デンマーク王国	27	24	24	16	24	20	20	16
ドイツ連邦共和国	20	17	17	14	20	17	17	13
トーゴ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
トケラウ諸島	24	20	20	15	23	19	19	14
ドミニカ共和国	32	26	26	22	31	25	25	19
ドミニカ国	32	26	26	20	31	25	25	19
トリニダード・トバゴ共和国	32	26	26	22	31	25	25	19
トルクメニスタン	26	25	25	18	25	23	23	17
トルコ共和国	26	23	23	17	23	19	19	15

トンガ王国	24	20	20	15	23	19	19	14
ナイジェリア連邦共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ナウル共和国	24	20	20	15	23	19	19	14
ナミビア共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ニウエ	24	20	20	15	23	19	19	14
ニカラグア共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
ニジェール共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ニューカレドニア	24	20	20	15	23	19	19	14
ニュージーランド	21	20	20	13	19	15	15	12
ネパール	27	25	25	19	24	23	23	17
ノーフォーク島	20	19	19	13	20	18	18	12
ノルウェー王国	26	24	24	16	23	19	19	16
バーレーン王国	32	28	28	20	31	26	26	19
ハイチ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
パキスタン・イスラム共和国	35	27	27	20	29	24	24	19
バチカン市国	26	24	24	16	23	19	19	16
パナマ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
バヌアツ共和国	24	20	20	15	23	19	19	14
バハマ国	32	26	26	22	31	25	25	19
パプアニューギニア独立国	24	20	20	15	23	19	19	14
バミューダ諸島	23	18	18	13	22	17	17	12
パラオ共和国	24	20	20	15	23	19	19	14
パラグアイ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
バルバドス	32	26	26	22	31	25	25	19
パレスチナ	32	28	28	20	31	26	26	19
ハワイ	8	7	7	6	7	6	6	5
ハンガリー共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
バングラデシュ人民共和国	35	27	27	20	29	24	24	19
東ティモール民主共和国	21	16	16	13	19	15	15	11
フィジー諸島共和国	24	20	20	15	23	19	19	14

フィリピン共和国	18	16	16	12	18	15	15	11
フィンランド共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
ブータン王国	37	27	27	19	28	26	26	18
プエルトリコ	32	26	26	19	31	24	24	18
フェロー諸島	26	24	24	16	23	19	19	16
フォークランド諸島	32	26	26	22	31	25	25	19
ブラジル連邦共和国	29	21	21	18	28	20	20	18
フランス共和国	20	17	17	14	20	17	17	13
フランス領ギアナ	32	26	26	20	31	25	25	19
フランス領ポリネシア	24	20	20	15	23	19	19	14
フランス領ワリス・フテュナ諸島	23	21	21	14	21	19	19	13
ブルガリア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ブルキナファソ	36	28	28	21	32	26	26	21
ブルネイ・ダルサラーム国	21	16	16	13	19	15	15	11
ブルンジ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
米領サモア	24	20	20	15	23	19	19	14
米領バージン諸島	32	26	26	19	31	24	24	18
ベトナム社会主義共和国	22	20	20	14	20	17	17	13
ベナン共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ベネズエラ・ボリバル共和国	32	26	26	22	31	25	25	19
ベラルーシ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ベリーズ	32	26	26	20	31	25	25	19
ペルー共和国	31	26	26	20	29	22	22	18
ベルギー王国	26	24	24	16	23	19	19	16
ポーランド共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ボスニア・ヘルツェゴビナ	26	25	25	18	25	23	23	17
ボツワナ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ボリビア共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
ポルトガル共和国	26	24	24	16	23	19	19	16

香港	18	14	14	11	16	13	13	10
ホンジュラス共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
マーシャル諸島共和国	24	20	20	15	23	19	19	14
マイヨット島	36	28	28	21	32	26	26	21
マカオ	19	16	16	12	18	15	15	11
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
マダガスカル共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
マディラ諸島	26	24	24	16	23	19	19	16
マラウイ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
マリ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
マルタ共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
マルチニーク島	32	26	26	20	31	25	25	19
マレーシア	21	16	16	13	19	15	15	11
ミクロネシア連邦	23	21	21	14	21	19	19	13
南アフリカ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
南スーダン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ミャンマー連邦	24	20	20	14	22	18	18	13
メキシコ合衆国	23	18	18	13	22	17	17	12
モーリシャス共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
モーリタニア・イスラム共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
モザンビーク共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
モナコ公国	26	24	24	16	23	19	19	16
モルディヴ共和国	37	27	27	19	28	26	26	18
モルドバ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
モロッコ王国	37	30	30	24	32	26	26	21
モンゴル国	22	20	20	14	20	17	17	13
モンセラット	32	26	26	22	31	25	25	19
モンテネグロ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ヨルダン・ハシミテ王国	32	28	28	20	31	26	26	19
ラオス人民民主共和国	22	20	20	14	20	17	17	13

ラトビア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
リトアニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
リヒテンシュタイン 公国	26	24	24	16	23	19	19	16
リベリア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ルーマニア	26	25	25	18	25	23	23	17
ルクセンブルク大公 国	20	17	17	14	20	17	17	13
ルワンダ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
レソト王国	36	28	28	21	32	26	26	21
レバノン共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
レユニオン	36	28	28	21	32	26	26	21
ロシア連邦	26	23	23	18	25	23	23	17
インマルサット A e r o	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサット B G A N / F B / S B	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサット F	50	50	50	50	50	50	50	50
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
インマルサット F (H S D)	104	104	104	104	104	104	104	104
ボーダフォン（マル タ）	104	104	104	104	104	104	104	104
イリジウム 衛星携帯電話	52	52	52	52	52	52	52	52
スラーヤ 衛星携帯電話	37	37	37	37	37	37	37	37
備考 1 この表に規定する料金は、P H S 設備からの国際通話（第 2 種国際フリー ダイヤル通話を除きます。）に適用します。 2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。								

2－2－3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の料金額

国際通話について次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域	料金額	1分までごとに
アイスランド共和国		127
アイルランド		127
アゼルバイジャン共和国		127
アセンション島		250
アゾレス諸島		119
アフガニスタン・イスラム共和国		151
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		43
アラブ首長国連邦		151
アルジェリア民主人民共和国		171
アルゼンチン共和国		65
アルバ		151
アルバニア共和国		127
アルメニア共和国		127
アンギラ		151
アンゴラ共和国		171
アンティグア・バーブーダ		151
アンドラ公国		119
イエメン共和国		151
イスラエル国		151
イタリア共和国		119
イラク共和国		151
イラン・イスラム共和国		151
インド		59
インドネシア共和国		80
ウガンダ共和国		171
ウクライナ		127
ウズベキスタン共和国		127
ウルグアイ東方共和国		69
英領バージン諸島		151
エクアドル共和国		69

エジプト・アラブ共和国	99
エストニア共和国	127
エスワティニ王国	171
エチオピア連邦民主共和国	171
エリトリア国	171
エルサルバドル共和国	69
オーストラリア連邦	83
オーストリア共和国	127
オマーン国	151
オランダ王国	119
オランダ領アンティール	151
ガーナ共和国	171
カーボベルデ共和国	171
ガイアナ協同共和国	80
カザフスタン共和国	127
カタール国	151
カナダ	73
カナリア諸島	119
ガボン共和国	171
カメルーン共和国	171
ガンビア共和国	171
カンボジア王国	88
ギニア共和国	171
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	151
キューバ共和国	151
ギリシャ共和国	119
キリバス共和国	104
キルギス共和国	127
グアテマラ共和国	151
グアドループ島	151
グアム	73
クウェート国	151
クック諸島	104
グリーンランド	119

クリスマス島	93
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	102
グレナダ	80
クロアチア共和国	127
ケイマン諸島	151
ケニア共和国	99
コートジボワール共和国	171
ココス・キーリング諸島	93
コスタリカ共和国	151
コソボ共和国	127
コモロ連合	171
コロンビア共和国	85
コンゴ共和国	171
コンゴ民主共和国	171
サイパン	73
サウジアラビア王国	151
サモア独立国	104
サントメ・プリンシペ民主共和国	171
ザンビア共和国	171
サンピエール島・ミクロン島	93
サンマリノ共和国	127
シエラレオネ共和国	171
ジブチ共和国	171
ジブラルタル	119
ジャマイカ	151
ジョージア	127
シリア・アラブ共和国	151
シンガポール共和国	80
シント・マールテン島	151
ジンバブエ共和国	171
スイス連邦	119
スウェーデン王国	119
スーダン共和国	171
スペイン	119
スペイン領北アフリカ	119

スリナム共和国	164
スリランカ民主社会主義共和国	85
スロバキア共和国	127
スロベニア共和国	127
赤道ギニア共和国	171
セネガル共和国	171
セルビア共和国	127
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	151
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	171
ソロモン諸島	104
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	79
大韓民国	57
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	171
台湾	66
タジキスタン共和国	127
タンザニア連合共和国	171
チェコ共和国	127
チャド共和国	171
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	66
チュニジア共和国	171
朝鮮民主主義人民共和国	120
チリ共和国	69
ツバル	104
デンマーク王国	127
ドイツ連邦共和国	107
トーゴ共和国	171
トケラウ諸島	104
ドミニカ共和国	85
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	151

トルクメニスタン	127
トルコ共和国	119
トンガ王国	104
ナイジェリア連邦共和国	99
ナウル共和国	104
ナミビア共和国	171
ニウエ	159
ニカラグア共和国	69
ニジェール共和国	171
ニューカレドニア	104
ニュージーランド	83
ネパール	85
ノーフォーク島	130
ノルウェー王国	119
バーレーン王国	151
ハイチ共和国	69
パキスタン・イスラム共和国	151
バチカン市国	119
パナマ共和国	151
バヌアツ共和国	104
バハマ国	151
パプアニューギニア独立国	104
バミューダ諸島	93
パラオ共和国	104
パラグアイ共和国	85
バルバドス	151
パレスチナ	151
ハワイ	43
ハンガリー共和国	127
バングラデシュ人民共和国	151
東ティモール民主共和国	130
フィジー諸島共和国	104
フィリピン共和国	78
フィンランド共和国	127
ブータン王国	151

プエルトリコ	151
フェロー諸島	119
フォークランド諸島	164
ブラジル連邦共和国	49
フランス共和国	107
フランス領ギアナ	151
フランス領ポリネシア	104
フランス領ワリス・フテュナ諸島	93
ブルガリア共和国	127
ブルキナファソ	171
ブルネイ・ダルサラーム国	80
ブルンジ共和国	171
米領サモア	104
米領バーキン諸島	151
ベトナム社会主義共和国	88
ベナン共和国	171
ベネズエラ・ボリバル共和国	91
ベラルーシ共和国	127
ベリーズ	69
ペルー共和国	69
ベルギー王国	119
ポーランド共和国	127
ボスニア・ヘルツェゴビナ	127
ボツワナ共和国	171
ボリビア共和国	69
ポルトガル共和国	119
香港	71
ホンジュラス共和国	151
マーシャル諸島共和国	104
マイヨット島	171
マカオ	84
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	127
マダガスカル共和国	171
マディラ諸島	119
マラウイ共和国	171

マリ共和国	171
マルタ共和国	127
マルチニーク島	151
マレーシア	80
ミクロネシア連邦	93
南アフリカ共和国	99
南スーダン共和国	171
ミャンマー連邦	88
メキシコ合衆国	85
モーリシャス共和国	171
モーリタニア・イスラム共和国	171
モザンビーク共和国	171
モナコ公国	119
モルディヴ共和国	151
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	171
モンゴル国	88
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	127
ヨルダン・ハシミテ王国	151
ラオス人民民主共和国	88
ラトビア共和国	127
リトアニア共和国	127
リヒテンシュタイン公国	119
リベリア共和国	171
ルーマニア	127
ルクセンブルク大公国	127
ルワンダ共和国	171
レソト王国	171
レバノン共和国	151
レユニオン	171
ロシア連邦	127

通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引

1 特定時間帯の通話料金の月極割引（テレジョーズ）

区 分	内 容		
(1) 定義等	ア 「特定時間帯の通話料金の月極割引」とは、特定時間帯（土曜日・日曜日・祝日（午後7時から午後10時までの間を含みます。）、深夜・早朝及び夜間（午後10時から午後11時までの間に限ります。）の時間帯をいいます。以下この表において同じとします。）における通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金について、電話等利用契約者の選択により、第2の2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の4種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。		
	1 利用回線ごとに		
	種 類	第2の2の規定により算定した額の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
	(ア) プラン1	0円から2,000円(2,200円)までの部分	1,750円（1,925円）（最低通話料）
		2,000円(2,200円)を超え3,000円(3,300円)までの部分	左欄に該当する部分の額に0.85を乗じて得た額
		3,000円(3,300円)を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額
	(イ) プラン2	0円から3,000円(3,300円)までの部分	2,600円（2,860円）（最低通話料）
		3,000円(3,300円)を超え5,000円(5,500円)までの部分	左欄に該当する部分の額に0.85を乗じて得た額
		5,000円(5,500円)を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額
	(ウ) プラン3	0円から5,000円(5,500円)までの部分	4,300円（4,730円）（最低通話料）
5,000円(5,500円)を超え8,000円(8,800円)までの部分		左欄に該当する部分の額に0.85を乗じて得た額	
8,000円(8,800円)を超える部分		左欄に該当する部分の額と同額	

	<table><tr><td rowspan="2">(エ) プラン4</td><td>0 円から8,000 円 (8,800 円) までの 部分</td><td>6,850 円 (7,535 円) (最低通話料)</td></tr><tr><td>8,000 円 (8,800 円) を超える部分</td><td>左欄に該当する部分 の額に0.85を乗じて 得た額</td></tr></table> イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、ダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除	(エ) プラン4	0 円から8,000 円 (8,800 円) までの 部分	6,850 円 (7,535 円) (最低通話料)	8,000 円 (8,800 円) を超える部分	左欄に該当する部分 の額に0.85を乗じて 得た額
(エ) プラン4	0 円から8,000 円 (8,800 円) までの 部分		6,850 円 (7,535 円) (最低通話料)			
	8,000 円 (8,800 円) を超える部分	左欄に該当する部分 の額に0.85を乗じて 得た額				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。					
(3) 月極割引の適用	ア 特定時間帯の通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合は生じたときは、2欄から3欄の規定によるものとします。 <table><tr><td>区 分</td><td>月極割引の適用</td></tr></table>	区 分	月極割引の適用			
区 分	月極割引の適用					

1 2 から 3 以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号が変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号の変更日を含む料金月については、電話番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、この月極割引を適用した場合の料金の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続する24時間のうちの特定時間帯の全部についてその状態が連続したときは、この月極割引を適用した場合の料金額が、この月極割引を適用しない場合の料金額を上回るときに限り、その差額については、支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ

れているときは、その料金を返還します。
(注) 最低通話料については、日割は行いません。

2 全時間帯の通話料金の月極割引（テレワイズ）

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「全時間帯の通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、全ての時間帯における通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 利用回線ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1</td><td>月額 550円 (605円)</td><td>全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン2</td><td>月額 1,550円 (1,705円)</td><td>全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額</td></tr></table> イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン1	月額 550円 (605円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	(イ) プラン2	月額 1,550円 (1,705円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額								
(ア) プラン1	月額 550円 (605円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額								
(イ) プラン2	月額 1,550円 (1,705円)	全時間帯の通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額								
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。									
(3) 月極割引の適用	ア 全時間帯の通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって									

て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、2欄から3欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号が変更となる場合であつて、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号の変更日を含む料金月については、電話番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったとき

その他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注 1）定額料については、日割は行いません。

（注 2）全時間帯の通話料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

3 特定市外局番への通話料金の月極割引（テレチョイス）

区 分	内 容																					
(1) 定義等	ア 「特定市外局番への通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定市外局番（電話等利用契約者があらかじめ指定した市外局番をいいます。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の6種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 利用回線ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1（特定市外局番が2までのもの）</td><td>月額 100円 (110円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン2（特定市外局番が5までのもの）</td><td>月額 200円 (220円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(ウ) プラン3（特定市外局番が1までのもの）</td><td>月額 100円 (110円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(エ) プラン4（特定市外局番が4までのもの）</td><td>月額 200円 (220円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(オ) プラン5（特定市外局番が10までのもの）</td><td>月額 400円 (440円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(カ) プラン6（特定市外局番が2までのもの）</td><td>月額 200円 (220円)</td><td>特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr></table> イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限りします。 (ア) フリーダイヤル通話 (イ) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (ウ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン1（特定市外局番が2までのもの）	月額 100円 (110円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	(イ) プラン2（特定市外局番が5までのもの）	月額 200円 (220円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額	(ウ) プラン3（特定市外局番が1までのもの）	月額 100円 (110円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	(エ) プラン4（特定市外局番が4までのもの）	月額 200円 (220円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	(オ) プラン5（特定市外局番が10までのもの）	月額 400円 (440円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額	(カ) プラン6（特定市外局番が2までのもの）	月額 200円 (220円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額																				
(ア) プラン1（特定市外局番が2までのもの）	月額 100円 (110円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額																				
(イ) プラン2（特定市外局番が5までのもの）	月額 200円 (220円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額																				
(ウ) プラン3（特定市外局番が1までのもの）	月額 100円 (110円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額																				
(エ) プラン4（特定市外局番が4までのもの）	月額 200円 (220円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額																				
(オ) プラン5（特定市外局番が10までのもの）	月額 400円 (440円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額																				
(カ) プラン6（特定市外局番が2までのもの）	月額 200円 (220円)	特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額																				

	(エ) 削除										
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。										
(3) 月極割引の適用	ア 特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から5欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</td><td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があつ</td><td>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があつ	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用										
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
2 一般電話等利用契約の解除又は電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
3 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があつ	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										

たとき又は当社がその事実を知ったとき。

オ この月極割引の種類の変更（同一の区分に属する他の種類に限り。）があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。

カ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定市外局番を変更するときは、変更前の特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

キ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ク この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限り。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）定額料については、日割は行いません。

（注2）特定市外局番に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

4 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ（シャベリッチ）

区 分	内 容															
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限り。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの月極割引の適用を受けている利用回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるもの）に限り、その利用回線等への通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限り。）に関する料金の月間累計額及び国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限り。）に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>月額200円(220円)</th></tr> <tr> <td colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア)国内通話に係るもの</td></tr> <tr> <th>登録可能 対地数</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td rowspan="2">2</td><td>① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td colspan="2">(イ)国際通話に係るもの</td></tr> <tr> <th>1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>1,000円以上 の場合</td><td>1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </table> 備考 1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は	定額料	月額200円(220円)	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア)国内通話に係るもの		登録可能 対地数	割 引 額	2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額	② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額	(イ)国際通話に係るもの		1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額	割 引 額	1,000円以上 の場合	1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
定額料	月額200円(220円)															
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア)国内通話に係るもの																
登録可能 対地数	割 引 額															
2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額															
	② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額															
(イ)国際通話に係るもの																
1 利用回線 に係る国際 通話料金の 月間累計額	割 引 額															
1,000円以上 の場合	1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額															

	「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。） （ア）（イ）以外の時間帯 上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.45」に読み替えて適用します。 （イ）土曜日、日曜日及び祝日の時間帯 上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.50」に読み替えて適用します。 2 削除 3 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この表において「県間固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しているときは、上表の規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。（以下この表において「県間固定特別適用」といいます。） イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限りします。 （ア）フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ）削除
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約に係るもの（同契約約款に規定する共用契約者回線となるものを除きます。）に限りします。）に係る利用回線 （イ）通話の料金明細内訳を記録している利用回線

	(ウ) 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない電話等利用契約者に係る利用回線 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない利用回線 イ 削除 ウ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。			
(3) 月極割引の適用	ア 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。 エ 県間固定特別適用は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 オ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。 <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>月極割引の適用</td></tr></table>	区	分	月極割引の適用
区	分	月極割引の適用		

1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN特別適用を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からOCN特別適用の廃止の申出があったとき。

(イ) エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（以下、通話料金別表において「第2種OCN」といいます。）に係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

ク 当社は、キに規定するOCN特別適用の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、OCN追加割引を適用します。

ケ オに規定するほか、当社は、県間固定区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは県間固定特別適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、県間固定特別適用の適用を行います。

コ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定電話番号等が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

シ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、オの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

ただし、この月極割引を適用した場合の料金額が、この月極割引を適用しない場合の料金額を上回るときは、その料金月については、この月極割引を適用しません。（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ス この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注1）定額料については、日割りは行いません。

（注2）特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

5 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ（シャベリッチプラス）

区 分	内 容														
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限りす。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの月極割引の適用を受けている利用回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるもの）に限りす。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りす。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額、国際通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りす。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限りす。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（イの（イ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りす。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>月額300円（330円）</th></tr> <tr> <td colspan="2">次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額</td></tr> <tr> <td colspan="2">（ア） 国内通話に係るもの</td></tr> <tr> <td>登録可能 対地数</td><td>割引額</td></tr> <tr> <td>2</td><td> ① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額 </td></tr> <tr> <td colspan="2">（イ） 国際通話に係るもの</td></tr> <tr> <td>1 利用回線に係る国際 通話料金の月間累計額</td><td>割引額</td></tr> </table>	定額料	月額300円（330円）	次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額		（ア） 国内通話に係るもの		登録可能 対地数	割引額	2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額	（イ） 国際通話に係るもの		1 利用回線に係る国際 通話料金の月間累計額	割引額
定額料	月額300円（330円）														
次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額															
（ア） 国内通話に係るもの															
登録可能 対地数	割引額														
2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額														
（イ） 国際通話に係るもの															
1 利用回線に係る国際 通話料金の月間累計額	割引額														

1,000円以上の場合	1の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額

(ウ) 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの

割引額
月間累計額に0.462を乗じて得た額

備考

1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。）

(ア) (イ)以外の時間帯

上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.45」に読み替えて適用します。

(イ) 土曜日、日曜日及び祝日の時間帯

上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.50」に読み替えて適用します。

2 削除

3 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この表において「県間固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しているときは、上表の規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。（以下この表において「県間固定特別適用」といいます。）

イ この月額割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)に限ります。

(ア) この月極割引の対象となる国内通話・国際通話に係る通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限りします。

	① フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 ② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 ③ 削除 (イ) この月極割引の対象となる特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。 イ 削除
(3) 月極割引の適用	ア 特定電話番号等に係る利用回線等への通話及び特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。 エ 県間固定特別適用は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 オ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から

4 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときは O C N 特別適用を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者から O C N 特別適用の廃止の申出があったとき。

(イ) 第 2 種 O C N に係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

ク 当社は、キに規定する O C N 特別適用の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、O C N 特別適用を適用します。

ケ オに規定するほか、当社は、県間固定区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは県間固定特別適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、県間固定特別適用の適用を行います。

コ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定電話番号等及び特定携帯電話番号が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

シ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第 45 条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったとき

は、オの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ス この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 定額料については、日割りは行いません。

(注2) 特定電話番号等及び特定携帯電話番号に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

6 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ（ホーム・オフィス割引）

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>2,000円(2,200円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td></tr> </table> 備考 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。 イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。ただし、弊社に別に申出があった場合は、区域内通話を除く通話とします。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除	割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	2,000円(2,200円)以上の場合	1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額
割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額				
2,000円(2,200円)以上の場合	1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。 イ 削除				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号				

の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ ウに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN追加割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があったとき。

(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

カ 当社は、オに規定するOCN追加割引の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、OCN追加割引を適用します。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払わ

れているときは、その料金を返還します。
(注) 割引選択回線に係る通話に関する料金に割引率を乗じて
得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定に
かかわらず、その端数を切り上げます。

7 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（ホーム・オフィス割引プラス）

区 分	内 容																
(1) 定義等	ア 「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、国内通話・国際通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。以下この表において同じとします。）をいいます。）等に係るフリーダイヤル通話（イの（イ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>月額100円(110円)</th></tr> <tr> <td colspan="2">次の（ア）及び（イ）に定める額を合計して得た額</td></tr> <tr> <td colspan="2">（ア） 国内通話・国際通話に係るもの</td></tr> <tr> <td>国内通話・国際通話に係る通話に関する料金の月間累計額</td><td>割引額</td></tr> <tr> <td>2,000円(2,200円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td colspan="2">（イ） 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの</td></tr> <tr> <td colspan="2">割引額</td></tr> <tr> <td colspan="2">月間累計額に0.462を乗じて得た額</td></tr> </table> 備考 1 削除 2 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この表において「県間固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しているときは、上表の規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。（以下この表において「県間固定特別適用」といいます。）	定額料	月額100円(110円)	次の（ア）及び（イ）に定める額を合計して得た額		（ア） 国内通話・国際通話に係るもの		国内通話・国際通話に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	2,000円(2,200円)以上の場合	1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額	（イ） 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの		割引額		月間累計額に0.462を乗じて得た額	
定額料	月額100円(110円)																
次の（ア）及び（イ）に定める額を合計して得た額																	
（ア） 国内通話・国際通話に係るもの																	
国内通話・国際通話に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額																
2,000円(2,200円)以上の場合	1の割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額																
（イ） 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの																	
割引額																	
月間累計額に0.462を乗じて得た額																	

	(注) この月極割引に係る通話に関する料金の月間累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。 イ この月額割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)に限ります。 (ア) この月極割引の対象となる国内通話・国際通話に係る通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。ただし、弊社に別に申出があった場合は、区域内通話を除く通話とします。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 ① フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 ② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 ③ 削除 (イ) この月極割引の対象となる特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。 イ 削除
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用を受ける利用回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 県間固定特別適用は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 ただし、その電話等利用権の譲受人が、譲渡人の同意を得て、この月極割引（OCN追加割引の適用を受けている場合を除きます。）の適用の継続を申し出た場合はこの限りではありません。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であつ

て、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であつて、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) その他(2)欄のア又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から3欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から3以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN追加割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があったとき。

(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。

(ウ) 削除

キ 当社は、カに規定するOCN追加割引の廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、OCN追加割引を適用します。

ク エに規定するほか、当社は、県間固定区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは県間固定特別適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、県間固定特別適用の適用を行います。

ケ この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話等利用契約者は、特定携帯電話番号が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。(県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。)

コ この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であつて、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金

月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します（県間固定特別適用の適用を受けている場合を除きます。）

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注 1）定額料については、日割りは行いません。

（注 2）この月極割引の適用を受ける利用回線に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

8 利用期間に基づく通話料金の月極割引

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「利用期間に基づく通話料金の月極割引」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受ける利用回線に係る通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金について、その利用回線に係る特定月極割引の利用期間（特定月極割引を選択する申出（この月極割引を選択する申出前に当社が別に定める申出等があった場合はその直近の申出等を特定月極割引を選択する申出とみなします。）を承諾した日の属する翌料金月から特定月極割引を継続して利用している料金月数をいいます。）に応じて、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定月極割引の利用期間</th><th>割 引 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12以上24未満の場合</td><td>1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.03を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>24以上36未満の場合</td><td>1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.04を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>36以上の場合</td><td>1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> イ この月極割引の対象となる通話は、特定月極割引の割引対象となる通話（「特定電話番号等への通話料金月極割引Ⅱ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」で提供する特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話及び、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」及び「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」において、割引の適用を受けていない場合に発生した割引対象通話を除きます。）に限りします。 （注1）当社が別に定める特定月極割引は、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」及び「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とします。 （注2）当社が別に定める申出等は、「特定月極割引を選択する申出」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」及び「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」に規定するOCN特別適用の適用を受けることについての申出又は廃止」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」及び「全時間帯の国内通話及び国際通話	特定月極割引の利用期間	割 引 額	12以上24未満の場合	1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.03を乗じて得た額	24以上36未満の場合	1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.04を乗じて得た額	36以上の場合	1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
特定月極割引の利用期間	割 引 額								
12以上24未満の場合	1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.03を乗じて得た額								
24以上36未満の場合	1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.04を乗じて得た額								
36以上の場合	1 の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額								

	話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」に規定するOCN追加割引の適用を受けることについての申出又は廃止」及び「この月極割引の適用を受けることとなる利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更及び加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更を当社が知ったとき」とします。		
(2) 承諾	当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、この申出を承諾します。 ア 加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約に係るもの（同契約約款に規定する共用契約者回線となるものを除きます。）に限り、）に係るとき イ 特定月極割引の適用を受けている（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）とき又は受けることとなるとき ウ 通話の利用明細内訳を記録しているとき エ 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき オ その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき		
(3) 月極割引の適用	ア 利用回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、利用回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 電話等利用契約の解除があったとき。 （イ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （エ） その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （オ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ） 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （キ） その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <td>区 分</td><td>月額割引の適用</td></tr> </table>	区 分	月額割引の適用
区 分	月額割引の適用		

	1	2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	2	電話等利用契約の解除があったとき。又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	3	ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	4	共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します (注) 利用回線に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。			

9 携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引（コミュニケーションズ・チョイス）

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア 「携帯電話設備等に係る通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）をいいます。）等に係るフリーダイヤル通話（発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。）の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>月額300円(330円)</th></tr> <tr> <td>種 類</td><td>割 引 額</td></tr> <tr> <td>フリーダイヤル通話に係るもの</td><td>月間累計額に0.462を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引の適用を受けている利用回線に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話及び当社が別に定める付加機能を利用して行なう通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。）の通話に関する料金（この月極割引等の適用前の料金とします。）の月間累計額が300円(330円)までの部分について、その利用回線に係る支払いを要する通話に関する料金の額から減額します。 （注）この月額割引の適用を受けている利用回線に係る通話に関する料金の月額累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。	定額料	月額300円(330円)	種 類	割 引 額	フリーダイヤル通話に係るもの	月間累計額に0.462を乗じて得た額
定額料	月額300円(330円)						
種 類	割 引 額						
フリーダイヤル通話に係るもの	月間累計額に0.462を乗じて得た額						
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 （ア） 電話等利用契約の解除があったとき。 （イ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 ただし、その電話等利用権の譲受人が、譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合はこの限りではありません。						

(エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その他(2)欄のアに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から5欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から5欄の規定によるものとします。

区 分	月額割引の適用
1 2から5以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)。又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定携帯電話等番号が、現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金

	月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。 キ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注1) 定額料については、日割りを行いません。 (注2) 特定携帯電話番号等に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

10 全時間帯における区域内通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は、市内通信、県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に割引選択回線に係る通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。

	<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="3">通話に関する料金</td><td colspan="2">次の分数又は秒数までごとに7.5円(8.25円)</td></tr><tr><td rowspan="2">区域内通話</td><td>昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr><tr><td>2分</td></tr></table> イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話に限ります。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、メンバーズネット機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除	区分	料 金 額		通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに7.5円(8.25円)		区域内通話	昼間・夜間・深夜・早朝	2分
区分	料 金 額									
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに7.5円(8.25円)									
	区域内通話	昼間・夜間・深夜・早朝								
		2分								
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった割引選択回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線が、加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約又は第2種契約に係るもの）に限ります。）に係る利用回線であるとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線が、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定しているとき又は指定するとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （エ） その申出のあった割引選択回線に係る電話等利用契約者が、その料金について支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （オ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 （注）イに規定する当社が別に定めるものは、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」及び「国際通話の通話料金の月極割引」とします。									
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の適用は、料金月単位で行います。									

- イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。ただし、当社が翌料金月から適用することを承諾した場合はこの限りではありません。
- ウ 当社は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。
- エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
- (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (オ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (キ) その他(2)欄ア((イ)を除く)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、エの（エ）の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

（ア） その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

（イ） その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

11 国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引

区 分	内 容																																																						
(1) 定義等	ア 「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線(この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は市内通信、県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分(以下この表において「各固定区分」といいます。)について当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を指定している場合に、割引選択回線に係る国内通話(ウの(ア)及び(イ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用すること及び国際通話(ウの(ア)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 利用回線ごと <table><tr><th>区 分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="12">通話に関する料金</td><td colspan="4">(ア) 国内通話に係るもの</td></tr><tr><td colspan="4">① ②、③以外のもの</td></tr><tr><td colspan="4">次の分数までごとに14.5円(15.95円)</td></tr><tr><td></td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般通話料</td><td>2分</td><td>2分</td><td>2分</td></tr><tr><td colspan="4">② 同一の都道府県の区域に終始するもの</td></tr><tr><td colspan="4">次の分数までごとに7.5円(8.25円)</td></tr><tr><td></td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一般通話料</td><td>2分</td><td>2分</td><td>2分</td></tr><tr><td colspan="4">③ 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの</td></tr></table>	区 分	料 金 額				通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの				① ②、③以外のもの				次の分数までごとに14.5円(15.95円)					昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日			一般通話料	2分	2分	2分	② 同一の都道府県の区域に終始するもの				次の分数までごとに7.5円(8.25円)					昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日			一般通話料	2分	2分	2分	③ 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの			
区 分	料 金 額																																																						
通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの																																																						
	① ②、③以外のもの																																																						
	次の分数までごとに14.5円(15.95円)																																																						
		昼 間	夜間	深夜・早朝																																																			
		土曜日・日曜日・祝日																																																					
	一般通話料	2分	2分	2分																																																			
	② 同一の都道府県の区域に終始するもの																																																						
	次の分数までごとに7.5円(8.25円)																																																						
		昼 間	夜間	深夜・早朝																																																			
		土曜日・日曜日・祝日																																																					
	一般通話料	2分	2分	2分																																																			
	③ 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの																																																						

次の分数までごとに16.0円(17.6円)

	昼 間		夜間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
一般通話料	1分	1分	1分	1分

(イ) 国際通話に係るもの

	割 引 額
国際通話に係るもの	月間累計額に0.4を乗じて得た額

イ この割引選択回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号(電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号)に限ります。以下この表において同じとします。)をいいます。)に係るフリーダイヤル通話(ウの(ウ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)を利用することとなるときは、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定している場合に、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用します。(以下この表において、「モバイル適用」といいます。)

1 利用回線ごと

区 分	料 金 額			
通話に関する料金	特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの			
	次の分数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼間		夜間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
	1分	1分	1分	1分

ウ この月極割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)及び(ウ)に限ります。

(ア) この月極割引の対象となる通話は、一般通話(同一の都道府県の区域に終始するもののうち区域内通話は除きます。)のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話(デジタル通信モードは除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。

- ① 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、メンバーズネット機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行

	う通話（モバイル適用を受けている場合、ウの（ウ）の通話は除きます。） ② 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話（ウの（イ）の通話は除きます。） ③ 削除 （イ） この月極割引の対象となる通話は、加入電話等設備から携帯電話設備等へ当社の事業者識別番号を付与して発信した通話（デジタル通信モードは除きます。）に限ります。 （ウ） モバイル適用の対象となる通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった割引選択回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線が、加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約及び第2種契約に係るもの）に限ります。）に係る利用回線であるとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線が、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定しているとき又は指定するとき。 （ウ） 「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」の提供を受けることについて当社の承諾を受けているまたは受ける利用回線 （エ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （オ） その申出のあった割引選択回線に係る電話等利用契約者が、その料金について支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （カ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 イ アに規定するほか、当社は、モバイル適用の適用を受ける申出があったとしても、この申出を承諾しません。（ただし、その申出のあった利用回線が既にコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の提供を受けている場合は、この限りではありません。） ウ ア又はイの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 （注）ウに規定する当社が別に定めるものは、「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」及び「国際通話の通話料金の月極割引」とします。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の適用および月間累計は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。ただし、当社が翌料金月から適用することを承諾した場合はこの限りではありません。

ウ 当社は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。

エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。

(ア) 電話等利用契約の解除があったとき。

(イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) その他(2)欄ア((イ)を除きます。)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後、2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(エ)又は(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社が	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引

	その事実を知ったとき。	を適用します。
カ	エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはモバイル適用を廃止します。 (ア) 電話等利用契約者からモバイル適用の廃止の申出があったとき。 (イ) 電話等利用契約者からコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の廃止の申出があったとき。 (ウ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。	
キ	カに規定するモバイル適用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、モバイル適用の適用を行います。	
ク	この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。 (ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。	
ケ	当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注1) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	

12 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ（シャベリッチ・ワイド）

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「固定2区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、割引選択回線における特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限りします。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの割引選択回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるもの）に限りします。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</th></tr> <tr> <th colspan="2">(ア)国内通話に係るもの</th></tr> <tr> <th>登録可能 対地数</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>3</td><td> ① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額 </td></tr> </table> (イ)国際通話に係るもの	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額		(ア)国内通話に係るもの		登録可能 対地数	割 引 額	3	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額									
(ア)国内通話に係るもの									
登録可能 対地数	割 引 額								
3	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額								

	<table border="1"> <tr> <td>1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額</td><td>割 引 額</td></tr> <tr> <td>1,000円以上の場合</td><td>1 の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額</td></tr> </table> 備考 1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。） （ア）（イ）以外の時間帯 上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.50」に読み替えて適用します。 （イ）土曜日、日曜日及び祝日の時間帯 上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.55」に読み替えて適用します。 イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ）削除	1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額	割 引 額	1,000円以上の場合	1 の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額
1 利用回線に係る国際通話料金の月間累計額	割 引 額				
1,000円以上の場合	1 の利用回線に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.45を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、固定2区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。 エ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に				

係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。

オ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

- (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。
- (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) その他(2)欄のア((イ)を除きます。)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

- キ 割引選択回線における特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降とします。
- ク この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、オの（エ）の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。
- （ア） その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。
- （イ） その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。
- ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- （注１） 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

13 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ（シャベリッチ・ワイドプラス）

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「固定２区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、割引選択回線における特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限りします。）であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの割引選択回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるもの）に限りします。以下この表において同じとします。）に係る利用回線等への通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額、国際通話（イの（ア）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額及び特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限りします。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（イの（イ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th colspan="2">次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額</th></tr> <tr> <th colspan="2">（ア） 国内通話に係るもの</th></tr> <tr> <th>登録可能 対地数</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>3</td><td> ① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への </td></tr> </table>	次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額		（ア） 国内通話に係るもの		登録可能 対地数	割引額	3	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への
次の（ア）から（ウ）に定める額を合計して得た額									
（ア） 国内通話に係るもの									
登録可能 対地数	割引額								
3	① ②以外の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金の月間累計額に0.40を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等に係る利用回線等への								

	の通話に関する料金の月間累計額に 0.45を乗じて得た額
(イ) 国際通話に係るもの	
1 利用回線に係る国際 通話料金の月間累計額	割引額
1,000円以上の場合	1 の利用回線に係る国際通話 に関する料金の月間累計額に 0.45を乗じて得た額
(ウ) 特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係 るもの	
割引額	
月間累計額に0.462を乗じて得た額	
備考	
1 特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているとき（割引額が生じない場合も含みます。以下この表において同じとします。）には、上表の規定中国内通話に係るもののうち、その特定電話番号等に係る利用回線への通話に関する料金について、以下のとおりこの月極割引を適用します。（以下この表において「特別割引」といいます。）	
(ア) (イ)以外の時間帯	
上表の割引額の規定中の「0.40」を「0.50」に読み替えて適用します。	
(イ) 土曜日、日曜日及び祝日の時間帯	
上表の割引額の規定中の「0.45」を「0.55」に読み替えて適用します。	
イ この月額割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)に限ります。	
(ア) この月極割引の対象となる国内通話・国際通話に係る通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードを除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。	
① その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話	
② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話	
③ 削除	
(イ) この月極割引の対象となる特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話は、コミュニケーションズ・チョイス	

	発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、固定２区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合は、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。 エ 特別割引は、この月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金月の末日において、指定された特定電話番号等に係る利用回線がこの月極割引又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅲ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅳ」又は「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」の適用を受けているときに適用します。 オ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) その他(2)欄のア((イ)を除きます。)又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から４欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から４欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１ ２から４以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	１ ２から４以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用				
１ ２から４以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。				

2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 オの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ 割引選択回線における特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降とします。

ク この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、オの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

14 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ

区 分	内 容																																										
(1) 定義等	ア 「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅴ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線(この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)に係る国内通話(ウの(ア)及び(イ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金について、第2の2(料金額)の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用すること(以下この表において「国内通話料金の適用」といいます。)及び、特定電話番号等(電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号(電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号に限ります。)であって、その利用回線、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備の設置場所がこの月極割引の適用を受けている利用回線の設置場所と異なる都道府県の区域内にあるものに限ります。以下この表において同じとします。)に係る利用回線等への通話(ウの(ア)規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する国内通話料金の適用を行った料金の月間累計額、及び国際通話(ウの(ア)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数(以下「登録可能対地数」といいます。)は次表のとおりとします。 1 利用回線ごと <table><tr><th>定額料</th><th colspan="4">月額 300円(330円)</th></tr><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="5">通話に関する料金</td><td colspan="4">(ア) 国内通話に係るもの</td></tr><tr><td colspan="4">① ②以外のもの</td></tr><tr><td colspan="4">次の分数までごとに20円(22円)</td></tr><tr><td></td><td>昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td>一般通話料</td><td>3分</td><td>3分</td><td>3分</td><td>3分</td></tr><tr><td colspan="4">② 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの</td></tr><tr><td colspan="4">次の分数までごとに16.0円(17.6円)</td></tr></table>	定額料	月額 300円(330円)				区分	料 金 額				通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの				① ②以外のもの				次の分数までごとに20円(22円)					昼 間	夜間	深夜・早朝		土曜日・日曜日・祝日	一般通話料	3分	3分	3分	3分	② 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの				次の分数までごとに16.0円(17.6円)			
定額料	月額 300円(330円)																																										
区分	料 金 額																																										
通話に関する料金	(ア) 国内通話に係るもの																																										
	① ②以外のもの																																										
	次の分数までごとに20円(22円)																																										
		昼 間	夜間	深夜・早朝																																							
		土曜日・日曜日・祝日																																									
一般通話料	3分	3分	3分	3分																																							
② 加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に係るもの																																											
次の分数までごとに16.0円(17.6円)																																											

	昼 間		夜間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
一般通話料	1 分	1 分	1 分	1 分

(イ) 特定電話番号等に係る利用回線等への通話に係るもの

登録可能対地数	割 引 額
2	特定電話番号等に係る利用回線等への通話に関する料金（同表(ア)①の料金適用後料金）の月間累計額に0.26を乗じて得た額

(ウ) 国際通話に係るもの

	割引額
国際通話に係るもの	月間累計額に0.4を乗じて得た額

備考

1 この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、電話会社固定に係る県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「固定2区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、上表の定額料から「200円(220円)」を減額して適用します。（以下この表において「固定2区分適用」といいます。）

イ この割引選択回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。以下この表において同じとします。）をいいます。）に係るフリーダイヤル通話（ウの(ウ)の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）を利用することとなるときは、固定2区分について当社の事業者識別番号を指定している場合に、特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、下表に規定する料金額を適用します。（以下この表において、「モバイル適用」といいます。）

1 利用回線ごと

区 分	料 金 額

	<table><tr><td rowspan="4">通話に関する料金</td><td colspan="4">特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの 次の分数までごとに16.0円(17.6円)</td></tr><tr><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td>1分</td><td>1分</td><td>1分</td><td>1分</td></tr></table>	通話に関する料金	特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの 次の分数までごとに16.0円(17.6円)				昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		1分	1分	1分	1分
通話に関する料金	特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に係るもの 次の分数までごとに16.0円(17.6円)															
	昼 間		夜間	深夜・早朝												
	土曜日・日曜日・祝日															
	1分	1分	1分	1分												
	ウ この月極割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)及び(ウ)に限ります。 (ア) この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モードは除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 ① 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話（モバイル適用を受けている場合、ウの(ウ)の通話は除きます。） ② 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話（ウの(イ)の通話は除きます。） ③ 削除 (イ) この月極割引の対象となる通話は、加入電話等設備から携帯電話設備等へ当社の事業者識別番号を付与して発信した通話（デジタル通信モードは除きます。）に限ります。 (ウ) モバイル適用の対象となる通話は、コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。															
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。 イ 当社は、モバイル適用の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。															
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る通話に関する料金の適用および月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 固定2区分適用は、固定2区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。															

- (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) その他(2)欄ア又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後、2欄から4欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(エ)又は(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ エに規定するほか、当社は、固定2区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除されたことが確認できたときは固定2区分適用を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定2区分適用の適用を行います。

キ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはモバイル適用を廃止します。

- (ア) 電話等利用契約者からモバイル適用の廃止の申出があったとき。

(イ) 電話等利用契約者からコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能の廃止の申出があったとき。

(ウ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ク キに規定するモバイル適用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、モバイル適用の適用を行います。

ク 割引選択回線における特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等に係る利用回線又は契約者回線等への通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降とします。

ケ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、特定電話番号等が現に利用されているか否かにかかわらず、この月極割引の定額料の支払いを要します。

コ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

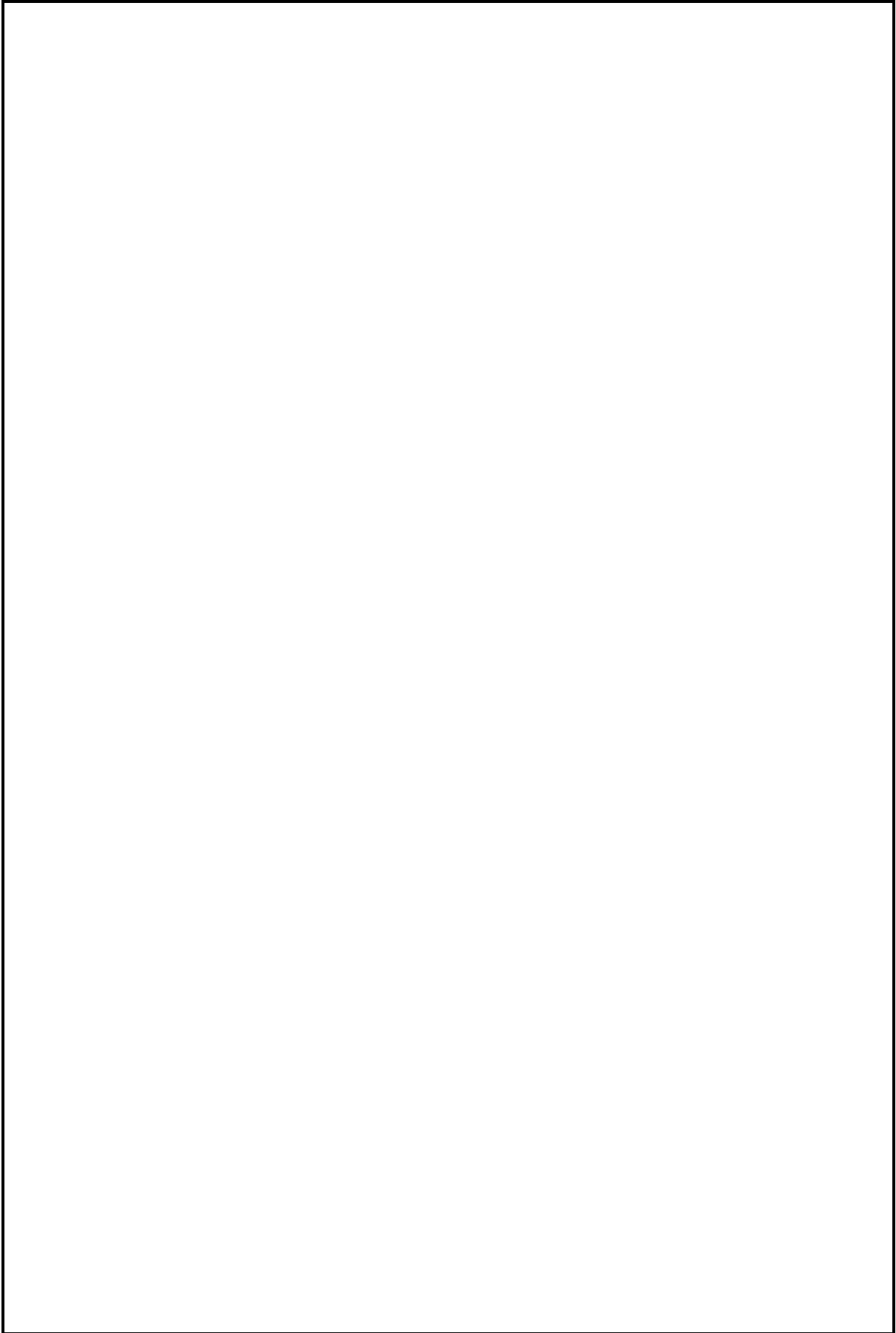
(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。

サ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。



15 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。				
	区分	料 金 額			
	定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額3,000円(3,300円)			
	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの			
		昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話		90秒		2分
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで	90秒		2分
		30km〃	60秒		75秒
		昼 間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒	
100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒	
100kmを超えるもの	22.5秒	30秒	30秒	45秒	

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
		3分		4分
隣接区域内通話		90秒		2分
区域外通話	通話地域間距離			
	20kmまで			
		90秒		2分
		昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60km	60秒	75秒	75秒
	〃			90秒
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒
				90秒

イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話を除きます。）、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話、又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

(エ) I P 電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの）に限り、以下通話料金別表において同じとします。）であって電気通信番号規則第10

	条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。) から行うフリーダイヤル通話 (オ) IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定 する電気通信番号を利用するものに限りま す。)に係る他社 通話に伴って行うフリーダイヤル通話 エ ウの規定に関わらず、(2)欄のイ(オ)に規定する他の月極割 引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる 割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けて いる他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適 用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する電話等利用契約者は、1の割引選 択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場 合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申 出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し 出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該 当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線が、加入電話等設備に係る ものであるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細 内訳が記録されているとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者 が、民法(明治29年法律第89号)第33条に規定する法人又 はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申 出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する 他の月極割引(当社が別に定めるものに限りま す。)の適用 を受けるときはこの限りではありません。) (エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾がある とき。 (オ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線 の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(こ の申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定 する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りま す。)の適用 を受けるときはこの限りではありません。) (カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料 を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先 となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支 払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業 務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるとき は、その申出を承諾しません。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、その変更があった日を含む料金月からこの利用回線に係る一般通話(メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。)についてこの月極割引を適用しません。

ただし、その利用回線に係る一般通話(メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。)について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から8 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から8 欄の規定によるものとします。

区	分	月極割引の適用

1 2 から 8 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)又は(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（ウの(カ)の規定による地域指定着信課金機能の廃止により、月極割引の廃止があった場合を除きます。）。	① メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ② 一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
7 地域指定着信課金機能の廃止により月極割引の廃止があったとき（ウの(カ)の規定による地域指定着信課金機能の廃止により、月極割引の廃止があった場合を含みます。）。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
8 メンバーズネット機	その廃止日を含む料金月の前料

能の廃止により月極割引の廃止があったとき。	金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(キ)に規定する支払期日とします。

ただし、割引選択回線がこの月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における 割引選択回線の総回線数}}{\times 2,000\text{円}}$$

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$$

(注) 定額料については、日割は行いません

(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき。

$$\begin{array}{lcl} \text{1 割引選択} & & \text{この月極割引適用前の} \\ \text{回線当たり} & = & \text{定額料} \times \text{その割引選択回線に係} \\ \text{の通話に関} & & \text{する通話に関する料金の} \\ \text{する料金} & & \text{額} \\ & \div & \text{この月極割引適用} \\ & & \text{前のその割引選択} \\ & & \text{回線群に係る通話} \\ & & \text{に関する料金の額} \end{array} \quad \begin{array}{l} + \\ \text{この月極割引適用} \\ \text{後のその割引選択} \\ \text{回線に係る通話に} \\ \text{関する料金の額} \end{array}$$

(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0 円のとき。

$$\begin{array}{lcl} \text{1 割引選択} & & \text{割引選択回線群を構成} \\ \text{回線当たり} & = & \text{定額料} \div \text{する割引選択回線の総} \\ \text{の通話に関} & & \text{回線数} \\ \text{する料金} & & \end{array}$$

イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

16 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容																																																						
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、同表に規定する料金額を適用することをいいます。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td>定額料</td><td colspan="5">1 割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円)</td></tr><tr><td>通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内 通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td colspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td colspan="2">2分</td></tr><tr><td rowspan="7">区域外 通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="3" rowspan="2">90秒</td><td rowspan="2">2分</td></tr><tr><td>20km まで</td></tr><tr><td rowspan="5">30km 〃 60km 〃 100km 〃</td><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td>75秒</td><td>90秒</td><td>90秒</td><td>90秒</td></tr><tr><td>60秒</td><td>90秒</td><td>90秒</td><td>90秒</td></tr><tr><td>30秒</td><td>45秒</td><td>45秒</td><td>60秒</td></tr></table>	区分	料 金 額					定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円)					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの					隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・早朝		90秒		2分		区域外 通話	通話地域間距離	90秒			2分	20km まで	30km 〃 60km 〃 100km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		75秒	90秒	90秒	90秒	60秒	90秒	90秒	90秒	30秒	45秒	45秒	60秒
区分	料 金 額																																																						
定額料	1 割引選択回線群ごとに 月額1,000円(1,100円)																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（区域内通話については8.5円(9.35円)） (ア) (イ)以外のもの																																																						
隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																																			
		90秒		2分																																																			
区域外 通話	通話地域間距離	90秒			2分																																																		
	20km まで																																																						
	30km 〃 60km 〃 100km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝																																																		
		土曜日・日曜日・祝日																																																					
		75秒	90秒	90秒	90秒																																																		
		60秒	90秒	90秒	90秒																																																		
		30秒	45秒	45秒	60秒																																																		

	100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区域内通話		昼間、夜間			深夜・早朝
		3分			4分
隣接区域内通話		90秒			2分
区域外通話	通話地域間距離	90秒			2分
	20kmまで				
		昼間		夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日			
	60km	60秒	75秒	75秒	90秒
	〃				
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちメンバーズネット機能を利用して行う一般通話又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。

(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

(エ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話

(オ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話

	エ 削除 (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・ 同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ ・ メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・ メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型） ・ 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるもの）に限りません。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りません。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるすべての利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。） (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除き

	ます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線、契約回線等又は他社直収電話等利用回線について、当社が別に定める付加機能の提供開始があったときであってその契約者から申出があり、(2)欄のイに規定する承諾条件を満たしたときはその付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 <table><tr><td>区</td><td>分</td><td>月極割引の適用</td></tr></table>		区	分	月極割引の適用
区	分	月極割引の適用			

1 この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話についてこの月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	
5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ② フリーダイヤル通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

キ (1)欄のエに規定する契約者からの申出があった場合において、この料金額の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この料金額を適用します。

ク 割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者又は他社直収電話等会社の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

コ エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

サ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

	(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 当該料金月における 最低基準額 = 割引選択回線の総回線数 × 2,000円 (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引適用前の割引 割引相当額 = 選択回線群に係る通話に関する料金の額 この月極割引適用後の割引 - 選択回線群に係る通話に関する料金の額 (注) 定額料については、日割は行いません

17 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ

区 分	内 容																																															
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 <table><tr><th>利 用 期 間</th><th>約 定 金 額</th></tr><tr><td>12料金月</td><td>1,000万円(1,100万円)</td></tr></table> (イ) 料金額 ① ②以外のもの <table><tr><th>区 分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="8">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="2">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="2">90秒</td><td rowspan="2">2分</td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">昼間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td>30km〃</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>60km〃</td><td>45秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr></table>	利 用 期 間	約 定 金 額	12料金月	1,000万円(1,100万円)	区 分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)					隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分	20kmまで			昼間		深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		30km〃	60秒	60秒	60秒	75秒	60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒
利 用 期 間	約 定 金 額																																															
12料金月	1,000万円(1,100万円)																																															
区 分	料 金 額																																															
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)																																															
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																											
			90秒		2分																																											
	区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分																																											
		20kmまで																																														
			昼間		深夜・早朝																																											
			土曜日・日曜日・祝日																																													
		30km〃	60秒	60秒	60秒	75秒																																										
60km〃		45秒	60秒	60秒	75秒																																											

	100km 〃	30秒	45秒	45秒	60秒
	100km を超えるもの	22.5 秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区 分	料 金 額				
通話に 関する 料金	次の分数又は秒数までごとに9.2円(10.12円)				
	隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・早朝
			90秒		2分
	区 域 外 通 話	通話地 域間距 離			
		20kmま で			
			90秒		2分
			昼間	夜間	深夜・ 早朝
			土曜日・ 日曜日・ 祝日		
	30km〃	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km〃	60秒	75秒	75秒	90秒
	100km 〃	45秒	60秒	60秒	90秒
	100km を超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちメンバーズネット機能を利用して行う一般通話（区域内通話を除きます。）又はフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

（ウ） 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

（エ） 削除

	(オ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行うフリーダイヤル通話 (カ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・ メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1） ・ メンバーズネット機能（タイプ2）に係る通話料金の月極割引（定率型） ・ 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引 (注2) 約定金額に表示する税込価格については、国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。） (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選

	択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があり、(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 オ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回

線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、エの（オ）の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について、この月極割引を適用しません。ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係るフリーダイヤル通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの（イ）の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの（ウ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	き。	
	4 エの(エ)の規定若しくは第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47(他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ② フリーダイヤル通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
	キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。)の年間累計額が約定期限に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。	

	この月極割引適用 前の割引選択回線 群に係る通話に関 する料金の額 = この月極割引適用 後の割引選択回線 群に係る通話に関 する料金の額 コ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 ただし、ケの適用を受けるときはこの限りではありません。 年間累計額の算出対象 期間内の各料金月にお けるこの月極割引の適 用を受けた割引選択回 線の数の累計 = × 2,000円 × 12 ÷ 12（この月極割引を利用期間満了前に 廃止したときは、年間累計額の算出対 象期間内に利用した月数とします。）
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。 割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 イ 削除

18 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ

区 分	内 容																												
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 <table><tr><td>利 用 期 間</td><td>約 定 金 額</td></tr><tr><td>12料金月</td><td>5 億円 (5.5億円)</td></tr></table> (イ) 料金額 ① ②以外のもの <table><tr><th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="5">通話に関する料金</td><td>次の分数又は秒数までごとに10円 (11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円 (9.02円)）</td></tr><tr><td><table><tr><td rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td>2 分</td></tr></table></td></tr><tr><td rowspan="2">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td rowspan="2">90秒</td><td rowspan="2">2 分</td></tr><tr><td>20km まで</td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>昼間</td><td>夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td></tr></table></td></tr></table>	利 用 期 間	約 定 金 額	12料金月	5 億円 (5.5億円)	区 分	料 金 額	通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円 (11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円 (9.02円)）	<table><tr><td rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td>2 分</td></tr></table>	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	90秒		2 分	区域外通話	通話地域間距離	90秒	2 分	20km まで		<table><tr><td>昼間</td><td>夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td></tr></table>	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日	
利 用 期 間	約 定 金 額																												
12料金月	5 億円 (5.5億円)																												
区 分	料 金 額																												
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円 (11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円 (9.02円)）																												
	<table><tr><td rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td>2 分</td></tr></table>	隣接区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	90秒		2 分																					
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																								
		90秒		2 分																									
	区域外通話	通話地域間距離	90秒	2 分																									
20km まで																													
	<table><tr><td>昼間</td><td>夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td></tr></table>	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日																								
昼間	夜間	深夜・早朝																											
土曜日・日曜日・祝日																													

	30km "	60秒	60秒	60秒	75秒
	60km "	45秒	60秒	60秒	75秒
	100km "	30秒	45秒	45秒	60秒
	100km を超えるもの	22.5 秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区 分	料 金 額				
通話に関する 料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)				
	隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・早朝
			90秒		2分
	区域外 通話	通話地 域間距離			
		20km まで	90秒		2分
			昼間	夜間	深夜・早朝
			土曜日・ 日曜日・ 祝日		
	30km "	60秒	75秒	75秒	90秒
	60km "	60秒	75秒	75秒	90秒
	100km "	45秒	60秒	60秒	90秒
	100km を超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話（区域内通話を除きます。）又はフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

	(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) 削除 (オ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話 (カ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 (注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P 通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限りします。） ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（フリーダイヤル通話については、割引選択回線の契約者から申出があったときにこの月極割引を適用します。） ・ メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1） ・ メンバーズネット機能（タイプ2）に係る通話料金の月極割引（定率型） ・ 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引 (注3) 約定金額等に表示する税込価格については、国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

	イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りです。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りです。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。) (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群(以下この表において「特定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。) (カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があり、(2)欄のイに規定する承諾条件を満たしたときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

- (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- オ この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
2 この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。以下この欄において同じとします。）について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話につ

用契約者からの通知)又は第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する事前通知があったとき。

いて契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)の規定若しくは第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の47(他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金につ

		止があったとき。	いて、この月極割引を適用します。
	6	エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	① メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ② 一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
	キ	当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。	
	ク	エの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。	
	ケ	割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。	
		この月極割引適用 割引相当額 = 前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額	この月極割引適用 — 後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額
	コ	割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、ケに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。	
		ただし、ケの適用を受けるときはこの限りではありません。	
		年間累計額の算出対象 期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計 $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内に利用した月数} \times 2,000\text{円} \times 12}{12}$ （この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）	
(4) 割引選択回線	ア	割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月	

群に係る月極割引の契約期間等	極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。 割引選択代表回線の契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

イ 削除

19 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅴ

区 分	内 容																																					
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅴ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が50万円(55万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りません。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) (イ)以外のもの <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="6">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="3">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>20kmまで</td><td colspan="2">90秒 2分</td></tr><tr><td>30km〃</td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td><td></td></tr></table>	区 分		料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）					隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離				20kmまで	90秒 2分		30km〃	昼 間	夜間	深夜・早朝			土曜日・日曜日・祝日		
区 分		料 金 額																																				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.2円(7.92円)）																																					
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																	
			90秒		2分																																	
	区域外通話	通話地域間距離																																				
		20kmまで				90秒 2分																																
		30km〃	昼 間	夜間	深夜・早朝																																	
		土曜日・日曜日・祝日																																				

		60秒	60秒	60秒	75秒
60km	45秒	60秒	60秒	75秒	
100km	30秒	45秒	45秒	60秒	
100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒	

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分		料 金 額					
通話に関する料金		次の分数又は秒数までごとに10円(11円)					
		隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・ 早朝	
				90秒		2分	
		区 域 外 通 話	通話地 域間距 離				
			20km まで				
			30km 〃	昼 間		夜間	深夜・ 早朝
				土曜 日・ 日曜 日・ 祝日			
				60秒	75秒	75秒	90秒
			60km 〃	60秒	75秒	75秒	90秒
			100km 〃	45秒	60秒	60秒	90秒
			100km を超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）であって、次に該当

	しないものに限ります。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) 削除 (オ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話 (カ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 (注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P 通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（この料金表別表に規定する「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」の(1)欄のアに規定するプラン6又は「長期高額利用による通話料金の月極割引」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線

	が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。） (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。） (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選

択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は約款第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

	キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\begin{array}{l} \text{年間累計額の算出} \\ \text{対象期間内の各料} \\ \text{金月におけるこの} \\ \text{月極割引の適用を} \\ \text{受けた割引選択回} \\ \text{線の数} \end{array} \times 2,000\text{円} \times 12}{12 \text{（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \begin{array}{l} \text{この月極割引適用} \\ \text{前の割引選択回線} \\ \text{群に係る通話に関} \\ \text{する料金の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{この月極割引適用} \\ \text{後の割引選択回線} \\ \text{群に係る通話に関} \\ \text{する料金の額} \end{array}$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。 イ 削除

20 削除

21 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ

区 分	内 容																																																		
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅶ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="10">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="6">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="2">90秒</td><td rowspan="2">2分</td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td rowspan="2">30km 〃</td><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td></td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>60km 〃</td><td>45秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>100km 〃</td><td>30秒</td><td>45秒</td><td>45秒</td><td>60秒</td></tr></table>	区 分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)							昼間、夜間		深夜・早朝	隣接区域内通話		90秒		2分	区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分	20kmまで	30km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒	60km 〃	45秒	60秒	60秒	75秒	100km 〃	30秒	45秒	45秒	60秒
区 分	料 金 額																																																		
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに9.3円(10.23円)																																																		
			昼間、夜間		深夜・早朝																																														
	隣接区域内通話		90秒		2分																																														
	区域外通話	通話地域間距離	90秒		2分																																														
		20kmまで																																																	
		30km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝																																													
			土曜日・日曜日・祝日																																																
			60秒	60秒	60秒	75秒																																													
		60km 〃	45秒	60秒	60秒	75秒																																													
	100km 〃	30秒	45秒	45秒	60秒																																														

			100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 （エ） I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話 （オ） I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 （注） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 （この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限りします。） ・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）						
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） （ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 （エ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割						

	引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、特定月極割引の規定によります。

22 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ

区 分	内 容																																
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅷ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金が100万円(110万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 <table><tr><td>利用期間</td><td>約定金額</td></tr><tr><td>12料金月</td><td>5億円(5.5億円)</td></tr></table> (イ) 料金額 ① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの <table><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="5">通話に関する料金</td><td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">隣接区域内通話</td><td>90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="2">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="2">90秒 2分</td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td></td><td>30km</td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td>深夜・</td></tr></table>	利用期間	約定金額	12料金月	5億円(5.5億円)	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）						昼間、夜間	深夜・早朝	隣接区域内通話		90秒	2分	区域外通話	通話地域間距離	90秒 2分		20kmまで		30km	昼 間	夜間	深夜・
利用期間	約定金額																																
12料金月	5億円(5.5億円)																																
区分	料 金 額																																
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.6円(8.36円)。）																																
			昼間、夜間	深夜・早朝																													
	隣接区域内通話		90秒	2分																													
	区域外通話	通話地域間距離	90秒 2分																														
		20kmまで																															
	30km	昼 間	夜間	深夜・																													

〃	60秒	土曜日・日曜日・祝日	60秒	60秒	早朝
	60km	45秒	60秒	60秒	75秒
	〃				
	100km	30秒	45秒	45秒	60秒
〃	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。))については7.6円(8.36円)。					
区域外通話			昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話		90秒		2分	
	通話地域間距離	20kmまで	90秒		2分	
		60km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
			60秒	75秒	75秒	90秒
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通

	話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) 削除 (オ) I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)から行うフリーダイヤル通話 (カ) I P 電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの)に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 (注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P 通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。〔「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限り。〕 ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該

	当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。) (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群(以下この表において「特定割引回線群」といいます。) (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変

更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4 に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用し

	止があったとき。 ます。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$ ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 ただし、キの適用を受けるときはこの限りではありません。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}} \times 2,000\text{円} \times 12$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。

す。
イ 削除

23 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅸ

区 分	内 容																																							
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅸ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金が40万円(44万円)以上である場合、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りません。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="7">通話に関する料金</td><td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内 通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="4">区域外 通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>20km まで</td><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="2">30km 〃</td><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td></td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr></table>	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）				隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・早朝	90秒		2分	区域外 通話	通話地域間距離				20km まで	90秒		2分	30km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日			60秒	60秒	60秒	75秒
区分	料 金 額																																							
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えて100kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.4円(9.24円)。昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）100kmを超えるものについては、7.4円(8.14円)）																																							
	隣接区域内 通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																			
			90秒		2分																																			
	区域外 通話	通話地域間距離																																						
		20km まで				90秒		2分																																
		30km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝																																		
			土曜日・日曜日・祝日																																					
	60秒	60秒	60秒	75秒																																				

			60km	45秒	60秒	60秒	75秒
			〃				
			100km	30秒	45秒	45秒	60秒
			〃				
			100km を超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。

（ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

（イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

（ウ） 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

（エ） 削除

（オ） I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話

（カ） I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話

（注1） アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P 通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。

（注2） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。）

- ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ
- ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

（注3） 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。

(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線（割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りません。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りません。）の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者和其他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。） (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群（以下この表において「特定割引回線群」といいます。）と割引選択回線群が同一であるとき。（特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。） (カ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含

む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4 に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	<table> <tr> <td>等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。</td><td></td></tr> <tr> <td>5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計} \times 2,000\text{円} \times 12}{\div 12 \text{（この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。）}}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額} - \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}$	等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。		5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。							
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。						
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。						

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引
選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきま
す。

イ 削除

24 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引X

区 分

(1) 定義等

内 容

ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅹ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。

（ア）（イ）以外のもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）の60kmを超えるもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるものについては8.2円(9.02円)）					
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	
			90秒		2分	
	区域外通話	通話地域間距離				
		20kmまで				
		30km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
			60秒		60秒	60秒
		60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒
		100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒

	100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額				
通話に関する料金	区域内通話については、次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)。区域外通話については、次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)の20kmまでのもの並びに夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるものについては8.2円(9.02円))。				
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝	
		180秒		4分	
	隣接区域内通話				
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで	90秒		2分
		30km 〃	昼 間 土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝
			60秒	75秒	75秒
		60km 〃	60秒	75秒	75秒
		60km を超えるもの	45秒	60秒	60秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

	(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。 (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行うフリーダイヤル通話 (オ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除に	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	より、月極割引の廃止があったとき	
	5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{ (この月極割引を利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)}}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}$	
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から1年間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了	

日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。

ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引
選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきま
す。

イ 削除

25 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅠ

区 分	内 容																																																																									
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅺ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 （ア）（イ）以外のもの <table><tr><th>区分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="12">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td rowspan="9">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td>30km</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>60km</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100km</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100kmを超えるもの</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr></table>	区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)					隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		180秒	区域外通話	通話地域間距離					20kmまで		180秒		180秒		昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		30km	180秒	180秒	180秒	180秒	〃					60km	180秒	180秒	180秒	180秒	〃					100km	180秒	180秒	180秒	180秒	〃					100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒
区分	料 金 額																																																																									
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)																																																																									
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																																																					
			180秒		180秒																																																																					
	区域外通話	通話地域間距離																																																																								
		20kmまで																																																																								
			180秒		180秒																																																																					
			昼 間		夜間	深夜・早朝																																																																				
			土曜日・日曜日・祝日																																																																							
		30km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																				
		〃																																																																								
		60km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																				
		〃																																																																								
100km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						
〃																																																																										
100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																						

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに8.5円(9.35円)				
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
			180秒		240秒
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで	180秒		180秒
			昼 間	夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日		
		30km	180秒	180秒	180秒
		〃			
		60km	180秒	180秒	180秒
		〃			
		100km	180秒	180秒	180秒
		〃			
		100kmを超えるもの	180秒	180秒	180秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。

(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

(エ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話

(オ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話

	(注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ10）
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りません。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は約款第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、	その廃止日までの通話に関

	<table border="1"> <tr> <td>月極割引の廃止があったとき。</td><td>する料金についてこの月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。	月極割引の廃止があったとき。	する料金についてこの月極割引を適用します。
月極割引の廃止があったとき。	する料金についてこの月極割引を適用します。		
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。		

26 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ

区 分	内 容																																																	
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅡ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 （ア）（イ）以外のもの <table><tr><th>区分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="10">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="7">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="3" rowspan="2">90秒</td><td rowspan="2">2分</td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td rowspan="3">30km〃</td><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td colspan="2">60秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>60km〃</td><td>45秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>100km〃</td><td>30秒</td><td>45秒</td><td>45秒</td><td>60秒</td></tr></table>	区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。					隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		2分	区域外通話	通話地域間距離	90秒			2分	20kmまで	30km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		60秒		60秒	60秒	75秒	60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒	100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒
区分	料 金 額																																																	
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)）。																																																	
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																													
			180秒		2分																																													
	区域外通話	通話地域間距離	90秒			2分																																												
		20kmまで																																																
		30km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝																																												
			土曜日・日曜日・祝日																																															
			60秒		60秒	60秒	75秒																																											
		60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒																																												
		100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒																																												

	100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)(夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)については7.2円(7.92円))。				
	区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝
			180秒		4分
	隣接区域内通話				
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで			
	30km 〃	昼 間		夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日			
		60秒	75秒	75秒	90秒
		60km 〃	60秒	75秒	75秒
	60km を超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る

	他社通話に伴って行う通話。 (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行うフリーダイヤル通話 (オ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止

します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	5	ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6	ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。		
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。		

27 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ

区 分	内 容																																																																						
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅢ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 （ア）（イ）以外のもの <table><tr><th>区分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="14">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>180分</td></tr><tr><td rowspan="8">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>20kmまで</td><td colspan="2">180秒</td><td>180分</td></tr><tr><td>30km</td><td colspan="2" rowspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td>〃</td></tr><tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>60km</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100km</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr><tr><td>〃</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100kmを超え</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td><td>180秒</td></tr></table>	区分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)					隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		180分	区域外通話	通話地域間距離					20kmまで	180秒		180分	30km	昼 間		夜間	深夜・早朝	〃		土曜日・日曜日・祝日				180秒	180秒	180秒	180秒	60km	180秒	180秒	180秒	180秒	〃					100km	180秒	180秒	180秒	180秒	〃					100kmを超え	180秒	180秒	180秒	180秒
区分	料 金 額																																																																						
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに25円(27.5円)																																																																						
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																																																		
			180秒		180分																																																																		
	区域外通話	通話地域間距離																																																																					
		20kmまで					180秒		180分																																																														
		30km	昼 間		夜間	深夜・早朝																																																																	
		〃																																																																					
			土曜日・日曜日・祝日																																																																				
			180秒	180秒	180秒	180秒																																																																	
		60km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																	
		〃																																																																					
	100km	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																		
	〃																																																																						
	100kmを超え	180秒	180秒	180秒	180秒																																																																		

		るもの				

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額			
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については11.2円(12.32円)			
	区域内通話	昼間、夜間		深夜・早朝
		180秒		24分
	隣接区域内通話			
	区域外通話	通話地域間距離		
		20kmまで	180秒	
		30km	昼 間	深夜・早朝
		〃	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
		180秒	180秒	180秒
		60km	180秒	180秒
		〃	180秒	180秒
		60kmを超えるもの	180秒	180秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話。

(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話

(エ) I P電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの

	に限ります。) から行うフリーダイヤル通話 (オ) I P 電話設備 (電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。)に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものに限り。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引 (当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があった	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用し

	<table> <tr> <td>とき</td><td>ます。</td></tr> <tr> <td>6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。	とき	ます。	6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
とき	ます。				
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。				
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。				

28 削除

29 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅤ

区 分	内 容																																
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅤ」とは、(ア)の表に規定する利用期間において、この月極割引を継続して利用し、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額（当該割引選択回線群がこの月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計とします。以下この表において同じとします。）が(ア)の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合であって、当社が別に定める料金額の利用があることを当社が確認した場合に、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金が200万円(220万円)以上である場合（(2)欄のアの規定により割引選択回線群を代表する回線を1以上指定する場合は、その割引選択回線群単位毎とします）について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、(イ)の表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) 利用期間及び約定金額 <table><tr><td>利用期間</td><td>約定金額</td></tr><tr><td>12料金月</td><td>5億円(5.5億円)</td></tr></table> (イ) 料金額 ① 本月極割引の対象となる通話のうち②以外のもの <table><tr><th>区分</th><th colspan="4">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="5">通話に関する料金</td><td colspan="4">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">隣接区域内通話</td><td>90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="2">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="2" rowspan="2">90秒 2分</td></tr><tr><td>20kmまで</td></tr><tr><td></td><td>30km</td><td>昼 間</td><td>夜間</td><td>深夜・</td></tr></table>	利用期間	約定金額	12料金月	5億円(5.5億円)	区分	料 金 額				通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）						昼間、夜間	深夜・早朝	隣接区域内通話		90秒	2分	区域外通話	通話地域間距離	90秒 2分		20kmまで		30km	昼 間	夜間	深夜・
利用期間	約定金額																																
12料金月	5億円(5.5億円)																																
区分	料 金 額																																
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.2円(7.92円)。）																																
			昼間、夜間	深夜・早朝																													
	隣接区域内通話		90秒	2分																													
	区域外通話	通話地域間距離	90秒 2分																														
		20kmまで																															
	30km	昼 間	夜間	深夜・																													

〃	60秒	土曜日・日曜日・祝日	60秒	60秒	早朝
	60km	45秒	60秒	60秒	75秒
	〃				
	100km	30秒	45秒	45秒	60秒
〃	100kmを超えるもの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

② 同一の都道府県の区域に終始するもの

区分	料 金 額					
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)(昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。))については7.2円(7.92円)。					
区域外通話			昼間、夜間		深夜・早朝	
	隣接区域内通話		90秒		2分	
	通話地域間距離	20kmまで	90秒		2分	
		60km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
			60秒	75秒	75秒	90秒
	60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒	90秒	

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通

	話又はデジタル通信モードに限りします。以下この表において同じとします。)のうち加入電話等設備に係る一般通話(区域内通話を除きます。)であって、次に該当しないものに限りします。 (ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) 削除 (オ) I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りします。)から行うフリーダイヤル通話 (カ) I P 電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りします。)に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 エ ア又はウの規定中同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については、特定月極割引のうち当社が別に定めるものを選択する場合であって、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用します。 (注1) アに規定する当社が別に定める料金額の利用があることとは、(2)欄のアに規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P 通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったこととします。 (注2) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引とは次に掲げるものとします。「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)」の(1)欄のアに規定するプラン1-4の適用を受けている場合に限りします。 ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注3) 割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線(割引選択回線群を構成する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。)の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群及びその割引選択回線群を代表する1以上の回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該

	当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りです。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りです。)の適用を受けるとき又はこの申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者その他の割引選択回線の契約者が相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。) (オ) 電話等利用契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなる全ての利用回線により構成される回線群(以下この表において「特定割引回線群」といいます。)と割引選択回線群が同一であるとき。(特定割引回線群が複数である場合は、その特定割引回線群により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときとします。) (カ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があ

ったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき(4 に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。

	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。 キ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 $\text{割引相当額} = \begin{array}{ccc} \text{この月極割引適用前} & & \text{この月極割引適用} \\ \text{の割引選択回線群に} & - & \text{後の割引選択回線} \\ \text{係る通話に関する料} & & \text{群に係る通話に関} \\ \text{金の額} & & \text{する料金の額} \end{array}$ ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、キに定める方法により算出した割引相当額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 ただし、キの適用を受けるときはこの限りでありません。 $\text{最低基準額} = \begin{array}{ccc} \text{年間累計額の算出対象} & & \\ \text{期間内の各料金月にお} & & \\ \text{けるこの月極割引の適} & \times & 2,000\text{円} \times 12 \\ \text{用を受けた割引選択回} & & \\ \text{線の数の累計} & & \\ & & 12 \text{（この月極割引を利} \\ & & \text{用期間満了前に廃止し} \\ \div & & \text{たときは、年間累計額} \\ & & \text{の算出対象期間内に利} \\ & & \text{用した月数とします。）} \end{array}$
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、この月極割引の適用を開始した日から(1)欄のアの表中に規定する利用期間とします。 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この月極割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線の利用期間満了日の10日前までに、当社に申出てください。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申出てください。

30 削除

31 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅧ

区 分	内 容																																																				
(1) 定義等	ア 「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引ⅩⅧ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）であって、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることについて当社の承諾がある割引選択回線群に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 (ア) (イ)以外のもの <table><tr><th>区 分</th><th colspan="5">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="10">通話に関する料金</td><td colspan="5">次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">隣接区域内通話</td><td colspan="2">昼間、夜間</td><td>深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">180秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="7">区域外通話</td><td>通話地域間距離</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>20kmまで</td><td colspan="2">90秒</td><td>2分</td></tr><tr><td rowspan="3">30km〃</td><td colspan="2">昼 間</td><td rowspan="2">夜間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">土曜日・日曜日・祝日</td></tr><tr><td colspan="2">60秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>60km〃</td><td>45秒</td><td>60秒</td><td>60秒</td><td>75秒</td></tr><tr><td>100km〃</td><td>30秒</td><td>45秒</td><td>45秒</td><td>60秒</td></tr></table>	区 分	料 金 額					通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。					隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝	180秒		2分	区域外通話	通話地域間距離					20kmまで	90秒		2分	30km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日		60秒		60秒	60秒	75秒	60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒	100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒
区 分	料 金 額																																																				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)（夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の100kmを超えるもの並びに昼間（土曜日・日曜日・祝日を除きます。）については7.1円(7.81円)）。																																																				
	隣接区域内通話		昼間、夜間		深夜・早朝																																																
			180秒		2分																																																
	区域外通話	通話地域間距離																																																			
		20kmまで					90秒		2分																																												
		30km〃	昼 間		夜間	深夜・早朝																																															
			土曜日・日曜日・祝日																																																		
			60秒		60秒	60秒	75秒																																														
		60km〃	45秒	60秒	60秒	75秒																																															
		100km〃	30秒	45秒	45秒	60秒																																															

	100km を超える もの	22.5秒	26秒	26秒	45秒

(イ) 同一の都道府県の区域に終始するもの

区 分	料 金 額				
通話に関する料金	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円(9.35円)、それ以外については10円(11円)(夜間及び土曜日・日曜日・祝日昼間の60kmを超えるもの並びに昼間(土曜日・日曜日・祝日を除きます。)については6.7円(7.37円))。				
	区域内通話	昼間、夜間			深夜・早朝
		180秒			4分
	隣接区域内通話	90秒			2分
	区域外通話	通話地域間距離			
		20kmまで	90秒		2分
		30km	昼 間 土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝
		〃			
		60秒	75秒	75秒	90秒
		60km	60秒	75秒	75秒
		〃	60秒	75秒	90秒
		60kmを超えるもの	45秒	60秒	60秒
					90秒

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

	(ウ) 公衆電話設備から行うフリーダイヤル通話 (エ) I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行うフリーダイヤル通話 (オ) I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限り。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

- (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (キ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ク) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (ケ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 ウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき((4)に規定する場合を除きます。)	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があった	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用し

	とき	ます。
	6 ウの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(キ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときのその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金の取扱いについては、特定月極割引の規定によります。	
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群に係るこの月極割引の契約期間は、特定月極割引の規定によります。	

32 同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅰ（テレワイズ・ワイド）

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅰ」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合この月極割引には同表の３種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。 1 割引選択回線ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン１</td><td>月 額 1,000 円 (1,100円)</td><td>１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン２</td><td>月 額 3,500 円 (3,850円)</td><td>１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(ウ) プラン３</td><td>月 額 12,000 円 (13,200円)</td><td>１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.21を乗じて得た額</td></tr></table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア） フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除 エ ウの規定にかかわらず、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があったときは、その割引選択回線に係るフリーダイヤル通話（携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン１	月 額 1,000 円 (1,100円)	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額	(イ) プラン２	月 額 3,500 円 (3,850円)	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額	(ウ) プラン３	月 額 12,000 円 (13,200円)	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.21を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額											
(ア) プラン１	月 額 1,000 円 (1,100円)	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額											
(イ) プラン２	月 額 3,500 円 (3,850円)	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.17を乗じて得た額											
(ウ) プラン３	月 額 12,000 円 (13,200円)	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.21を乗じて得た額											

	伴って行う通話を除きます。以下この表において同じとします。）について、この月極割引の対象とします。 オ エの規定にかかわらず、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けることとなるフリーダイヤル通話については、この月極割引の対象となりません。				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は異なる建物内になった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものと間で変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金につ</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から6 以外により、月極割引の廃止	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金につ
区 分	月極割引の適用				
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金につ				

があったとき。	いて、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 電話番号又は契約者回線番号の変更により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。

カ フリーダイヤル通話についてこの月極割引の適用を開始する場合の適用開始日及びフリーダイヤル通話についてこの月極割引を廃止する場合の廃止日については、この月極割引の適用対象となるフリーダイヤル通話以外の通話の場合に準じて取り扱います。

キ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態

	と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ケ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のケの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \left(\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話等に関する料金が0円のとき。 $\text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

33 削除

34 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）（スーパー・テレワイズ）

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま す。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン1</td><td>月額 300,000円 (330,000円)</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.20を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン2</td><td>月額 600,000円 (660,000円)</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額</td></tr></table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところによりその電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン1	月額 300,000円 (330,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.20を乗じて得た額	(イ) プラン2	月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額								
(ア) プラン1	月額 300,000円 (330,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.20を乗じて得た額								
(イ) プラン2	月額 600,000円 (660,000円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額								
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。									
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。									

- (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき (3 に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金

	<table><tr><td>止があったとき。</td><td>について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table>	止があったとき。	について、この月極割引を適用します。	5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
止があったとき。	について、この月極割引を適用します。						
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
	オ 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。 カ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウ(ク)に規定する支払期日とします。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1 円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。						
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。						

	$1 \text{ 割引選択回線当りの通話等に関する料金} = \left(\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金} \\ \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \end{array}}$ (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円の時。 $1 \text{ 割引選択回線当りの通話に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

35 回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>月額 600,000円 (660,000円)</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する 料金に0.25を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごと一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ただし、その割引選択回線群が総合デジタル通信設備に係る利用回線のみで構成されている場合は、その利用回線に係る料金その他の債務（「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」の適用を受けている利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金を除きます。）について、割引選択回線群ごと一括して請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限りです。 （ア） フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除	定額料	割 引 額	月額 600,000円 (660,000円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する 料金に0.25を乗じて得た額
定額料	割 引 額				
月額 600,000円 (660,000円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する 料金に0.25を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4) 欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。 （ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があると				

	き。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) (4) 欄のコの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除があったとき</td><td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金に</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除があったとき	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金に
区 分	月極割引の適用						
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除があったとき	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金に						

(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	ついて、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めにやらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。

(注1) 定額料については、日割は行いません。

(注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規

	定に関わらず、その端数を切り上げます。
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。 (ア) 商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること。 (イ) 一定の経理的基礎を有している者であること。 (ウ) この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。 ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。 ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。 エ 保証金の額は1,000万円（1,100万円）とし、預入期間は1年間とします。 オ 保証金については、無利息とします。 カ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。 ただし、(1) 欄のイの規定及び(6) 欄のアの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。 キ エからカの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。 ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 最低保証通話料 = $\left(\begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{加入電話設備に係る} \\ \text{割引選択回線の総回} \\ \text{線数} \end{array} \right) \times 600\text{円 (660円)}$

	$= \left(\begin{array}{c} \text{当該料金月における} \\ \text{総合デジタル通信} \\ \text{設備に係る割引選択} \\ \text{回線の総回線数} \end{array} \right) \times 1,100 \text{円 (1,210円)}$ $+ 600,000 \text{円}$ $(660,000 \text{円})$ ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。 ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。 コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク)のいずれかに該当する場合が生じたとき。 (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。 (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 サ 削除
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 $\begin{array}{l} \text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \left(\begin{array}{c} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \end{array}$ (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円のとき。 $\begin{array}{l} \text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}} \end{array}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。
(6) その他の適用	ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のう

	ち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。 (ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないとき。 (イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。 イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなお願いします。 ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおすときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。

36 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td><td>① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td><td>① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)以上の場合</td><td>① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </table> (注) アに規定する当社が別に定める月極割引は「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引(夜間・深夜利用優遇型)」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ1)～(タイプ5)」「長期高額利用による通話料金の月極割引(タイプ1)～(タイプ18)」及び「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。 イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（加入電話等設備から同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のう	割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額	3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	20万円(22万円)以上の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額								
1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額								
3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額								
20万円(22万円)以上の場合	① 1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額								

	ちの区域間通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号(電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号(電話通信番号規則 9 条第 3 号に規定する電気通信番号に限りします。)をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話(コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話(デジタル通信モードを除きます。)に限りします。)を利用することとなるときは、ウの(イ)の規定にかかわらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの</td><td>月額累計額に 0.462 を乗じて得た額</td></tr> </table> オ 削除 カ 削除	種 類	割 引 額	コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月額累計額に 0.462 を乗じて得た額
種 類	割 引 額				
コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月額累計額に 0.462 を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (エ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ 当社は、(1) のエの割引の適用を受けることについての申				

	出があったとしても、この申出を承諾しません。 エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 （注）エに規定する当社が別に定めるものは「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプⅠ）～（タイプⅤ）」「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプⅠ）～（タイプⅠⅧ）」及び「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 （イ） 電話等利用契約の解除があったとき。 （ウ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （エ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （オ） その割引選択回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ） その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （キ） 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （ク） (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （ケ） キに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預け入れを行わないとき。 （コ） 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 （サ） その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお

いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。

ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

	キ 割引選択代表回線の契約者は、保証金が必要と当社が判断したときは、当社が定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。 ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。 ク 保証金の額は 1,000万円とし、預入期間は1年間とします。 ケ 保証金については、無利息とします。 コ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。 サ (1) 欄のオに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 シ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下サにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times 600\text{円}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{割引率}$ (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のカの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線

群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。

1割引選択
回線当たり
の定額料相
当額

= その月極割引の
定額料 ×

この月極割引適用前の
割引選択回線に係る通
話に関する料金
この月極割引適用前の
割引選択回線群に係る
通話に関する料金

37 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容														
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ、エ及びオの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 <table border="1"> <tr> <td>割引額</td><td> 1 の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表の（ア）、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。 （ア） この月極割引の対象となる通話のうち、（イ）に規定する通話を除いたもの 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <td>（イ）に規定する携帯・PHSフリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額</td><td>割引率</td></tr> <tr> <td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td><td>26%</td></tr> <tr> <td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td><td>28%</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)以上の場合</td><td>30%</td></tr> </table> （イ） フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備からのフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。） 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <td>割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</td><td>割引率</td></tr> <tr> <td>10,000円(11,000円)以上の場合</td><td>5%</td></tr> </table> </td></tr> </table> （注） アに規定する当社が別に定める月極割引は「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」	割引額	1 の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表の（ア）、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。 （ア） この月極割引の対象となる通話のうち、（イ）に規定する通話を除いたもの 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <td>（イ）に規定する携帯・PHSフリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額</td><td>割引率</td></tr> <tr> <td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td><td>26%</td></tr> <tr> <td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td><td>28%</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)以上の場合</td><td>30%</td></tr> </table> （イ） フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備からのフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。） 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <td>割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</td><td>割引率</td></tr> <tr> <td>10,000円(11,000円)以上の場合</td><td>5%</td></tr> </table>	（イ）に規定する携帯・PHSフリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率	1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%	3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%	20万円(22万円)以上の場合	30%	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引率	10,000円(11,000円)以上の場合	5%
割引額	1 の割引選択回線群に係る通話等に関する料金の月間累計額に、次表の（ア）、（イ）に規定する割引率を乗じて得た額を合計した額を割引額とします。 （ア） この月極割引の対象となる通話のうち、（イ）に規定する通話を除いたもの 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <td>（イ）に規定する携帯・PHSフリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額</td><td>割引率</td></tr> <tr> <td>1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合</td><td>26%</td></tr> <tr> <td>3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合</td><td>28%</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)以上の場合</td><td>30%</td></tr> </table> （イ） フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備からのフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。） 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <td>割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</td><td>割引率</td></tr> <tr> <td>10,000円(11,000円)以上の場合</td><td>5%</td></tr> </table>	（イ）に規定する携帯・PHSフリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率	1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%	3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%	20万円(22万円)以上の場合	30%	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引率	10,000円(11,000円)以上の場合	5%		
（イ）に規定する携帯・PHSフリーダイヤル通話を除いた割引選択回線群に係る通話（区域内通話を含みます。）に関する料金の月間累計額	割引率														
1万円(1.1万円)以上3万円(3.3万円)未満の場合	26%														
3万円(3.3万円)以上20万円(22万円)未満の場合	28%														
20万円(22万円)以上の場合	30%														
割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引率														
10,000円(11,000円)以上の場合	5%														

「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」
「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプⅠ)
～(タイプⅤ)」 「長期高額利用による通話料金の月極割引
(タイプⅠ)～(タイプⅠⅧ)」及び「長期継続利用による
通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する
料金は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電
話等利用回線(以下この表において「割引選択回線」といい
ます。)のうちその割引選択回線群を代表する回線(以下この
表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者又は
その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請
求します。

ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(区域内通話
を除きます。)のうちのダイヤル通話又はデジタル通信モー
ド及び国際通話(デジタル通信モード等を除きます。以下
この表において同じとします。)であって、次に該当しないも
のに限ります。

(ア) 地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際
地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用し
て行う通話

(イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備及び
衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話(携
帯・PHSフリーダイヤル通話を除きます。)

(ウ) IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号
規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの
に限ります。)から行うフリーダイヤル通話

(エ) IP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定
する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社
通話に伴って行うフリーダイヤル通話

エ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契
約者が、特定携帯電話番号(電話等利用契約者があらかじめ指
定した電気通信電話番号(電話通信番号規則9条第3号に規
定する電気通信番号に限ります。)をいいます。以下この表に
おいて同じとします。)に係るフリーダイヤル通話(コミュニ
ケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフ
リーダイヤル通話(デジタル通信モードを除きます。)に限り
ます。)を利用することとなるときは、ウの(イ)の規定にか
かわらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する
料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行
います。

種 類	割 引 額
コミュニケーションズ・チョイス発 信者番号識別接続機能に係るもの	月額累計額に0.462 を乗じて得た額

オ ア又はウの規定中、フリーダイヤル通話に関する部分につ
いては、割引選択回線の契約者から申出があったときに適用
します。

カ エの規定にかかわらず、この通話料金別表に規定する他の
月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受け

	ることとなるフリーダイヤル通話については、この月極割引の対象となりません。 (注) カに規定する当社が別に定めるものは「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）～（タイプ１８）」「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。 キ 削除 ク 削除
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (エ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ 当社は、(1) のエの割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。 エ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 (注) エに規定する当社が別に定めるものは「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ～ⅩⅧ」「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ１）～（タイプ５）」「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）～（タイプ１８）」「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ～Ⅳ」とします。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又は他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サ	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

		ービスの利用の一時中断があったとき。	
	3	第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	4	ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	5	ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6	ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ フリーダイヤル通話についてこの月極割引の適用を開始する場合の適用開始日及びフリーダイヤル通話についてこの月極割引を廃止する場合の廃止日については、この月極割引の適用対象となるフリーダイヤル通話以外の通話の場合に準じて取り扱います。 カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 キ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 ク (1)欄のキに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ケ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極		

	割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 （ア） 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{割引率}} \times 600\text{円}$ （イ） 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \text{この月極割引を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額} \times \text{割引率}$ （注） 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
（4） 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウ、エ及びオに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する 1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$

38 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）を割引選択代表回線の契約者とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者を電気通信事業者とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合</td><td>① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>3 万円 (3.3万円) 以上20万円 (22万円) 未満の場合</td><td>① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>20万円 (22万円) 以上の場合</td><td>① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（加入電話等設備から同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちの区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モード及び国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 エ 削除 オ 削除	割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額	3 万円 (3.3万円) 以上20万円 (22万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	20万円 (22万円) 以上の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額	割 引 額								
1 万円 (1.1万円) 以上 3 万円 (3.3万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額								
3 万円 (3.3万円) 以上20万円 (22万円) 未満の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額								
20万円 (22万円) 以上の場合	① 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額								

(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者が(4)欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。 （ウ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （エ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ） 電話等利用契約の解除があったとき。 （ウ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （エ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （オ） その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ） その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （キ） 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （ク） 割引選択代表回線の契約者がこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （ケ） (4)欄のコの規定その他割引選択代表回線の契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 （コ） その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6

欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの（オ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの（カ）又は（キ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの（ク）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 割引選択代表回線の契約者が、この月極割引の廃止を申し出る場合、月極割引の廃止日の3カ月前までに書面により申し出ていただきます。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの（ク）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（ク）に規定する支払期日とします。

ク (1) 欄のオに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

(4) 割引選択代表
回線に係るその
他の適用

ア 割引選択代表回線の契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。

(ア) 商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社であること。

(イ) 一定の経理的基礎を有している者であること。

(ウ) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。

ウ 割引選択代表回線の契約者は、当社の求めに応じて、当社が別に定める期日までに、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。

エ 割引選択代表回線の契約者は、当社が別に定める基準に該当する場合、当社が別に定める期日までに、保証金を預け入れていただきます。

ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。

オ 保証金の額は1,000万円とし、預入期間は1年間とします。

カ 保証金については、無利息とします。

キ 当社は、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

ただし、(1)欄のイの規定により割引選択代表回線の契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。

ク オからキの規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について、準用します。

ケ 割引選択代表回線の契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。以下ケにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。

最低基準額 = 当該料金月における割引選 × 600円
回線の総回線数

(イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

割引相当額 = $\frac{\text{この月極割引を適用する前}}{\text{の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times \text{割引率}$

	コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線について、(3) 欄のウの(イ)から(ク)又は(コ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。 (ウ) エに規定する保証金について、当社が定める期日を経過しても預け入れを行わないとき。 (エ) 割引選択代表回線の契約者が、ケに規定する額について当社が定める期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話 ((1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。) に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{rcl} \text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} & = & \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \end{array} $ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

39 メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（逓増型）

区 分	内 容																		
(1) 定義等	ア 「メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（逓増型）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能を利用するものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> <tr> <td>定額料</td><td>1 の利用回線ごとに 月額600円(660円)</td></tr> <tr> <td>割引額</td><td> 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア) 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線群に係る通話に関する料金</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>10万円(11万円)までの部分</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>400万円(440万円)を超える部分</td><td>25%</td></tr> </table> (イ) 1 の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に、5%の割引率を乗じて得た額 </td></tr> </table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又はその電話等利用契約者があらかじめ指定する利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限ります。）の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、	区 分	料 金 額	定額料	1 の利用回線ごとに 月額600円(660円)	割引額	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア) 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線群に係る通話に関する料金</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>10万円(11万円)までの部分</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>400万円(440万円)を超える部分</td><td>25%</td></tr> </table> (イ) 1 の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に、5%の割引率を乗じて得た額	割引選択回線群に係る通話に関する料金	割引率	10万円(11万円)までの部分	5%	10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分	10%	30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%	100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分	20%	400万円(440万円)を超える部分	25%
区 分	料 金 額																		
定額料	1 の利用回線ごとに 月額600円(660円)																		
割引額	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア) 1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線群に係る通話に関する料金</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>10万円(11万円)までの部分</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>400万円(440万円)を超える部分</td><td>25%</td></tr> </table> (イ) 1 の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に、5%の割引率を乗じて得た額	割引選択回線群に係る通話に関する料金	割引率	10万円(11万円)までの部分	5%	10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分	10%	30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%	100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分	20%	400万円(440万円)を超える部分	25%						
割引選択回線群に係る通話に関する料金	割引率																		
10万円(11万円)までの部分	5%																		
10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分	10%																		
30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%																		
100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分	20%																		
400万円(440万円)を超える部分	25%																		

	複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線が、メンバーズネット機能を利用する加入電話設備に係るものであるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった利用回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係る利用回線であるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係る利用回線であるときを含みます。) (オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が承諾したものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 エ イ及びウの規定により、この月極割引の申出の承諾を受けた電話等利用契約者は、当社が別に定める手数料の支払いを要します。 (注) エに規定する当社が別に定める手数料は、1利用回線ごとに1,000円(1,100円)とします。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月(当社が定める料金月とします。以下この表において同じとします。)単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) メンバーズネット機能の廃止があったとき。

- (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (エ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (オ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (カ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から5 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から5 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から5 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 メンバーズネット機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 利用回線が加入電話設備以外の電気通信設備に変更になることにより、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、

	1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。 カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 キ ウの(エ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の利用回線ごとの通話料金を算出して、その利用回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(エ)に規定する支払期日とします。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 1利用回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限り、以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 1利用回線 当たりの通 話に関する 料金 = 定額料 + この月極割引適用前のその利用回線に係る通話に関する料金 × この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金から(1)欄のアの表の(ア)に規定する割引額を差し引いて得た額 この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 － この月極割引適用前のその利用回線に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金を0.05を乗じて得た額 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した利用回線1回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

40 メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能（タイプ１）を利用するものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が承諾した他の月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>月額 25,000円(27,500円)</th></tr> <tr> <td colspan="2">次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額</td></tr> <tr> <th>区 分</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>(ア) (イ)、(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）</td><td>その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>(イ) この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話</td><td>その通話に関する料金の0.35を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>(ウ) 割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話</td><td>その通話に関する料金の0.35を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択代表回線の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話	定額料	月額 25,000円(27,500円)	次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額		区 分	割 引 額	(ア) (イ)、(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）	その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額	(イ) この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話	その通話に関する料金の0.35を乗じて得た額	(ウ) 割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話	その通話に関する料金の0.35を乗じて得た額
定額料	月額 25,000円(27,500円)												
次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額													
区 分	割 引 額												
(ア) (イ)、(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）	その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額												
(イ) この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話	その通話に関する料金の0.35を乗じて得た額												
(ウ) 割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話	その通話に関する料金の0.35を乗じて得た額												

	エ 削除 オ 削除
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能（タイプ1）を利用する利用回線であるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) メンバーズネット機能（タイプ1）の廃止があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があつ

たとき。

(キ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合は、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 メンバーズネット機能(タイプ1)の廃止があったとき(3に規定する場合を除きます。)	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ (1)欄のアの(エ)に規定する契約者からの申出があった場合のこの月極割引の適用開始日及びこの月極割引の廃止日については当社が別に定める日とします。

カ (1)欄のエに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ 割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話

	に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ケ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引回線ごとに通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場1合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する当社が承諾した他の月極割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
(4) 割引選択代表回線に係る月極割引の適用期間等	ア 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。 ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 削除
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のケの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウ及びエに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき。

$$\begin{aligned}
 & \left. \begin{array}{l} \text{1 割引選択} \\ \text{回線当たり} \\ \text{の通話に関} \\ \text{する料金} \end{array} \right\} = \text{定額料} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその} \\ \text{割引選択回線に係る通} \\ \text{話に関する料金} \end{array} \right\} \\
 & + \left\{ \begin{array}{l} \text{この月極割引適用前の} \\ \text{その割引選択回線に係} \\ \text{るオフネット通話に関} \\ \text{する料金に0.7を乗じ} \\ \text{て得た額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{この月極割引適用} \\ \text{前のその割引選択} \\ \text{回線に係るオフネ} \\ \text{ット通話以外の通} \\ \text{話に関する料金に} \\ \text{0.65を乗じて得た} \\ \text{額} \end{array} \right\}
 \end{aligned}$$

(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円のとき。

$$\begin{aligned}
 & \left. \begin{array}{l} \text{1 割引選択回線当たり} \\ \text{の通話に関する料金} \end{array} \right\} = \frac{\text{定額料}}{\left\{ \begin{array}{l} \text{割引選択回線群を構成する} \\ \text{割引選択回線の総回線数} \end{array} \right\}}
 \end{aligned}$$

イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。

$$\begin{aligned}
 & \left. \begin{array}{l} \text{1 割引選択} \\ \text{回線当たり} \\ \text{の定額料相} \\ \text{当額} \end{array} \right\} = \left\{ \begin{array}{l} \text{その月極割} \\ \text{引の定額料} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{この月極割引} \\ \text{適用前の割引} \\ \text{選択回線に係} \\ \text{る通話に関す} \\ \text{る料金} \end{array} \right\} \\
 & \div \left\{ \begin{array}{l} \text{この月極割引} \\ \text{適用前の割引} \\ \text{選択回線群に} \\ \text{係る通話に関} \\ \text{する料金} \end{array} \right\}
 \end{aligned}$$

41 メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ2）

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ2）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能を利用するものに限ります。）により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額 100,000円 (110,000円)</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額と1 の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額</td></tr> </tbody> </table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除	定額料	割 引 額	月額 100,000円 (110,000円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額と1 の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額
定額料	割 引 額				
月額 100,000円 (110,000円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額と1 の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額				
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出てください。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能を利用する利用回線であるとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4) 欄のイの				

	規定に該当する電気通信事業者であるとき。 (エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。								
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) メンバーズネット機能の廃止があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (カ) (4) 欄のコの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から5 欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から5 欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 から5 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 メンバーズネット機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電</td><td>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から5 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 メンバーズネット機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通
区 分	月極割引の適用								
1 2 から5 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。								
2 メンバーズネット機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。								
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通								

	<table> <tr> <td>話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。</td><td>話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>5 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。 カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 キ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1 円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	話に関する料金について、この月極割引を適用します。	4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	5 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
5 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社所定の書面により当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。 (ア) 商法(明治32年法律第48号)第52条に規定する会社又は有限会社法(昭和13年法律第74号)第1条に規定する有限会社であること。 (イ) 一定の経理的基礎を有している者であること。						

- (ウ) この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。
- ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。
- ただし、保証金に代わる銀行又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。
- エ 保証金の額は1,000万円(1,100万円)とし、預入期間は1年間とします。
- オ 保証金については、無利息とします。
- カ 当社が、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。
- ただし、(1)欄のイの規定及び(6)欄のアの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。
- キ エからカの規定は、銀行又は当社が規定する金融機関の保証による場合について、準用します。
- ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額(消費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。)が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- $$\begin{aligned}
 \text{最低保証通話料} = & \left(\begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{加入電話設備に係る} \\ \text{割引選択回線の総回線数} \end{array} \right) \times 600\text{円}(660\text{円}) \\
 & + \left(\begin{array}{l} \text{当該料金月における} \\ \text{総合デジタル通信} \\ \text{設備に係る割引選択回線の総回線数} \end{array} \right) \times 1,100\text{円}(1,210\text{円}) \\
 & \quad + 100,000\text{円} \\
 & \quad + (110,000\text{円})
 \end{aligned}$$
- ケ 割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から1年間とします。
- ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の3カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
- コ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

	(ア) 割引選択代表回線について、(3) 欄のウの(イ)から(オ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。 (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。 (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について特定協定事業者が定める期日を経過してもなお一括して支払わない旨特定協定事業者から通知を受けたとき。 サ 削除
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 $ \begin{aligned} & \text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \text{定額料} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} \end{array} \right]} \\ & \quad + \left[\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金に} \\ \text{0.75を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額} \end{array} \right] \end{aligned} $ (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0 円のとき。 $ \text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}} $ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。
(6) その他の適用	ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1) 欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。 (ア) その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がない

とき。

(イ) 当社の業務の遂行上支障があるとき。

イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなします。

ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなすときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。

42 メンバーズネット機能（タイプ2）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「メンバーズネット機能（タイプ2）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能（タイプ2））を利用するものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が承諾した他の月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>定額料</th><th>月額 1,000円(1,100円)</th></tr> <tr> <td colspan="2">次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額</td></tr> <tr> <th>区 分</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>(ア) (イ)及び(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）</td><td>① その通話に関する料金の0.25を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>(イ) この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から、所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話</td><td>① その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>(ウ) 割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話</td><td>① その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 (ア) 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話	定額料	月額 1,000円(1,100円)	次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額		区 分	割 引 額	(ア) (イ)及び(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）	① その通話に関する料金の0.25を乗じて得た額	(イ) この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から、所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話	① その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額	(ウ) 割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話	① その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額
定額料	月額 1,000円(1,100円)												
次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額													
区 分	割 引 額												
(ア) (イ)及び(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）	① その通話に関する料金の0.25を乗じて得た額												
(イ) この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から、所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話	① その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額												
(ウ) 割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話	① その通話に関する料金の0.3を乗じて得た額												

	(イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 エ 削除 オ 削除
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能（タイプ2）を利用する利用回線であるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) メンバーズネット機能（タイプ2）の廃止があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先

となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(キ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 メンバーズネット機能(タイプ2)の廃止があったとき(3に規定する場合を除きます。)	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ (1)欄のエに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態

	となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引回線ごとに通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する当社が承諾した他の月極割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 (注1) 定額料については、日割は行いません。 (注2) 割引選択回線群に係る通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限りです。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるが生じたときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 1割引選択 回線当たり の通話に関 する料金 = 定額料 × この月極割引適用前のその 割引選択回線に係る通 話に関する料金 この月極割引適用前の割 引選択回線群に係る通話 に関する料金 + この月極割引 適用前のその 割引選択回線 に係るオフネ ット通話に関 する料金に 0.75を乗じて 得た額 - この月極割引適用 前のその割引選択 回線に係るオフネ ット通話以外の通 話に関する料金に 0.7を乗じて得た 額 (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が0円のとき。 1割引選択回線当たり の通話に関する料金 = 定額料 割引選択回線群を構成する 割引選択回線の総回線数 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金の、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。

$$\begin{array}{rcl}
 \begin{array}{l} \text{1 割引選択} \\ \text{回線当たり} \\ \text{の定額料相} \\ \text{当額} \end{array} & = & \begin{array}{l} \text{その月極割} \\ \text{引の定額料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{この月極割引} \\ \text{適用後の割引} \\ \text{選択回線に係} \\ \text{る通話に関す} \\ \text{る料金} \end{array} \\
 & \div & \begin{array}{l} \text{この月極割引} \\ \text{適用後の割引} \\ \text{選択回線群に} \\ \text{係る通話に関} \\ \text{する料金} \end{array}
 \end{array}$$

43 フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤル割引サービス）

区 分	内 容																												
(1) 定義等	ア 「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、フリーダイヤル通話（デジタル通信モードに係るもの、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われるもの、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りします。）に伴って行われるもの、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りします。）に係る他社通話に伴って行われるもの及びIP電話設備に着信するものを除きます。以下この表において同じとします。）の通話料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 イに規定する適用の単位ごとに <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> <tr> <td>定額料</td><td>月額 2,500円(2,750円)</td></tr> <tr> <td>割引額</td><td> フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)までの部分</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超える部分</td><td>20%</td></tr> </table> </td></tr> </table> イ 定額料及び割引率の適用の単位は、次のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>適 用 の 単 位</th></tr> <tr> <td>(ア) (イ)から(オ)以外の場合</td><td>1 着信課金番号ごとに</td></tr> <tr> <td>(イ) 共通番号機能（全国共通番号）を利用している場合</td><td>1 の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに</td></tr> <tr> <td>(ウ) 着信先指定機能（受付先変更）を利用している場合</td><td>着信先指定機能を利用している1の着信元ごとに</td></tr> <tr> <td>(エ) 広域迂回接続機能（広域代表）を利用している場合</td><td>広域迂回接続機能を利用しているそれぞれ1の着信先ごとに</td></tr> <tr> <td>(オ) 着信分配機能を</td><td>着信分配機能により通話が分配さ</td></tr> </table>	区 分	料 金 額	定額料	月額 2,500円(2,750円)	割引額	フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)までの部分</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超える部分</td><td>20%</td></tr> </table>	フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額	割引率	5万円(5.5万円)までの部分	5%	5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分	10%	20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%	100万円(110万円)を超える部分	20%	区 分	適 用 の 単 位	(ア) (イ)から(オ)以外の場合	1 着信課金番号ごとに	(イ) 共通番号機能（全国共通番号）を利用している場合	1 の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに	(ウ) 着信先指定機能（受付先変更）を利用している場合	着信先指定機能を利用している1の着信元ごとに	(エ) 広域迂回接続機能（広域代表）を利用している場合	広域迂回接続機能を利用しているそれぞれ1の着信先ごとに	(オ) 着信分配機能を	着信分配機能により通話が分配さ
区 分	料 金 額																												
定額料	月額 2,500円(2,750円)																												
割引額	フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額</th><th>割引率</th></tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)までの部分</td><td>5%</td></tr> <tr> <td>5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>100万円(110万円)を超える部分</td><td>20%</td></tr> </table>	フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額	割引率	5万円(5.5万円)までの部分	5%	5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分	10%	20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%	100万円(110万円)を超える部分	20%																		
フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計額	割引率																												
5万円(5.5万円)までの部分	5%																												
5万円(5.5万円)を超え20万円(22万円)までの部分	10%																												
20万円(22万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%																												
100万円(110万円)を超える部分	20%																												
区 分	適 用 の 単 位																												
(ア) (イ)から(オ)以外の場合	1 着信課金番号ごとに																												
(イ) 共通番号機能（全国共通番号）を利用している場合	1 の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに																												
(ウ) 着信先指定機能（受付先変更）を利用している場合	着信先指定機能を利用している1の着信元ごとに																												
(エ) 広域迂回接続機能（広域代表）を利用している場合	広域迂回接続機能を利用しているそれぞれ1の着信先ごとに																												
(オ) 着信分配機能を	着信分配機能により通話が分配さ																												

	<table> <tr> <td>利用している場合</td><td>れるそれぞれ1の着信先ごとに</td></tr> <tr> <td>(カ) 高度振り分け機能を利用している場合</td><td>1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに</td></tr> </table>	利用している場合	れるそれぞれ1の着信先ごとに	(カ) 高度振り分け機能を利用している場合	1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに
利用している場合	れるそれぞれ1の着信先ごとに				
(カ) 高度振り分け機能を利用している場合	1の着信課金番号により行う通話の着信先として指定した1の着信先ごとに				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) メンバーズネット機能を利用していない利用回線 (イ) 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない電話等利用契約者に係る利用回線 (ウ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない利用回線 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引又は回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 ウ アの規定により、この月極割引の申出の承諾を受けた電話等利用契約者は、当社が別に定める手数料の支払いを要します。 (注) ウに規定する当社が別に定める手数料は、(1)欄のイに規定する適用の単位ごとに1,000円(1,100円)とします。				
(3) 月極割引の適用	ア フリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。 (イ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ウ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄の規定に該当する場合が生じたときは、2欄の規定によるものとします。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用				
1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。				

2 地域指定着信課金機能の廃止又はウの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
オ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、月極割引はその変更の前後でそれぞれ累計して行います。 カ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注1）定額料については、日割は行いません。 （注2）フリーダイヤル通話の通話料金の累計額に割引率を乗じて得た額に1 円未満の端数が生じた場合は、通則7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	

44 回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引(フリーダイヤルスーパー割引サービス)

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引には同表の 8 種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>定額料</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(ア) プラン 1</td><td>月額 10,000円 (11,000円)</td><td>1 の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又は P H S 設備に係る他社通話に伴って行われる通話、 I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。）から行う通話及び I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたものをい います。以下この表において「一般フリー ダイヤル通話」といいま す。）の通話料金に0.15 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(イ) プラン 2</td><td>月額 30,000円 (33,000円)</td><td>1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.20 を乗じて得た額</td></tr></table>	種 類	定額料	割 引 額	(ア) プラン 1	月額 10,000円 (11,000円)	1 の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又は P H S 設備に係る他社通話に伴って行われる通話、 I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。）から行う通話及び I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたものをい います。以下この表において「一般フリー ダイヤル通話」といいま す。）の通話料金に0.15 を乗じて得た額	(イ) プラン 2	月額 30,000円 (33,000円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.20 を乗じて得た額
種 類	定額料	割 引 額								
(ア) プラン 1	月額 10,000円 (11,000円)	1 の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又は P H S 設備に係る他社通話に伴って行われる通話、 I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。）から行う通話及び I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限りま す。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたものをい います。以下この表において「一般フリー ダイヤル通話」といいま す。）の通話料金に0.15 を乗じて得た額								
(イ) プラン 2	月額 30,000円 (33,000円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.20 を乗じて得た額								

	(ウ) プラン 3	月 額 90,000 円 (99,000 円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.25 を乗じて得た額
	(エ) プラン 4	月 額 270,000 円 (297,000 円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.30 を乗じて得た額
	(オ) プラン 5	月 額 20,000 円 (22,000 円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.15 を乗じて得た額と 1 の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話（携帯電話設備又は PHS 設備に係る他社通話に伴って行われる通話に限ります。以下この表において「携帯・PHS フリーダイヤル通話」といいます。）の通話料金に 0.05 を乗じて得た額を合計して得た額
	(カ) プラン 6	月 額 40,000 円 (44,000 円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.20 を乗じて得た額と 1 の割引選択回線群に係る携帯・PHS フリーダイヤル通話の通話料金に 0.05 を乗じて得た額を合計して得た額
	(キ) プラン 7	月 額 100,000 円 (110,000 円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.25 を乗じて得た額と 1 の割引選択回線群に係る携帯・PHS フリーダイヤル通話の通話料金に 0.05 を乗じて得た額を合計して得た額
	(ク) プラン 8	月 額 280,000 円 (308,000 円)	1 の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の通話料金に 0.30 を乗じて得た額と 1 の割引選択回線群に

			係る携帯・PHSフリーダイヤル通話の通話料金に0.05を乗じて得た額を合計して得た額
	イ この月極割引は、加入電話設備に係る利用回線へのフリーダイヤル通話ごと、総合デジタル通信設備に係る利用回線への通話モードによるフリーダイヤル通話ごと又はデジタル通信モードによるフリーダイヤル通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとにあらかじめいずれかを選択していただきます。この場合、契約者が通話モードによるフリーダイヤル通話ごと又はデジタル通信モードによるフリーダイヤル通話ごとのそれぞれについてこの月極割引を同時に選択するときは、当社は、それぞれの割引選択回線群の構成が同一である場合に限りこの月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限ります。）の契約者に請求します。		
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線群が、加入電話設備に係る利用回線のみ又は総合デジタル通信設備に係る利用回線で構成されているとき。 (イ) その申出のあった利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (ウ) その申出のあった利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。 (エ) (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）又は回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。		
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。		

イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。

(ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。

(イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(ウ) その利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(オ) (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	オ 当社は、割引選択代表回線の契約者から申出があったときは、この月極割引の種類を変更します。この場合、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降のフリーダイヤル通話の通話料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。 カ この月極割引の適用を受けている契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りま す。)の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。
(4) 1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき。 1 利用回線 当たりのフ リーダイヤ ル通話の通 話料金 $\left(\begin{array}{c} \text{この月極割引適} \\ \text{用前のその利用} \\ \text{回線に係るフリ} \\ \text{ーダイヤル通話} \\ \text{の通話料金} \end{array} \right)$ × この月極割引適 用後の割引選択 回線群に係るフ リーダイヤル通 話の通話料金 この月極割引適 用前の割引選択 回線群に係るフ リーダイヤル通 話の通話料金 (イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金が 0 円のとき。 1 利用回線当たりのフ リーダイヤル通話の通 話料金 = 定額料 割引選択回線群を構成する 利用回線の総回線数

イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した1利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金に加算します。

ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1利用回線当たり又は1他社接続契約者回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。

$$\begin{array}{rclcl}
 \text{1 割引選択} & & & & \text{この月極割引適} \\
 \text{回線当たり} & & \text{その月極割引} & \times & \text{用前の割引選択} \\
 \text{の定額料相} & = & \text{の定額料} & & \text{回線に係る通話} \\
 \text{当額} & & & & \text{に関する料金} \\
 & & & \div & \text{この月極割引適用前の割引選択} \\
 & & & & \text{回線群に係る通話に関する料金}
 \end{array}$$

45 回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス）

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に定める額を合計して得た額を割引額とします。 (ア) フリーダイヤル通話のうち区域内通話、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話を伴って行われる通話、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行う通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたもの（以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</th><th style="width: 40%;">割引額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>200,000円(220,000円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> (イ) 削除 (ウ) フリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話（以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。）	割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額	30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額								
5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額								
30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額								
200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額								

	<table border="1" data-bbox="582 264 1254 607"> <tr> <th data-bbox="582 264 906 416">割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額</th><th data-bbox="906 264 1254 416">割引額</th></tr> <tr> <td data-bbox="582 416 906 607">5,000円(5,500円)以上の場合</td><td data-bbox="906 416 1254 607">1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額</td></tr> </table> (エ) 削除 イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限りです。）の契約者に請求します。	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額	5,000円(5,500円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額	割引額				
5,000円(5,500円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 (オ) その申し出のあった割引選択回線群が、利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群により構成される回線群であるとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引又は回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。				

- イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
- ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。
- (ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。
 - (イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (ウ) その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (オ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。

	に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	
	4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ (1) 欄のアの(エ)に規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 キ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 利用回線又は 1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りま す。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 (注) 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金に割引率を乗じて得た額に、1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	
(4) 1 利用回線当たり又は 1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のカの規定又は料金返還その他の場合において 1 利用回線当たり又は 1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $1 \text{ 利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその利用回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金} \times \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線又は他社直収電話等利用回線についてアに規定する算式により算出した 1 利用回線当たり又は 1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るフリーダイヤル通話の通話料金に加算します。	

46 回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引
(タイプ1)

区 分	内 容										
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引(タイプ1)」とは、割引選択回線群(この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。)に係るフリーダイヤル通話の通話料金について、次表に規定する額の割引を適用することをいいます。 1 割引選択回線群ごとに (ア) フリーダイヤル通話のうち区域内通話、公衆電話設備、携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行う通話及びIP電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話を除いたもの(以下この表において「一般フリーダイヤル通話」といいます。)については、通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間(以下この表において「一般フリーダイヤル通話の月間累積時間」といいます。)について、一定時間(以下この表において「基準時間」といいます。)までの場合に一定の料金額(以下この表において「定額料金」といいます。)を適用することとします。 <table><tr><th>定額料金</th><th>基準時間</th><th>加算額 (1分までごとに)</th></tr><tr><td>100,000円 (110,000円)</td><td>250時間</td><td>7円(7.7円)</td></tr></table> 備考 一般フリーダイヤル通話の月間累積時間の算出において、1の通話の通話時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として扱います。以下この表において同じとします。 (イ) 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話のうち携帯電話設備又はPHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話(以下この表において「携帯・PHSフリーダイヤル通話」といいます。)については、次表に規定する額の割引を行います。 <table><tr><th>割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>5,000円(5,500円)以上</td><td>1の割引選択回線群に係る携</td></tr></table>	定額料金	基準時間	加算額 (1分までごとに)	100,000円 (110,000円)	250時間	7円(7.7円)	割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額	割 引 額	5,000円(5,500円)以上	1の割引選択回線群に係る携
定額料金	基準時間	加算額 (1分までごとに)									
100,000円 (110,000円)	250時間	7円(7.7円)									
割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額	割 引 額										
5,000円(5,500円)以上	1の割引選択回線群に係る携										

	<table> <tr> <td>10,000円(11,000円)未満の場合</td><td>帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.05を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>10,000円(11,000円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.1を乗じて得た額</td></tr> </table> (ウ) 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話のうち公衆電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話（以下この表において「公衆フリーダイヤル通話」といいます。）については、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することとします。 <table> <tr> <th>区 分</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>割引選択回線群に係る公衆フリーダイヤル通話に関する料金</td><td>60秒までごとに30円(33円)</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限り、ます。）の契約者に請求します。	10,000円(11,000円)未満の場合	帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.05を乗じて得た額	10,000円(11,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.1を乗じて得た額	区 分	割 引 額	割引選択回線群に係る公衆フリーダイヤル通話に関する料金	60秒までごとに30円(33円)
10,000円(11,000円)未満の場合	帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.05を乗じて得た額								
10,000円(11,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係る携帯・PHSフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額に0.1を乗じて得た額								
区 分	割 引 額								
割引選択回線群に係る公衆フリーダイヤル通話に関する料金	60秒までごとに30円(33円)								
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。 イ 割引選択回線群について、この月極割引には最低利用期間があり、この月極割引の適用開始日から起算して12ヶ月とします。 ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。								

	(オ) その申出のあった割引選択回線群が、利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群であるとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る一般フリーダイヤル通話の月間累計時間等の算出は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引の適用を廃止します。 (ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。 (イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (ウ) その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料金を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。</td><td>その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。	2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用						
1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。						
2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。						

3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 利用回線又は1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。

ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りま
す。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。

キ この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者は、1 料金月を通じて一般フリーダイヤル通話の月額累積時間が、(1) 欄のアの(ア)に規定する基準時間に満たなかった場合又は全く利用がなかった場合においても、その料金月における定額料金を支払っていただきます。

ク この月極割引の適用を受けている契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線又は他社直収電話等利用回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

（注1） 定額料金については、日割は行いません。

（注2） 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金

	に割引率を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。			
(4) 削除	削除			
(5) 1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算	当社は、(3)欄のオの規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たり又は1他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{ccccccc} \text{1 利用回線当たり} & & \text{定額料金} & & \text{この月極割引適用} & & \text{この月極割引適用後の} \\ \text{又は1他社直収電話等利用} & & \text{割引選択} & & \text{前のその} & & \text{割引選択回線群に係る} \\ \text{回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金の計算} & & \text{回線群を} & & \text{利用回線} & & \text{フリーダイヤル通話の} \\ & & \text{構成する} & & \text{又は他社} & & \text{通話料金の通話料金} \\ & & \text{利用回線} & & \text{直収電話} & & \\ & = & \text{又は他社} & + & \text{等利用回線に係る} & \times & \text{この月極割引適用前の} \\ & & \text{直収電話等利用回線} & & \text{フリーダイヤル通話の通話料金} & & \text{割引選択回線群に係る} \\ & & \text{の総回線数} & & & & \text{フリーダイヤル通話の通話料金} \end{array} $			

47 削除

48 フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話に関する料金について、料金表第1表第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、この欄の表に規定する料金額を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通話は、フリーダイヤル通話のうち、次に該当するものを除きます。 （ア） I P電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの）に係るもの （イ） 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの（デジタル通信モードに係るものに限ります。） （ウ） 衛星自動車電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの （エ） I P電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線又は他社直収電話等利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限ります。）の契約者に請求します。 1 割引選択回線群ごとに （ア）（イ）、（ウ）、（エ）以外のもの ① ②以外のもの 次の分数までごとに15円（16.5円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th><th style="width: 85%;">料 金 額</th></tr> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td><td style="text-align: center;">昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3分</td></tr> </table> ② 同一の都道府県の区域に終始するもの 次の分数までごとに8円（8.8円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th><th style="width: 85%;">料 金 額</th></tr> <tr> <td rowspan="2">通話に関する料金</td><td style="text-align: center;">昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr> <tr> <td style="text-align: right;">3分</td></tr> </table> （イ） 携帯電話設備に係る通話 次の分数までごとに16.0円（17.6円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th><th style="width: 85%;">料 金 額</th></tr> </table>	区 分	料 金 額	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝	3分	区 分	料 金 額	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝	3分	区 分	料 金 額
区 分	料 金 額												
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝												
	3分												
区 分	料 金 額												
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝												
	3分												
区 分	料 金 額												

	<table><tr><td>通話に関する料金</td><td>昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr><tr><td></td><td>1 分</td></tr></table> (ウ) PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話 次の秒数までごとに10円 (11円) <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">料 金 額</td></tr><tr><td rowspan="5">通話に関する料金</td><td colspan="2">昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr><tr><td>区域内通話</td><td>60秒</td></tr><tr><td>隣接区域内通話</td><td rowspan="2">45秒</td></tr><tr><td>区域外通話</td></tr><tr><td>160kmまで</td><td rowspan="2">36秒</td></tr><tr><td>160kmを超えるもの</td></tr><tr><td colspan="2">上記の通話料のほか 通話 1 回ごとに</td><td>10円 (11円)</td></tr></table> (エ) 公衆電話設備に係る通話 ① ②以外のもの 次の分数までごとに30円 (33円) <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">料 金 額</td></tr><tr><td rowspan="2">通話に関する料金</td><td colspan="2">昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">1 分</td></tr></table> ② 区域内通話に係るもの 次の分数までごとに20円 (22円) <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">料 金 額</td></tr><tr><td rowspan="2">通話に関する料金</td><td colspan="2">昼間・夜間・深夜・早朝</td></tr><tr><td colspan="2">1 分</td></tr></table>	通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝		1 分	区 分	料 金 額		通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝		区域内通話	60秒	隣接区域内通話	45秒	区域外通話	160kmまで	36秒	160kmを超えるもの	上記の通話料のほか 通話 1 回ごとに		10円 (11円)	区 分	料 金 額		通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝		1 分		区 分	料 金 額		通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝		1 分	
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝																																					
	1 分																																					
区 分	料 金 額																																					
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝																																					
	区域内通話	60秒																																				
	隣接区域内通話	45秒																																				
	区域外通話																																					
	160kmまで	36秒																																				
160kmを超えるもの																																						
上記の通話料のほか 通話 1 回ごとに		10円 (11円)																																				
区 分	料 金 額																																					
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝																																					
	1 分																																					
区 分	料 金 額																																					
通話に関する料金	昼間・夜間・深夜・早朝																																					
	1 分																																					
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1 の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (ウ) (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者																																					

	が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 (オ) その申し出のあった割引選択回線群が、料金表第1表第1の2-2の(1)地域指定着信課金機能の備考欄の67に定める契約回線により構成される回線群又は料金表第1表第1の2-2の(1)地域指定着信課金機能の備考欄の71に定める契約回線により構成される回線群であるとき。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係るフリーダイヤル通話の通話料金の適用は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。(但し、当社が別に定める場合はこの限りではありません。) ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。 (ア) 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。 (イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (ウ) その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) (1) 欄のウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2 欄から4 欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があった</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤ</td></tr> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があった	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤ
区 分	月極割引の適用				
1 2 から4 以外により、月極割引の廃止があった	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのフリーダイヤ				

	とき。	ル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
	2 地域指定着信課金機能の廃止があったとき（3に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
	3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは14条の47（他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日までのフリーダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
	4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までのフリーダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1 利用回線又は1 他社直収電話等利用回線当たりのフリーダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。		

49 回線群を単位とするナビダイヤル通話の契約者課金通話料金の月極割引
(ナビダイヤルボリューム割引サービス)

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とするナビダイヤル通話の契約者課金通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係るナビダイヤル通話に関する料金のうち、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能に関し、その支払いを要する者をこれらの機能を利用する契約回線の契約者としているナビダイヤル通話（以下この表においてナビダイヤル契約者課金通話とといいます。）の月間累計額（区域内通話にかかる料金を除きます。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額を割引額とします。 (ア) ナビダイヤル契約者課金通話 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額</th><th style="width: 40%;">割 引 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>200,000円(220,000円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table> (イ) (ア)の表の割引額の規定にかかわらず、当社のI P通信網サービス利用回線により構成されるナビダイヤル契約者課金通話については、次表に規定する額の割引を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額</th><th style="width: 40%;">割 引 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未</td><td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話</td></tr> </tbody> </table>	ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額	30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話
ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額												
5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.25を乗じて得た額												
30,000円(33,000円)以上 200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額												
200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話を除きます。）に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額												
ナビダイヤル契約者課金通話に関する料金の月間累計額	割 引 額												
5,000円(5,500円)以上 30,000円(33,000円)未	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話（区域内通話												

	<table><tr><td>満の場合</td><td>を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.324を乗じて得た額</td></tr><tr><td>30,000円(33,000円)以上200,000円(220,000円)未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.354を乗じて得た額</td></tr><tr><td>200,000円(220,000円)以上の場合</td><td>1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.374を乗じて得た額</td></tr></table>	満の場合	を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.324を乗じて得た額	30,000円(33,000円)以上200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.354を乗じて得た額	200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.374を乗じて得た額
満の場合	を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.324を乗じて得た額						
30,000円(33,000円)以上200,000円(220,000円)未満の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.354を乗じて得た額						
200,000円(220,000円)以上の場合	1の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話(区域内通話を除きます。)に関する料金の月間累計額に0.374を乗じて得た額						
	イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線(以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者若しくは当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線(その割引選択回線群を構成するものに限り、)の契約者に請求します。						
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線が、割引選択代表回線に係る契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 (オ) その申出のあった割引選択回線群が、利用回線により構成される回線群又は当社のIP通信網サービス利用回線により構成される回線群であるとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は当社のIP通信網サービス利用回線が、他のナビダイヤル通話の通話料金の月極割引又は他の回線群を単位とするナビダイヤル通話の通話料金の月極割引の適用を						

	受けるときは、その申出を承諾しません。								
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引の適用を廃止します。 (ア) 地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき。 (イ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (ウ) その利用回線又は当社の I P 通信網サービス利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (キ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の規定による月極割引の廃止後 2 欄から 4 欄までの規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ 2 欄から 4 欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。</td><td>その廃止日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは当社の I P 通信網サービス利用回線に係る契約の解除又は電話等</td><td>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。	2 地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。	3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは当社の I P 通信網サービス利用回線に係る契約の解除又は電話等	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用								
1 2 から 4 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。								
2 地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）。	その廃止日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。								
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは当社の I P 通信網サービス利用回線に係る契約の解除又は電話等	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話の通話料金について、この月極割引を適用します。								

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 264 906 342">利用権の譲渡があったとき。</td><td data-bbox="906 264 1279 342"></td></tr> <tr> <td data-bbox="555 342 906 533">4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td data-bbox="906 342 1279 533">その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、1利用回線、1 I P通信網サービス利用回線当たりのナビダイヤル通話の通話料金を算出して、その利用回線、I P通信網サービス利用回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 (注) 割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金を割引率を乗じて得た額に、1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	利用権の譲渡があったとき。		4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
利用権の譲渡があったとき。					
4 ウの(ウ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までのナビダイヤル通話に関する料金について、この月極割引を適用します。				
(4) 1利用回線当たり、1 I P通信網サービス利用回線、1契約者回線等当たりナビダイヤル通話の通話料金の計算	ア 当社は、(3)欄のオの規定又は料金返還その他の場合において1利用回線当たり又は1 I P通信網サービス利用回線当たりのナビダイヤル通話の通話料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \text{1利用回線当} & & \text{この月極割引} \\ \text{たりのナビダ} & & \text{適用前のその} \\ \text{イヤル通話の} & = & \text{利用回線に係} \\ \text{通話料金} & & \text{るナビダイヤ} \\ & & \text{ル通話の通話} \\ & & \text{料金} \end{array} \times \frac{ \begin{array}{l} \text{この月極割引適用} \\ \text{後の割引選択回線} \\ \text{群に係るナビダイ} \\ \text{ヤル通話の通話料} \\ \text{金} \end{array} }{ \begin{array}{l} \text{この月極割引適用} \\ \text{前の割引選択回線} \\ \text{群に係るナビダイ} \\ \text{ヤル通話の通話料} \\ \text{金} \end{array} } $				

	イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係るナビダイヤル通話の通話料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した1利用回線当たり又は1 I P通信網サービス利用回線当たりのナビダイヤル通話の通話料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係るナビダイヤル通話の通話料金に加算します。

50 回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区 分	内 容																								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」とは、利用回線により構成される1の割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）に係る通話（カの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）の通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間（以下「通話の月間累積時間」といいます。）について一定時間（以下「基準時間」といいます。）までの場合に一定の料金額（以下「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。この場合の月極割引には、次表の4種類があり、あらかじめ1つを選択していただきます。 <table><tr><th>種類</th><th>定額料金</th><th>基準時間</th><th>加算額 （1分までごとに）</th></tr><tr><td>プラン1</td><td>10,000円 (11,000円)</td><td>1,800分</td><td>8円(8.8円)</td></tr><tr><td>プラン2</td><td>30,000円 (33,000円)</td><td>5,400分</td><td>8円(8.8円)</td></tr><tr><td>プラン3</td><td>15,000円 (16,500円)</td><td>2,700分</td><td>8円(8.8円)</td></tr><tr><td>プラン4</td><td>30,000円 (33,000円)</td><td>5,400分</td><td>8円(8.8円)</td></tr><tr><td>プラン5</td><td>50,000円 (55,000円)</td><td>9,000分</td><td>8円(8.8円)</td></tr></table> 備考 1 通話の月間累積時間の算出において、1の通話の通話時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として扱います。以下この表において同じとします。 2 プラン3、プラン4又はプラン5については、メンバーズネット機能（タイプ2）を利用することとなる時選択することができます。 イ 削 除 ウ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定携帯電話番号（電話等利用契約者があらかじめ指定した電気通信電話番号（電話通信番号規則9条第3号に規定する電気通信番号に限ります。）をいいます。以下この表において同じとします。）に係るフリーダイヤル通話（コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るフリーダイヤル通話（デジタル通信モードを除きます。）に限ります。）を利用することとなるときは、オの（イ）の規定にかかわらず特定携帯電話番号に係るフリーダイヤル通話に関する料金の月額累計額について、同表に規定する額の割引を	種類	定額料金	基準時間	加算額 （1分までごとに）	プラン1	10,000円 (11,000円)	1,800分	8円(8.8円)	プラン2	30,000円 (33,000円)	5,400分	8円(8.8円)	プラン3	15,000円 (16,500円)	2,700分	8円(8.8円)	プラン4	30,000円 (33,000円)	5,400分	8円(8.8円)	プラン5	50,000円 (55,000円)	9,000分	8円(8.8円)
種類	定額料金	基準時間	加算額 （1分までごとに）																						
プラン1	10,000円 (11,000円)	1,800分	8円(8.8円)																						
プラン2	30,000円 (33,000円)	5,400分	8円(8.8円)																						
プラン3	15,000円 (16,500円)	2,700分	8円(8.8円)																						
プラン4	30,000円 (33,000円)	5,400分	8円(8.8円)																						
プラン5	50,000円 (55,000円)	9,000分	8円(8.8円)																						

行います。(以下この表において「モバイル特別割引」といいます。)

種 類	割 引 額
コミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能に係るもの	月間累計額に0.462を乗じて得た額

エ アのプラン3、プラン4若しくはプラン5以外のプランを選択する場合において、この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、国際通話（国際フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う国際通話等、国際公衆電話設備からの国際通話、デジタル通信モードによる国際通話又は携帯電話設備からの国際通話を除きます。以下、この表において同じとします。）を行なう場合、その通話に関する料金の月額料金について、次表に規定する額の割引を行います。

種 類	割 引 額
国際通話に関する料金	月間累計額に0.4を乗じて得た額

オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話等に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者に一括して請求します。

カ この月極割引の適用の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます）のうちダイヤル通話又はデジタル通信モードであって、次に該当しないものに限りします。

（ア） フリーダイヤル通話その他当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

（イ） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話であって携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話

（ウ） 削除

(2) 承諾

ア 当社は、この月極割引を選択する申出があつたとしても、この申出を承諾しません。(ただし、この月極割引の種類の変更については、この限りではありません。)

イ 割引選択回線群について、この月極割引には最低利用期間があり、この月極割引の適用開始日から起算して12ヶ月とします。

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群に係る通話の月間累積時間等の算出は、料金月単位で行います。このとき、(2)アにおいて当社が別に定めるプランの組み合わせを指定する旨の申し出を行った場合は、月間累積時間等を合計して適用します。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。

- (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約の解除又はプラン3、プラン4又はプラン5について付加機能の廃止があったとき。
- (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
- (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (ク) (1)のエの規定によりこの月極割引を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (コ) 月極割引の廃止があったとき。
- (サ) その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内又は異なる建物内にあるもの（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合しないときを含みます。）となった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (シ) 削 除
- (ス) その他(2)欄のウ又はエに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から5欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から5欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から5以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき（第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の場合を除き	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	ます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	
	3 電話番号又は契約者回線番号の変更により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	4 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	5 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話等に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 キ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者は、1 料金月を通じてこの月額料金に係る通話等の月額累積時間が、(1) 欄の(ア)又は(イ)に規定する基準時間に満たなかった場合又は全く利用がなかった場合においても、その料金月における定額料金を支払っていただきます。 ク この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月については、利用の一時中断をした場合又は利用停止があった場合、その他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合、又は当社が別に定める料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払を要します。 ケ 削除	
(4) 削除	削除	
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	当社は、(3)のウの(ク)の規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話等に関する料金を確定する必要があるときには、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \text{1 割引} & & \\ \text{選択回} & = & \text{割引選} \\ \text{線当た} & & \text{択回線} \\ & \text{定額料金} & \text{群に係} \end{array} + \begin{array}{lcl} & & \text{当該割引選} \\ & & \text{択回線} \times \\ & & \text{回線に係る通} \\ & & \text{話時間の累計} \end{array} $	

	りの通 話等 に 関 する 料 金	割引選択回線群 を構成する利用 回線の総回線数	る加算 額の累 計	割引選択回線 群に係る通話 時間の累計

51 削除

52 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（以下この表において「長期高額利用割引」といいます）。」とは、1の企業（民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体をいいます。以下この表において同じとします。）又は1の企業群（複数の企業が業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（カの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、（ア）の表及び（イ）の表に定める長期高額利用期間において、この月極割引を継続利用し、長期高額利用回線群（その割引選択回線群並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている割引適用回線群であって契約者が合算対象として指定したものをいいます（（ア）の表の種類を選択する場合は割引選択回線群のみとします。）。以下この表において同じとします。）に係るこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の通話に関する料金等の年間累計額（当該長期高額利用回線群がこの表並びに当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から12料金月毎の累計額とします。以下この表において同じとします。）が（ア）の表及び（イ）の表に定める約定金額以上の利用を行う申出をした場合に（ア）の表及び（イ）の表に規定する額の割引（（ア）の（4）について、当社が別に定める場合は、申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額の算出について、割引額の欄の算出式の数値に0.06を加算することとします。）を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の11種類があり、あらかじめいずれか1つ（長期高額利用回線群に当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する割引適用回線群が含まれる場合、その割引選択回線群に適用される種類は、割引適用回線群に適用される種類の長期継続利用期間及び約定金額と同一のものに限ります。）を選択していただきます。 （ア） 長期高額利用期間が12料金月のもの 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>約定金額</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(1) プラン 1－1</td><td>1,000万円 (1,100万円)</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得</td></tr></table>	種 類	約定金額	割 引 額	(1) プラン 1－1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得
種 類	約定金額	割 引 額					
(1) プラン 1－1	1,000万円 (1,100万円)	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得					

		た額
(2) プラン 1－2	1 億円 (1.1億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン 1－3	3 億円 (3.3億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(4) プラン 1－4	5 億円 (5.5億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.105を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	約定金額	割 引 額
(1) プラン 2－1	1,000万円 (1,100万円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(2) プラン 2－2	5,000万円 (5,500万円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン 2－3	1 億円 (1.1億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.07を乗じて得た額
(4) プラン 2－4	2 億円 (2.2億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(5) プラン 2－5	3 億円 (3.3億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.09を乗じて得た額
(6) プラン 2－6	4 億円 (4.4億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.1を乗じて得た額
(7) プラン 2－7	5 億円 (5.5億円)	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.11を乗じて得た額

イ アの規定にかかわらず、「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」の適用を受けている場合であって、その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以

下この表において「各固定区分」といいます。)について当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を指定しており、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金(当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。)の月間累計額の合計が1万円(1.1万円)以上の場合(アに規定する当社が別に定める場合を除きます。)、その回線の指定した区分の割引選択回線群に係る通話に関する料金の割引額算出について、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、下記の(ア)の表及び(イ)の表に規定する額の割引を行います。(以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。)

ただし、当社が別に定める場合には、割引選択代表回線に係る割引選択回線群のそれぞれの回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	割 引 額
(1) プラン1-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.09を乗じて得た額
(2) プラン1-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.11を乗じて得た額
(3) プラン1-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額
(4) プラン1-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	割 引 額
(1) プラン2-1	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.1を乗じて得た額
(2) プラン2-2	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.11を乗じて得た額
(3) プラン2-3	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.12を乗じて得た額
(4) プラン2-4	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(5) プラン2-5	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額
(6) プラン2-6	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.13を乗じて得た額

(7) プラン 2－7	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.13を乗じて得た額

ウ アの規定にかかわらず、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ」の適用を受けている場合は、アにおいて選択したこの月極割引の種類ごとに、その対象となる通話（公衆電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話を含みます。）について下記の(ア)の表及び(イ)の表に規定する額の割引を行います。

(ア) 長期高額利用期間が12料金月のもの

1 割引選択回線群ごとに

種 類	割 引 額
(1) プラン 1－1	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額
(2) プラン 1－2	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン 1－3	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.069を乗じて得た額
(4) プラン 1－4	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.069を乗じて得た額

(イ) 長期高額利用期間が36料金月のもの

1 長期高額利用回線群ごとに

種 類	割 引 額
(1) プラン 2－1	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
(2) プラン 2－2	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.06を乗じて得た額
(3) プラン 2－3	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.07を乗じて得た額
(4) プラン 2－4	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.08を乗じて得た額
(5) プラン 2－5	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.081を乗じて得た額
(6) プラン 2－6	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.081を乗じて得た額
(7) プラン 2－7	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.081を乗じて得た額

エ 削除

オ この月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等は、割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（ア

の(ア)の表の種類を選択する場合は1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。)の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

カ この月極割引の対象となる通話は、一般通話(ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。)のうち、加入電話等設備に係る一般通話(メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。)、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話(区域内通話を除きます。)、フリーダイヤル通話(区域内通話を除きます。)又は国際通話(デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。)であって、次に該当しないものに限ります。

(ア) 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話

(イ) 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話(加入電話等設備へのフリーダイヤル通話であって「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」の適用を受ける通話を除きます。)

(ウ) I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)からのフリーダイヤル通話

(エ) I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話

キ カの規定にかかわらず、当社が別に定める場合で、ア(ア)の(4)の適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群について、その割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する年間累計額が2,500万円(2,750万円)以上の利用を行う申出を行った場合に申出のあった割引選択代表回線に係る割引選択回線群に係る区域内通話に関する料金の月間累計額についてア(ア)の(4)の割引額の欄の算出式の数値に0.095を加算して割引を適用することとします。

ク カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話のうち加入電話等設備に係る一般通話(同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話であってメンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話を除いたものに限ります。)の部分は、割引選択回線の契約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月極割引の対象となりません。

ケ カ又はクの規定にかかわらず、(2)欄のイ(エ)及び(オ)に規定する他の月極割引の適用を受けており、割引選択代表回線と契約者が異なる割引選択回線については、当該割引選択回線が適用を受けている他の月極割引の割引対象通話に限り、この月極割引を適用します。

(注1) アの「当社が別に定める電気通信サービス」は次のとおりとします。

- ・ 専用サービス
- ・ I P通信網サービス

	(注2) ア又はキに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において20億円(22億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。 ただし、当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。 (注3) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線の契約者から申出のあった場合であって、その割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が、当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる料金額並びにその電気通信回線に係る当社のパケット交換サービス契約約款に定める料金額(第1表(料金)第1(基本料金)2(料金額)2-1(回線使用料(基本額))に定める料金及び第2(通信料金)2(料金額)に定める料金に限りです。)の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において10億円(11億円)以上であったことを当社が確認した場合とします。 ただし、当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けている場合を除きます。 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。 (注4) 約定金額等に表示する税込価格については、料金の累計額に国際料金が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申し出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りです。)の適用を受けるときはこの限りではありません。)

	(ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申し出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるとき又は(1)欄のアの(ア)の表の種類を選択する場合であって、この申出のあった割引選択回線の契約者と他の割引選択回線の契約者が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合するときはこの限りではありません。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、当社が別に定める電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を受けている回線群であって契約者が合算対象として指定した回線群の契約者と同一の者に係るものであるとき(この申出のあった割引選択回線(割引選択代表回線となるものを除きます。))が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときは、この限りではありません。) (カ) (1)欄のオの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線又は他社直収電話等利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ (1)欄のアに規定する当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。 オ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。(1)欄のイに定める当社が別に定める場合は割引選択代表回線の契約者から申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとし、廃止の申出があった場合は申出のあった日を含む料金月の末日まで適用します。

カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約又は他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

キ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条(電話等利用契約者からの通知)若しくは第45条の5(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
2 この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更とな	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話(メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。以下この欄において同じとします。)及び国際通話に

る場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。

ついて、この月極割引を適用しません。

ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話又は国際通話について契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

ク この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄の規定に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄から6欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 カの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4に規定する場合を除きます。）。	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 カの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 カの(エ)の規定、第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は第14条の45（他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除）に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき。	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 カの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

6 カの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。

- ① メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
- ② 一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ケ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

コ カ及びキに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。

サ カの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択代表回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はカの(ク)に規定する支払期日とします。

シ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの表並びに当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群に係る通話に関する料金等の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が約定金額に満たないときは、次に定める方法により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、特定協定事業者が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\times \text{割引率}}$$

ス 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消費税相当額を加算しない額とします。）の年間累計額が、次に定める方法により算出した最低基準額を超えないとき

	は、シに定める方法により算出した割引相当額に規定損害金を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。この場合、割引選択代表回線が複数あるときは、割引選択代表回線に係る割引選択回線のこの月極割引適用後の通話に関する料金の年間累計額に応じた額を支払っていただきます。 ただし、シの適用を受けるときはこの限りではありません。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象期間内の各料金月におけるこの月極割引の適用を受けた割引選択回線の数の累計}}{12 \text{ (この月極割引を長期高額利用期間満了前に廃止したときは、年間累計額の算出対象期間内に利用した月数とします。)}}$ セ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（約定金額の増額（長期高額利用期間の短縮を伴う場合を除きます。）又は長期高額利用期間の延長を伴う場合（約定金額の減少を伴う場合を除きます。））に限り、行うことができます。この場合において、変更後の長期高額利用割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で変更を申し出ていただきます。 （注）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
(4) 長期高額利用回線群に係る月極割引の長期高額利用期間等	ア 長期高額利用回線群に係る長期高額利用期間は、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した日又はその開始した日以降最初に到来する料金月の起算日から(1)欄のアの表中に規定する長期高額利用期間とします。 割引選択代表回線の契約者は、長期高額利用期間終了後も、この月極割引を継続しようとするときは、この表又は当社が別に定める他の電気通信サービスの契約約款等に規定する長期高額利用割引の適用を開始した料金月に係る割引選択回線又は電気通信回線の長期高額利用期間満了日の10日前までに、新たにこの月極割引の種類を選択して当社に申し出ていただきます。 ただし、割引選択代表回線が複数あるときは、全ての割引選択代表回線の契約者の同意を得た上で申し出ていただきます。 イ 削除 ウ 削除 エ 削除 オ 削除

	カ (3)欄のセの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する長期高額利用期間は変更前の月極割引の適用を開始した料金月から起算して算出します。
(5) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のサの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のカに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \text{1割引選択回線当たりのこの月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} & = & \text{1割引選択回線当たりのこの月極割引（固定優先接続特別割引のうち(1)欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を除きます。）を適用した割引額} \\ & & - \text{1割引選択回線当たりの固定優先接続特別割引のうち(1)欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額} \\ & & \times \text{この月極割引（固定優先接続特別割引のうち(1)欄のアに規定する同一プランの割引率との差分を除きます。）を適用した後の割引選択回線群に係る割引額} \\ & & \div \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} \end{array} $

	1 割引選択回線当たりの固定優先接続特別割引のうち(1)欄のAに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額 $= \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金}}{\text{割引選択回線群に係る固定優先接続特別割引のうち(1)欄のAに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額}} \times$	
	この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金のうち固定優先接続特別割引の適用を受ける通話に関する料金	
	イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてAの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のAの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、Aに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をAに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。 $= \frac{\text{その月極割引適用前の割引選択回線に属する通話に関する料金のうち(1)欄のAに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額}}{\text{その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金のうち(1)欄のAに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額}} \times$	
	その月極割引適用前の割引選択回線に属する通話に関する料金のうち(1)欄のAに規定する同一プランの割引率との差分を適用した時の割引額	
	その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金	

53 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の電話等利用契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が6,000円(6,600円)以上であって、その料金の月間累計額が500万円(550万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話及び同一の都道府県の区域に終始する通話に係るものを除きます。）の欄の算出式の数値に0.069を加算することとします。 ウ イに規定するほか、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があり、同一の都道府県の区域に終始する通話の利用を行う場合であって、この月極割引の適用に係る電話等サービス取扱所の数を割引選択回線の終端が収容される場所の数で除して得た数が0.005未満である場合は、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話の各通話区分又は市内通信、県内市外通信の各通信区分について、当社の事業者識別番号（電気通信番

	号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を指定している場合に限りします。) ・メンバーズネット機能(タイプ1)に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ1)
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りします。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が500万円(550万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が6,000円(6,600円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。

(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線群あたりの通話（(1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

(ア) (イ)以外のとき

$$\begin{array}{lcl}
 \text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} & = & \begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \\ \times \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \end{array}
 \end{array}$$

(イ) メンバーズネット機能に係る割引選択回線のとき

$$\begin{array}{lcl}
 \text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} & = & \begin{array}{l} \text{定額料} \\ \times \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \end{array} \\
 & + & \begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \\ \times \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \end{array}
 \end{array}$$

イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する全ての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線群当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

54 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ3）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ3）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が8,000円(8,800円)以上であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.04を加算することとします。 ウ 削除 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4又は(1)欄のエに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注2) この月極割引の適用を受ける間は、特定月極割引の規定の(1)欄のアの(ア)及び(3)欄のケの規定にかかわらず、この月極割引の適用を受ける割引選択回線群であって、20万円(22万円)以上の場合と読み替えます。 (注3) この月極割引の適用を受ける間は、ウに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引の規定の(1)欄のア及び(3)欄のキの規定にかかわらず、この月極割引の適用を受ける割引選択回線群であって、その終端の

	場所が同一の構内又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)以上の場合と読み替えます。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。)の適用を受けるときはこの限りではありません。 (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が8,000円(8,800円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないと

計算	き、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外するとき 1 割引選択回線当たり の通話に 関する料金 = 特定月極割引 とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金 × 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金

55 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ4）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ4）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が5,000円（5,500円）以上であって、その料金の月間累計額が100万円（110万円）以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（同一の都道府県の区域に終始する通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.05を加算します。 ウ イに規定するほか、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があり、この月極割引の適用に係る電話等サービス取扱所の数を割引選択回線の終端が収容される場所の数で除して得た数が0.005未満である場合であって、国際通話の月額利用料金が500万円以上であることを当社が認めた場合、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2） この月極割引の適用を受ける間は、ウに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、そ

	の条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が100万円(110万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が5,000円(5,500円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択

	回線当たりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。	
1 割引選択 回線当たり の通話に関 する料金	=	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金 × 特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用した後の割引選択 回線群に係る通話に 関す料金 特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用する前の割引選択 回線群に係る通話に 関する料金

56 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ5）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ5）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が7,000円(7,700円)以上であって、その料金の月間累計額が100万円(110万円)以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.02を加算します。 ウ 削除 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4又は(1)欄のエに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限り。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注2) この月極割引の適用を受ける間は、ウに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

	(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が100万円(110万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が7,000円(7,700円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	1 割引選択 回線当たり の通話に関 する料金 = 特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金 × 特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用した後の割引選択 回線群に係る通話に 関する料金 特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用する前の割引選択 回線群に係る通話に 関する料金	

57 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ6）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ6）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の電話等利用契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が4,000円(4,400円)以上であって、その料金の月間累計額が50万円(55万円)以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.036を加算することとします。 ウ イに規定するほか、割引選択回線の電話等利用契約者から申出があり、割引選択回線群を構成する割引選択回線の終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される場合は、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2） この月極割引の適用を受ける間は、オに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出てください。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群

	を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限り)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が50万円(55万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が4,000円(4,400円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1) 欄のイに規定する通話に限り)ます。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	1 割引選択 回線当たり の通話に関 する料金 = 特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金 × 特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用した後の割引選択 回線群に係る通話に 関する料金 特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用する前の割引選択 回線群に係る通話に 関する料金	

58 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ7）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ7）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が2,000円(2,200円)以上であって、その料金の月間累計額が50万円(55万円)以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.012を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体

	であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が50万円(55万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が2,000円(2,200円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金 = 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金 × 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金

59 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ8）

区 分	内 容																				
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ8）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けることとなる割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する適用を行うことをいいます。 イ 割引選択回線の電話等利用契約者に係る通話に関する料金（特定月極割引の適用前の料金とします。）の平均が2,000円（2,200円）以上の利用を行う申出をした場合、同一の都道府県の区域に終始する割引選択回線群に対して、特定月極割引及び「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」又は「回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」の適用を受けているときはこの月極割引に規定する割引額にかかわらず（国際通話を除きます。）、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の(1)アのプラン1及びプラン2に定める月極割引の料金を以下に読み替えて適用します。 <table><tr><th></th><th>月額定額料</th><th>定額通話時間</th><th>超過分通話料金</th></tr><tr><td>プラン1</td><td>50,000円 (55,000円)</td><td>9,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr><tr><td>プラン2</td><td>150,000円 (165,000円)</td><td>27,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr><tr><td>プラン3</td><td>200,000円 (220,000円)</td><td>36,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr><tr><td>プラン4</td><td>250,000円 (275,000円)</td><td>45,000分</td><td>8円(8.8円)/分</td></tr></table> ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の電話等利用契約者又は当社が別に定めるところにより、その電話等利用契約者があらかじめ指定する割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。 エ この月極割引の対象となる通話については、イに規定する月極割引の規定によります。 (注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用		月額定額料	定額通話時間	超過分通話料金	プラン1	50,000円 (55,000円)	9,000分	8円(8.8円)/分	プラン2	150,000円 (165,000円)	27,000分	8円(8.8円)/分	プラン3	200,000円 (220,000円)	36,000分	8円(8.8円)/分	プラン4	250,000円 (275,000円)	45,000分	8円(8.8円)/分
	月額定額料	定額通話時間	超過分通話料金																		
プラン1	50,000円 (55,000円)	9,000分	8円(8.8円)/分																		
プラン2	150,000円 (165,000円)	27,000分	8円(8.8円)/分																		
プラン3	200,000円 (220,000円)	36,000分	8円(8.8円)/分																		
プラン4	250,000円 (275,000円)	45,000分	8円(8.8円)/分																		

	を受けている場合に限りです。) ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） オ エの規定にかかわらず、契約者の申出があった場合、イに定めるプランの適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群の区域内通話に関する料金についてイに定める月額定額料、定額通話時間及び超過分通話料金をそれぞれ120,000円（132,000円）、51,000分及び8円（8.8円）/3分として割引を適用することとします。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の電話等利用契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限りです。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） (ウ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるとき

	は、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 各割引選択回線の通話に関する料金の平均が2,000円(2,200円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の電話等利用契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \text{1割引選択回線当たりの通話に関する料金} & = & \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金} \times \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \end{array} $

60 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ9）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ9）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りません。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が2,000円(2,200円)以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月間累計額が2,000万円(2,200万円)以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.048を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りません。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

	(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,000万円(2,200万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が2,000円(2,200円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	1 割引 選択回 線当た りの通 話に関 する料 金	=	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	×	特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用した後 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金
					特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用する前 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金

61 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ10）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ10）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する料金を適用することをいいます。 イ 同一都道府県の区域に終始する契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が4,000円(4,400円)以上でこの月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が35万円(38.5万円)以下の場合であって、その料金の月間累計額が150万円(165万円)以上の利用を最低12料金月継続して利用する申出を行い、当社が別に定める場合に、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を特定月極割引の割引額の規定（国際通話を除きます）にかかわらず適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びIP通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる利用額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において4,000万円(4,400万円)以上であったことを当社が確認した場合とします。 （注3）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの

	通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が4,000円(4,400円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あた

	りの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。		
1 割引 選択回 線当た りの通 話に関 する料 金	=	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用した後 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金 特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用する前 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金

62 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ11）

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ11）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する料金を適用することをいいます。 イ 同一の構内又は同一の建物内にある（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合するときを含みます。）契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が8,000円（8,800円）以上でこの月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が75万円（82.5万円）未満の場合であって、その料金の月間累計額が300万円（330万円）以上の利用を最低12料金月継続して利用する申出があった場合、当社が別に定める場合に、次表に規定する額を特定月極割引の割引額の規定（国際通話を除きます）にかかわらず適用します。 <table border="1"> <tr> <th>この月極割引の対象となる割引選択回線群に係る通話に関する月間累計額</th><th>支払額</th></tr> <tr> <td>130万円（143万円）以上650万円（715万円）未満の場合</td><td>130万円（143万円）</td></tr> <tr> <td>650万円（715万円）以上の場合</td><td>650万円（715万円）以上の月間累計額に0.535を乗じて得た額に130万円（143万円）を加算した額</td></tr> </table> ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。）	この月極割引の対象となる割引選択回線群に係る通話に関する月間累計額	支払額	130万円（143万円）以上650万円（715万円）未満の場合	130万円（143万円）	650万円（715万円）以上の場合	650万円（715万円）以上の月間累計額に0.535を乗じて得た額に130万円（143万円）を加算した額
この月極割引の対象となる割引選択回線群に係る通話に関する月間累計額	支払額						
130万円（143万円）以上650万円（715万円）未満の場合	130万円（143万円）						
650万円（715万円）以上の場合	650万円（715万円）以上の月間累計額に0.535を乗じて得た額に130万円（143万円）を加算した額						

	・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ (注2) イに規定する当社が別に定める場合とは、割引選択代表回線を含む長期高額利用回線群のそれぞれの割引選択代表回線の契約者と同一の者が契約者となる電気通信回線が当社の専用サービス契約約款及びI P通信網サービス契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けているとみなした場合にその適用の対象となる利用額の合計が、申出のあった日を含む料金月の前料金月から前12料金月において4,000万円(4,400万円)以上であったことを当社が確認した場合とします。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が300万円(330万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話

	に関する料金の平均が8,000円(8,800円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \begin{array}{l} \text{1 割引} \\ \text{選択回} \\ \text{線当た} \\ \text{りの通} \\ \text{話に関} \\ \text{する料} \\ \text{金} \end{array} & = & \begin{array}{l} \text{特定月極割引} \\ \text{とこの月極割} \\ \text{引の双方を適} \\ \text{用する前のそ} \\ \text{の割引選択回} \\ \text{線に係る通話} \\ \text{に関する料金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの月極} \\ \text{割引の双方を適用した後} \\ \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{通話に関する料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの月極} \\ \text{割引の双方を適用する前} \\ \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{通話に関する料金} \end{array}} \end{array} $

63 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ12）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ12）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りません。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、都道府県の区域に終始する一般通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が9,000円（9,900円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が80万円（88万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が150万円（165万円）以上の利用する申出を行った場合、若しくは、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円（3,300円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が1,300万円（1,430万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が2,200万円（2,420万円）以上の利用する申出を行った場合、または、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が3,000円（3,300円）以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月額累計額が3,000万円（3,300万円）以上の利用を行う申出を行った場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.1を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の（1）欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りません。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による

	通話料金の月極割引Ⅱ (注2) この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限りです。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が9,000円(9,900円)未満となった状態、割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,500万円(2,750万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円(3,300円)未満となった状態、または、割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が3,000万円(3,300万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円(3,300円)未

	満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \text{1 割引} & & \text{特定月極割引とこの月極} \\ \text{選択回} & & \text{割引の双方を適用した後} \\ \text{線当た} & & \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{りの通} & = & \text{用する前のそ} \times \frac{\text{特定月極割引とこの月極}}{\text{割引の双方を適用する前}} \\ \text{話に関} & & \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{する料} & & \text{通話に関する料金} \\ \text{金} & & \text{通話に関する料金} \end{array} $

64 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ13）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ13）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、都道府県の区域に終始する一般通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が9,000円（9,900円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が75万円（82.5万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が150万円（165万円）以上の利用する申出を行った場合、若しくは、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円（3,300円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が1,100万円（1,210万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が2,200万円（2,420万円）以上の利用する申出を行った場合にこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の（1）欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。こ

	の場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (キ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (ク) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ケ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (コ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (サ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (シ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円 (165万円)未滿若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が9,000円 (9,900円)未滿となった状態または割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,200万円 (2,420万円)未滿若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円 (3,300円)未滿となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じ

	と します。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。		
	1 割引 選択回 線当た りの通 話に関 する料 金	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用した後 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金 特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用する前 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金

65 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ14）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ14）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（次の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が8,000円（8,800円）以上であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円（165万円）以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.04を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引の適用を行うこととします。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引の規定の(1)欄のア及び(3)欄のキの規定にかかわらず、この月極割引の適用を受ける割引選択回線群であって、その終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円（165万円）以上の場合と読み替えます。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割

	引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が150万円(165万円)未満もしくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が8,000円(8,800円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1割引選択回線あたりの通話(1) 欄のイに規定する通話に限りません。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	1 割引 選択回 線当た りの通 話に関 する料 金	=	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	×	特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用した後 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金 特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用する前 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金

66 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ15）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ15）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りま す。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が6,000円（6,600円）以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月間累計額が200万円（220万円）以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.06を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。

	(イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が200万円(220万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が6,000円(6,600円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \begin{array}{l} 1 \text{ 割引} \\ \text{選択回} \\ \text{線当た} \\ \text{りの通} \\ \text{話に関} \\ \text{する料} \\ \text{金} \end{array} & = & \begin{array}{l} \text{特定月極割引} \\ \text{とこの月極割} \\ \text{引の双方を適} \\ \text{用する前のそ} \\ \text{の割引選択回} \\ \text{線に係る通話} \\ \text{に関する料金} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの月極} \\ \text{割引の双方を適用した後} \\ \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{通話に関する料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの月極} \\ \text{割引の双方を適用する前} \\ \text{の割引選択回線群に係る} \\ \text{通話に関する料金} \end{array}} \end{array} $

67 削除

68 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ17）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ17）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイ及びウに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線に係る通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が9,000円（9,900円）以上であって、その終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係る通話に関する料金の月間累計額が250万円（275万円）以上の利用を行う申出をした場合に、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.06を加算することとします。 ウ 削除 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 オ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によりします。 （注1） アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4又は(1)欄のエに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りします。） ・ 回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2） この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

	イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1)欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が250万円(275万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が9,000円(9,900円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 (ア) (イ)以外のとき

	1 割引選択 回線当たり の通話に関 する料金	=	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	×	特定月極割引とこの 月極割引の双方を適 用した後の割引選択 回線群に係る通話に 関する料金

69 長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ18）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ18）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りません。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者からの申出によりイに規定する割引を行うことをいいます。 イ 契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、都道府県の区域に終始する一般通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が3,000円（3,300円）以上であって、この月極割引適用前3料金月の割引選択回線群における割引適用前通話料金の平均が1,300万円（1,430万円）以下の場合で、その料金の月額累計額が2,500万円（2,750万円）以上の利用する申出を行った場合、または、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（特定月極割引の割引対象となる通話のうち、区域内通話及び国際通話を除き、他の月極割引の適用前の料金とします。）の平均が3,000円（3,300円）以上であって、その割引選択回線群に係る料金の月額累計額が2,200万円（2,420万円）以上の利用を行う申出を行った場合、特定月極割引の割引額（区域内通話を除きます。）の欄の算出式の数値に0.158を加算し、この通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を適用します。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線の契約者又は当社が別に定めるところにより、その契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求の取扱い及びこの月極割引の対象となる通話については、特定月極割引の規定によります。 （注1）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ1）」の(1)欄のアに規定するプラン1－4の適用を受けている場合に限りません。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ （注2）この月極割引の適用を受ける間は、イに規定するこの通話料金別表に規定する当社が別に定める月極割引を、その条件に関わらず、本月極割引の規定により適用します。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申

	し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線の契約者が、民法第33条に規定する法人又はそれに準ずる当社が別に定める団体であるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるもの)に限りません。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出のあった割引選択回線が、特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるとき。 (カ) (1) 欄のエの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠りまたは怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア この月極割引の適用は、この通話料金別表に規定する特定月極割引の規定により適用します。 イ 割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,500万円(2,750万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円(3,300円)未満となった状態、または、割引選択回線の契約者に係る通話に関する料金の月間累計額が2,200万円(2,420万円)未満若しくは、各割引選択回線の通話に関する料金の平均が3,000円(3,300円)未満となった状態が3料金月連続して発生した場合は、割引選択回線の契約者の申出によらずこの月極割引の適用を廃止します。この場合、月極割引の適用は当社がその事実を知った日を含む料金月の末日までとします。
(4) 1 割引選択回線あたりの通話に関する料金の計算	ア 当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線あたりの通話((1) 欄のイに規定する通話に限りません。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

	1 割引 選択回 線当た りの通 話に関 する料 金	=	特定月極割引 とこの月極割 引の双方を適 用する前のそ の割引選択回 線に係る通話 に関する料金	×	特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用した後 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金 特定月極割引とこの月極 割引の双方を適用する前 の割引選択回線群に係る 通話に関する料金

70 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ

区 分	内 容																					
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る通話（キの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の6種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(1) プラン 1</td><td>12ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.03を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(2) プラン 2</td><td>24ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(3) プラン 3</td><td>36ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(4) プラン 4</td><td>48ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(5) プラン 5</td><td>60ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(6) プラン 6</td><td>72ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr></table> イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引（ウに規定する固定優先接続特別割引の適用を受けている場合を含みます。以下この表において同じとします。）の	種 類	契約期間	割 引 額	(1) プラン 1	12ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.03を乗じて得た額	(2) プラン 2	24ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額	(3) プラン 3	36ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額	(4) プラン 4	48ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額	(5) プラン 5	60ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額	(6) プラン 6	72ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
種 類	契約期間	割 引 額																				
(1) プラン 1	12ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.03を乗じて得た額																				
(2) プラン 2	24ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額																				
(3) プラン 3	36ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額																				
(4) プラン 4	48ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額																				
(5) プラン 5	60ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額																				
(6) プラン 6	72ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額																				

双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

ウ この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定しており、その回線の指定した区分に係る通話に関する料金（当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合、その回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。）

エ ウの規定にかかわらず、アの(4)から(6)について、ウに規定する各固定区分について当社の事業者識別番号を指定した区分に係る通話に関する料金の月間累計額の合計が100万円（110万円）以上の場合、その回線の指定した区分に係る通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表の数値を加算することとします。

種 類	契約期間	数 値
(4) プラン 4	48ヶ月	0.10
(5) プラン 5	60ヶ月	0.13
(6) プラン 6	72ヶ月	0.15

オ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者が申出を行う場合であって、割引選択回線の終端の場所が同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものにより構成される回線群に係るフリーダイヤル通話に関する料金（キの規定によりこの月極割引の対象となる通話に携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話及び同一の単位料金区域内のフリーダイヤル通話を含むものとし、当社が別に定める月極割引を適用している場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において「判定フリーダイヤル通話」といいます。）の月間累計額の合計が1万円（1.1万円）以上の場合は、その回線群に係るフリーダイヤル通話（キの規定によりこの月極割引の対象となるフリーダイヤル通話をいいます。以下オの規定において同じとします。）に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとし、アの(4)から(6)について、判定フリーダ

ダイヤル通話の月間累計額の合計が100万円（110万円）以上の場合は、その回線群に係るフリーダイヤル通話に関する料金の割引額算出について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に更に次表の数値を加算することとします。（以下この表において「フリーダイヤル通話特別割引」といいます。）

種 類	契約期間	数 値
(4) プラン 4 の場合	48ヶ月	0.05
(5) プラン 5 の場合	60ヶ月	0.08
(6) プラン 6 の場合	72ヶ月	0.10

カ 削除

キ この月極割引の対象となる通話は特定月極割引の対象となる通話とします。（携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話、区域内通話、I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）から行うフリーダイヤル通話及びI P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話を除きます。）

ただし、固定優先接続特別割引については、フリーダイヤル通話を除くこととし、フリーダイヤル通話特別割引については、携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話、区域内通話を除きます。

（注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。

- ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ
- ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

(2) 承諾

ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

イ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)欄のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。

ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。

- (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。
- (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。
- (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。

	(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (エ) その申出の際現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき。(特定月極割引の適用を現に受けている場合を除きます。) (オ) 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。 (カ) (1)欄のアの(4)から(6)について、その申し出のあった割引選択回線の終端の場所が同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。以下この表において同じとします。)又は同一の建物内にあるとき。 (キ) (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (ク) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 エ ウに規定する他、当社は、フリーダイヤル通話特別割引の適用を受けることについて申出があったときは、当社の業務の遂行上著しい支障がない場合に限りこれを承諾します。 オ 削除 カ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ この月極割引の割引選択回線群に係る通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合は、この月極割引を適用しません。 エ 固定優先接続特別割引は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。 オ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があった時。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又

はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約にかかわる利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(サ) (1) 欄のアの(4)から(6)について、その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は異なる建物内になった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(シ) その他(2) 欄のウ、エ又はオに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

ただし、オの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき（3 に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除若しくは第14条の47（他	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	
4	オの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5	オの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6	オの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ オに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。

ク オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはフリーダイヤル通話特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、フリーダイヤル通話特別割引の適用を行います。

(ア) 契約者からフリーダイヤル通話特別割引の廃止の申出があったとき。

(イ) (2)欄のエに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ケ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはI P特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、I P特別割引の適用を行います。

(ア) 契約者からI P特別割引の廃止の申出があったとき。

(イ) (2)欄のオに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ オの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はオの(ク)に規定する支払期日とします。

	シ 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月における特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}} \times 600\text{円}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額}}{\text{割引率}} \times \text{割引率}$ ス 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間の延長を伴う場合に限り。）を行うことができます。この場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 (注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の適用期間等	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から (1) 欄のアの表中に規定する契約期間とします。 ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の 10 日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 削除 ウ (3) 欄のスの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する期間は変更前の種類の月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のコの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のキに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

1 割引選択
回線当たり
の特定月極
割引とこの
月 極 割 引
(固定優先
接続特別割
引及びフリ
ーダイヤル
通話特別割
引における
加算分を除
きます。)の
双方を適用
した割引額

= 特定月極割引と
この月極割引の
双方を適用する
前のその割引選
択回線に係る通
話に関する料金

×

特定月極割引とこ
の月極割引 (固定
優先接続特別割引
及びフリーダイヤ
ル通話特別割引に
おける加算分を除
きます。)の双方を
適用した後の割引
選択回線群に係る
割引額

特定月極割引とこ
の月極割引の双方
を適用する前の割
引選択回線群に係
る通話に関する料
金

割引選択回線群に
係る固定優先接続
特別割引及びフリ
ーダイヤル通話特
別割引のうち加算
分を適用した時の
割引額

1 割引選択
回線当たり
の固定優先
接続特別割
引及びフリ
ーダイヤル
通話特別割
引のうち加
算分を適用
した時の割
引額

= 特定月極割引と
この月極割引の
双方を適用する
前のその割引選
択回線に係る通
話に関する料金
のうち固定優先
接続特別割引及
びフリーダイヤ
ル通話特別割引
の適用を受ける
通話に関する料
金

×

特定月極割引とこ
の月極割引の双方
を適用する前の割
引選択回線群に係
る通話に関する料
金のうち固定優先
接続特別割引及び
フリーダイヤル通
話特別割引の適用
を受ける通話に関
する料金

イ アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの

	定額料相当額の和をアに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。	
	1 割引選択回線当たりの定額料相当額	その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金 その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金
	=	その月極割引の定額料 ×

71 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(1) プラン 1</td><td>12ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(2) プラン 2</td><td>24ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(3) プラン 3</td><td>36ヶ月</td><td>1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</td></tr></table> イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、特定月極割引の対象となる通話とします。 （注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ① メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1） ② メンバーズネット機能（タイプ2）に係る通話料金の月極割引（定率型）	種 類	契約期間	割 引 額	(1) プラン 1	12ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.03を乗じて得た額	(2) プラン 2	24ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額	(3) プラン 3	36ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額
種 類	契約期間	割 引 額											
(1) プラン 1	12ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.03を乗じて得た額											
(2) プラン 2	24ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.04を乗じて得た額											
(3) プラン 3	36ヶ月	1 の割引選択回線群に係る通話に関する料金の0.05を乗じて得た額											

(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)欄のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。 ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能を利用する利用回線であるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (ウ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (オ) その申出の際現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき。(特定月極割引の適用を現に受けている場合を除きます。) (カ) 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。 (キ) (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (ク) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ この月極割引の割引選択回線群に係る通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合は、この月極割引を適用しません。 エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) メンバーズネット機能の廃止があったとき。

- (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
- (エ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
- (オ) (1) 欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (カ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
- (キ) 特定月極割引の廃止があったとき。
- (ク) その他(2) 欄のウ又はエに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から4 欄の規定に該当する場合はそれぞれ2 欄から4 欄の規定によるものとします。

ただし、エの(キ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

区 分	月極割引の適用
1 2 から4 以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 メンバーズネット機能の廃止があったとき（3 に規定する場合を除きます。）	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ エの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はエの(オ)に規定する支

	払期日とします。 ク 割引選択代表回線の契約者は、1 料金月における特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話（(1) 欄のウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。）に関する料金の額（特定月極割引の定額料及び当社が別に定める月極割引の適用を受けるときは、その定額料を含みます。）の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 （ア） 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{割引選択回線群に係る通話}} \times 600\text{円}$ （イ） 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話}}{\text{（(1) 欄のウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。）に関する料金の額}} \times \text{割引率}$ ケ 割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間の延長を伴う場合に限ります。）を行うことができます。この場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 （注） 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の適用期間等	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から (1) 欄のアの表中に規定する契約期間とします。 ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の 10 日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 削除 ウ (3) 欄のケの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する期間は変更前の種類の月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のキの規定又は料金返還その他の場合において 1 割引選択回線当たりの通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。

					特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金
1 割引選択回線当たり	=	特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金	×		特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金
の通話に関する料金					
イ アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。					
ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する 1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの 1 割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。					
1 割引選択回線当たり	=	その月極割引の定額料	×		その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金
の定額料相当額					その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金

72 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線又は他社直収電話等利用回線により構成される回線群でその終端の場所が同一の構内又は同一の建物内にあるもの（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合するときを含みます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る通話（特定月極割引の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>（ア） プラン1</td><td>48ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td>（イ） プラン2</td><td>60ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr><tr><td>（ウ） プラン3</td><td>72ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額</td></tr></table> イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引（ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケに規定する特別割引の適用を受けている場合を含みます。以下この表において同じとします。）の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（1以上の回線とします。以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ 割引選択回線群を構成する利用回線又は他社直収電話等利用回線の契約者の特定月極割引の対象となる通話（特定月極	種 類	契約期間	割 引 額	（ア） プラン1	48ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額	（イ） プラン2	60ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額	（ウ） プラン3	72ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額
種 類	契約期間	割 引 額											
（ア） プラン1	48ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額											
（イ） プラン2	60ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額											
（ウ） プラン3	72ヶ月	1の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額											

割引の規定にかかわらず、同一の都道府県の区域に終始する通話を含みます。)に係る通話に関する料金及び割引選択回線群の契約者に係る当社が別に定める電気通信サービスの料金の月間累計額（以下この表において「割引適用判定通話等」とします。）について、アに定める契約期間の間、月額平均1万円（1.1万円）以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の対象となる通話からケの（ア）に定める通話を除いた通話について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表の数値を加算した額の割引を行います。（以下この表において「特別割引1」といいます。）

種 類	契約期間	数 値
(1) プラン1	48ヶ月	0.05
(2) プラン2	60ヶ月	0.05
(3) プラン3	72ヶ月	0.05

エ 割引適用判定通話等について、アに定める契約期間の間、月額平均100万円（110万円）以上の利用を行う申出をした場合、特定月極割引の対象となる通話からケの（ア）に定める通話を除いた通話（ケの（イ）を除いた通話をいいます。）について、アの表の割引額の欄の算出式の数値に、ウの表の数値に加え、更に次表の数値を加算した額の割引を行います。（以下この表において「特別割引2」といいます。）

種 類	契約期間	数 値
(1) プラン1	48ヶ月	0.05
(2) プラン2	60ヶ月	0.08
(3) プラン3	72ヶ月	0.10

オ 割引適用判定通話等について、契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金の平均が5,000円（5,500円）以上であって、その料金の月額累計額が1,000万円（1,100万円）以上の利用を行う申出をした場合で、36料金月継続して利用を行う申出をした場合、ア、ウ又はエに規定する契約期間の規定にかかわらず、ア、ウおよびエの表のプラン3の数値の欄を合算したものに、0.08の数値を加算して適用します。（以下この表において「特別割引3」といいます。）

カ オに規定する申出を行った場合でフリーダイヤル通話（携帯電話設備、PHS設備、IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話及びIP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話を除きます。）を月額100万円（110万円）以上の利用を行う申出をした場合、オに規定する割引率に0.05の数値を加算して適用します。（以下この表において「特別割引4」といいます。）

キ カに規定する申出を行った場合でこの月極割引の契約者が携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤ

ル通話を着信できるようにする取り扱いを行っている場合は、カに規定する割引率に0.05の数値を加算して適用し、当社が別に定める月極割引を利用する申出があった場合、当社が別に定める月極割引の数値に0.1を加算して適用します。（以下この表において「特別割引5」といいます。）

ク 削除

ケ この月極割引を適用する通話は、特定月極割引の対象となる通話のうち、次に該当しないものに限りです。

(ア) 特別割引1、3、4及び5について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定していない区分に係る通話、携帯電話設備等の電気通信設備に係る通話のうち当社が別に定める通話、メンバーズネット機能（タイプ1）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話、メンバーズネット機能（タイプ2）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話。

(イ) 特別割引2について、(ア)に規定する通話のうち、メンバーズネット機能（タイプ1）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話、メンバーズネット機能（タイプ2）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話を除いたもの。

(注1) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。

- ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ
- ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ
- ・回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス）
- ・メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）
- ・メンバーズネット機能（タイプ2）に係る通話料金の月極割引（定率型）

(注2) 当社が別に定める電気通信サービスとは次に掲げるものとします。

- ・専用サービス契約約款、IP通信網サービス契約約款及びイーサネット通信サービス契約約款に規定するサービス

	(注3) キに規定する当社が別に定める月極割引の数値とは次に掲げるものとします。 ・長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳの(1)アに規定する数値 (注4) 削除 (注5) 削除 (注6) 削除 (注7) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。 ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (エ) その申出の際現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき。 (オ) 契約者が指定する特定月極割引の適用を受けている又は受けることとなるすべての利用回線若しくは他社直収電話等利用回線により構成される回線群と割引選択回線群が同一であるときであって、特定月極割引の適用となる割引選択代表回線がこの月極割引の割引選択代表回線と同一であるとき。 (カ) (1)のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (キ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含

- む料金月の翌料金月からとします。
- ウ この月極割引の割引選択回線群に係る通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合は、この月極割引を適用しません。
- エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。
- オ (1)のケの(ア)に規定する、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していない区分に係る通話以外への特別割引は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを特定協定事業者からの通知により当社が確認できた日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- カ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。
- (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。
 - (イ) 電話等利用契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その割引選択回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合又はその他社直収電話等利用回線が電話サービスに係るものと総合デジタル通信サービスに係るものとの間の変更があった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (ク) (1)のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (サ) その割引選択回線に係る終端の場所が、割引選択回線群と異なる構内又は異なる建物内にあるもの（これに準ずる区域内であって、当社の基準に適合しないときを含みます。）となった場合であって、契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (シ) その他(2)に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- キ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次

表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

ただし、カの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

区 分	月極割引の適用
1 2 から 6 以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは他社直収電話等付加機能利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約の解除若しくは第14条の47(他社直収電話等契約の解除に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の取扱い)に規定する他社直収電話等付加機能利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 カの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 カの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 カの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

ク (1)のケに規定するほか、当社は各固定区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを特定協定事業者からの通知により確認できたときは、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していない区分以外に係る通話への

	特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、(1)のウ、エ、オ、カ又はキに規定する特別割引を行います。 ケ (1)のクに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはI P特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、I P特別割引の適用を行います。 (ア) 契約者からI P特別割引の廃止の申出があったとき。 (イ) (2)のカに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)のア又はキの表中に規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてア又はキに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る割引適用判定通話等の累計額及び特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の通話に関する料金の累計額等を算出します。 ウ 特別割引1の適用を受けている場合、割引適用判定通話等の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\times 600\text{円}}$ 最低基準額①から特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額②} = \frac{(1) \text{のアに定める契約期間}}{\times 1\text{万円}}$ 最低基準額②から割引適用判定通話等の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

割引相当額	=	特定月極割引と この月極割引の 双方を適用する 前の割引選択回 線群に係る通話 に関する料金	×	特定月極割引と この月極割引の 双方を適用した 後の割引選択回 線群に係る通話 に関する料金

エ 特別割引 2 の適用を受けている場合、割引適用判定通話等の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。

最低基準額①	=	契約期間におけ る割引選択回線 の総累計回線数	×	600円

最低基準額①から特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が 0 を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。

最低基準額②	=	(1) のアに定め る契約期間	×	100万円

最低基準額②から割引適用判定通話等の累計額を減算した値が 0 を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。

割引相当額	=	特定月極割引と この月極割引の 双方を適用する 前の割引選択回 線群に係る通話 に関する料金	×	特定月極割引と この月極割引の 双方を適用した 後の割引選択回 線群に係る通話 に関する料金

オ 特別割引 3、4 または 5 の適用を受けている場合、割引適用判定通話等の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。

最低基準額①	=	契約期間におけ る割引選択回線 の総累計回線数	×	600円

最低基準額①から特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が 0 を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。

(イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。

	最低基準額② = (1) のオに定める契約期間 × 1,000万円 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ カ ウ又はエにおいて割引相当額の支払を要することとなる場合、割引選択代表回線の契約者は、既に申出を行っている(1)のオに定める期間を限度とし、契約期間の延長を申出することができます。この申出があった場合、ウ又はエに定める最低基準額及び割引相当額の算出式において、契約期間に延長期間を加算します。(当社から行うこの月極割引の廃止の場合を除きます。) キ 削除 ク ウ又はエにおいて最低基準額又は割引相当額の支払を要しない場合であり、割引選択代表回線の契約者から適用終了の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、既に申出を行っている契約期間についての再度申出があったものとみなし、以後も同様とします。
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア (3)のカの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、(4)のウ又はエに規定する料金及びその割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は(3)のカの(ク)に規定する支払期日とします。 $\text{1 割引選択回線当たりの特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の通話に関する料金} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通

	話に関する料金に、次の算式により算出する 1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの 1 割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。
	1 割引選択回線当たりの定額料相当額 = その月極割引の定額料 × その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金 その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金

73 長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳ

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅳ」とは、長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ（以下この表において「長期継続月極割引Ⅲ」といいます。）の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の通話のうち、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話」といいます。）に係る料金（長期継続月極割引Ⅲ、回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ１）、又は回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ２）による割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額（以下この表において「携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話」といいます。）が、次表に定める契約期間において、携帯フリーダイヤル通話の着信を継続して取扱いをし、かつ月額平均100万円（110万円）以上の利用を行う旨の申出をした場合、携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話に同表の数値を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。 <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>数 値</th></tr><tr><td>(1) プランA</td><td>12ヶ月</td><td>0.06</td></tr><tr><td>(2) プランB</td><td>24ヶ月</td><td>0.08</td></tr><tr><td>(3) プランC</td><td>36ヶ月</td><td>0.10</td></tr></table> イ この月極割引を適用した後の携帯フリーダイヤル通話に係る料金は、長期継続月極割引Ⅲにおいて定められた支払いを要する契約者に請求します。	種 類	契約期間	数 値	(1) プランA	12ヶ月	0.06	(2) プランB	24ヶ月	0.08	(3) プランC	36ヶ月	0.10
種 類	契約期間	数 値											
(1) プランA	12ヶ月	0.06											
(2) プランB	24ヶ月	0.08											
(3) プランC	36ヶ月	0.10											
(2) 承諾	ア 当社は、次に該当するものである場合に限りこれを承諾します。 長期継続月極割引Ⅲ、回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ１）、又は回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ２）の適用を現に行っている又は同時に行う場合 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定める月極割引を除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。												
(3) 月極割引の適用	ア 携帯フリーダイヤル通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。												

ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引の適用を廃止します。

(ア) 長期継続月極割引Ⅲ、回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ１）、又は回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（タイプ２）の契約が廃止となった場合。

(イ) この月極割引の適用を受けている全ての割引選択回線において携帯フリーダイヤル通話の着信の取扱いが廃止となった場合。

(ウ) (2)に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から４欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から４欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
１ ２から４以外により、月極割引の廃止があったとき	この月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
２ 長期継続月極割引Ⅲの廃止があったとき	長期継続月極割引Ⅲに規定する取扱いとします。
３ 地域指定着信課金機能の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
４ 全ての割引選択回線について携帯フリーダイヤル通話の着信の取扱いの廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 長期継続月極割引Ⅲの端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線に係る通話に関する料金に長期継続月極割引Ⅲの割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(4) その他の適用

ア この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)のアの表中に規定する契約期間とします。

イ 割引選択回線の１の契約者に係る全ての割引選択回線について(1)のアの表中に規定する期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線に係るこの月極割引を適用する前の通話に関する料金の累計額及びこの月極割引を適用し

	た後の通話に関する料金の累計額等を算出します。 ウ 携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話の累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{(1)のアに定める契約期間}}{\text{約期間}} \times 100\text{万円}$ 最低基準額から携帯フリーダイヤル通話割引適用判定通話の累計額を減算した値が0を超える場合、(イ)に定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引を適用する前の割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引を適用した後の割引選択回線に係る通話に関する料金}} - 1$ エ ウにおいて割引相当額の支払を要することとなる場合、この月極割引の契約者は、既に申出を行っている(1)のアの表中に規定する契約期間を限度とし、契約期間の延長を申出することができます。この申出があった場合、ウに定める最低基準額及び割引相当額の算出式において、契約期間に延長期間を加算します。(当社から行うこの月極割引の廃止の場合を除きます。) オ 削除

74 削除

75 削除

76 回線群を単位とするメンバーズネット機能に係る一般通話及びフリーダイヤル通話等の通話料金の月極割引

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とするメンバーズネット機能に係る一般通話及びフリーダイヤル通話等の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>通話に関する料金の月間累計額</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>50万円（55万円）以上の場合</td><td>その通話に関する料金の月間累計額に0.02を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうち、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限りです。）若しくはフリーダイヤル通話又は国際通話（デジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限りです。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） I P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りです。）から行うフリーダイヤル通話 （エ） I P 電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限りです。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 （注） 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。	通話に関する料金の月間累計額	割 引 額	50万円（55万円）以上の場合	その通話に関する料金の月間累計額に0.02を乗じて得た額
通話に関する料金の月間累計額	割 引 額				
50万円（55万円）以上の場合	その通話に関する料金の月間累計額に0.02を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき				

	は、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (イ) 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。(この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものに限ります。)の適用を受けるときはこの限りではありません。) (エ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区 分	月極割引の適用
1 この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
2 この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき	その変更日を含む料金月からこの利用回線に係るフリーダイヤル通話及び国際通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線に係るフリーダイヤル通話又は国際通話について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2 欄から6 欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 エの(イ)の規定により、月極割引の廃止があったとき（4 に規定する場合を除きます。）	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 エの(ウ)又は(カ)	① メンバーズネット機能を利用

	の規定により、月極割引の廃止があったとき	して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ② フリーダイヤル通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	4 エの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	5 エの(オ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6 エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	① メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ② フリーダイヤル通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はエの(ク)に規定する支払期日とします。 ケ 当社は、1 料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額が次に定める方法により算出した最低基準額に満たないときは、この月極割引を適用しません。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 この月極割引の適用を受けた割引選択回線の数 最低基準額 = × 2,000円	

	コ ケに規定するほか、当社は、1 料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額が3,000円に満たないときは、この月極割引を適用しません。 (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \text{1 割引選択} & & \text{この月極割引} & & \text{この月極割引適} \\ \text{回線当たり} & = & \text{適用前のその} & \times & \text{用後の割引選択} \\ \text{の通話に関} & & \text{割引選択回線} & & \text{回線群に係る通} \\ \text{する料金} & & \text{に係る通話に} & & \text{話に関する料金} \\ & & \text{関する料金} & & \\ & & & & \\ & & \text{この月極割引適} & & \\ & \div & \text{用前の割引選択} & & \\ & & \text{回線群に係る通} & & \\ & & \text{話に関する料金} & & \end{array} $ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

77 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（エの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>3千円以上3万円未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>3万円以上20万円未満の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>20万円以上の場合</td><td>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引は、利用回線、携帯利用回線及び他社直加入電話等利用回線から行われた国際通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとあらかじめいずれかを選択していただきます。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引の対象となる通話は、国際通話のうち、次に該当しないものに限ります。 デジタル通信モードに係る通話	割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額	割引額	3千円以上3万円未満の場合	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額	3万円以上20万円未満の場合	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額	20万円以上の場合	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額	割引額								
3千円以上3万円未満の場合	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.26を乗じて得た額								
3万円以上20万円未満の場合	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.28を乗じて得た額								
20万円以上の場合	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額								
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引								

	選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同じの者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。 (ウ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 (注) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、長期継続利用による国際通話料金の月極割引とします。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号、契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約又は携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者又は携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1) 欄ウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 262 847 416">6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td data-bbox="847 262 1278 416">その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 (注) 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のカの規定又は料金返還その他の場合において、1 割引選択回線当たりの国際通話（(1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 $1 \text{ 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金} = \left(\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る} \\ \text{国際通話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る} \\ \text{国際通話に関する料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る} \\ \text{国際通話に関する料金} \end{array}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。		

78 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容										
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ2)」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>10万円を超え30万円までの部分</td><td>左欄の料金の0.35を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>30万円を超え60万円までの部分</td><td>左欄の料金の0.40を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>60万円を超え100万円までの部分</td><td>左欄の料金の0.45を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>100万円を超える部分</td><td>左欄の料金の0.47を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引は、利用回線、携帯利用回線及び他社直加入電話等利用回線から行われた国際通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとにあらかじめいずれかを選択していただきます。 ウ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線及び他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線及び他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 エ この月極割引の対象となる通話は、国際通話のうち、次に該当しないものに限ります。 デジタル通信モードに係る通話	第2の2の規定により算定した額の月間累計額	割引額	10万円を超え30万円までの部分	左欄の料金の0.35を乗じて得た額	30万円を超え60万円までの部分	左欄の料金の0.40を乗じて得た額	60万円を超え100万円までの部分	左欄の料金の0.45を乗じて得た額	100万円を超える部分	左欄の料金の0.47を乗じて得た額
第2の2の規定により算定した額の月間累計額	割引額										
10万円を超え30万円までの部分	左欄の料金の0.35を乗じて得た額										
30万円を超え60万円までの部分	左欄の料金の0.40を乗じて得た額										
60万円を超え100万円までの部分	左欄の料金の0.45を乗じて得た額										
100万円を超える部分	左欄の料金の0.47を乗じて得た額										
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。										

	(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同じの者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。 (ウ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約又は携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者又は携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) (1) 欄ウの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2)欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入

	電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 (注) 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 1割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のカの規定又は料金返還その他の場合において、1割引選択回線当たりの国際通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします)に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{l} \text{1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金} = \left(\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金} \\ \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金} \end{array}}{\hspace{1cm}} \end{array} $ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。

79 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>100万円以上200万円未満の場合</td><td>左欄の料金の0.50を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>200万円以上500万円未満の場合</td><td>左欄の料金の0.52を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>500万円以上の場合</td><td>左欄の料金の0.54を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下イにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の適用を受けている割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計額（この月極割引の適用前の額とします。）の過去6料金月の合計額が1,000万円以上となる場合に、アの表の割引額の欄（第2の2の規定により算定した額の月間累計額の欄の「200万円以上500万円未満の場合」及び「500万円以上の場合」に対応する欄に限ります。）の算出式の数値に0.12を加算することとします。 エ 削除	第2の2の規定により算定した額の月間累計額	割引額	100万円以上200万円未満の場合	左欄の料金の0.50を乗じて得た額	200万円以上500万円未満の場合	左欄の料金の0.52を乗じて得た額	500万円以上の場合	左欄の料金の0.54を乗じて得た額
第2の2の規定により算定した額の月間累計額	割引額								
100万円以上200万円未満の場合	左欄の料金の0.50を乗じて得た額								
200万円以上500万円未満の場合	左欄の料金の0.52を乗じて得た額								
500万円以上の場合	左欄の料金の0.54を乗じて得た額								
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等利用回線は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入								

	電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。 (ウ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) 削除 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 (注) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、国際 I S D N（デジタル通信モード）高額利用による国際通話料金の月極割引とします。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約又は携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者又は携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、そ

の料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2)欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき(3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごと

	の国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 キ この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額をその割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数で除した額が200円未満となる場合は、当社は、(1)欄のアの規定にかかわらず、その割引選択回線群についてこの月極割引を適用しません。 (注) 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のオの規定又は料金返還その他の場合において、1 割引選択回線当たりの国際通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $1 \text{ 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金} = \left(\begin{array}{c} \text{この月極割引適用前のその割引} \\ \text{選択回線に係る} \\ \text{国際通話に関する} \\ \text{料金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{この月極割引適用後の} \\ \text{割引選択回線群に係る} \\ \text{国際通話に関する料金} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{この月極割引適用前の} \\ \text{割引選択回線群に係る} \\ \text{国際通話に関する料金} \end{array}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。

80 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ4）

区 分	内 容																		
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ4)」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る国際通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額（第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表に規定する料金により計算したものとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table> <tr> <th>(6) 適用料金表の規定により算定した額の月間累計額</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>3万円以上10万円未満の場合</td><td>左欄の料金に0.30を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満の場合</td><td>左欄の料金に0.35を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>20万円以上50万円未満の場合</td><td>左欄の料金に0.40を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>50万円以上の場合100万円未満の場合</td><td>左欄の料金に0.45を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>100万円以上の場合</td><td>左欄の料金に0.50を乗じて得た額</td></tr> </table> イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下イにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ 割引選択回線群がアの適用を受ける場合であって、その割引選択回線群の国際通話に関する料金の月間累計額について、次表に定める契約期間においてこの月極割引の継続利用を行う申出をした場合に、アの表の割引額の欄の算出式の数値に同表に規定する数値を加算することとします。 1 割引選択回線群ごとに <table> <tr> <th>契約期間</th><th>加算する数</th></tr> <tr> <td>12ヶ月</td><td>0.05</td></tr> <tr> <td>24ヶ月</td><td>0.10</td></tr> </table>	(6) 適用料金表の規定により算定した額の月間累計額	割引額	3万円以上10万円未満の場合	左欄の料金に0.30を乗じて得た額	10万円以上20万円未満の場合	左欄の料金に0.35を乗じて得た額	20万円以上50万円未満の場合	左欄の料金に0.40を乗じて得た額	50万円以上の場合100万円未満の場合	左欄の料金に0.45を乗じて得た額	100万円以上の場合	左欄の料金に0.50を乗じて得た額	契約期間	加算する数	12ヶ月	0.05	24ヶ月	0.10
(6) 適用料金表の規定により算定した額の月間累計額	割引額																		
3万円以上10万円未満の場合	左欄の料金に0.30を乗じて得た額																		
10万円以上20万円未満の場合	左欄の料金に0.35を乗じて得た額																		
20万円以上50万円未満の場合	左欄の料金に0.40を乗じて得た額																		
50万円以上の場合100万円未満の場合	左欄の料金に0.45を乗じて得た額																		
100万円以上の場合	左欄の料金に0.50を乗じて得た額																		
契約期間	加算する数																		
12ヶ月	0.05																		
24ヶ月	0.10																		

		36ヶ月	0.15						
	エ 割引選択回線群がウの適用を受ける場合であって、その割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社選択又は電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表に規定する数値を加算することとします（以下この表において「優先接続特別割引」といいます。）。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><td>優先接続の区分</td><td>加算する数</td></tr><tr><td>電話会社選択</td><td>0.02</td></tr><tr><td>電話会社固定</td><td>0.05</td></tr></table>			優先接続の区分	加算する数	電話会社選択	0.02	電話会社固定	0.05
優先接続の区分	加算する数								
電話会社選択	0.02								
電話会社固定	0.05								
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。 （ウ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （エ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。								
(3) 月極割引の適	ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計								

用

は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 優先接続特別割引の開始は、(1)欄のエに規定する申出について特定協定事業者からの通知により当社がその事実を確認できた日を含む料金月の翌料金月から優先接続特別割引を適用します。

エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1)欄イの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2)欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき(3	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用しま

	に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	す。
3	第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4	エの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5	エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日をまでの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6	エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち、1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、優先接続特別割引の適用を行います。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、エの(ク)に規定する支払期日とします。

ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1料金月におけるこの月極割引適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の累計額(第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表により算出したものとします。)が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただき

	ます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額}} \times 200\text{円}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額}} \times \text{割引率}$ コ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、(1) 欄ウに規定するこの月極割引の継続利用の申出をしている場合に、その契約期間の変更（契約期間の延長を伴う場合に限りです。）を行うことができます。この場合において、変更後の契約期間に係る月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 (注) 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定に関わらず、その端数を切り上げます。								
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群について、(1) 欄ウに規定するこの月極割引の継続利用の申出をした場合のこの月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1) 欄ウの表中に規定する契約期間とします。 ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から契約期間終了日の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、割引選択回線の 1 の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に係るすべての割引選択回線についてアに規定する契約期間満了前にこの月極割引の利用を廃止する場合は、次表に定める額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。（この月極割引を廃止した日を含む料金月の翌料金月から当社が別に定める月極割引の適用を受ける場合はこの限りではありません。） 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約期間</th><th>支払を要する額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12ヶ月</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>24ヶ月</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>36ヶ月</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table> ウ (3) 欄のコの規定によりこの月極割引の契約期間の変更を行った場合、変更後の契約期間に係る月極割引を適用する期間は変更前の契約期間の月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。	契約期間	支払を要する額	12ヶ月	1,000円	24ヶ月	3,000円	36ヶ月	5,000円
契約期間	支払を要する額								
12ヶ月	1,000円								
24ヶ月	3,000円								
36ヶ月	5,000円								

	(注) 本欄イに規定する当社が別に定める月極割引は、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ１）、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ２）、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ３）及び回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ５）とします。																																											
(5) １割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3) 欄のクの規定又は料金返還その他の場合において、１割引選択回線当たりの国際通話（(1) 欄のオに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金 この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金 × この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金 イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。																																											
(6) 適用料金表	ア この月極割引を選択した場合の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金額は、第２の２の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 (ア) (イ)、(ウ)以外の国際通話に関する料金 (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">地域 \ 料金額</th><th colspan="3">６秒までごとに</th></tr><tr><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td>18.3</td><td>25.1</td><td>22.2</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td>18.3</td><td>25.1</td><td>22.2</td></tr><tr><td>アゼルバイジャン共和国</td><td>32.8</td><td>40.9</td><td>38.0</td></tr><tr><td>アセンション島</td><td>39.3</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>アゾレス諸島</td><td>13.5</td><td>20.0</td><td>17.1</td></tr><tr><td>アフガニスタン・イスラム共和国</td><td>44.0</td><td>53.2</td><td>50.3</td></tr><tr><td>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</td><td>4.4</td><td>10.4</td><td>7.5</td></tr><tr><td>アラブ首長国連邦</td><td>39.6</td><td>47.9</td><td>45.1</td></tr><tr><td>アルジェリア民主人民共和国</td><td>35.5</td><td>43.5</td><td>40.6</td></tr></table>	地域 \ 料金額	６秒までごとに			(1)	(2)	(3)	アイスランド共和国	18.3	25.1	22.2	アイルランド	18.3	25.1	22.2	アゼルバイジャン共和国	32.8	40.9	38.0	アセンション島	39.3	47.9	45.1	アゾレス諸島	13.5	20.0	17.1	アフガニスタン・イスラム共和国	44.0	53.2	50.3	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	4.4	10.4	7.5	アラブ首長国連邦	39.6	47.9	45.1	アルジェリア民主人民共和国	35.5	43.5	40.6
地域 \ 料金額	６秒までごとに																																											
	(1)	(2)	(3)																																									
アイスランド共和国	18.3	25.1	22.2																																									
アイルランド	18.3	25.1	22.2																																									
アゼルバイジャン共和国	32.8	40.9	38.0																																									
アセンション島	39.3	47.9	45.1																																									
アゾレス諸島	13.5	20.0	17.1																																									
アフガニスタン・イスラム共和国	44.0	53.2	50.3																																									
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	4.4	10.4	7.5																																									
アラブ首長国連邦	39.6	47.9	45.1																																									
アルジェリア民主人民共和国	35.5	43.5	40.6																																									

アルゼンチン共和国	25.6	32.9	30.0
アルバ	38.3	45.0	42.1
アルバニア共和国	32.8	40.9	38.0
アルメニア共和国	32.8	40.9	38.0
アンギラ	38.3	45.0	42.1
アンゴラ共和国	35.5	43.5	40.6
アンティグア・バーブーダ	38.3	46.9	44.0
アンドラ公国	30.3	38.7	35.8
イエメン共和国	39.6	47.9	45.1
イスラエル国	35.5	43.7	40.8
イタリア共和国	10.8	17.1	14.2
イラク共和国	39.6	47.9	45.1
イラン・イスラム共和国	39.6	47.9	45.1
インド	23.1	30.9	28.0
インドネシア共和国	20.5	27.5	24.6
ウガンダ共和国	35.5	43.5	40.6
ウクライナ	29.2	36.7	33.8
ウズベキスタン共和国	32.8	40.9	38.0
ウルグアイ東方共和国	33.4	41.2	38.3
英領バージン諸島	38.3	45.0	42.1
エクアドル共和国	33.4	41.2	38.3
エジプト・アラブ共和国	39.3	47.9	45.1
エストニア共和国	29.2	36.7	33.8
エスワティニ王国	35.5	43.5	40.6
エチオピア連邦民主共和国	39.3	47.9	45.1
エリトリア国	39.3	47.9	45.1
エルサルバドル共和国	33.4	41.2	38.3
オーストラリア連邦	11.0	16.9	14.0
オーストリア共和国	13.5	20.0	17.1
オマーン国	35.5	43.7	40.8
オランダ王国	16.5	23.2	20.3
オランダ領アンティール	38.3	46.9	44.0
ガーナ共和国	35.5	43.5	40.6

カーボベルデ共和国	35.5	43.5	40.6
ガイアナ協同共和国	38.3	46.9	44.0
カザフスタン共和国	32.8	40.9	38.0
カタール国	35.5	43.7	40.8
カナダ	5.1	11.1	8.2
カナリア諸島	14.9	21.5	18.6
ガボン共和国	35.5	43.5	40.6
カメルーン共和国	35.5	43.5	40.6
ガンビア共和国	39.3	47.9	45.1
カンボジア王国	31.1	39.5	36.6
ギニア共和国	39.3	47.9	45.1
ギニアビサウ共和国	39.3	47.9	45.1
キプロス共和国	35.5	43.7	40.8
キューバ共和国	33.4	41.6	38.8
ギリシャ共和国	13.5	20.0	17.1
キリバス共和国	35.5	44.2	41.3
キルギス共和国	32.8	40.9	38.0
グアテマラ共和国	33.4	41.6	38.8
グアドループ島	33.4	41.6	38.8
グアム	13.9	20.5	17.6
クウェート国	35.5	43.7	40.8
クック諸島	35.5	44.2	41.3
グリーンランド	30.3	38.7	35.8
クリスマス島	11.0	16.9	14.0
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	10.8	17.2	14.3
グレナダ	38.3	46.9	44.0
クロアチア共和国	32.8	40.9	38.0
ケイマン諸島	38.3	45.0	42.1
ケニア共和国	35.5	43.5	40.6
コートジボワール共和国	35.5	43.5	40.6
ココス・キーリング諸島	11.0	16.9	14.0
コスタリカ共和国	33.4	41.6	38.8

コソボ共和国	29.2	36.7	33.8
コモロ連合	39.3	47.9	45.1
コロンビア共和国	25.6	32.9	30.0
コンゴ共和国	39.3	47.9	45.1
コンゴ民主共和国	39.3	47.9	45.1
サイパン	13.9	20.5	17.6
サウジアラビア王国	39.6	47.9	45.1
サモア独立国	35.5	44.2	41.3
サントメ・プリンシペ民主共和国	39.3	47.9	45.1
ザンビア共和国	35.5	43.5	40.6
サンピエール島・ミクロン島	25.7	33.1	30.2
サンマリノ共和国	18.3	25.1	22.2
シエラレオネ共和国	39.3	47.9	45.1
ジブチ共和国	39.3	47.9	45.1
ジブラルタル	30.3	38.7	35.8
ジャマイカ	38.3	46.9	44.0
ジョージア	32.8	40.9	38.0
シリア・アラブ共和国	35.5	43.7	40.8
シンガポール共和国	8.0	13.3	10.4
シント・マールテン島	38.3	46.9	44.0
ジンバブエ共和国	35.5	43.5	40.6
スイス連邦	16.5	23.2	20.3
スウェーデン王国	11.6	18.0	15.1
スーダン共和国	35.5	43.5	40.6
スペイン	14.9	21.5	18.6
スペイン領北アフリカ	14.9	21.5	18.6
スリナム共和国	38.3	46.8	43.9
スリランカ民主社会主義共和国	30.1	38.1	35.2
スロバキア共和国	29.2	36.7	33.8
スロベニア共和国	32.8	40.9	38.0
セイシェル共和国	39.3	47.9	45.1
赤道ギニア共和国	39.3	47.9	45.1
セネガル共和国	39.3	47.9	45.1

セルビア共和国	29.2	36.7	33.8
セントクリストファー・ネイビス	38.3	45.0	42.1
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	38.3	46.9	44.0
セントヘレナ島	35.5	43.5	40.6
セントルシア	38.3	45.0	42.1
ソマリア民主共和国	35.5	43.5	40.6
ソロモン諸島	35.5	44.2	41.3
タークス・カイコス諸島	38.3	45.0	42.1
タイ王国	14.0	20.6	17.7
大韓民国	8.2	13.6	10.7
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	35.5	43.5	40.6
台湾	11.1	16.6	13.7
タジキスタン共和国	32.8	40.9	38.0
タンザニア連合共和国	35.5	43.5	40.6
チェコ共和国	29.2	36.7	33.8
チャド共和国	39.3	47.9	45.1
中央アフリカ共和国	39.3	47.9	45.1
中華人民共和国	13.8	20.5	17.6
チュニジア共和国	39.3	47.9	45.1
朝鮮民主主義人民共和国	62.4	72.7	69.8
チリ共和国	33.4	41.2	38.3
ツバル	35.5	44.2	41.3
ディエゴ・ガルシア	39.3	47.9	45.1
デンマーク王国	18.3	25.1	22.2
ドイツ連邦共和国	10.8	16.3	13.4
トーゴ共和国	39.3	47.9	45.1
トケラウ諸島	35.5	44.2	41.3
ドミニカ共和国	38.3	45.0	42.1
ドミニカ国	33.4	41.6	38.8
トリニダード・トバゴ共和国	38.3	46.9	44.0
トルクメニスタン	32.8	40.9	38.0
トルコ共和国	28.7	36.4	33.6

トンガ王国	35.5	44.2	41.3
ナイジェリア連邦共和国	35.5	43.5	40.6
ナウル共和国	35.5	44.2	41.3
ナミビア共和国	35.5	43.5	40.6
ニウエ	35.5	44.2	41.3
ニカラグア共和国	33.4	41.2	38.3
ニジェール共和国	35.5	43.5	40.6
ニューカレドニア	35.5	44.2	41.3
ニュージーランド	13.5	20.0	17.1
ネパール	42.2	51.3	48.4
ノーフォーク島	71.9	82.8	79.9
ノルウェー王国	13.5	20.0	17.1
バーレーン王国	35.5	43.7	40.8
ハイチ共和国	33.4	41.2	38.3
パキスタン・イスラム共和国	31.1	39.4	36.5
バチカン市国	10.8	17.1	14.2
パナマ共和国	33.4	41.6	38.8
バヌアツ共和国	35.5	44.2	41.3
バハマ国	38.3	46.9	44.0
バプアニューギニア独立国	35.5	44.2	41.3
バミューダ諸島	25.7	32.2	29.3
パラオ共和国	35.5	44.2	41.3
パラグアイ共和国	33.4	41.6	38.8
バルバドス	38.3	46.9	44.0
バレスチナ	35.5	43.7	40.8
ハワイ	4.4	10.4	7.5
ハンガリー共和国	29.2	36.7	33.8
バングラデシュ人民共和国	31.1	39.4	36.5
東ティモール民主共和国	20.5	27.5	24.6
フィジー諸島共和国	35.5	44.2	41.3
フィリピン共和国	9.7	16.0	13.1
フィンランド共和国	18.3	25.1	22.2
ブータン王国	30.1	38.4	35.6

プエルトリコ	4.4	10.4	7.5
フェロー諸島	13.5	20.0	17.1
フォークランド諸島	38.3	46.8	43.9
ブラジル連邦共和国	21.3	26.7	23.8
フランス共和国	10.8	16.8	13.9
フランス領ギアナ	33.4	41.6	38.8
フランス領ポリネシア	35.5	44.2	41.3
フランス領ワリス・フテュナ諸島	27.3	35.4	32.5
ブルガリア共和国	29.2	36.7	33.8
ブルキナファソ	35.5	43.5	40.6
ブルネイ・ダルサラーム国	20.5	27.5	24.6
ブルンジ共和国	35.5	43.5	40.6
米領サモア	35.5	44.2	41.3
米領バージン諸島	4.4	10.4	7.5
ベトナム社会主義共和国	31.8	40.3	37.4
ベナン共和国	39.3	47.9	45.1
ベネズエラ・ボリバル共和国	38.3	46.8	43.9
ベラルーシ共和国	32.8	40.9	38.0
バリーズ	33.4	41.2	38.3
ペルー共和国	21.6	28.9	26.0
ベルギー王国	16.5	23.2	20.3
ポーランド共和国	29.2	36.7	33.8
ボスニア・ヘルツェゴビナ	32.8	40.9	38.0
ボツワナ共和国	35.5	43.5	40.6
ボリビア共和国	33.4	41.2	38.3
ポルトガル共和国	13.5	20.0	17.1
香港	7.0	12.5	9.6
ホンジュラス共和国	33.4	41.6	38.8
マーシャル諸島共和国	35.5	44.2	41.3
マイヨット島	35.5	43.5	40.6
マカオ	20.5	28.1	25.2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	29.2	36.7	33.8

マダガスカル共和国	39.3	47.9	45.1
マディラ諸島	13.5	20.0	17.1
マラウイ共和国	35.5	43.5	40.6
マリ共和国	39.3	47.9	45.1
マルタ共和国	18.3	25.1	22.2
マルチニーク島	33.4	41.6	38.8
マレーシア	11.6	17.1	14.2
ミクロネシア連邦	27.3	35.4	32.5
南アフリカ共和国	35.5	43.5	40.6
南スーダン共和国	35.5	43.5	40.6
ミャンマー連邦	31.1	39.5	36.6
メキシコ合衆国	25.7	32.2	29.3
モーリシャス共和国	39.3	47.9	45.1
モーリタニア・イスラム共和国	39.3	47.9	45.1
モザンビーク共和国	39.3	47.9	45.1
モナコ公国	13.5	20.0	17.1
モルディヴ共和国	30.1	38.4	35.6
モルドバ共和国	32.8	40.9	38.0
モロッコ王国	39.3	47.9	45.1
モンゴル国	26.6	34.8	31.9
モンセラット	38.3	46.8	43.9
モンテネグロ共和国	29.2	36.7	33.8
ヨルダン・ハシミテ王国	35.5	43.7	40.8
ラオス人民民主共和国	26.6	34.8	31.9
ラトビア共和国	29.2	36.7	33.8
リトアニア共和国	32.8	40.9	38.0
リヒテンシュタイン公国	13.5	20.0	17.1
リベリア共和国	39.3	47.9	45.1
ルーマニア	32.8	40.9	38.0
ルクセンブルク大公国	10.8	16.4	13.5
ルワンダ共和国	39.3	47.9	45.1
レソト王国	35.5	43.5	40.6
レバノン共和国	39.6	47.9	45.1

レユニオン	35.5	43.5	40.6
ロシア連邦	32.8	41.1	38.2
インマルサットA e r o	202.0	206.8	204.4
インマルサットB G A N / F B / S B	68.3	79.0	76.1
インマルサットF	68.3	79.0	76.1
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	202.0	206.8	204.4
インマルサットF (H S D)	202.0	206.8	204.4
ボーダフォン (マルタ)	202.0	206.8	204.4
イリジウム衛星携帯電話	87.0	95.2	91.2
スラーヤ衛星携帯電話	61.5	69.7	65.7
備考 1 (1) 欄の料金は、(2)～(3)以外の国際通話に適用します。 2 削除 3 (2) 欄の料金は、携帯電話設備からの国際通話及び携帯電話設備、P H S 設備又は国際公衆電話設備からの第2種国際フリーダイヤル通話に適用します。 4 (3) 欄の料金は、P H S 設備からの国際通話(第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。)に適用します。 5 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。			

(イ) デジタル通信モードによる国際通話に関する料金
(単位：円)

地域	料金額	6秒までごとに
アイスランド共和国		29.3
アイルランド		29.3
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)		19.0
アラブ首長国連邦		56.3
アルゼンチン共和国		57.1
アンドラ公国		29.3
イエメン共和国		56.3
イスラエル国		56.3
イタリア共和国		29.3
インド		56.3
インドネシア共和国		21.7

ウクライナ	29. 3
ウルグアイ東方共和国	57. 1
エクアドル共和国	57. 1
エジプト・アラブ共和国	40. 7
エストニア共和国	29. 3
オーストラリア連邦	23. 3
オーストリア共和国	29. 3
オランダ王国	29. 3
カタール国	56. 3
カナダ	19. 0
カナリア諸島	29. 3
キプロス共和国	56. 3
ギリシャ共和国	29. 3
グアム	23. 3
クリスマス島	23. 3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	29. 3
クロアチア共和国	29. 3
ココス・キーリング諸島	23. 3
コスタリカ共和国	57. 1
コロンビア共和国	57. 1
サイパン	23. 3
サウジアラビア王国	56. 3
サンマリノ共和国	29. 3
ジャマイカ	57. 1
シンガポール共和国	21. 7
スイス連邦	29. 3
スウェーデン王国	29. 3
スペイン	29. 3
スペイン領北アフリカ	29. 3
スリランカ民主社会主義共和国	56. 3
スロバキア共和国	29. 3
スロベニア共和国	29. 3
セネガル共和国	40. 7

	タイ王国	21.7
	大韓民国	20.7
	台湾	20.7
	チェコ共和国	29.3
	中華人民共和国	20.7
	チリ共和国	57.1
	デンマーク王国	29.3
	ドイツ連邦共和国	29.3
	ドミニカ共和国	57.1
	トリニダード・トバゴ共和国	57.1
	トルコ共和国	29.3
	ニューカレドニア	23.3
	ニュージーランド	23.3
	ノルウェー王国	29.3
	パキスタン・イスラム共和国	56.3
	バチカン市国	29.3
	パナマ共和国	57.1
	パラグアイ共和国	57.1
	バーレーン王国	56.3
	ハワイ	19.0
	ハンガリー共和国	29.3
	フィリピン共和国	21.7
	フィンランド共和国	29.3
	プエルトリコ	57.1
	ブラジル連邦共和国	57.1
	フランス共和国	29.3
	ブルガリア共和国	29.3
	ブルネイ・ダルサラーム国	21.7
	米領バージン諸島	57.1
	ベトナム社会主義共和国	56.3
	ベラルーシ共和国	29.3
	ペルー共和国	57.1
	ベルギー王国	29.3

ポーランド共和国	29.3
ポルトガル共和国	29.3
ボリビア共和国	57.1
香港	20.7
マカオ	20.7
マディラ諸島	29.3
マルタ共和国	29.3
マレーシア	21.7
南アフリカ共和国	40.7
メキシコ合衆国	57.1
モーリシャス共和国	40.7
モナコ公国	29.3
モロッコ王国	40.7
ヨルダン・ハシミテ王国	56.3
ラトビア共和国	29.3
リトアニア共和国	29.3
リヒテンシュタイン公国	29.3
ルクセンブルク大公国	29.3
ルーマニア	29.3
ロシア連邦	29.3
インマルサットA e r o	202.0
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	202.0
インマルサットF (H S D)	202.0
ボーダフォン (マルタ)	202.0

(ウ) 国際地域指定着信課金機能 (国際フリーダイヤル) による国際通話 (第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。) に関する料金

(単位: 円)

地域	料金額 6秒までごとに
アイスランド共和国	27.2
アイルランド	27.2
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	4.4
アラブ首長国連邦	39.6

アルゼンチン共和国	25. 6
イスラエル国	36. 5
イタリア共和国	15. 1
インド	40. 0
インドネシア共和国	20. 5
ウクライナ	29. 2
ウルグアイ東方共和国	33. 4
オーストラリア連邦	11. 0
オーストリア共和国	13. 5
オランダ王国	16. 5
カナダ	5. 1
カナリア諸島	14. 9
ギリシャ共和国	17. 9
クリスマス島	11. 0
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	10. 8
ココス・キーリング諸島	11. 0
コロンビア共和国	25. 6
シンガポール共和国	10. 4
スイス連邦	16. 5
スウェーデン王国	11. 6
スペイン	14. 9
スペイン領北アフリカ	14. 9
スリランカ民主社会主義共和国	30. 1
タイ王国	14. 6
大韓民国	14. 1
台湾	14. 1
チェコ共和国	29. 2
中華人民共和国	14. 1
チリ共和国	33. 4
デンマーク王国	27. 2
ドイツ連邦共和国	10. 8
トルコ共和国	32. 6
ニュージーランド	13. 5

ノルウェー王国	17.9
バチカン市国	15.1
ハワイ	4.4
ハンガリー共和国	29.2
フィリピン共和国	14.6
フィンランド共和国	27.2
ブラジル連邦共和国	21.3
フランス共和国	10.8
ベトナム社会主義共和国	43.3
ペルー共和国	21.6
ベルギー王国	16.5
ポーランド共和国	29.2
ポルトガル共和国	17.9
香港	7.0
マレーシア	16.5
南アフリカ共和国	40.0
メキシコ合衆国	25.7
モナコ公国	17.9
ルクセンブルク大公国	10.8
ロシア連邦	32.8

81 回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ5）

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ5)」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線、他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）及び割引選択国際クレジットカード番号群（この月極割引を適用するために、あらかじめ登録したクレジットカード番号（以下この表において「割引選択国際クレジットカード番号」といいます。）により構成される番号群をいいます。）（以下この表において、割引選択回線群と割引選択国際クレジットカード番号群を併せて「割引選択回線群等」といいます。）に係る国際通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額（第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表に規定する料金により計算したものとします。）について、（ア）、（イ）及び（ウ）の表に定める契約期間においてこの月極割引を継続利用し、割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の契約期間における月間累計額の平均額（この月極割引の適用を開始した日に係る料金月の起算日から1料金月毎の累計額に係る平均額とします。以下この表において同じとします。）が（ア）、（イ）及び（ウ）の表に定める金額以上の利用を行う申出をした場合に、（ア）、（イ）及び（ウ）の表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の9種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 （ア） 契約期間が12料金月のもの 1 割引選択回線群等ごとに <table><tr><th>種類</th><th>契約期間における月間累計額の平均額</th><th>割引額</th></tr><tr><td>プラン1－1</td><td>12万円</td><td>1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.08を乗じて得た額</td></tr><tr><td>プラン1－2</td><td>30万円</td><td>1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.17を乗じて得た額</td></tr><tr><td>プラン1－3</td><td>60万円</td><td>1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額</td></tr></table> （イ） 契約期間が24料金月のもの 1 割引選択回線群等ごとに	種類	契約期間における月間累計額の平均額	割引額	プラン1－1	12万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.08を乗じて得た額	プラン1－2	30万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.17を乗じて得た額	プラン1－3	60万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額
種類	契約期間における月間累計額の平均額	割引額											
プラン1－1	12万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.08を乗じて得た額											
プラン1－2	30万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.17を乗じて得た額											
プラン1－3	60万円	1の割引選択回線群等に係る通話に関する料金の0.25を乗じて得た額											

種類	契約期間における月 間累計額の平均額	割引額
プラン 2－1	12万円	1 の割引選択回線群 等に係る通話に關する 料金に0.17を乗じて 得た額
プラン 2－2	30万円	1 の割引選択回線群 等に係る通話に關する 料金に0.25を乗じて 得た額
プラン 2－3	60万円	1 の割引選択回線群 等に係る通話に關する 料金に0.33を乗じて 得た額

(ウ) 契約期間が36料金月のもの

1 割引選択回線群等ごとに

種類	契約期間における月 間累計額の平均額	割引額
プラン 3－1	12万円	1 の割引選択回線群 等に係る通話に關する 料金に0.25を乗じて 得た額
プラン 3－2	30万円	1 の割引選択回線群 等に係る通話に關する 料金に0.33を乗じて 得た額
プラン 3－3	60万円	1 の割引選択回線群 等に係る通話に關する 料金に0.42を乗じて 得た額

イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に關する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうち、その割引選択回線群を代表する利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下イにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。

ウ 割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条

	に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。)を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは、アの表の割引額の欄の算出式の数値に次表に規定する数値を加算することとします（以下この表において「優先接続特別割引」といいます。）。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>優先接続の区分</th><th>加算する数</th></tr> <tr> <td>電話会社選択</td><td>0.03</td></tr> <tr> <td>電話会社固定</td><td>0.08</td></tr> </table>	優先接続の区分	加算する数	電話会社選択	0.03	電話会社固定	0.08
優先接続の区分	加算する数						
電話会社選択	0.03						
電話会社固定	0.08						
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線又は割引選択国際クレジットカード番号（以下この表において併せて「割引選択回線等」といいます。）に係る電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群等を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群等を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ この月極割引を選択する割引選択回線等の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)のアに規定する契約期間においてこの月極割引利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。 ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線等が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。）。 (ウ) (1)のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線等が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						

(3) 月極割引の適用

ア 割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ 優先接続特別割引の開始は、(1)のエに規定する申出について特定協定事業者からの通知により当社がその事実を確認できた日を含む料金月の翌料金月から優先接続特別割引を適用します。

エ 当社は、割引選択回線等について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。

(イ) 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(ク) (1)イの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

(コ) 割引選択国際クレジットカード番号に係るクレジットカードを発行した者との間で締結されているクレジットカードの利用に係る契約が解除されたとき。

(サ) その他(2)イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 エの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
7 エの(コ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その契約解除日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち、1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、優先接続特別割引の適用を行います。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群等を構成する各々の割引選択回線等ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線等の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、エの(ク)に規定する支払期日とします。

ケ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間

	の延長又は契約期間における月間累計額の平均額の増額を伴う場合に限りま。 （注）割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群等について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線群等について、アに規定する契約期間満了前にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及びこの月極割引を適用する期間が満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群等に係るこの月極割引適用後の国際通話に関する料金の累計額（第2の2の規定にかかわらず(6)適用料金表により算出したものとします。）を算出します。 ウ イにより算出した契約期間における割引選択回線群等に係るこの月極割引適用後の国際通話に関する料金の累計額が、(1)のアに規定する契約期間における月間累計額の平均額から(1)のアに規定する割引額を減じた金額に、契約期間を乗じて得た額を下回るときは、次に定める方法により算出した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 $\text{支払を要する額} = \left(\begin{array}{l} (1) \text{のアに規定する月間累計額の平均額} \\ (1) \text{のアに規定する月間累計額の平均額に係る(1)のアに規定する割引額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} (1) \text{のアに規定する月間累計額の平均額} \\ (1) \text{のアに規定する割引額} \end{array} \right) \times \text{契約期間} - \text{イにより算出した累計額}$ エ ウにおいて支払を要することとなる場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、既に申出を行っている(1)のアに定める期間を限度とし、契約期間の延長を申出することができます。この申出があった場合、イに定める月極割引適用後の国際通話に関する料金の累計額及びウに規定する支払を要する額の算出において、契約期間に延長期間を加算します（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を除きます。）。 オ ウにおいて支払を要さない場合であって、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から適用終了の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、既に申出を行っている契約期間についての再度の申出があったものとみなし、以後も同様とします。 （注1）エに規定する延長期間は12料金を単位とします。 （注2）(3)欄のケの規定にかかわらず、エの規定の適用を受ける場合には、契約期間の延長に伴うこの月極割引の種類の変更はできません。
(5) 1 割引選択回	ア 当社は、(3)のクの規定又は料金返還その他の場合におい

線当たりの通話に関する料金の計算	て、1 割引選択回線等当たりの国際通話（(1)のオに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 この月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金 この月極割引適用前の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金 1 割引選択回線等当たりの国際通話に関する料金 = この月極割引適用前のその割引選択回線等に係る国際通話に関する料金 × イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群等を構成するすべての割引選択回線等についてアの規定により算出した1 割引選択回線等当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。																																																																														
(6) 適用料金表	ア この月極割引を選択した場合の割引選択回線群等に係る国際通話に関する料金額は、第2の2の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 (ア) (イ)、(ウ)以外の国際通話に関する料金 (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">料金額</th><th colspan="3">6 秒までごとに</th></tr><tr><th>(1)</th><th>(2)</th><th>(3)</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td></td><td>11.0</td><td>15.1</td><td>13.3</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td></td><td>11.0</td><td>15.1</td><td>13.3</td></tr><tr><td>アゼルバイジャン共和国</td><td></td><td>19.7</td><td>24.5</td><td>22.8</td></tr><tr><td>アセンション島</td><td></td><td>23.6</td><td>28.7</td><td>27.1</td></tr><tr><td>アゾレス諸島</td><td></td><td>8.1</td><td>12.0</td><td>10.3</td></tr><tr><td>アフガニスタン・イスラム共和国</td><td></td><td>26.4</td><td>31.9</td><td>30.2</td></tr><tr><td>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</td><td></td><td>2.6</td><td>6.2</td><td>4.5</td></tr><tr><td>アラブ首長国連邦</td><td></td><td>23.8</td><td>28.7</td><td>27.1</td></tr><tr><td>アルジェリア民主人民共和国</td><td></td><td>21.3</td><td>26.1</td><td>24.4</td></tr><tr><td>アルゼンチン共和国</td><td></td><td>15.4</td><td>19.7</td><td>18.0</td></tr><tr><td>アルバ</td><td></td><td>23.0</td><td>27.0</td><td>25.3</td></tr><tr><td>アルバニア共和国</td><td></td><td>19.7</td><td>24.5</td><td>22.8</td></tr><tr><td>アルメニア共和国</td><td></td><td>19.7</td><td>24.5</td><td>22.8</td></tr><tr><td>アンギラ</td><td></td><td>23.0</td><td>27.0</td><td>25.3</td></tr></table>	地域	料金額	6 秒までごとに			(1)	(2)	(3)	アイスランド共和国		11.0	15.1	13.3	アイルランド		11.0	15.1	13.3	アゼルバイジャン共和国		19.7	24.5	22.8	アセンション島		23.6	28.7	27.1	アゾレス諸島		8.1	12.0	10.3	アフガニスタン・イスラム共和国		26.4	31.9	30.2	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		2.6	6.2	4.5	アラブ首長国連邦		23.8	28.7	27.1	アルジェリア民主人民共和国		21.3	26.1	24.4	アルゼンチン共和国		15.4	19.7	18.0	アルバ		23.0	27.0	25.3	アルバニア共和国		19.7	24.5	22.8	アルメニア共和国		19.7	24.5	22.8	アンギラ		23.0	27.0	25.3
地域	料金額			6 秒までごとに																																																																											
		(1)	(2)	(3)																																																																											
アイスランド共和国		11.0	15.1	13.3																																																																											
アイルランド		11.0	15.1	13.3																																																																											
アゼルバイジャン共和国		19.7	24.5	22.8																																																																											
アセンション島		23.6	28.7	27.1																																																																											
アゾレス諸島		8.1	12.0	10.3																																																																											
アフガニスタン・イスラム共和国		26.4	31.9	30.2																																																																											
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		2.6	6.2	4.5																																																																											
アラブ首長国連邦		23.8	28.7	27.1																																																																											
アルジェリア民主人民共和国		21.3	26.1	24.4																																																																											
アルゼンチン共和国		15.4	19.7	18.0																																																																											
アルバ		23.0	27.0	25.3																																																																											
アルバニア共和国		19.7	24.5	22.8																																																																											
アルメニア共和国		19.7	24.5	22.8																																																																											
アンギラ		23.0	27.0	25.3																																																																											

アンゴラ共和国	21.3	26.1	24.4
アンティグア・バーブーダ	23.0	28.1	26.4
アンドラ公国	18.2	23.2	21.5
イエメン共和国	23.8	28.7	27.1
イスラエル国	21.3	26.2	24.5
イタリア共和国	6.5	10.3	8.5
イラク共和国	23.8	28.7	27.1
イラン・イスラム共和国	23.8	28.7	27.1
インド	13.9	18.5	16.8
インドネシア共和国	12.3	16.5	14.8
ウガンダ共和国	21.3	26.1	24.4
ウクライナ	17.5	22.0	20.3
ウズベキスタン共和国	19.7	24.5	22.8
ウルグアイ東方共和国	20.0	24.7	23.0
英領バージン諸島	23.0	27.0	25.3
エクアドル共和国	20.0	24.7	23.0
エジプト・アラブ共和国	23.6	28.7	27.1
エストニア共和国	17.5	22.0	20.3
エスワティニ王国	21.3	26.1	24.4
エチオピア連邦民主共和国	23.6	28.7	27.1
エリトリア国	23.6	28.7	27.1
エルサルバドル共和国	20.0	24.7	23.0
オーストラリア連邦	6.6	10.1	8.4
オーストリア共和国	8.1	12.0	10.3
オマーン国	21.3	26.2	24.5
オランダ王国	9.9	13.9	12.2
オランダ領アンティール	23.0	28.1	26.4
ガーナ共和国	21.3	26.1	24.4
カーボベルデ共和国	21.3	26.1	24.4
ガイアナ協同共和国	23.0	28.1	26.4
カザフスタン共和国	19.7	24.5	22.8
カタール国	21.3	26.2	24.5
カナダ	3.1	6.7	4.9

カナリア諸島	8.9	12.9	11.2
ガボン共和国	21.3	26.1	24.4
カメルーン共和国	21.3	26.1	24.4
ガンビア共和国	23.6	28.7	27.1
カンボジア王国	18.7	23.7	22.0
ギニア共和国	23.6	28.7	27.1
ギニアビサウ共和国	23.6	28.7	27.1
キプロス共和国	21.3	26.2	24.5
キューバ共和国	20.0	25.0	23.3
ギリシャ共和国	8.1	12.0	10.3
キリバス共和国	21.3	26.5	24.8
キルギス共和国	19.7	24.5	22.8
グアテマラ共和国	20.0	25.0	23.3
グアドループ島	20.0	25.0	23.3
グアム	8.3	12.3	10.6
クウェート国	21.3	26.2	24.5
クック諸島	21.3	26.5	24.8
グリーンランド	18.2	23.2	21.5
クリスマス島	6.6	10.1	8.4
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	6.5	10.3	8.6
グレナダ	23.0	28.1	26.4
クロアチア共和国	19.7	24.5	22.8
ケイマン諸島	23.0	27.0	25.3
ケニア共和国	21.3	26.1	24.4
コートジボワール共和国	21.3	26.1	24.4
ココス・キーリング諸島	6.6	10.1	8.4
コスタリカ共和国	20.0	25.0	23.3
コソボ共和国	17.5	22.0	20.3
コモロ連合	23.6	28.7	27.1
コロンビア共和国	15.4	19.7	18.0
コンゴ共和国	23.6	28.7	27.1
コンゴ民主共和国	23.6	28.7	27.1

サイパン	8.3	12.3	10.6
サウジアラビア王国	23.8	28.7	27.1
サモア独立国	21.3	26.5	24.8
サントメ・プリンシペ民主共和国	23.6	28.7	27.1
ザンビア共和国	21.3	26.1	24.4
サンピエール島・ミクロン島	15.4	19.9	18.1
サンマリノ共和国	11.0	15.1	13.3
シエラレオネ共和国	23.6	28.7	27.1
ジブチ共和国	23.6	28.7	27.1
ジブラルタル	18.2	23.2	21.5
ジャマイカ	23.0	28.1	26.4
ジョージア	19.7	24.5	22.8
シリア・アラブ共和国	21.3	26.2	24.5
シンガポール共和国	4.8	8.0	6.2
シント・マールテン島	23.0	28.1	26.4
ジンバブエ共和国	21.3	26.1	24.4
スイス連邦	9.9	13.9	12.2
スウェーデン王国	7.0	10.8	9.1
スーダン共和国	21.3	26.1	24.4
スペイン	8.9	12.9	11.2
スペイン領北アフリカ	8.9	12.9	11.2
スリナム共和国	23.0	28.1	26.3
スリランカ民主社会主義共和国	18.1	22.9	21.1
スロバキア共和国	17.5	22.0	20.3
スロベニア共和国	19.7	24.5	22.8
セイシェル共和国	23.6	28.7	27.1
赤道ギニア共和国	23.6	28.7	27.1
セネガル共和国	23.6	28.7	27.1
セルビア共和国	17.5	22.0	20.3
セントクリストファー・ネイビス	23.0	27.0	25.3
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	23.0	28.1	26.4
セントヘレナ島	21.3	26.1	24.4

セントルシア	23.0	27.0	25.3
ソマリア民主共和国	21.3	26.1	24.4
ソロモン諸島	21.3	26.5	24.8
タークス・カイコス諸島	23.0	27.0	25.3
タイ王国	8.4	12.4	10.6
大韓民国	4.9	8.2	6.4
大リビア・アラブ社会主義人民ジャ マーヒリーヤ国	21.3	26.1	24.4
台湾	6.7	10.0	8.2
タジキスタン共和国	19.7	24.5	22.8
タンザニア連合共和国	21.3	26.1	24.4
チェコ共和国	17.5	22.0	20.3
チャド共和国	23.6	28.7	27.1
中央アフリカ共和国	23.6	28.7	27.1
中華人民共和国	8.3	12.3	10.6
チュニジア共和国	23.6	28.7	27.1
朝鮮民主主義人民共和国	37.4	43.6	41.9
チリ共和国	20.0	24.7	23.0
ツバル	21.3	26.5	24.8
ディエゴ・ガルシア	23.6	28.7	27.1
デンマーク王国	11.0	15.1	13.3
ドイツ連邦共和国	6.5	9.8	8.0
トーゴ共和国	23.6	28.7	27.1
トケラウ諸島	21.3	26.5	24.8
ドミニカ共和国	23.0	27.0	25.3
ドミニカ国	20.0	25.0	23.3
トリニダード・トバゴ共和国	23.0	28.1	26.4
トルクメニスタン	19.7	24.5	22.8
トルコ共和国	17.2	21.8	20.2
トンガ王国	21.3	26.5	24.8
ナイジェリア連邦共和国	21.3	26.1	24.4
ナウル共和国	21.3	26.5	24.8
ナミビア共和国	21.3	26.1	24.4

ニウエ	21.3	26.5	24.8
ニカラグア共和国	20.0	24.7	23.0
ニジェール共和国	21.3	26.1	24.4
ニューカレドニア	21.3	26.5	24.8
ニュージーランド	8.1	12.0	10.3
ネパール	25.3	30.8	29.0
ノーフォーク島	43.1	49.7	47.9
ノルウェー王国	8.1	12.0	10.3
バーレーン王国	21.3	26.2	24.5
ハイチ共和国	20.0	24.7	23.0
パキスタン・イスラム共和国	18.7	23.6	21.9
バチカン市国	6.5	10.3	8.5
パナマ共和国	20.0	25.0	23.3
バヌアツ共和国	21.3	26.5	24.8
バハマ国	23.0	28.1	26.4
パプアニューギニア独立国	21.3	26.5	24.8
バミューダ諸島	15.4	19.3	17.6
パラオ共和国	21.3	26.5	24.8
パラグアイ共和国	20.0	25.0	23.3
バルバドス	23.0	28.1	26.4
パレスチナ	21.3	26.2	24.5
ハワイ	2.6	6.2	4.5
ハンガリー共和国	17.5	22.0	20.3
バングラデシュ人民共和国	18.7	23.6	21.9
東ティモール民主共和国	12.3	16.5	14.8
フィジー諸島共和国	21.3	26.5	24.8
フィリピン共和国	5.8	9.6	7.9
フィンランド共和国	11.0	15.1	13.3
ブータン王国	18.1	23.0	21.4
プエルトリコ	2.6	6.2	4.5
フェロー諸島	8.1	12.0	10.3
フォークランド諸島	23.0	28.1	26.3
ブラジル連邦共和国	12.8	16.0	14.3

フランス共和国	6.5	10.1	8.3
フランス領ギアナ	20.0	25.0	23.3
フランス領ポリネシア	21.3	26.5	24.8
フランス領ワリス・フテュナ諸島	16.4	21.2	19.5
ブルガリア共和国	17.5	22.0	20.3
ブルキナファソ	21.3	26.1	24.4
ブルネイ・ダルサラーム国	12.3	16.5	14.8
ブルンジ共和国	21.3	26.1	24.4
米領サモア	21.3	26.5	24.8
米領バージン諸島	2.6	6.2	4.5
ベトナム社会主義共和国	19.1	24.2	22.4
ベナン共和国	23.6	28.7	27.1
ベネズエラ・ボリバル共和国	23.0	28.1	26.3
ベラルーシ共和国	19.7	24.5	22.8
ベリーズ	20.0	24.7	23.0
ペルー共和国	13.0	17.3	15.6
ベルギー王国	9.9	13.9	12.2
ポーランド共和国	17.5	22.0	20.3
ボスニア・ヘルツェゴビナ	19.7	24.5	22.8
ボツワナ共和国	21.3	26.1	24.4
ボリビア共和国	20.0	24.7	23.0
ポルトガル共和国	8.1	12.0	10.3
香港	4.2	7.5	5.8
ホンジュラス共和国	20.0	25.0	23.3
マーシャル諸島共和国	21.3	26.5	24.8
マイヨット島	21.3	26.1	24.4
マカオ	12.3	16.9	15.1
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	17.5	22.0	20.3
マダガスカル共和国	23.6	28.7	27.1
マディラ諸島	8.1	12.0	10.3
マラウイ共和国	21.3	26.1	24.4
マリ共和国	23.6	28.7	27.1

マルタ共和国	11.0	15.1	13.3
マルチニーク島	20.0	25.0	23.3
マレーシア	7.0	10.3	8.5
ミクロネシア連邦	16.4	21.2	19.5
南アフリカ共和国	21.3	26.1	24.4
南スーダン共和国	21.3	26.1	24.4
ミャンマー連邦	18.7	23.7	22.0
メキシコ合衆国	15.4	19.3	17.6
モーリシャス共和国	23.6	28.7	27.1
モーリタニア・イスラム共和国	23.6	28.7	27.1
モザンビーク共和国	23.6	28.7	27.1
モナコ公国	8.1	12.0	10.3
モルディヴ共和国	18.1	23.0	21.4
モルドバ共和国	19.7	24.5	22.8
モロッコ王国	23.6	28.7	27.1
モンゴル国	16.0	20.9	19.1
モンセラット	23.0	28.1	26.3
モンテネグロ共和国	17.5	22.0	20.3
ヨルダン・ハシミテ王国	21.3	26.2	24.5
ラオス人民民主共和国	16.0	20.9	19.1
ラトビア共和国	17.5	22.0	20.3
リトアニア共和国	19.7	24.5	22.8
リヒテンシュタイン公国	8.1	12.0	10.3
リベリア共和国	23.6	28.7	27.1
ルーマニア	19.7	24.5	22.8
ルクセンブルク大公国	6.5	9.8	8.1
ルワンダ共和国	23.6	28.7	27.1
レソト王国	21.3	26.1	24.4
レバノン共和国	23.8	28.7	27.1
レユニオン	21.3	26.1	24.4
ロシア連邦	19.7	24.7	22.9
インマルサットA e r o	121.2	124.1	122.7
インマルサットB G A N / F B / S	41.0	47.4	45.7

B			
インマルサット F	41.0	47.4	45.7
インマルサット B G A N / F B / S B (H S D)	121.2	124.1	122.7
インマルサット F (H S D)	121.2	124.1	122.7
ボーダフォン (マルタ)	121.2	124.1	122.7
イリジウム衛星携帯電話	52.2	57.1	54.7
スラーヤ衛星携帯電話	36.9	41.8	39.4
備考			
1 (1)の料金は、(2)～(3)以外の国際通話に適用します。			
2 削除			
3 (2)の料金は、携帯電話設備からの国際通話及び携帯電話設備、P H S 設備又は国際公衆電話設備からの第2種国際フリーダイヤル通話に適用します。			
4 (3)の料金は、P H S 設備からの国際通話(第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。)に適用します。			
5 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。			

(イ) デジタル通信モードによる国際通話に関する料金
(単位：円)

地域	料金額	6秒までごとに
アイスランド共和国		17.6
アイルランド		17.6
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)		11.4
アラブ首長国連邦		33.8
アルゼンチン共和国		34.3
アンドラ公国		17.6
イエメン共和国		33.8
イスラエル国		33.8
イタリア共和国		17.6
インド		33.8
インドネシア共和国		13.1
ウクライナ		17.6
ウルグアイ東方共和国		34.3
エクアドル共和国		34.3
エジプト・アラブ共和国		24.5

エストニア共和国	17.6
オーストラリア連邦	14.0
オーストリア共和国	17.6
オランダ王国	17.6
カタール国	33.8
カナダ	11.4
カナリア諸島	17.6
キプロス共和国	33.8
ギリシャ共和国	17.6
グアム	14.0
クリスマス島	14.0
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	17.6
クロアチア共和国	17.6
ココス・キーリング諸島	14.0
コスタリカ共和国	34.3
コロンビア共和国	34.3
サイパン	14.0
サウジアラビア王国	33.8
サンマリノ共和国	17.6
ジャマイカ	34.3
シンガポール共和国	13.1
スイス連邦	17.6
スウェーデン王国	17.6
スペイン	17.6
スペイン領北アフリカ	17.6
スリランカ民主社会主義共和国	33.8
スロバキア共和国	17.6
スロベニア共和国	17.6
セネガル共和国	24.5
タイ王国	13.1
大韓民国	12.5
台湾	12.5

チェコ共和国	17.6
中華人民共和国	12.5
チリ共和国	34.3
デンマーク王国	17.6
ドイツ連邦共和国	17.6
ドミニカ共和国	34.3
トリニダード・トバゴ共和国	34.3
トルコ共和国	17.6
ニューカレドニア	14.0
ニュージーランド	14.0
ノルウェー王国	17.6
パキスタン・イスラム共和国	33.8
バチカン市国	17.6
パナマ共和国	34.3
パラグアイ共和国	34.3
バーレーン王国	33.8
ハワイ	11.4
ハンガリー共和国	17.6
フィリピン共和国	13.1
フィンランド共和国	17.6
プエルトリコ	34.3
ブラジル連邦共和国	34.3
フランス共和国	17.6
ブルガリア共和国	17.6
ブルネイ・ダルサラーム国	13.1
米領バージン諸島	34.3
ベトナム社会主義共和国	33.8
ベラルーシ共和国	17.6
ペルー共和国	34.3
ベルギー王国	17.6
ポーランド共和国	17.6
ボリビア共和国	34.3
ポルトガル共和国	17.6

香港	12.5
マカオ	12.5
マディラ諸島	17.6
マルタ共和国	17.6
マレーシア	13.1
南アフリカ共和国	24.5
メキシコ合衆国	34.3
モーリシャス共和国	24.5
モナコ公国	17.6
モロッコ王国	24.5
ヨルダン・ハシミテ王国	33.8
ラトビア共和国	17.6
リトアニア共和国	17.6
リヒテンシュタイン公国	17.6
ルクセンブルク大公国	17.6
ルーマニア	17.6
ロシア連邦	17.6
インマルサットA e r o	121.2
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	121.2
インマルサットF (H S D)	121.2
ボーダフォン (マルタ)	121.2

(ウ) 国際地域指定着信課金機能 (国際フリーダイヤル) による国際通話 (第2種国際フリーダイヤル通話を除きます。) に関する料金

(単位: 円)

地域	料金額	6秒までごとに
アイスランド共和国		16.3
アイルランド		16.3
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)		2.6
アラブ首長国連邦		23.7
アルゼンチン共和国		15.4
イスラエル国		21.3
イタリア共和国		9.0

インド	25.0
インドネシア共和国	12.3
ウクライナ	17.5
ウルグアイ東方共和国	20.0
オーストラリア連邦	6.6
オーストリア共和国	8.1
オランダ王国	9.9
カナダ	3.1
カナリア諸島	8.9
ギリシャ共和国	10.7
クリスマス島	6.6
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	6.5
ココス・キーリング諸島	6.6
コロンビア共和国	15.4
シンガポール共和国	6.2
スイス連邦	9.9
スウェーデン王国	7.0
スペイン	8.9
スペイン領北アフリカ	8.9
スリランカ民主社会主義共和国	18.1
タイ王国	8.8
大韓民国	8.5
台湾	8.5
チェコ共和国	17.5
中華人民共和国	8.5
チリ共和国	20.0
デンマーク王国	16.3
ドイツ連邦共和国	6.5
トルコ共和国	19.5
ニュージーランド	8.1
ノルウェー王国	10.7
バチカン市国	9.0
ハワイ	2.6

ハンガリー共和国	17.5
フィリピン共和国	8.8
フィンランド共和国	16.3
ブラジル連邦共和国	12.8
フランス共和国	6.5
ベトナム社会主義共和国	26.0
ペルー共和国	13.0
ベルギー王国	9.9
ポーランド共和国	17.5
ポルトガル共和国	10.7
香港	4.2
マレーシア	9.9
南アフリカ共和国	25.0
メキシコ合衆国	15.4
モナコ公国	10.7
ルクセンブルク大公国	6.4
ロシア連邦	19.7

イ 次表に掲げる地域に係る国際通話に関する料金の月間累計額の平均額が、契約者が選択した(1)のアに定めるプランに係る約定額の1/2以上となることを契約者が申し出た場合は、次表に掲げる地域については、アの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

(単位：円)

地域	料金額 6秒までごとに
オランダ王国	7.0
シンガポール共和国	4.0
スイス連邦	7.0
大韓民国	4.4
台湾	3.8
中華人民共和国	5.0
ブラジル連邦共和国	6.0
ベルギー王国	7.0
マレーシア	5.0
ロシア連邦	12.0

	備考 1 加入電話等設備及び他社直加入電話等設備からの国際通話及び加入電話等設備又は他社直加入電話等設備からの第二種国際フリーダイヤル通話に適用します。 ウ イの適用期間については、(1)のアに規定する契約期間と同様とします。 ただし、イの適用が(1)のアに規定する契約期間の途中から開始した場合は、その適用開始日から(1)のアの契約期間満了日までとします。 エ (4)のエ及びオの規定により(1)のアに規定する契約期間が延長される場合は、イの適用期間についても同様に延長されるものとします。 オ 契約者がイの適用を受けている場合であって、割引選択回線群等について(4)のウの適用を受ける場合は、(4)のウの規定により支払を要することとされた額に加えて、次に定める方法により算出した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 $\text{支払を要する額} = \frac{\text{(1)のアに規定する月間累計額の平均額}}{\times 0.5 \times 0.3 \times \text{イの適用期間}}$

82 長期継続利用による国際通話料金の月極割引

区 分	内 容												
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による国際通話料金の月極割引」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下、この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（特定月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る国際通話（オの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。 1の割引選択回線群ごとに <table><tr><th>種 類</th><th>契約期間</th><th>割 引 額</th></tr><tr><td>(1) プラン1</td><td>12ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.03を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(2) プラン2</td><td>24ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.04を乗じて得た額</td></tr><tr><td>(3) プラン3</td><td>36ヶ月</td><td>1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.05を乗じて得た額</td></tr></table> イ この月極割引は、利用回線、携帯利用回線若しくは他社直加入電話等利用回線から行われた国際通話ごとに適用するものとし、契約者は1の割引選択回線群ごとあらかじめいずれかを選択していただきます。 ウ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引（エに規定する固定優先接続特別割引を受けている場合を含みます。以下この表において同じとします。）の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者（携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。）又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。	種 類	契約期間	割 引 額	(1) プラン1	12ヶ月	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.03を乗じて得た額	(2) プラン2	24ヶ月	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.04を乗じて得た額	(3) プラン3	36ヶ月	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.05を乗じて得た額
種 類	契約期間	割 引 額											
(1) プラン1	12ヶ月	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.03を乗じて得た額											
(2) プラン2	24ヶ月	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.04を乗じて得た額											
(3) プラン3	36ヶ月	1の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の0.05を乗じて得た額											

	エ この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときは、そのすべての利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分に係る通話に関する料金の月間累計額を合計して得た額が3千円以上の場合に、上表の割引額の欄の算出式の数値に0.05を加算することとします。（以下この表において「固定優先接続特別割引」といいます。） オ この月極割引の対象となる国際通話は特定月極割引の対象となる国際通話とします。 （注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)欄のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。 ウ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （ウ） その申出の際、現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき（特定月極割引の適用を現に受けている場合を除きます。）。 （エ） 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。 （オ） (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関

	する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 (注) 本欄エに規定する当社が別に定めるものは、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ1）とします。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ この月極割引の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合はこの月極割引を適用しません。 エ 固定優先接続特別割引の開始は(1)欄のエに規定する申出について、特定協定事業者からの通知により当社がその事実を確認できた日を含む料金月の翌料金月から固定優先接続特別割引を適用します。 オ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払い期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) 特定月極割引の廃止があったとき。

(サ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

ただし、オの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約、携帯電話等国際利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき (3に規定する場合を除きます。)又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 オの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 オの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
6 オの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

キ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知により

	その事実を確認したときは固定優先接続特別割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、固定優先接続特別割引の適用を行います。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ケ オの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はオの(ク)に規定する支払期日とします。 コ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1 料金月における特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額} = \frac{\text{当該料金月における割引選択回線の総回線数}}{\text{割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額}} \times 200\text{円}$ (イ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額}}{\text{割引率}} \times \text{割引率}$ サ 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間の延長を伴う場合に限りします。）を行うことができます。この場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 (注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。
(4) 割引選択回線群に係る月極割引の契約期間等	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアの表中に規定する契約期間とします。 ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から契約期間終了日の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。 イ 削除 ウ (3)欄のサの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する期間は変更前の種類の

	月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める月極割引は、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ2)、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ3)、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ4)及び回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ5)とします。
(5) 1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金の計算	ア 当社は、(3)欄のケの規定又は料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの国際通話((1)欄のオに規定する国際通話に限りま。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $ \begin{array}{lcl} \begin{array}{l} \text{1割引選択} \\ \text{回線当たり} \\ \text{の国際通話} \\ \text{に関する料} \\ \text{金} \end{array} & = & \frac{\begin{array}{l} \text{特定月極割引と} \\ \text{この月極割引の} \\ \text{双方を適用する} \\ \text{前のその割引選} \\ \text{択回線に係る国} \\ \text{際通話に関する} \\ \text{料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの} \\ \text{月極割引の双方を適} \\ \text{用した後の割引選択} \\ \text{回線群に係る国際通} \\ \text{話に関する料金} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{特定月極割引とこの} \\ \text{月極割引の双方を適} \\ \text{用する前の割引選択} \\ \text{回線群に係る国際通} \\ \text{話に関する料金} \end{array} \end{array} $ イ アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、アの規定により算出した1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの1割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する1割引選択回線当たりの国際通話に関する料金に加算します。 $ \begin{array}{lcl} \begin{array}{l} \text{1割引選択} \\ \text{回線当たり} \\ \text{の定額料相} \\ \text{当額} \end{array} & = & \frac{\begin{array}{l} \text{その月極割引の} \\ \text{定額料} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その月極割引適用前} \\ \text{の割引選択回線に係} \\ \text{る国際通話に関する} \\ \text{料金} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{その月極割引適用前} \\ \text{の割引選択回線群に} \\ \text{係る国際通話に関す} \\ \text{る料金} \end{array} \end{array} $

83 国際 I S D N（デジタル通信モード）高額利用による国際通話料金の月極割引

区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 「国際 I S D N（デジタル通信モード）高額利用による国際通話料金の月極割引」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（特定月極割引を選択する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線、携帯利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちすべての利用回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している旨の申出を当社に行い、当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認できた場合に、その割引選択回線群の契約者に係る国際通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>第 2 の 2 の規定により算定した国際 I S D N（デジタル通信モード）の国際通話に関する料金の月間累計額の過去 6 ヶ月間の平均額</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>30 万円以上の場合</td><td>1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.01 を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>40 万円以上の場合</td><td>1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.03 を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>50 万円以上の場合</td><td>1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.05 を乗じて得た額</td></tr> </table> イ 特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表におい	第 2 の 2 の規定により算定した国際 I S D N（デジタル通信モード）の国際通話に関する料金の月間累計額の過去 6 ヶ月間の平均額	割 引 額	30 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.01 を乗じて得た額	40 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.03 を乗じて得た額	50 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.05 を乗じて得た額
第 2 の 2 の規定により算定した国際 I S D N（デジタル通信モード）の国際通話に関する料金の月間累計額の過去 6 ヶ月間の平均額	割 引 額								
30 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.01 を乗じて得た額								
40 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.03 を乗じて得た額								
50 万円以上の場合	1 の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の 0.05 を乗じて得た額								

	て「割引選択代表回線」といいます。)の契約者(携帯電話等国際利用契約者を除きます。以下ウにおいて同じとします。)又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる国際通話は特定月極割引の対象となる国際通話とします。 (注) アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ3)
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾があるとき。 (イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と同一の者に係るものであるとき(割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。) (ウ) その申出の際、現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき(特定月極割引の適用を現に受けている場合を除きます。) (エ) 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。 (オ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 (注) 本欄ウに規定する当社が別に定めるものは、回線群を単位とする国際通話料金の月極割引(タイプ3)とします。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

- ウ この月極割引の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合はこの月極割引を適用しません。
- エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。
- (ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の承諾の取消しがあったとき。
 - (イ) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。
 - (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。
 - (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。
 - (オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。
 - (ク) (1) 欄イの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
 - (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
 - (コ) 特定月極割引の廃止があったとき。
 - (サ) その他(2) 欄イ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6 欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄から6 欄までの規定によるものとします。
- ただし、エの(コ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは携帯電話等国際利用契約の	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通

	解除があったとき（３に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	3 第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)に規定する電話等利用契約又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	4 エの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	5 エの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日をまでの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6 エの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
カ オに規定するほか、当社は、この月極割引の適用を受けている割引選択回線群を構成するすべての利用回線のうち1以上の利用回線の国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分について、当社の事業者識別番号の指定が解除された旨の申出があったとき又は当社が特定協定事業者からの通知によりその事実を確認したときはこの月極割引を廃止します。この場合、その廃止があった日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引の適用を行います。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの国際通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、エの(ク)に規定する支払期日とします。 (注) 特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群に係る国際通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。		

(4) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算

ア 当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において、1 割引選択回線当たりの国際通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l}
 \text{1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金} = \left(\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る国際通話に関する料金} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{l} \text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金} \\ \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金} \end{array}}
 \end{array}$$

イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの国際通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る国際通話に関する料金に加算します。

84 国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線又は他社直加入電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）の国際通話に関する料金の月間累計額が次表に規定する額以上になった場合に、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table border="1"> <tr> <th>第2の2の規定により算定した額の月間累計額</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>1,000円</td><td> 1の割引選択回線について、 (1) 昼間及び夜間時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額 (2) 深夜・早朝時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額 </td></tr> </table> イ 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、この月極割引を選択した場合は第2の1（適用）の規定にかかわらず、上表の深夜・早朝時間帯は以下のとおりとします。 (ア) (イ)以外の日については、「午前0時から午前10時まで及び午後7時から午後12時までの間」 (イ) 土曜日、日曜日及び祝日については、「終日」 ウ この月極割引の対象となる国際通話は、次に該当しないものに限ります。 (ア) デジタル通信モードに係る通話 (イ) 国際フリーダイヤル通話	第2の2の規定により算定した額の月間累計額	割 引 額	1,000円	1の割引選択回線について、 (1) 昼間及び夜間時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額 (2) 深夜・早朝時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
第2の2の規定により算定した額の月間累計額	割 引 額				
1,000円	1の割引選択回線について、 (1) 昼間及び夜間時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額 (2) 深夜・早朝時間帯に行われた国際通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったとしても、この申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。				

(オ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(キ) 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、この月極割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。

(ク) その他(2)欄のア又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5 ウの(オ)又は(カ)の規定により、月極割引の廃止があった	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

	とき。	
	6 ウの(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
オ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号又は他社直加入電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の4（他社直加入電話等国際利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。 (ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの国際通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の国際通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。 (注) 割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。		

85 外国の特定電話番号等への国際通話料金の月極割引

区 分	内 容				
(1) 定義等	ア 「外国の特定電話番号等への国際通話料金の月極割引」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）から特定電話番号等（電話等利用契約者があらかじめ指定した外国の電話番号等であって、その電気通信設備が外国にあるものに限り、以下この表において同じとします。）への国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象外となる通話を除きます。以下この表において同じとします。）に関する国際通話料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、電話等利用契約者が指定できる特定電話番号等の数（以下「登録可能対地数」といいます。）は次表のとおりとします。 1 利用回線ごとに <table border="1"> <tr> <th>登録可能 対地数</th><th>割 引 額</th></tr> <tr> <td>2</td><td> ① ②以外の時間帯 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にかかる法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.55を乗じて得た額 </td></tr> </table> イ この月極割引の対象となる国際通話は、次に該当しないものに限り、これを承諾します。 (ア) デジタル通信モードに係る通話 (イ) 国際フリーダイヤル通話	登録可能 対地数	割 引 額	2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にかかる法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.55を乗じて得た額
登録可能 対地数	割 引 額				
2	① ②以外の時間帯 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額 ② 土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日にかかる法律により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日の終日とします。以下この表において同じとします。）の時間帯 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に0.55を乗じて得た額				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) 加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約に係るもの（同契約約款に規定する共用契約者回線となるものを除きます。）に限り、）に係る利用回線 (イ) 通話の料金明細内訳を記録している利用回線 (ウ) 料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがない電話等利用契約者に係る利用回線 (エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない利用回線 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受				

	けるときは、その申出を承諾しません。								
(3) 月極割引の適用	ア 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 電話等利用契約者が、この月極割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がないとき。 (ク) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から5欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から5欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から5以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</td><td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡</td><td>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から5以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用								
1 2から5以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。								
2 電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。								
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。								

	があったとき。	
4	ウの(エ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
5	ウの(オ)又は(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者が、その特定電話番号等を変更するときは、変更前の特定電話番号等への国際通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号等への国際通話に関する料金についてはその変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降について、この月極割引を適用します。

カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、ウの(エ)の規定にかかわらず、以下のとおり取扱います。

(ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの国際通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。

(イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の国際通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。

キ 当社は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) この月極割引を選択している利用回線が(2)欄のイに規定する当社が別に定める他の通話料金の月極割引の適用を受ける場合の国際通話に関する料金については、この月極割引のみを適用するものとします。

(注2) 特定電話番号等への国際通話に関する料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合には、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

86 携帯電話設備からの国際通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「携帯電話設備からの国際通話料金の月極割引」とは、この月極割引を選択する割引選択回線（この月極割引を選択する携帯利用回線に係る国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる国際通話に限りです。）以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2の規定にかかわらず(4)適用料金表に規定する料金を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通話は、国際通話のうち、次に該当しないものに限りです。 (ア) デジタル通信モードに係る通話 (イ) 国際フリーダイヤル通話
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった携帯利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) 料金の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがない携帯電話等利用契約者に係る携帯利用回線 (イ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がない携帯利用回線 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に係る国際通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている携帯利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 携帯電話等国際利用契約の解除があったとき。 (イ) 国際一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) その携帯利用回線に係る電話番号の変更があった場合であって、携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (エ) 携帯電話等契約に係る利用休止があった場合であって、携帯電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) 携帯電話等国際利用契約者が、この月極割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がないとき。 (カ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお

いて、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から4欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から4欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 携帯電話等国際利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 ウの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(4) 適用料金表

この月極割引を選択した場合の割引選択回線に係る国際通話に関する料金額は、第2の2の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

(単位：円)

地域	料金額	1分までごとに
アイスランド共和国		127
アイルランド		127
アゼルバイジャン共和国		127
アセンション島		171
アゾレス諸島		119
アフガニスタン・イスラム共和国		151
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		43
アラブ首長国連邦		151
アルジェリア民主人民共和国		171
アルゼンチン共和国		65

アルバ	151
アルバニア共和国	127
アルメニア共和国	127
アンギラ	151
アンゴラ共和国	171
アンティグア・バーブーダ	151
アンドラ公国	119
イエメン共和国	151
イスラエル国	151
イタリア共和国	119
イラク共和国	151
イラン・イスラム共和国	151
インド	59
インドネシア共和国	80
ウガンダ共和国	171
ウクライナ	127
ウズベキスタン共和国	127
ウルグアイ東方共和国	69
英領バージン諸島	151
エクアドル共和国	69
エジプト・アラブ共和国	99
エストニア共和国	127
エスワティニ王国	171
エチオピア連邦民主共和国	171
エリトリア国	171
エルサルバドル共和国	69
オーストラリア連邦	83
オーストリア共和国	127
オマーン国	151
オランダ王国	119
オランダ領アンティール	151
ガーナ共和国	171
カーボベルデ共和国	171

ガイアナ協同共和国	151
カザフスタン共和国	127
カタール国	151
カナダ	73
カナリア諸島	119
ガボン共和国	171
カメルーン共和国	171
ガンビア共和国	171
カンボジア王国	88
ギニア共和国	171
ギニアビサウ共和国	171
キプロス共和国	151
キューバ共和国	151
ギリシャ共和国	119
キリバス共和国	104
キルギス共和国	127
グアテマラ共和国	151
グアドループ島	151
グアム	73
クウェート国	151
クック諸島	104
グリーンランド	119
クリスマス島	93
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連 合王国	102
グレナダ	151
クロアチア共和国	127
ケイマン諸島	151
ケニア共和国	99
コートジボワール共和国	171
ココス・キーリング諸島	93
コスタリカ共和国	151
コソボ共和国	127

コモロ連合	171
コロンビア共和国	85
コンゴ共和国	171
コンゴ民主共和国	171
サイパン	73
サウジアラビア王国	151
サモア独立国	104
サントメ・プリンシペ民主共和国	171
ザンビア共和国	171
サンピエール島・ミクロン島	93
サンマリノ共和国	127
シエラレオネ共和国	171
ジブチ共和国	171
ジブラルタル	119
ジャマイカ	151
ジョージア	127
シリア・アラブ共和国	151
シンガポール共和国	80
シント・マールテン島	151
ジンバブエ共和国	171
スイス連邦	119
スウェーデン王国	119
スーダン共和国	171
スペイン	119
スペイン領北アフリカ	119
スリナム共和国	164
スリランカ民主社会主義共和国	85
スロバキア共和国	127
スロベニア共和国	127
セイシェル共和国	171
赤道ギニア共和国	171
セネガル共和国	171
セルビア共和国	127

セントクリストファー・ネイビス	151
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	151
セントヘレナ島	171
セントルシア	151
ソマリア民主共和国	171
ソロモン諸島	104
タークス・カイコス諸島	151
タイ王国	79
大韓民国	57
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国	171
台湾	66
タジキスタン共和国	127
タンザニア連合共和国	171
チェコ共和国	127
チャド共和国	171
中央アフリカ共和国	171
中華人民共和国	66
チュニジア共和国	171
朝鮮民主主義人民共和国	120
チリ共和国	69
ツバル	104
ディエゴ・ガルシア	171
デンマーク王国	127
ドイツ連邦共和国	107
トーゴ共和国	171
トケラウ諸島	104
ドミニカ共和国	85
ドミニカ国	85
トリニダード・トバゴ共和国	151
トルクメニスタン	127
トルコ共和国	119
トンガ王国	104

ナイジェリア連邦共和国	99
ナウル共和国	104
ナミビア共和国	171
ニウエ	104
ニカラグア共和国	69
ニジェール共和国	171
ニューカレドニア	104
ニュージーランド	83
ネパール	85
ノーフォーク島	130
ノルウェー王国	119
バーレーン王国	151
ハイチ共和国	69
パキスタン・イスラム共和国	151
バチカン市国	119
パナマ共和国	151
バヌアツ共和国	104
バハマ国	151
パプアニューギニア独立国	104
バミューダ諸島	93
パラオ共和国	104
パラグアイ共和国	85
バルバドス	151
パレスチナ	151
ハワイ	43
ハンガリー共和国	127
バングラデシュ人民共和国	151
東ティモール民主共和国	130
フィジー諸島共和国	104
フィリピン共和国	78
フィンランド共和国	127
ブータン王国	151
プエルトリコ	151

フェロー諸島	119
フォークランド諸島	164
ブラジル連邦共和国	49
フランス共和国	107
フランス領ギアナ	151
フランス領ポリネシア	104
フランス領ワリス・フテュナ諸島	93
ブルガリア共和国	127
ブルキナファソ	171
ブルネイ・ダルサラーム国	80
ブルンジ共和国	171
米領サモア	104
米領バージン諸島	151
ベトナム社会主義共和国	88
ベナン共和国	171
ベネズエラ・ボリバル共和国	91
ベラルーシ共和国	127
ベリーズ	69
ペルー共和国	69
ベルギー王国	119
ポーランド共和国	127
ボスニア・ヘルツェゴビナ	127
ボツワナ共和国	171
ボリビア共和国	69
ポルトガル共和国	119
香港	71
ホンジュラス共和国	151
マーシャル諸島共和国	104
マイヨット島	171
マカオ	84
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	127
マダガスカル共和国	171
マディラ諸島	119

マラウイ共和国	171
マリ共和国	171
マルタ共和国	127
マルチニーク島	151
マレーシア	80
ミクロネシア連邦	93
南アフリカ共和国	99
南スーダン共和国	171
ミャンマー連邦	88
メキシコ合衆国	85
モーリシャス共和国	171
モーリタニア・イスラム共和国	171
モザンビーク共和国	171
モナコ公国	119
モルディヴ共和国	151
モルドバ共和国	127
モロッコ王国	171
モンゴル国	88
モンセラット	164
モンテネグロ共和国	127
ヨルダン・ハシミテ王国	151
ラオス人民民主共和国	88
ラトビア共和国	127
リトアニア共和国	127
リヒテンシュタイン公国	119
リベリア共和国	171
ルーマニア	127
ルクセンブルク大公国	127
ルワンダ共和国	171
レソト王国	171
レバノン共和国	151
レユニオン	171
ロシア連邦	127

インマルサットA e r o	800
インマルサットB G A N / F B / S B	380
インマルサットF	380
インマルサットB G A N / F B / S B （H S D）	800
インマルサットF （H S D）	800
ボーダフォン （マルタ）	800
イリジウム衛星携帯電話	380
スラーヤ衛星携帯電話	275
備考	
1 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。	

87 国際 I S D N 通話料金の月極呼ごと割引

区 分	内 容																																																														
(1) 定義等	ア 「国際 I S D N通話料金の月極呼ごとと割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線（この月極呼ごとと割引を選択する総合デジタル通信設備に係る利用回線又は総合デジタル通信設備に係る他社直加入電話等利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）のデジタル通信モードによる国際通話に関する料金を、1 通話ごとにその通話時間長に応じてイに規定する料金額を適用することをいいます。 1 割引回線ごとに <table><tr><td>定額料</td></tr><tr><td>月額 1,000円</td></tr></table> イ この月極呼ごとと割引を選択した場合のデジタル通信モードによる国際通話に関する料金額は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 (1) (2)以外のデジタル通信モードによる国際通話 <table><tr><th>料金額 地域</th><th>最初の 1 分まで 6 秒までご とに</th><th>最初の 1 分経過後 30分まで 6 秒まで ごとに</th><th>最初の 30 分経過後 60分まで 6 秒まで ごとに</th><th>60分経過 以降 6 秒 までごと に</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td>34円</td><td>25円</td><td>22円</td><td>18円</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td>34円</td><td>25円</td><td>22円</td><td>18円</td></tr><tr><td>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</td><td>26円</td><td>16円</td><td>14円</td><td>12円</td></tr><tr><td>アラブ首長国連邦</td><td>42円</td><td>32円</td><td>29円</td><td>24円</td></tr><tr><td>アルゼンチン共和国</td><td>46円</td><td>35円</td><td>31円</td><td>26円</td></tr><tr><td>アンドラ公国</td><td>34円</td><td>25円</td><td>22円</td><td>18円</td></tr><tr><td>イエメン共和国</td><td>42円</td><td>32円</td><td>29円</td><td>24円</td></tr><tr><td>イスラエル国</td><td>42円</td><td>32円</td><td>29円</td><td>24円</td></tr><tr><td>イタリア共和国</td><td>34円</td><td>25円</td><td>22円</td><td>18円</td></tr><tr><td>インド</td><td>42円</td><td>32円</td><td>29円</td><td>24円</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>28円</td><td>17円</td><td>15円</td><td>13円</td></tr></table>	定額料	月額 1,000円	料金額 地域	最初の 1 分まで 6 秒までご とに	最初の 1 分経過後 30分まで 6 秒まで ごとに	最初の 30 分経過後 60分まで 6 秒まで ごとに	60分経過 以降 6 秒 までごと に	アイスランド共和国	34円	25円	22円	18円	アイルランド	34円	25円	22円	18円	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	26円	16円	14円	12円	アラブ首長国連邦	42円	32円	29円	24円	アルゼンチン共和国	46円	35円	31円	26円	アンドラ公国	34円	25円	22円	18円	イエメン共和国	42円	32円	29円	24円	イスラエル国	42円	32円	29円	24円	イタリア共和国	34円	25円	22円	18円	インド	42円	32円	29円	24円	インドネシア	28円	17円	15円	13円
定額料																																																															
月額 1,000円																																																															
料金額 地域	最初の 1 分まで 6 秒までご とに	最初の 1 分経過後 30分まで 6 秒まで ごとに	最初の 30 分経過後 60分まで 6 秒まで ごとに	60分経過 以降 6 秒 までごと に																																																											
アイスランド共和国	34円	25円	22円	18円																																																											
アイルランド	34円	25円	22円	18円																																																											
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	26円	16円	14円	12円																																																											
アラブ首長国連邦	42円	32円	29円	24円																																																											
アルゼンチン共和国	46円	35円	31円	26円																																																											
アンドラ公国	34円	25円	22円	18円																																																											
イエメン共和国	42円	32円	29円	24円																																																											
イスラエル国	42円	32円	29円	24円																																																											
イタリア共和国	34円	25円	22円	18円																																																											
インド	42円	32円	29円	24円																																																											
インドネシア	28円	17円	15円	13円																																																											

共和国				
ウクライナ	34円	25円	22円	18円
ウルグアイ東 方共和国	46円	35円	31円	26円
エクアドル共 和国	46円	35円	31円	26円
エジプト・ア ラブ共和国	46円	35円	31円	26円
エストニア共 和国	34円	25円	22円	18円
オーストラリ ア連邦	29円	19円	17円	14円
オーストリア 共和国	34円	25円	22円	18円
オランダ王国	34円	25円	22円	18円
カタール国	42円	32円	29円	24円
カナダ	26円	16円	14円	12円
カナリア諸島	34円	25円	22円	18円
キプロス共和 国	42円	32円	29円	24円
ギリシャ共和 国	34円	25円	22円	18円
グアム	29円	19円	17円	14円
クリスマス島	29円	19円	17円	14円
グレート・ブ リテンおよび 北部アイルラ ンド連合王国	34円	25円	22円	18円
クロアチア共 和国	34円	25円	22円	18円
ココス・キー リング諸島	29円	19円	17円	14円
コスタリカ共 和国	46円	35円	31円	26円
コロンビア共 和国	46円	35円	31円	26円
サイパン	29円	19円	17円	14円
サウジアラビ ア王国	42円	32円	29円	24円

サンマリノ共和国	34円	25円	22円	18円
ジャマイカ	46円	35円	31円	26円
シンガポール共和国	28円	17円	15円	13円
スイス連邦	34円	25円	22円	18円
スウェーデン王国	34円	25円	22円	18円
スペイン	34円	25円	22円	18円
スペイン領北アフリカ	34円	25円	22円	18円
スリランカ民主社会主義共和国	42円	32円	29円	24円
スロバキア共和国	34円	25円	22円	18円
スロベニア共和国	34円	25円	22円	18円
セネガル共和国	46円	35円	31円	26円
タイ王国	28円	17円	15円	13円
大韓民国	27円	16円	14円	12円
台湾	27円	16円	14円	12円
チェコ共和国	34円	25円	22円	18円
中華人民共和国	27円	16円	14円	12円
チリ共和国	46円	35円	31円	26円
デンマーク王国	34円	25円	22円	18円
ドイツ連邦共和国	34円	25円	22円	18円
ドミニカ共和国	46円	35円	31円	26円
トリニダード・トバゴ共和国	46円	35円	31円	26円
トルコ共和国	34円	25円	22円	18円
ニューカレドニア	29円	19円	17円	14円

ニュージーランド	29円	19円	17円	14円
ノルウェー王国	34円	25円	22円	18円
パキスタン・イスラム共和国	42円	32円	29円	24円
バチカン市国	34円	25円	22円	18円
パナマ共和国	46円	35円	31円	26円
パラグアイ共和国	46円	35円	31円	26円
バーレーン王国	42円	32円	29円	24円
ハワイ	26円	16円	14円	12円
ハンガリー共和国	34円	25円	22円	18円
フィリピン共和国	28円	17円	15円	13円
フィンランド共和国	34円	25円	22円	18円
プエルトリコ	46円	35円	31円	26円
ブラジル連邦共和国	46円	35円	31円	26円
フランス共和国	34円	25円	22円	18円
ブルガリア共和国	34円	25円	22円	18円
ブルネイ・ダルサラーム国	28円	17円	15円	13円
米領バージン諸島	46円	35円	31円	26円
ベトナム社会主義共和国	42円	32円	29円	24円
ベラルーシ共和国	34円	25円	22円	18円
ペルー共和国	46円	35円	31円	26円
ベルギー王国	34円	25円	22円	18円
ポーランド共和国	34円	25円	22円	18円

ボリビア共和国	46円	35円	31円	26円
ポルトガル共和国	34円	25円	22円	18円
香港	27円	16円	14円	12円
マカオ	27円	16円	14円	12円
マディラ諸島	34円	25円	22円	18円
マルタ共和国	34円	25円	22円	18円
マレーシア	28円	17円	15円	13円
南アフリカ共和国	46円	35円	31円	26円
メキシコ合衆国	46円	35円	31円	26円
モーリシャス共和国	46円	35円	31円	26円
モナコ公国	34円	25円	22円	18円
モロッコ王国	46円	35円	31円	26円
ヨルダン・ハシミテ王国	42円	32円	29円	24円
ラトビア共和国	34円	25円	22円	18円
リトアニア共和国	34円	25円	22円	18円
リヒテンシュタイン公国	34円	25円	22円	18円
ルクセンブルク大公国	34円	25円	22円	18円
ルーマニア	34円	25円	22円	18円
ロシア連邦	34円	25円	22円	18円
インマルサットAero	101円	75円	66円	54円
インマルサットBGAN/FB/SB(HSD)	101円	75円	66円	54円
インマルサットF(HSD)	101円	75円	66円	54円
ボーダフォン(マルタ)	101円	75円	66円	54円

	(2) 削除				
(2) 承諾	ア 当社は、この月極呼ごと割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線又は他社直加入電話等利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) 第28条の3（デジタル通信モードによる国際通話の利用登録）に規定する利用登録を行った利用回線又は他社直加入電話等利用回線 (イ) 電話等サービスに係る料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがない契約者に係る利用回線又は他社直加入電話等利用回線 (ウ) その他この月極呼ごと割引を適用することについて当社の業務遂行上著しい支障がない利用回線又は他社直加入電話等利用回線 イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の通話料金の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア この月極呼ごと割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 イ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極呼ごと割引を廃止します。 (ア) 電話等利用契約又は他社直加入電話等国際利用契約の解除があったとき。 (イ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (ウ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (エ) その割引選択回線に係る契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (オ) 加入電話等契約について利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) 電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者が、この月極呼ごと割引適用後の割引選択回線に係る国際通話に関する料金について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき。 (キ) その他(2)欄に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 ウ この月極呼ごと割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極呼ごと割引の廃止後2欄から5欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から5欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月極呼ごと割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2から5以外により、月極呼ごと割引</td><td>この月極呼ごと割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に</td></tr> </table>	区 分	月極呼ごと割引の適用	1 2から5以外により、月極呼ごと割引	この月極呼ごと割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に
区 分	月極呼ごと割引の適用				
1 2から5以外により、月極呼ごと割引	この月極呼ごと割引の廃止日を含む料金月の末日までの国際通話に				

の廃止があったとき。	関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。
2 電話等利用契約若しくは他社直加入電話等契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は継承日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。
4 イの（オ）の規定によりこの月極呼ごと割引の廃止があったとき。	その廃止日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。
5 イの（エ）又は（カ）の規定によりこの月極呼ごと割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの国際通話に関する料金について、この月極呼ごと割引を適用します。

エ この月極割引を選択している利用回線又は他社直加入電話等利用回線に係る契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）、又は第45条の4（他社直加入電話等国際利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、イの（エ）の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。

（ア） その契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの国際通話に関する料金に限りこの月極呼ごと割引を適用します。

（イ） その契約者回線番号の変更日以降の国際通話に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極呼ごと割引を適用します。

オ 選択割引回線の電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際契約者は、この月極呼ごと割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は一時停止があったときその他国際電話等サービスを利用できなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払を要します。

ただし、その割引選択回線について、電話等利用契約者又は他社直加入電話等国際契約者の責めによらない理由によ

り、1 料金月のすべての日にわたって、国際電話等サービスをまったく利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい障害が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注 1）定額料については、日割りは行いません。

（注 2）割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に 1 円未満の端数が生じた場合は、通則 7 の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

88 国際通話の通話料金の月極割引

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「国際通話の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線（この月極割引を選択する利用回線をいいます。以下この表において同じとします。）における特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信契約約款に定める優先接続の取り扱いにおいて、電話会社固定に係る国際通話の通話区分又は国際通信の通信区分（以下この表において、「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に、割引選択回線に係る国際通話（イの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りします。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定にかかわらず、(4)適用料金表に規定する料金を適用することをいいます。 イ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの国際通話（デジタル通信モードは除きます）であって、次に該当しないものに限りします。 (ア) 地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、メンバーズネット機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 (イ) 携帯電話設備、PHS設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 (ウ) 削除
(2) 承諾	ア 当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった割引選択回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 (ア) その申出のあった割引選択回線が、加入電話設備又は総合デジタル通信設備（特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約及び第2種契約に係るものに限りします。）に係る利用回線であるとき。 (イ) 「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」及び「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」の提供を受けることについて当社の承諾を受けているまたは受ける利用回線 (ウ) その申出のあった割引選択回線が、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定しているとき又は指定するとき。 (エ) その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 (オ) その申出のあった割引選択回線に係る電話等利用契約者が、その料金の支払いを現に怠り又は怠る恐れがないとき。 (カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

	イ アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」及び当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 （注）イに規定する当社が別に定めるものは、「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」「回線群を単位とする定額時間によるフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」及び「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」とします。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線に関する料金の適用は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。 ウ 当社は、各固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを確認できた場合には、その確認ができた日を含む料金月の翌料金月において、この月極割引の適用を行います。 エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 電話等利用契約の解除があったとき。 （イ） 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （エ） その選択割引回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき （オ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ） 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （キ） その他(2)欄ア（ウ）を除きます）又はイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後、2欄から4欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から4欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月
区 分	月極割引の適用				
1 2から4以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月				

		<table><tr><td></td><td>極割引を適用します。</td></tr><tr><td>2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</td><td>その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>3 エの(エ)または(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</td><td>その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table>		極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 エの(エ)または(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。								
	極割引を適用します。																	
2 電話等利用契約の解除があったとき又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																	
3 エの(エ)または(オ)規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																	
4 共用契約者回線に指定された場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。	その共用契約者回線に指定された日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。																	
	カ この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、約款第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったときは、エの(エ)の規定にかかわらず、次のとおり取扱います。 (ア) その電話番号又は契約者回線番号の変更日を含む料金月については、電話番号又は契約者回線番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) その電話番号又は契約者回線番号の変更日以降の通話に関する料金については、電話番号又は契約者回線番号に変更日を含む料金月以降、この月極割引を適用します。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。																	
(4) 適用料金表	ア この月極割引を選択した場合の割引選択回線に係る国際通話に関する料金額は、第2の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 イ 前項の規定により適用された料金額については、(2)のアの(イ)の規定にかかわらず、「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」の(1)のアの表(イ)に規定する割引は行いません。 (単位：円) <table><tr><th>地域</th><th>料金額 1分まで ごとに</th></tr><tr><td>アイスランド共和国</td><td>92</td></tr><tr><td>アイルランド</td><td>92</td></tr><tr><td>アゼルバイジャン共和国</td><td>102</td></tr><tr><td>アセンション島</td><td>180</td></tr><tr><td>アゾレス諸島</td><td>75</td></tr><tr><td>アフガニスタン・イスラム共和国</td><td>213</td></tr><tr><td>アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）</td><td>9</td></tr></table>		地域	料金額 1分まで ごとに	アイスランド共和国	92	アイルランド	92	アゼルバイジャン共和国	102	アセンション島	180	アゾレス諸島	75	アフガニスタン・イスラム共和国	213	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9
地域	料金額 1分まで ごとに																	
アイスランド共和国	92																	
アイルランド	92																	
アゼルバイジャン共和国	102																	
アセンション島	180																	
アゾレス諸島	75																	
アフガニスタン・イスラム共和国	213																	
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9																	

アラブ首長国連邦	113
アルジェリア民主人民共和国	128
アルゼンチン共和国	115
アルバ	113
アルバニア共和国	203
アルメニア共和国	203
アンギラ	113
アンゴラ共和国	128
アンティグア・バーブーダ	113
アンドラ公国	42
イエメン共和国	159
イスラエル国	113
イタリア共和国	75
イラク共和国	227
イラン・イスラム共和国	227
インド	105
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	128
ウクライナ	102
ウズベキスタン共和国	102
ウルグアイ東方共和国	115
英領バージン諸島	113
エクアドル共和国	115
エジプト・アラブ共和国	128
エストニア共和国	102
エスワティニ王国	128
エチオピア連邦民主共和国	180
エリトリア国	180
エルサルバドル共和国	115
オーストラリア連邦	50
オーストリア共和国	75
オマーン国	113
オランダ王国	75

オランダ領アンティール	113
ガーナ共和国	128
カーボベルデ共和国	128
ガイアナ協同共和国	115
カザフスタン共和国	102
カタール国	113
カナダ	15
カナリア諸島	75
ガボン共和国	128
カメルーン共和国	128
ガンビア共和国	128
カンボジア王国	80
ギニア共和国	180
ギニアビサウ共和国	257
キプロス共和国	113
キューバ共和国	113
ギリシャ共和国	75
キリバス共和国	160
キルギス共和国	102
グアテマラ共和国	115
グアドループ島	113
グアム	40
クウェート国	113
クック諸島	160
グリーンランド	92
クリスマス島	72
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連 合王国	20
グレナダ	113
クロアチア共和国	102
ケイマン諸島	113
ケニア共和国	128
コートジボワール共和国	180

ココス・キーリング諸島	72
コスタリカ共和国	115
コソボ共和国	102
コモロ連合	128
コロンビア共和国	115
コンゴ共和国	257
コンゴ民主共和国	257
サイパン	40
サウジアラビア王国	113
サモア独立国	160
サントメ・プリンシペ民主共和国	257
ザンビア共和国	128
サンピエール島・ミクロン島	78
サンマリノ共和国	92
シエラレオネ共和国	180
ジブチ共和国	128
ジブラルタル	92
ジャマイカ	113
ジョージア	102
シリア・アラブ共和国	113
シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	113
ジンバブエ共和国	128
スイス連邦	75
スウェーデン王国	75
スーダン共和国	128
スペイン	75
スペイン領北アフリカ	75
スリナム共和国	115
スリランカ民主社会主義共和国	107
スロバキア共和国	102
スロベニア共和国	102
セイシェル共和国	257

赤道ギニア共和国	180
セネガル共和国	128
セルビア共和国	102
セントクリストファー・ネイビス	113
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	113
セントヘレナ島	128
セントルシア	113
ソマリア民主共和国	128
ソロモン諸島	160
タークス・カイコス諸島	113
タイ王国	45
大韓民国	30
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	128
台湾	30
タジキスタン共和国	102
タンザニア連合共和国	128
チェコ共和国	102
チャド共和国	257
中央アフリカ共和国	128
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	180
朝鮮民主主義人民共和国	62
チリ共和国	115
ツバル	160
ディエゴ・ガルシア	257
デンマーク王国	75
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	128
トケラウ諸島	160
ドミニカ共和国	113
ドミニカ国	113
トリニダード・トバゴ共和国	157

トルクメニスタン	102
トルコ共和国	92
トンガ王国	160
ナイジェリア連邦共和国	128
ナウル共和国	160
ナミビア共和国	128
ニウエ	160
ニカラグア共和国	115
ニジェール共和国	128
ニューカレドニア	160
ニュージーランド	72
ネパール	107
ノーフォーク島	80
ノルウェー王国	75
バーレーン王国	113
ハイチ共和国	113
パキスタン・イスラム共和国	107
バチカン市国	75
パナマ共和国	115
バヌアツ共和国	160
バハマ国	159
パプアニューギニア独立国	80
バミューダ諸島	157
パラオ共和国	160
パラグアイ共和国	115
バルバドス	113
パレスチナ	113
ハワイ	9
ハンガリー共和国	102
バングラデシュ人民共和国	107
東ティモール民主共和国	127
フィジー諸島共和国	160
フィリピン共和国	35

フィンランド共和国	75
ブータン王国	107
プエルトリコ	113
フェロー諸島	92
フォークランド諸島	230
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	115
フランス領ポリネシア	160
フランス領ワリス・フテュナ諸島	160
ブルガリア共和国	102
ブルキナファソ	128
ブルネイ・ダルサラーム国	63
ブルンジ共和国	128
米領サモア	80
米領バージン諸島	113
ベトナム社会主義共和国	90
ベナン共和国	128
ベネズエラ・ボリバル共和国	115
ベラルーシ共和国	102
ベリーズ	115
ペルー共和国	105
ベルギー王国	75
ポーランド共和国	102
ボスニア・ヘルツェゴビナ	102
ボツワナ共和国	128
ボリビア共和国	115
ポルトガル共和国	75
香港	30
ホンジュラス共和国	115
マーシャル諸島共和国	112
マイヨット島	128
マカオ	72

マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	102
マダガスカル共和国	180
マディラ諸島	75
マラウイ共和国	128
マリ共和国	128
マルタ共和国	92
マルチニーク島	113
マレーシア	60
ミクロネシア連邦	80
南アフリカ共和国	128
南スーダン共和国	128
ミャンマー連邦	80
メキシコ合衆国	78
モーリシャス共和国	128
モーリタニア・イスラム共和国	128
モザンビーク共和国	128
モナコ公国	42
モルディヴ共和国	107
モルドバ共和国	102
モロッコ王国	128
モンゴル国	77
モンセラット	113
モンテネグロ共和国	102
ヨルダン・ハシミテ王国	113
ラオス人民民主共和国	107
ラトビア共和国	102
リトアニア共和国	102
リヒテンシュタイン公国	92
リベリア共和国	128
ルーマニア	102
ルクセンブルク大公国	92
ルワンダ共和国	128
レソト王国	128

	レバノン共和国	113
	レユニオン	128
	ロシア連邦	102
	インマルサットA e r o	686
	インマルサットB G A N / F B / S B	210
	インマルサットF	210
	インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	686
	インマルサットF (H S D)	686
	ボーダフォン (マルタ)	686
	イリジウム衛星携帯電話	378
	スラーヤ衛星携帯電話	273
	備考	
	1 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取り扱いません。	

89 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ1）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ1）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が50万円（55万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、

	その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。				
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合はそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
区 分	月極割引の適用				
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。				

	2	電話等利用契約の解除があったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	その契約解除日又は利用の一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	3	第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	4	ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	5	ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	6	ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。		
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。 ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 （ア） 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。		

	$\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{(1)のアに定める契約期間}} \times 2,000\text{円}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします $\text{最低基準額②} = \text{(1)のアに定める契約期間} \times 50\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} - \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限りします。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$

90 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ2）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ2）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から12料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が4,000円（4,400円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が100万円（110万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.2を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は

	怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除が</td><td>その契約解除日又は利用の</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の
区 分	月極割引の適用						
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の						

		あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。		
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。 ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。		

	$\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{回線数}} \times 4,000\text{円} \times \frac{\text{(1)のアに定める契約期間}}{\text{契約期間}}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりします $\text{最低基準額②} = \frac{\text{(1)のアに定める契約期間}}{\text{契約期間}} \times 100\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$

91 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ3）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ3）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が20万円（22万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.1を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は

	怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除が</td><td>その契約解除日又は利用の</td></tr> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の
区 分	月極割引の適用						
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の						

		あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限りま）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。		
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。 ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。		

	$\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{回線数}} \times 2,000\text{円} \times \text{(1)のアに定める契約期間}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりします $\text{最低基準額②} = \text{(1)のアに定める契約期間} \times 20\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$

92 回線群を単位とする区域内通話料金の月極割引

区 分	内 容		
(1) 定義等	ア 「回線群を単位とする区域内通話料金の月極割引」とは、別に定める条件を満たす場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限りです。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 割引選択回線群ごとに <table><tr><td>割引率</td></tr><tr><td>0.11</td></tr></table> イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話に限りです）であって、次に該当しないものに限りです。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話	割引率	0.11
割引率			
0.11			
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、1 の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4) 欄のイの規定に該当する電気通信事業者であって、当社と別に定める契約を取り交わしているとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき （エ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。		
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含		

む料金月の翌料金月からとします。

ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する
場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。

(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消し
があったとき。

(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。

(ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。

(エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。

(オ) その割引選択回線に係る電話番号又は契約者回線番号
の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出
があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

(カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デ
ジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合で
あって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社
がその事実を知ったとき。

(キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、
電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事
実を知ったとき。

(ク) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引
適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関す
る料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一
括して支払わないとき。

(ケ) (4) 欄のコの規定その他割引選択代表回線の電話等利
用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの
月極割引の廃止があったとき。

(コ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさ
なくなったとき。

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次
表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内にお
いて、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から6
欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2 欄か
ら6 欄までの規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2 から6 以外によ り、月極割引の廃止 があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の 末日までの通話に関する料金につ いて、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の 解除があったとき (3 に規定する場合 を除きます。)又は一 般電話等サービスの 利用の一時中断があ ったとき。	その契約解除日又は利用の一時中 断の日までの通話に関する料金に ついて、この月極割引を適用しま す。
3 第12条(電話加入 権等の譲渡に伴う電 話等利用契約の取扱 い)に規定する電話 等利用契約の解除又	その契約解除日又は承認日を含む 料金月の前料金月の末日までの通 話に関する料金について、この月 極割引を適用します。

	は電話等利用権の譲渡があったとき。 <table border="1"> <tr> <td>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> </table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(ク)に規定する支払期日とします。 (注) 割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、別に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。 ウ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(ク)のいずれかに該当する場合が生じたとき。 (イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。						
(5) その他の適用	ア 当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。 イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお						

	支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に当社から請求しなお願いします。 ウ イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおすすめときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。

93 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ4）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ4）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から12料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が20万円（22万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は

	怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除が</td><td>その契約解除日又は利用の</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の
区 分	月極割引の適用						
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の						

		あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。		
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。 ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。		

	$\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{(1)のアに定める契約期間}} \times 2,000\text{円}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額②} = \text{(1)のアに定める契約期間} \times 20\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} - \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に限りします。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$

94 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ5）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ5）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が2,000円（2,200円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が30万円（33万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.12を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア） 当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ） 携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ） 割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ） その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ） （1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は

	怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除が</td><td>その契約解除日又は利用の</td></tr> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の
区 分	月極割引の適用						
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の						

	<table><tr><td>あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。</td><td>一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。</td><td>その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr><tr><td>6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table> オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。	あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。										
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。 ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 （ア） 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。										

	$\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{(1)のアに定める契約期間}} \times 2,000\text{円}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額②} = \text{(1)のアに定める契約期間} \times 30\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金} - \text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に限りします。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}$

95 長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ6）

区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「長期継続利用による区域内通話料金の月極割引（タイプ6）」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、割引選択回線の契約者から36料金月継続して利用を行う申出により、イに規定する割引を行うことをいいます。 イ 電話等利用契約者の割引選択回線群に係る各割引選択回線の通話に関する料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が3,000円（3,300円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）であって、その割引選択回線群に係る料金（この月極割引の対象となる割引適用前の通話料金に限ります。）の月間累計額の平均が30万円（33万円）以上（アに規定する契約期間内での平均とします。）の利用を行う申出をした場合、1の割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計額に0.13を乗じて得た額を割り引くこととします。 ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの区域内通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ）携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行う通話
(2) 承諾	ア この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ）割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ）その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （エ）（1）欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は

	怠るおそれがないとき。 (オ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった割引選択回線がこの通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。						
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 (ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。 (ウ) 一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 (エ) 電話等利用権の譲渡があったとき。 (オ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (カ) その割引選択回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (キ) 加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 (ク) この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (ケ) 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 (コ) その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から6欄までの規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ2欄から6欄までの規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>月極割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr> <tr> <td>2 電話等利用契約の解除が</td><td>その契約解除日又は利用の</td></tr> </tbody> </table>	区 分	月極割引の適用	1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の
区 分	月極割引の適用						
1 2から6以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除が	その契約解除日又は利用の						

		あったとき（3に規定する場合を除きます。）又は一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。	一時中断の日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		3 第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		4 ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		5 ウの(カ)又は(キ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
		6 ウの(ク)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(ク)に規定する支払期日とします。 ただし、この月額割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する他の月額割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。		
(4) その他の適用	ア 割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアに規定する契約期間とします。 イ 割引選択回線の1の契約者に係る全ての割引選択回線についてアに規定する適用期間内にこの月極割引の廃止を行う場合（当社から行うこの月極割引の廃止の場合を含みます。）及び月極割引を適用する期間を満了する場合、当社は契約期間における割引選択回線群に係る累計額等を算出します。 ウ 割引選択回線群に係る累計額等が次に定める方法により算出した最低基準額①②をどちらか一方でも超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 (ア) 最低基準額①の算出方法は以下のとおりとします。		

	$\text{最低基準額①} = \frac{\text{契約期間における割引選択回線の総累計回線数}}{\text{(1)のアに定める契約期間}} \times 3,000\text{円}$ 最低基準額①から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (イ) 最低基準額②の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{最低基準額②} = \text{(1)のアに定める契約期間} \times 30\text{万円}$ 最低基準額②から割引選択回線群に係る通話に関する料金の累計額を減算した値が0を超える場合、(ウ)にて定める割引相当額を支払っていただきます。 (ウ) 割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 $\text{割引相当額} = \frac{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$
(5) 1 割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア 当社は、料金返還その他の場合において1 割引選択回線当たりの通話((1) 欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 割引選択回線当たりの通話に関する料金} = \frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$ イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1 割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ イに規定するほか、(1) 欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する1 割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する1 割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。 $\text{1 割引選択回線当たりの定額料相当額} = \frac{\text{その月極割引の定額料}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金}} \times \frac{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金}}$

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。
(2) 削除	ア 削除
(3) 交換機等工事費の適用	ア 電話等サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 イ 1の者からの申出又は請求により、料金表第1表第1の2（料金額）のメンバーズネット機能の備考3の規定による利用者番号の指定又は変更に関する工事とメンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事を同時に施工する場合には、利用者番号の指定又は変更の工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ウ 1の者からの申出又は請求により、付加番号送出機能に関する工事と次のいずれかに該当する工事を同時に施工する場合には、付加番号送出機能に関する工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ① 利用者番号の指定又は変更に関する工事 ② メンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事 エ 1の者からの申出又は請求により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が行う利用回線に関する工事（当社が別に定めるものに限り。）と次のいずれかに該当する工事を同時に施工する場合には、当社が行う工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ① 料金表第1表第1の2（料金額）のメンバーズネット機能の備考3の規定による利用者番号の指定又は変更に関する工事 ② メンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事 ③ 付加番号送出機能に係る工事 オ 共用他社接続契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの申込又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。 （注）本欄エに規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款料金表第2表（工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）第2（工事費）1（適用）（14）工事費の適用除外のアに規定するもの並びに総合デジタル通信サービス契約約款第2表（工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）第2（工事費）1（適用）（11）工事費の適用除外のアに規定するものを除く工事

	及びその他東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において交換機工事費を適用する工事に係るものとします。												
(4) 削除	削除												
(5) 削除	削除												
(6) 削除	削除												
(7) 削除	削除												
(8) 削除	削除												
(9) 割増工事費の適用	当社は、1の者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 ア イ以外の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額</td></tr> </tbody> </table> イ (2)欄のイの規定により基本工事費を適用しない場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td></tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額												
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額												
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額												
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額												
(10) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 地域指定着信課金機能（コミュニケーションズ・チョイス発信番号識別接続機能に限ります。）又はメンバーズネット機能の発着信規制機能に関する工事 イ 地域指定着信課金機能に関する工事について、当社が指定した期日に、この工事を申し出た契約者の責めによらない理												

	由により工事を完了できなかったとき ウ 地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係 わる交換機工事のみを行った場合（基本工事費に限ります）
(11) 工事費の減額 適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等 を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがありま す。

2 工事費の額

2-1 契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費	ア 削除			削除	
	イ 交換機等工事のみの場合		1 の工事ごとに	1,000円 (1,100円)	
(2) 交換機等工事費	ア 削除			削除	
	イ 削除			削除	
	ウ 契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3を除きます。）に限ります。）の利用開始に関する工事		1 の工事ごとに	3,000円 (3,300円)	
	エ 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（プラン3を除きます。）に限ります。）に係る契約者指定番号発信サービス利用回線の登録又は登録の削除に関する工事（契約者指定番号発信サービスの利用契約者が自営端末設備から当社の電気通信設備に接続し登録又は削除を行った場合及び契約者指定番号発信サービス利用契約の解除に伴い契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の削除を行った場合を除きます。）		1 の工事ごとに	3,000円 (3,300円)	
	オ 付加機能に関する工事	(ア) 削除			削除
		(イ) 地域指定着信課金機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は着信課金番号による着信通話を許可する地域の変更等基本機能の内容の変更の工事又は追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更の工事のとき	1 着信課金番号につき1の着信先ごとに	1,000円 (1,100円)
			オリジナルガイダンス機能の利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
			独自ガイダンスの利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
			高度振り分け機能に係る工事であって、発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報に係る工事		別に算定する実費

		SMS送信機能の利用開始又はSMS発信通知番号の変更工事のとき。	1 着信課金番号ごとに	50,000 円 (55,000 円)
	(ウ) 簡易着信課金機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1 簡易着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		接続される地域指定着信課金機能に係る着信課金番号の変更又は利用する追加機能(接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、高度振り分け機能、音声認識接続機能、接続先情報通知機能、エージェント管理機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及び迷惑電話お断り機能タイプ2に限ります。)の変更のとき。	1 簡易着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
	(エ) 地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は特定着信番号による着信通話を許可する地域の変更等基本機能の内容の変更の工事又は追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更の工事のとき。	1 特定着信番号につき1の着信先ごとに	1,000円 (1,100円)
		オリジナルガイダンス機能の利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
		高度振り分け機能に係る工事であって、発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報に係る工事		別に算定する実費
		独自ガイダンスの利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
		SMS送信機能の利用開始又はSMS発信通知番号の変更工事のとき。	1 特定着信番号ごとに	50,000 円 (55,000 円)
	(オ) 簡易特定番号着	利用の開始工事のとき。	1 簡易特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)

			信機能に関する工事の場合	接続される地域指定特定番号着信機能に係る特定着信番号の変更又は利用する追加機能（接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、特定着信番号通知機能、料金指定機能、迂回時差額負担機能、条件付着信課金機能、オリジナルガイダンス機能、全国一律課金機能、物理番号着信拒否機能、高度振り分け機能、通話蓄積機能、エージェント管理機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及びトラヒックレポート作成機能に限り、ます。）の変更のとき。	1 簡易特定着信番号ごとに	1, 000円 (1, 100円)
			(カ) 複数同時接続機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1 複数同時接続番号ごとに	2, 000円 (2, 200円)
				音声応答機能の利用開始に関する工事のとき。	1 複数同時接続番号ごとに	1, 000円 (1, 100円)
			(キ) メンバーズネット機能に関する工事の場合	利用者番号の指定又は変更の工事のとき。	1 利用者番号ごとに	1, 000円 (1, 100円)
				メンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事のとき。	1 利用回線ごとに	1, 000円 (1, 100円)
				ダイヤルパス機能の利用開始に関する工事のとき。	1 利用回線ごとに	1, 000円 (1, 100円)
				ダイヤルパス#機能の利用開始又はダイヤルパス#機能による通話の相手先の番号の変更の工事のとき。	1 利用回線ごとに	1, 000円 (1, 100円)
				複数利用者番号登録機能の利用開	利用回線が加入電話設備に係るもの	1 利用者番号ごとに

			始に関する工事のとき。	利用回線が総合デジタル通信設備に係るものである場合又は他社接続契約者回線にこの機能を提供する場合	1 の B チャンネルにつき 1 の利用者番号を除く他の利用者番号 1 番号ごとに	1, 000 円 (1, 100 円)
			付加番号送出機能の利用開始又は変更に関する工事のとき。		1 利用者番号ごとに	1, 000 円 (1, 100 円)
			着信識別機能の利用開始に関する工事のとき。		1 利用回線ごとに	1, 000 円 (1, 100 円)
		(ク) 削除				

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
(1) 利用の 一時中断 (国際電 話等サー ビスに係 るものを 除 きます。 。)の工 事	ア 基本工事 費		1 の工事ご とに	1,000円 (1,100円)
	イ 交換機等 工事費	(ア) (イ)～(カ)以外の工 事の場合	1 電話等利 用契約ごと に	1,000円 (1,100円)
		(イ) 地域指定着信課金機 能の利用の一時中断の工 事	1 着信課金 番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(ウ) 簡易着信課金機能の利 用の一時中断の工事	1 簡易着信 課金番号ご とに	1,000円 (1,100円)
		(エ) 地域指定特定番号着 信機能の利用の一時中断 の工事	1 特定着信 番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(オ) 簡易特定番号着信機 能の利用の一時中断の工 事	1 簡易特定 着信番号ご とに	1,000円 (1,100円)
		(カ) 複数同時接続機能の 利用の一時中断の工事	1 複数同時 接続番号ご とに	2,000円 (2,200円)
(2) 再利用の工事				2－1 の工 事費の額と 同額

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	(1) 設備費は、次の設備について適用します。 ア 簡易着信課金機能又は簡易特定番号着信機能に係る電気通信設備の新設の部分 イ 簡易着信課金番号又は簡易特定着信番号への接続に係る電気通信設備の部分 ウ 特別な電気通信設備の部分（ア又はイに係るものを除きます。） (2) アの設備費は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る追加機能（当社が指定するものに限ります。）の利用の有無若しくは態様又は当社が提供する他の電気通信サービスとの組み合わせ利用の有無若しくは態様等により、必要な費用を算定し適用します。この場合において、同時に申込む他の国の機関がある場合は、その費用を減額して適用する場合があります。 (3) イの設備費は、同時に利用する他の国の機関がある場合は、その利用の態様に応じ、必要な費用を算定し適用します。この場合において、利用する国の機関の数が増減となる場合は、減額又は増額となるときがあります。 (4) 法定耐用年数に達する等、当該の電気通信設備を更改すべき真にやむを得ない事情が生じたときは、当社は、契約者とその設備費の負担方法等について、予め協議するものとします。

2 設備費の額

区 分	設備費の額
簡易着信課金機能又は簡易特定番号着信機能に係る電気通信設備の新設の部分	別に算定する実費
簡易着信課金番号又は簡易特定着信番号への接続に係る電気通信設備の部分	ア イ以外のもの
	イ 加算額
特別な電気通信設備の部分	別に算定する実費

第3表 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(550円)

第4表 相互接続番号案内料

1 適用

区 分	内 容
(1) 相互接続番号案内料の設定	第50条（相互接続番号案内）に規定する相互接続番号案内を利用するときの相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。
(2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(3) 削除	削除
(4) その他の取扱い	相互接続番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料金に準ずるものとします。

2 相互接続番号案内料の額

区 分			単 位	相互接続番号案内料の額
相互接続番号案内料	ア 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間のとき。	(ア) 1 料金月につき 1 電気通信番号までのもの	1 電気通信番号ごとに	60円 (66円)
		(イ) 1 料金月につき 1 電気通信番号を超えるもの	1 電気通信番号ごとに	90円 (99円)
	イ 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝のとき。		1 電気通信番号ごとに	150円 (165円)

第 5 表 登録料

区 分		単 位	登録料の額
国際地域指定着信課金機能（国際フリーダイヤル機能）に係るもの	ア 取扱地域登録料	（ア） 最初の 1 地域	3,000円 (3,300円)
		（イ） 1 地域増えるごとに	1,000円 (1,100円)
	イ ユニバーサルフリーナンバー登録料	1 のユニバーサルフリーナンバーごとに	18,000円 (19,800円)

第 6 表 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚毎に400円（440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第7表 CXサポートサービスの提供に係る料金

1 適用

区 別	内 容
CXサポートサービスの提供に係る料金の適用	(1)当社は、契約者について、CXサポートサービスの提供に係る料金を適用します。 (2)当社は、CXサポートサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。ただし、CXサポートサービスの利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。

2 料金額

(月額)

区 別	単 位	料金額
無料プラン	—	—
スタンダードプラン	登録IDごとに	25,000円 (27,500円)
備考 登録IDは本サービスの申込単位に払い出しします		

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）が電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は公衆ファクスサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

加入電話に係る契約 加入電話契約 臨時加入電話契約 着信用電話契約 支店代行電話契約 接続電話契約 共同電話に係る契約	電話等利用契約
メンバーズネット用電話に係る契約 メンバーズネット用電話契約 臨時メンバーズネット用電話契約	電話等利用契約 料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定するメンバーズネット機能（利用回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもののうち、臨時以外のものに限り、）を利用しているもの 料金表第1表第2に規定するメンバーズネット機能（利用回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもののうち、臨時のものに限り、）を利用しているもの
第1種総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種契約（基本通信モードによる通信に係るもの） 臨時第1種契約（基本通信モードによる通信に係るもの）	電話等利用契約
第2種総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種契約（基本通信モードによる通信に係るもの） 臨時第2種契約（基本通信モードによる通信に係るもの）	電話等利用契約
第1種メンバーズネット総合デジタル通信サービスに係る契約	電話等利用契約 料金表第1表第2に規定するメンバー

第1種メンバーズネット契約（基本通信モードによる通信に係るもの） 臨時第1種メンバーズネット契約（基本通信モードによる通信に係るもの）	ズネット機能（利用回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約又は臨時第1種契約に係るもののうち、臨時以外のものに限りします。）を利用しているもの 料金表第1表第2に規定するメンバーズネット機能（利用回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約又は臨時第1種契約に係るもののうち、臨時のものに限りします。）を利用しているもの
第2種メンバーズネット総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種メンバーズネット契約（基本通信モードによる通信に係るもの） 臨時第2種メンバーズネット契約（基本通信モードによる通信に係るもの）	電話等利用契約 料金表第1表第2に規定するメンバーズネット機能（利用回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種契約又は臨時第2種契約に係るもののうち、臨時第2種契約以外に係るものに限りします。）を利用しているもの 料金表第1表第2に規定するメンバーズネット機能（利用回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種契約又は臨時第2種契約に係るもののうち、臨時第2種契約に係るものに限りします。）を利用しているもの

（選択制による通話料金の月極割引に関する経過措置）

第3条 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している選択制による通話料金又は通信料金の月極割引は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の選択制による通話料金又は通信料金の月極割引は、それぞれ同表の右欄の選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。

特定市外局番への通話料金の月極割引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割引利用回線が加入電話設備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3
特定市外局番への通信料金の月極割引 プラン1 プラン2 プラン3	特定市外局番への通話料金の月極割引利用回線が総合デジタル通信設備に係るもの プラン1 プラン2 プラン3

同一場所の回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（テレワイズ・ワイド）	同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引（テレワイズ・ワイド）
同一場所の回線群を単位とする通信料金の月極割引	同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引（テレワイズ・ワイド）
回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（タイプ１）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ１）
回線群を単位とする通信料金の月極割引（タイプ１）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ１）
回線群を単位とする通話等に関する料金の月極割引（タイプ２）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ２）
回線群を単位とする通信料金の月極割引（タイプ２）	回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ２）
メンバーズネット用電話に係る通話に関する料金の月極割引（逓増型）	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（逓増型）
メンバーズネット用電話に係る通話等に関する料金の月極割引（定率型タイプ１）	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）
メンバーズネット総合デジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引（タイプ１）	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）
メンバーズネット用電話に係る通話等に関する料金の月極割引（定率型タイプ２）	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ２）
メンバーズネット総合デジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引（タイプ２）	メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ２）
フリーダイヤル通信の通信料金の月極割引	フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引
回線群を単位とするフリーダイヤル通信の通信料金の月極割引	回線群を単位とするフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

２ この約款実施前に、ＮＴＴが旧約款の規定により預かった保証金（選択制による通話料金又は通信料金の月極割引に係るものに限り、）については、この約款実施の日において、当社がＮＴＴから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

（付加機能に関する経過措置）

第４条 この約款実施の際現に、ＮＴＴが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

クレジット通信機能（クレジット通信）	クレジット通話機能（クレジット通話）
迷惑電話おことわり機能 フリーダイヤル用のもの	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル） 追加機能 迷惑電話おことわり機能

ダイヤルパス機能 ダイヤルパス #機能 複数利用者番号登録機能（ユーザナンバ多重登録） 付加番号送出機能（事業所番号接続） 発着信規制機能 着信音識別機能 着信識別機能	メンバーズネット機能 追加機能 ダイヤルパス機能 ダイヤルパス #機能 複数利用者番号登録機能（ユーザナンバ多重登録） 付加番号送出機能（事業所番号接続） 発着信規制機能 着信音識別機能 着信識別機能
グループセキュリティー機能 基本通信モードによる通信により利用するもの	グループセキュリティー機能

（料金等の支払いに関する経過措置）

第5条 附則第2条（契約に関する経過措置）から第4条（付加機能に関する経過措置）までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される、選択制による月極割引の適用を受けている通話料金及び付加機能使用料（月額で定めるものに限りします。）については、NTTが提供した電気通信サービスと当社が提供する電気通信サービスを合わせて旧約款に規定する料金を適用するものとします。

（テレホンカードに関する経過措置）

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定によりNTTが販売したテレホンカードについては、この約款実施の日において、特定協定事業者が販売したテレホンカードとみなして取り扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

第7条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（区域内通話の特例に関する経過措置）

第8条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により相互に隣接する2の単位料金区域相互間の通話のうち区域内通話として取り扱っている区域については、この約款の規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。

（区域外通話の料金の適用に関する経過措置）

第9条 名瀬単位料金区域と鹿児島単位料金区域の相互間の区域外通話（ダイヤル通話を除きます。）については、この約款の規定にかかわらず、当分の間、通話地域間距離が320kmである区域外通話とみなして料金を適用します。

（カード式ピンク電話機に関する経過措置）

第10条 この約款実施の際現に、旧約款の規定によりカード式ピンク電話機の提供を受けている利用回線から行うダイヤル通話は、その通話を公衆電話設備から行うダイヤル通話とみなして通話料金を適用します。この場合において当社は、その料金額と加入電話等設備からの通話に適用される料金額との差額を精算します。

第11条 削除

（この約款実施前に行った手続きの効力等）

第12条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定

に基づいて行ったものとみなします。

- 2 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則（平成11年7月21日経企第123号）

この改正規定は平成11年7月29日から実施します。

附 則（平成11年7月21日経企第124号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成11年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年7月22日経企125号）

この改正規定は、平成11年8月1日から実施します。

附 則（平成11年8月2日経企第178号）

この改正規定は平成11年8月11日から実施します。

附 則（平成11年9月10日経企第321号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年9月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年9月6日経企第296号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年9月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により蓄積したメッセージに係る料金その他の提供条件については、なお従前の規定のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年9月7日経企第283号）

この改正規定は平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月24日経企第382号）

この改正規定は平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月22日経企第383号）

この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月24日経企第384号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年9月14日経企第351号）

この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月8日経企第301号）

この改正規定は、平成11年10月10日から実施します。

附 則（平成11年10月28日経企第528号）

この改正規定は、平成11年11月1日より実施します。

附 則（平成11年10月22日経企第545号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年10月29日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年10月28日経企第567号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年11月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年11月8日経企第588号）

この改正規定は、平成11年11月15日から実施します。

附 則（平成11年11月8日経企第620号）

この改正規定は、平成11年11月15日から実施します。

附 則（平成11年11月11日経企第655号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年11月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年11月30日経企第754号）

この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。

附 則（平成11年11月30日経企第753号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年12月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年12月9日経企第807号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年12月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年12月9日経企第808号）

この改正規定は、平成11年12月23日から実施します。

附 則（平成11年12月16日経企第844号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成11年12月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第1表第2（通話に関する料金）の2-2-2（国際通話に関する料金額）(1)及び(5)に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成11年12月26日までの間、2（料金額）の規定にかかわらず、1の通話ごとに次表に規定する料金額を適用します。

料 金 額

料金表第1表第2の2-2-2(1)及び(5)の規定により算定した額に100分の50を乗じて得た額

- 3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年1月6日経企第908号）

この改正規定は、平成12年1月11日から実施します。

附 則（平成12年1月25日経企第973号）

（実施期日）

この改正規定は、平成12年2月1日から実施します。

附 則（平成12年2月3日経企第1030号）

この改正規定は、平成12年2月14日から実施します。

附 則（平成12年2月3日経企第1031号）

この改正規定は、平成12年2月14日から実施します。

附 則（平成12年1月28日経企第989号）

この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。

附 則（平成12年2月28日経企第1170号）

この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。

附 則（平成12年2月29日経企第1186号）

この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。

附 則（平成12年2月21日経企第1118号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成12年3月3日から実施します。

（経過措置）

- 2 この附則実施の日及び平成12年3月6日から同年3月10日までの間に限り、料金表第1表第2（通話に関する料金）の2-2-2（国際通話に関する料金額）（1）、（2）、（3）又は（5）の表中「昼間」の欄が適用される通話のうち、「土曜日・日曜日・祝日」以外のものについては、「土曜日・日曜日・祝日」の料金額を適用します。

- 3 この附則実施の日及び平成12年3月6日から同年3月10日の間については、料金表第1表第2の通話料金別表18「国際通話料金の月極割引」（1）イ（ア）の「20時から翌10時」を「終日」と読みかえるものとします。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 4 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年3月23日経企第1335号）

この改正規定は、平成12年3月30日から実施します。

附 則（平成12年3月29日経企第1350号）

この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

附 則（平成12年3月31日経企第1438号）

この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

附 則（平成12年3月31日経企第1450号）

この改正規定は、平成12年4月1日より実施します。

附 則（平成12年3月27日経企第1375号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年4月3日から実施します。

ただし、この改正規定中、「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（逡増型）」及び「国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）」に関する部分は、平成12

年4月3日以降を起算日とする料金月から適用を開始し、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年4月3日経企第1441号）

この改正規定は、平成12年4月10日より実施します。

附 則（平成12年4月13日経企第37号）

この改正規定は、平成12年4月24日から実施します。

附 則（平成12年4月24日経企第97号）

この改正規定は、平成12年5月1日から実施します。

附 則（平成12年6月8日経企第382号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成12年6月15日から実施します。

(月極割引の適用)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の月極割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定により、同表の右欄の月極割引とみなして取り扱います。その場合の月極割引の適用については、3の規定を準用します。

メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）プラン1	メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）
メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）プラン2	メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）

- 3 この改正規定中、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」又は「メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）」を選択している利用回線又は契約者回線等（アクセス回線共用を行う場合においては、回線収容部とします。）に係る当該月極割引については、平成12年7月1日を起算日とする料金月から適用を開始します。

(経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から平成12年6月30日までの間、料金表第1表第1（基本料金）の2-2（付加機能使用料）に規定するメンバーズネット機能（タイプ1）の料金額については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年6月12日経企第380号）

この改正規定は、平成12年6月15日から実施します。

附 則（平成12年6月14日経企第422号）

この改正規定は、平成12年6月15日から実施します。

附 則（平成12年6月20日経企第454号）

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則（平成12年6月27日経企第455号）

この改正規定は、平成12年7月3日から実施します。

附 則（平成12年7月4日経企第576号）

この改正規定は平成12年7月11日から実施します。

附 則（平成12年7月11日経企第644号）

この改正規定は、平成12年7月12日から実施します。

附 則（平成12年 8 月25日経企第786号）

この改正規定は、平成12年 9 月 1 日より実施します。

附 則（平成12年8月28日経企第912号）

（実施期日）

1 この附則は、平成12年 9 月15日から実施します。

（経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（通話に関する料金）の 2－2－2（国際通話に関する料金額）
 (1)～(3)及び(5)～(6)に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施
 の日から平成12年10月 1 日までの間、2（料金額）の規定にかかわらず、1 の通話ご
 とに次表(1)～(5)に規定する料金額を適用します。

(1) 2－2－2 (1)に係るもの (単位：円)

地域	料金額	最初の 1 分まで 6 秒までごとに			最初の 1 分経過後 6 秒までごとに		
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日		
アイスランド共和国	12	10	10	8	10	8	8
アイルランド	12	10	10	8	10	8	8
アゼルバイジャン共 和国	16	14	14	12	16	13	10
アセンション島	20	16	16	14	19	16	14
アゾレス諸島	12	10	10	8	10	8	7
アメリカ合衆国（ハ ワイを除きます。）	4	4	4	2	3	3	2
アラブ首長国連邦	20	16	16	13	19	15	12
アルジェリア民主人 民共和国	18	15	15	13	17	13	11
アルゼンチン共和国	16	14	14	13	16	12	11
アルバ	20	16	16	13	18	14	12
アルバニア共和国	16	14	14	12	16	13	10
アルメニア共和国	16	14	14	12	16	13	10
アンギラ	20	16	16	13	18	14	12
アンゴラ共和国	18	15	15	13	17	13	11
アンティグア・バー ブーダ	20	16	16	13	18	14	12
アンドラ公国	14	13	13	10	14	11	10
イエメン共和国	20	16	16	13	19	15	12
イスラエル国	18	14	14	12	17	13	10

イタリア共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
イラク共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
イラン・イスラム共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
インド	16	12	12	12	14	12	12	11
インドネシア共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
ウガンダ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ウクライナ	16	12	12	10	14	12	12	9
ウズベキスタン共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
ウルグアイ東方共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
英領バージン諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
エクアドル共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
エジプト・アラブ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
エストニア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
エチオピア連邦民主共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
エリトリア国	20	16	16	14	19	16	16	14
エルサルバドル共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
オーストラリア	10	8	8	8	10	8	8	6
オーストリア共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
オマーン国	18	14	14	12	17	13	13	10
オランダ王国	12	10	10	8	10	8	8	7
オランダ領アンティール	20	16	16	13	18	14	14	12
ガーナ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
カーボベルデ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ガイアナ協同共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
カザフスタン共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
カタール国	18	14	14	12	17	13	13	10
カナダ	6	6	6	4	5	4	4	4
カナリア諸島	12	10	10	8	10	8	8	7

ガボン共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
カメルーン共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ガンビア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
カンボジア王国	14	12	12	10	12	10	10	8
ギニア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ギニアビサウ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
キプロス共和国	18	14	14	12	17	13	13	10
キューバ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ギリシャ共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
キリバス共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
キルギス共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
グアテマラ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
グアドループ島	16	14	14	13	16	12	12	11
グアム	6	5	5	4	6	5	5	4
クウェート国	18	14	14	12	17	13	13	10
クック諸島	16	13	13	10	14	11	11	8
クリスマス島	10	10	10	8	10	8	8	7
グリーンランド	14	13	13	10	14	11	11	10
グルジア	16	14	14	12	16	13	13	10
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	10	8	8	4	9	8	8	3
グレナダ	20	16	16	13	18	14	14	12
クロアチア共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
ケイマン諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
ケニア共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
コートジボワール共 和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ココス・キーリング 諸島	10	10	10	8	10	8	8	7
コスタリカ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
コモロ・イスラム連 邦共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
コロンビア共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
コンゴ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14

コンゴ民主共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
サイパン	6	5	5	4	6	5	5	4
サウジアラビア王国	20	16	16	13	19	15	15	12
サモア独立国	16	13	13	10	14	11	11	8
サントメ・プリンシ ペ民主共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ザンビア共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
サンピエール島・ミ クロン島	13	11	11	8	12	9	9	7
サンマリノ共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
シエラレオネ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ジブチ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ジブラルタル	14	13	13	10	14	11	11	10
社会主義人民リビ ア・アラブ国	18	15	15	13	17	13	13	11
ジャマイカ	20	16	16	13	18	14	14	12
シリア・アラブ共和 国	18	14	14	12	17	13	13	10
シンガポール共和国	12	10	10	8	10	8	8	7
ジンバブエ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
スイス連邦	12	10	10	8	10	8	8	7
スウェーデン王国	12	10	10	8	10	8	8	7
スーダン共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
スペイン	12	10	10	8	10	8	8	7
スペイン領北アフリ カ	12	10	10	8	10	8	8	7
スリナム共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
スリランカ民主社会 主義共和国	16	12	12	12	14	12	12	11
スロバキア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
スロベニア共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
スワジランド王国	18	15	15	13	17	13	13	11
セイシェル共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
赤道ギニア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
セネガル共和国	20	16	16	14	19	16	16	14

セルビア・モンテネ グロ	16	12	12	10	14	12	12	9
セントクリストファ ー・ネイビス	20	16	16	13	18	14	14	12
セントビンセントお よびグレナディーン 諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
セントヘレナ島	18	15	15	13	17	13	13	11
セントルシア	20	16	16	13	18	14	14	12
ソマリア民主共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ソロモン諸島	16	13	13	10	14	11	11	8
タークスおよびカイ コス諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
タイ王国	12	10	10	8	10	8	8	7
大韓民国	8	6	6	6	7	6	6	5
台湾	10	8	8	6	9	7	7	6
タジキスタン共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
タンザニア連合共和 国	18	15	15	13	17	13	13	11
チェコ共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
チャド共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
中央アフリカ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
中華人民共和国	10	8	8	6	9	7	7	4
チュニジア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
朝鮮民主主義人民共 和国	11	9	9	8	11	9	9	6
チリ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ツバル	16	13	13	10	14	11	11	8
ディエゴ・ガルシア	20	16	16	14	19	16	16	14
デンマーク王国	12	10	10	8	10	8	8	8
ドイツ連邦共和国	10	10	10	4	10	8	8	3
トーゴ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
トケラウ諸島	16	13	13	10	14	11	11	8
ドミニカ共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
ドミニカ国	16	14	14	13	16	12	12	11

トリニダード・トバゴ共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
トルクメニスタン	16	14	14	12	16	13	13	10
トルコ共和国	14	13	13	10	14	11	11	10
トンガ王国	16	13	13	10	14	11	11	8
ナイジェリア連邦共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ナウル共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
ナミビア共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ニウエ	16	13	13	10	14	11	11	8
ニカラグア共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ニジェール共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ニューカレドニア	16	13	13	10	14	11	11	8
ニュージーランド	10	8	8	8	10	8	8	6
ネパール王国	16	12	12	12	14	12	12	11
ノーフォーク島	10	8	8	8	10	8	8	6
ノルウェー王国	12	10	10	8	10	8	8	7
バーレーン国	18	14	14	12	17	13	13	10
ハイチ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
パキスタン・イスラム共和国	15	14	14	13	15	12	12	11
バチカン市国	12	10	10	8	10	8	8	7
パナマ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
バヌアツ共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
バハマ国	20	16	16	13	18	14	14	12
パプアニューギニア	16	13	13	10	14	11	11	8
バミューダ諸島	13	11	11	8	12	9	9	7
パラオ共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
パラグアイ共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
バルバドス	20	16	16	13	18	14	14	12
ハワイ	4	4	4	2	3	3	3	2
ハンガリー共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
バングラデシュ人民共和国	15	14	14	13	15	12	12	11

東ティモール	12	10	10	8	10	8	8	7
フィジー共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
フィリピン共和国	10	10	10	8	10	8	8	6
フィンランド共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
ブータン王国	16	12	12	12	14	12	12	11
プエルトリコ	17	14	14	13	16	12	12	11
フェロー諸島	12	10	10	8	10	8	8	7
フォークランド諸島	20	16	16	13	18	14	14	12
ブラジル連邦共和国	16	12	12	6	15	12	12	4
フランス共和国	10	10	10	4	10	8	8	3
フランス領ギアナ	16	14	14	13	16	12	12	11
フランス領ポリネシア	16	13	13	10	14	11	11	8
ブルガリア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
ブルキナファソ	18	15	15	13	17	13	13	11
ブルネイ・ダルサラーム国	12	10	10	8	10	8	8	7
ブルンジ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
米領サモア	16	13	13	10	14	11	11	8
米領バージン諸島	17	14	14	13	16	12	12	11
ベトナム社会主義共和国	14	11	11	10	12	10	10	8
ベナン共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ベネズエラ共和国	20	16	16	13	18	14	14	12
ベラルーシ共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
ベリーズ	16	14	14	13	16	12	12	11
ペルー共和国	16	12	12	12	15	12	12	10
ベルギー王国	12	10	10	8	10	8	8	7
ポーランド共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	16	14	14	12	16	13	13	10
ボツワナ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ボリビア共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
ポルトガル共和国	12	10	10	8	10	8	8	7

香港	10	8	8	8	9	7	7	6
ホンジュラス共和国	16	14	14	13	16	12	12	11
マーシャル諸島共和国	16	13	13	10	14	11	11	8
マイヨット島	18	15	15	13	17	13	13	11
マカオ	10	10	10	8	10	8	8	7
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
マダガスカル共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
マディラ諸島	12	10	10	8	10	8	8	7
マラウイ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
マリ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
マルタ共和国	12	10	10	8	10	8	8	8
マルチニーク島	16	14	14	13	16	12	12	11
マレーシア	12	10	10	8	10	8	8	7
ミクロネシア連邦	14	12	12	8	13	11	11	8
南アフリカ共和国	18	15	15	13	17	13	13	11
ミャンマー連邦	14	12	12	10	12	10	10	8
メキシコ合衆国	13	11	11	8	12	9	9	7
モーリシャス共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
モーリタニア・イスラム共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
モザンビーク共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
モナコ公国	12	10	10	8	10	8	8	7
モルディヴ共和国	16	12	12	12	14	12	12	11
モルドバ共和国	16	14	14	12	16	13	13	10
モロッコ王国	20	16	16	14	19	16	16	14
モンゴル国	14	11	11	10	12	10	10	8
モンセラット	20	16	16	13	18	14	14	12
ヨルダン・ハシミテ王国	18	14	14	12	17	13	13	10
ラオス人民民主共和国	14	11	11	10	12	10	10	8
ラトビア共和国	16	12	12	10	14	12	12	9
リトアニア共和国	16	14	14	12	16	13	13	10

リヒテンシュタイン 公国	12	10	10	8	10	8	8	7
リベリア共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
ルーマニア	16	14	14	12	16	13	13	10
ルクセンブルク大公 国	10	10	10	8	10	8	8	7
ルワンダ共和国	20	16	16	14	19	16	16	14
レソト王国	18	15	15	13	17	13	13	11
レバノン共和国	20	16	16	13	19	15	15	12
レユニオン	18	15	15	13	17	13	13	11
ロシア連邦	16	14	14	12	16	13	13	10
インマルサットーA (大西洋東)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (大西洋東)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (大西洋東)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミ ニM (大西洋東)	34	34	34	34	33	33	33	33
インマルサットーA (太平洋)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (太平洋)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (太平洋)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミ ニM (太平洋)	34	34	34	34	33	33	33	33
インマルサットーA (インド洋)	58	58	58	58	57	57	57	57
インマルサットーB (インド洋)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (インド洋)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミ ニM (インド洋)	34	34	34	34	33	33	33	33
インマルサットーA (大西洋西)	58	58	58	58	57	57	57	57

インマルサットーB (大西洋西)	36	36	36	36	35	35	35	35
インマルサットーM (大西洋西)	40	40	40	40	39	39	39	39
インマルサットーミニM (大西洋西)	34	34	34	34	33	33	33	33
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備からの国際通話に適用します。								

(2) 2-2-2 (2)に係るもの

料 金 額
料金表第1表第2の2-2-2 (2)の規定により算定した額に100分の67を乗じて得た額
備考 この表に規定する料金は、専用アクセス設備からの国際通話に適用します。

(3) 2-2-2 (3)に係るもの

(単位：秒)

地域	料金額	100円で通話できる時間		
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日		
アイスランド共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
アイルランド	38.5	47.5	47.5	53.0
アゼルバイジャン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
アセンション島	27.0	33.0	33.0	35.5
アゾレス諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	66.5	82.5	82.5	87.5
アラブ首長国連邦	27.0	34.0	34.0	40.5
アルジェリア民主人民共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
アルゼンチン共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
アルバ	22.5	28.5	28.5	33.0
アルバニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
アルメニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
アンギラ	22.5	28.5	28.5	33.0
アンゴラ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5

アンティグア・バーブーダ	29.5	37.5	37.5	43.0
アンドラ公国	38.5	47.5	47.5	53.0
イエメン共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
イスラエル国	28.5	36.0	36.0	43.0
イタリア共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
イラク共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
イラン・イスラム共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
インド	32.5	40.5	40.5	43.0
インドネシア共和国	40.5	50.0	50.0	60.5
ウガンダ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ウクライナ	32.5	41.0	41.0	48.0
ウズベキスタン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
ウルグアイ東方共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
英領バージン諸島	22.5	28.5	28.5	33.0
エクアドル共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
エジプト・アラブ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
エストニア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
エチオピア連邦民主共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
エリトリア国	27.0	33.0	33.0	35.5
エルサルバドル共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
オーストラリア	43.5	54.5	54.5	69.5
オーストリア共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
オマーン国	28.5	36.0	36.0	43.0
オランダ王国	38.5	47.5	47.5	53.0
オランダ領アンティール	29.5	37.5	37.5	43.0
ガーナ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
カーボベルデ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ガイアナ協同共和国	29.5	37.5	37.5	43.0

カザフスタン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
カタール国	28.5	36.0	36.0	43.0
カナダ	64.5	77.0	77.0	82.5
カナリア諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
ガボン共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
カメルーン共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ガンビア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
カンボジア王国	36.0	44.5	44.5	57.5
ギニア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ギニアビサウ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
キプロス共和国	28.5	36.0	36.0	43.0
キューバ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
ギリシャ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
キリバス共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
キルギス共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
グアテマラ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
グアドループ島	29.5	37.0	37.0	42.0
グアム	66.5	82.5	82.5	87.5
クウェート国	28.5	36.0	36.0	43.0
クック諸島	28.5	33.0	33.0	38.5
クリスマス島	43.5	54.5	54.5	69.5
グリーンランド	38.5	47.5	47.5	53.0
グルジア	31.0	38.5	38.5	45.0
グレート・ブリテン および北部アイルラ ンド連合王国	38.5	47.5	47.5	53.0
グレナダ	29.5	37.5	37.5	43.0
クロアチア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
ケイマン諸島	22.5	28.5	28.5	33.0
ケニア共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
コートジボワール共 和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ココス・キーリング 諸島	43.5	54.5	54.5	69.5

コスタリカ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
コモロ・イスラム連邦共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
コロンビア共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
コンゴ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
コンゴ民主共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
サイパン	66.5	82.5	82.5	87.5
サウジアラビア王国	27.0	34.0	34.0	40.5
サモア独立国	28.5	33.0	33.0	38.5
サントメ・プリンシペ民主共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ザンビア共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
サンピエール島・ミクロン島	40.0	49.5	49.5	63.0
サンマリノ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
シエラレオネ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ジブチ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ジブラルタル	38.5	47.5	47.5	53.0
社会主義人民リビア・アラブ国	28.5	35.5	35.5	37.5
ジャマイカ	29.5	37.5	37.5	43.0
シリア・アラブ共和国	28.5	36.0	36.0	43.0
シンガポール共和国	41.5	51.5	51.5	63.0
ジンバブエ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
スイス連邦	38.5	47.5	47.5	53.0
スウェーデン王国	38.5	47.5	47.5	53.0
スーダン共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
スペイン	38.5	47.5	47.5	53.0
スペイン領北アフリカ	38.5	47.5	47.5	53.0
スリナム共和国	28.0	34.5	34.5	40.0
スリランカ民主社会主義共和国	32.5	40.5	40.5	43.0
スロバキア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0

スロベニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
スワジランド王国	28.5	35.5	35.5	37.5
セイシェル共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
赤道ギニア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
セネガル共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
セルビア・モンテネ グロ	32.5	41.0	41.0	48.0
セントクリストファ ー・ネイビス	22.5	28.5	28.5	33.0
セントビンセントお よびグレナディーン 諸島	29.5	37.5	37.5	43.0
セントヘレナ島	28.5	35.5	35.5	37.5
セントルシア	22.5	28.5	28.5	33.0
ソマリア民主共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ソロモン諸島	28.5	33.0	33.0	38.5
タークスおよびカイ コス諸島	22.5	28.5	28.5	33.0
タイ王国	41.5	51.5	51.5	63.0
大韓民国	54.0	69.5	69.5	75.0
台湾	48.0	59.0	59.0	71.0
タジキスタン共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
タンザニア連合共和 国	28.5	35.5	35.5	37.5
チェコ共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
チャド共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
中央アフリカ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
中華人民共和国	48.0	59.0	59.0	71.0
チュニジア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
朝鮮民主主義人民共 和国	33.0	39.0	39.0	46.0
チリ共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
ツバル	28.5	33.0	33.0	38.5
ディエゴ・ガルシア	27.0	33.0	33.0	35.5
デンマーク王国	38.5	47.5	47.5	53.0

ドイツ連邦共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
トーゴ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
トケラウ諸島	28.5	33.0	33.0	38.5
ドミニカ共和国	22.5	28.5	28.5	33.0
ドミニカ国	29.5	37.0	37.0	42.0
トリニダード・トバ ゴ共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
トルクメニスタン	31.0	38.5	38.5	45.0
トルコ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
トンガ王国	28.5	33.0	33.0	38.5
ナイジェリア連邦共 和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ナウル共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
ナミビア共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ニウエ	28.5	33.0	33.0	38.5
ニカラグア共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
ニジェール共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ニューカレドニア	28.5	33.0	33.0	38.5
ニュージーランド	43.5	54.5	54.5	69.5
ネパール王国	32.5	40.5	40.5	43.0
ノーフォーク島	43.5	54.5	54.5	69.5
ノルウェー王国	38.5	47.5	47.5	53.0
バーレーン国	28.5	36.0	36.0	43.0
ハイチ共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
パキスタン・イスラ ム共和国	31.0	38.5	38.5	40.5
バチカン市国	38.5	47.5	47.5	53.0
パナマ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
バヌアツ共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
バハマ国	29.5	37.5	37.5	43.0
パプアニューギニア	28.5	33.0	33.0	38.5
バミューダ諸島	40.0	49.5	49.5	63.0
パラオ共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
パラグアイ共和国	29.5	37.0	37.0	42.0

バルバドス	29.5	37.5	37.5	43.0
ハワイ	66.5	82.5	82.5	87.5
ハンガリー共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
バングラデシュ人民共和国	31.0	38.5	38.5	40.5
東ティモール	40.5	50.0	50.0	60.5
フィジー共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
フィリピン共和国	41.5	51.5	51.5	63.0
フィンランド共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
ブータン王国	32.5	40.5	40.5	43.0
プエルトリコ	29.5	37.5	37.5	43.0
フェロー諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
フォークランド諸島	28.0	34.5	34.5	40.0
ブラジル連邦共和国	30.0	37.5	37.5	43.0
フランス共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
フランス領ギアナ	29.5	37.0	37.0	42.0
フランス領ポリネシア	28.5	33.0	33.0	38.5
ブルガリア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
ブルキナファソ	28.5	35.5	35.5	37.5
ブルネイ・ダルサラーム国	40.5	50.0	50.0	60.5
ブルンジ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
米領サモア	28.5	33.0	33.0	38.5
米領バージン諸島	29.5	37.5	37.5	43.0
ベトナム社会主義共和国	36.0	44.5	44.5	57.5
ベナン共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ベネズエラ共和国	28.0	34.5	34.5	40.0
ベラルーシ共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
ベリーズ	29.5	37.5	37.5	43.0
ペルー共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
ベルギー王国	38.5	47.5	47.5	53.0
ポーランド共和国	32.5	41.0	41.0	48.0

ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.0	38.5	38.5	45.0
ボツワナ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ボリビア共和国	29.5	37.5	37.5	43.0
ポルトガル共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
香港	48.0	59.0	59.0	71.0
ホンジュラス共和国	29.5	37.0	37.0	42.0
マーシャル諸島共和国	28.5	33.0	33.0	38.5
マイヨット島	28.5	35.5	35.5	37.5
マカオ	41.5	51.5	51.5	63.0
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
マダガスカル共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
マディラ諸島	38.5	47.5	47.5	53.0
マラウイ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
マリ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
マルタ共和国	38.5	47.5	47.5	53.0
マルチニーク島	29.5	37.0	37.0	42.0
マレーシア	40.5	50.0	50.0	60.5
ミクロネシア連邦	38.5	47.5	47.5	61.5
南アフリカ共和国	28.5	35.5	35.5	37.5
ミャンマー連邦	36.0	44.5	44.5	57.5
メキシコ合衆国	40.0	49.5	49.5	63.0
モーリシャス共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
モーリタニア・イスラム共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
モザンビーク共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
モナコ公国	38.5	47.5	47.5	53.0
モルディヴ共和国	32.5	40.5	40.5	43.0
モルドバ共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
モロッコ王国	27.0	33.0	33.0	35.5
モンゴル国	36.0	44.5	44.5	57.5
モンセラット	28.0	34.5	34.5	40.0

ヨルダン・ハシミテ王国	28.5	36.0	36.0	43.0
ラオス人民民主共和国	36.0	44.5	44.5	57.5
ラトビア共和国	32.5	41.0	41.0	48.0
リトアニア共和国	31.0	38.5	38.5	45.0
リヒテンシュタイン公国	38.5	47.5	47.5	53.0
リベリア共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
ルーマニア	31.0	38.5	38.5	45.0
ルクセンブルク大公国	38.5	47.5	47.5	53.0
ルワンダ共和国	27.0	33.0	33.0	35.5
レソト王国	28.5	35.5	35.5	37.5
レバノン共和国	27.0	34.0	34.0	40.5
レユニオン	28.5	35.5	35.5	37.5
ロシア連邦	31.0	38.5	38.5	45.0
インマルサットーA (大西洋東)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (大西洋東)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM (大西洋東)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミニM (大西洋東)	16.5	16.5	16.5	16.5
インマルサットーA (太平洋)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (太平洋)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM (太平洋)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミニM (太平洋)	16.5	16.5	16.5	16.5
インマルサットーA (インド洋)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (インド洋)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM	13.5	13.5	13.5	13.5

(インド洋)				
インマルサットーミニM (インド洋)	16.5	16.5	16.5	16.5
インマルサットーA (大西洋西)	9.0	9.0	9.0	9.0
インマルサットーB (大西洋西)	15.0	15.0	15.0	15.0
インマルサットーM (大西洋西)	13.5	13.5	13.5	13.5
インマルサットーミニM (大西洋西)	16.5	16.5	16.5	16.5
備考 この表に規定する料金は、国際公衆電話設備からの国際通話に適用します。				

(4) 2-2-2 (5)に係るもの

料 金 額
料金表第1表第2の2-2-2 (5)の規定により算定した額に100分の67を乗じて得た額
備考 この表に規定する料金は、携帯・自動車電話設備からの国際通話に適用します。

(5) 2-2-2 (6)に係るもの

料 金 額
料金表第1表第2の2-2-2 (6)の規定により算定した額に100分の67を乗じて得た額
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からの国際通話に適用します。

3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成12年8月31日経企第953号)

この改正規定は、平成12年9月1日から実施します。

附 則 (平成12年10月5日経企第1220号)

この改正規定は、平成12年10月10日から実施します。

附 則 (平成12年10月24日経企第1311号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成12年11月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第2 (通話に関する料金) の2-1-1 (1)ア(ア)に係る改正規定並びに「メンバーズネット機能 (タイプ1) に係る通話料金の月極割引 (定率型タイプ1)」及び「メンバーズネット機能 (タイプ2) に係る通話料金の月極割引 (定率型タイプ1)」に係る改正規定については、平成12年12月1日から実施します。
(月極割引の適用)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の月極割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定により、同表右欄の月極割引とみなして取り扱います。

長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン 1	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン 1－1
長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン 2	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン 2－1
長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン 3	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン 1－3
長期継続利用契約による通話料金の月極割引プラン 4	長期高額利用による通話料金の月極割引プラン 2－3

- 3 この改正規定中、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引」に関する部分は、平成12年11月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。
- 4 この改正規定中、「特定電話番号等への通話料金の月極割引」に規定する特別割引に関する部分は、平成12年12月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。
(経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年10月31日経企第1371号）

この改正規定は、平成12年11月 7 日から実施します。ただし、この改正規定中、「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（通増型タイプ 2）」に関する部分は、平成12年11月 7 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。

附 則（平成12年11月 9 日経企第1372号）

この改正規定は、平成12年11月10日から実施します。

附 則（平成12年12月 4 日経企第1626号）

この改正規定は、平成12年12月11日から実施します。

附 則（平成12年12月 7 日経企第1671号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年 1 月 1 日から実施します。
ただし、料金表第 1 表第 1（基本料金）の 2－2 (1) の表の地域指定着信課金機能の欄の備考 8 及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス）」に係る改正規定については平成13年 1 月15日から実施し、料金表第 1 表第 1 の 2－2 (1) の表の地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の欄のオリジナルガイダンス機能に係る改正規定については平成13年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則（平成12年12月15日経企第1105号）
この改正規定は、平成13年 7 月 1 日より実施します。
附 則（平成12年12月19日経企第1714号）
- 1 この改正規定は平成12年12月25日から実施します。
- 2 料金表第 1 表第 1（基本料金）の 2（料金額）に規定する個人通信機能に係る付加機能使用料については、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成13年 4 月請求分まで150円とします。

附 則（平成13年 1 月15日経企第1935号）

この改正規定は、平成13年 1 月17日から実施します。

附 則（平成13年 1 月22日経企第2003号）

（実施期日）

- 1 この改正料規定は、平成13年 2 月 1 日から実施します。
（回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引に関する適用）
- 2 この改正規定中の回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引に係る部分については平成13年 2 月 6 日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。
（特定電話番号等への通話料金の月極割引に関する適用）
- 3 この改正規定中の特定電話番号等への通話料金の月極割引に係る規定のうち、国際通話に関する料金の月間累計額についてのこの月極割引の適用、土曜日、日曜日及び祝日の時間帯におけるこの月極割引の適用及び県間固定特別適用に係る部分については平成13年 2 月16日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。
（距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱに関する適用）
- 4 この改正規定の距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱに係る部分については平成13年 3 月 1 日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。
（利用期間に基づく通話料金の月極割引に関する適用）
- 5 この改正料規定中の利用期間に基づく通話料金の月極割引に係る部分については平成13年 2 月16日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。
ただし、実績割引に係る部分については平成13年 4 月20日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。
（経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 1 月22日経企第2004号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 3 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する会議参加回線から発信するものを除きます。）については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとし、この改正規定中、第2（通話に関する料金）の1（適用）の(19)並びに2（料金額）2－1－1の(1)のアの(ア)及び(イ)の同一の都道府県の区域に終始する通話に関する部分については平成13年 5 月 1 日から実施し、それまでの間、一般通話に係るダイヤル通話に係る区域内通話の料金額に関する部分は、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成13年 4 月30日までの間の通話に関する料金に限り、次の表の左欄の月極割引の適用を受けている場合、同表の右欄に規定する額の割引を合わせて行います。
ただし、月極割引の廃止があった場合は、通話料金別表の規定にかかわらず、同表の右欄の割引をその廃止日まで適用します。

種 類	割 引 額
「特定時間帯の通話料金の月極	

割引（テレジョーズ）」 プラン 1 プラン 2 プラン 3 プラン 4	割引の対象となる通話の合計額が2,000円を超える場合に、その通話のうち、同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話について、その割引前の通話に関する料金（区域内通話又は当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話を除きます。以下この表において「割引前県内通話料金」といいます。）の月間累計額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話の合計額が3,000円を超える場合に、その通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話の合計額が5,000円を超える場合に、その通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話の合計額が8,000円を超える場合に、その通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.14を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額
「全時間帯の通話料金の月極割引（テレワイズ）」 プラン 1 プラン 2	割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.10を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.15を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額
「特定市外局番への通話料金の月極割引（テレチョイス）」 プラン 1 プラン 2 プラン 3	割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.10を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.15を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.30を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額
「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅰ（テレワイズ・ワイド）」	割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.13を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額
「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ1）（スーパー・テレワイズ）」 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）」	割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.13を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額 割引の対象となる通話のうち、割引前県内通話料金の月間累計額からその額に0.13を乗じて得た額を引いた額に0.14を乗じて得た額

備考 「回線群を単位とする通話料金の月極割引（タイプ2）」に係る最低保証通話料を算出する場合は、この改正規定の規定にかかわらず、上表に規定する額の割引の適用がなかったものとみなして算出します。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正料金表実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年1月24日経企第2026号）

この改正規定は、平成13年1月31日から実施します。

附 則（平成13年1月25日経企第2033号）

（実施期日）

この改正規定は平成13年2月1日から実施します。

附 則（平成13年1月30日経企第2025号）

この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

附 則（平成13年2月14日経企第2201号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年2月21日から実施します。
ただし、この改正規定中呼出会議通話に関する料金については、平成13年4月30日までの間、2（料金額）の2－1－1の(1)のアの(イ)の料金表を適用します。
（経過措置）
- 2 この改正規定中の多地点同時会議機能に係る付加機能使用料のうち、加算額に関する部分については、平成13年6月請求分まで「25円」を「12円」に、「250円」を「120円」に読み替えて適用します。

附 則（平成13年2月16日経企第2214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成13年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第1表第1（基本料金）の2（料金額）に規定する個人通信機能を利用している電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を指定しているときは、その個人通信機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第1の2の規定にかかわらず、平成13年5月請求分から平成14年4月請求分まで150円とします。

附 則（平成13年1月31日経企第2103号）

この改正規定は、平成13年1月31日から実施します。

附 則（平成13年2月21日経企第2265号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年3月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、「長期高額利用による通話料金の月極割引」に関する部分は、平成13年4月1日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。
（経過措置）
- 2 この改正規定中の「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ」に関する部分について、平成13年3月1日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）においては、起算日から平成13年2月28日までの利用日数に応じてこの改正規定実施前のこの月極割引の定額料を適用するものとし、平成13年3月1日からその料金月の末日までの利用日数に応じてこの改正規定実施後のこの月極割引の定額料を適用するものとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の月極割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定により、同表右欄の月極割引とみなして取り扱います。

長期高額利用による通話料金の月極割引 プラン 1－1	長期高額利用による通話料金の月極割引 プラン 1－1
長期高額利用による通話料金の月極割引 プラン 1－2	長期高額利用による通話料金の月極割引 プラン 1－1
長期高額利用による通話料金の月極割引 プラン 1－3	長期高額利用による通話料金の月極割引 プラン 1－2

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 2 月22日経企第2280号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 3 月 1 日から実施します。
- ただし、この改正規定中、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する料金着信払通話及び電話会議機能を利用して行う当社の料金設定通話に係る通話料金（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する会議参加回線から発信するものを除きます。）については、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとし、この改正規定中、第 2（通話に関する料金）の 2（料金額） 2－1－1 の(1)のアの(イ)①の料金表のうち秒数の改正に関する部分を除きます。）並びに通話料金別表に規定する「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ」（秒数の改正に関する部分を除きます。）、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」及び「メンバーズネット機能（タイプ 1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ 1）」に関する部分については平成13年 5 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 2 月22日経企第2281号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成13年 2 月27日経企第2328号）

この改正規定は、平成13年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成13年 3 月 9 日経企第2415号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 4 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 2 月28日経企第2330号）

（実施時期）

この改正規定は、平成13年 3 月 7 日から実施します。

附 則（平成13年 3 月23日経企第2511号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年 4 月 2 日から実施します。

附 則（平成13年 3 月23日経企第2545号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年3月31日から実施します。
（地域指定着信課金機能に関する適用）
- 2 削除
（回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引に関する適用）
- 3 この改正規定中、「回線群を単位とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引」に関する部分については当社が別に定める日から実施し、この改正規定実施前にこの月極割引の適用を受けることについて、当社の承諾を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
（長期継続利用による通話料金の月極割引等に関する適用）
- 4 この改正規定中、「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅰ」、「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ」、「長期継続利用による国際通話料金の月極割引」に関する部分については、平成13年 5 月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。
（経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 4 月 3 日経企第67号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年 5 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年 3 月30日経企第2627号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年 5 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」（(1)欄のカの規定を除きます。）、「メンバーズネット機能（タイプ1）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ1）」及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」（(1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定を除きます。）に関する規定については、平成13年 5 月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始し、「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ」（1)欄のカの規定及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」（1)欄のアの表中、改正後(エ)となる規定については、平成13年 6 月 1 日以降を起算日とする料金月から適用を開始します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月6日経企第2628号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年5月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月12日経企第154号）

この改正規定は、平成13年4月18日から実施します。

附 則（平成13年4月23日経企第221号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定中、通話料金別表に規定する「回線群を単位とする国際通話料金の月極割引（タイプ3）」(1)エに関する部分について、この改正規定実施日から平成13年7月31日までの期間においては、「過去6料金月」とあるのを、平成13年2料金月から前料金月までの料金月数（以下「暫定利用料金月数」といいます。）と読み替えるものとし、「1,000万円」とあるのを「その暫定利用料金月数に応じて1,000万円を按分した額」と読み替えるものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月23日経企第222号）

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成13年4月23日経企第223号）

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成13年4月24日経企第241号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、「距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ」(1)欄のエの規定のうちフリーダイヤル通話に関する規定及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」に関する規定については、平成13年6月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月27日経企第249号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年5月25日から実施します。

（ナビダイヤル通話の区域内通話に関する特例）

- 2 固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる加入電話等設備へのナビダイヤル通話の区域内通話の料金額については、当分の間、次の秒数までごとに10円（11円）とします。

昼間、夜間	深夜・早朝
210秒	280秒

(工事費の適用に関する特例)

- 3 地域指定特定番号着信機能において、携帯・自動車電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事費については、この改正規定にかかわらず、平成13年7月31日までの間、適用しません。

附 則 (平成13年 5 月14日経企第343号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は平成13年 5 月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 5 月28日経企第431号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は平成13年 6 月 4 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 5 月29日経企第444号)

この改正規定は、平成13年 5 月30日から実施します。

附 則 (平成13年 5 月30日経企第408号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 5 月29日経企第445号)

この改正規定は、平成13年 5 月30日から実施します。

附 則 (平成13年 6 月11日経企第520号)

この改正規定は平成13年 6 月18日から実施します。

附 則 (平成13年 6 月27日経企第635号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により付加機能を利用している又は選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定に基づき、当社が通話に関する料金を請求することとした利用回線について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとします。
- 4 この改正規定にかかわらず、遠洋船舶通話取扱所の無線電話設備から行った通話に

関する料金及びクレジット通話に関する料金であって当社が別に定める料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグループセキュリティ機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 6 経企第249号(平成13年4月26日)の附則第3条(ナビダイヤル通話の区域内通話に関する特例)中、「固定端末系伝送路設備」を「他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備」に改めます。

附 則(平成13年7月13日経企第757号)

この改正規定は、平成13年7月16日から実施します。

附 則(平成13年7月25日経企第798号)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附 則(平成13年7月25日経企第819号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は平成13年8月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年8月1日経企第865号)

この改正規定は、平成13年8月8日から実施します。

附 則(平成13年8月6日経企第902号)

この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。

附 則(平成13年8月17日経企第879号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種専用アクセスサービスの料金の取扱いについては、当分の間、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年8月27日経企第848号)

この改正規定は、平成13年8月29日から実施します。

附 則(平成13年8月27日経企第1003号)

この改正規定は、平成13年9月3日から実施します。

附 則(平成13年9月19日経企第1163号)

この改正規定は、平成13年9月26日から実施します。

附 則(平成13年9月20日経企第1184号)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則(平成13年9月20日経企第1185号)

この改正規定は、平成13年10月2日から実施します。

附 則(平成13年9月26日経企第1228号)

この改正規定は、平成13年10月3日から実施します。

附 則(平成13年9月26日経企第1231号)

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附 則(平成13年9月26日経企第1244号)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則(平成13年9月27日経企第1160号)

この改正規定は、平成13年9月27日から実施します。

附 則（平成13年10月9日経企第1311号）

この改正規定は、平成13年10月16日から実施します。

附 則（平成13年10月25日経企第1409号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

（経過措置）

この改正規定において、当社の業務の遂行上の理由等により、提供条件の変更を行う場合があります。

附 則（平成13年10月25日経企第1415号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年10月25日経企第1428号）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附 則（平成13年10月30日経企第1465号）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附 則（平成13年11月26日経企第1615号）

この改正規定は、平成13年12月3日から実施します。

附 則（平成13年11月29日経企第1646号）

この改正規定は、平成13年12月6日から実施します。

附 則（平成13年12月5日経企第1705号）

この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

附 則（平成13年12月18日経企第1800号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年12月25日から実施します。

（経過措置）

2 他社直収電話等付加機能利用契約者は、当分の間、着信先指定機能、広域迂回接続機能を利用することはできません。

附 則（平成13年12月20日経企第1824号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。

2 削除

附 則（平成13年12月25日経企第1864号）

この改正規定は、平成13年12月25日から実施します。

附 則（平成14年1月16日経企第1996号）

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則（平成14年1月24日経企第2042号）

この改正規定は、平成14年1月31日から実施します。

附 則（平成14年1月25日経企第2058号）

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則（平成14年2月20日経企第2222号）

この改正規定は、平成14年2月27日から実施します。

附 則（平成14年2月27日経企第2323号）

この改正規定は、平成14年3月7日から実施します。

附 則（平成14年2月28日経企第2333号）

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則（平成14年3月25日経企第2510号）

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

附 則（平成14年3月26日経企第2523号）

この改正規定は、平成14年3月29日から実施します。

附 則（平成14年3月28日経企第2564号）

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成14年4月1日経企第2581号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月25日経企第215号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年5月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している遠洋船舶通話に関する料金その他の提供条件については、平成15年3月31日までの間に限り、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月30日経企第230－1号）

この改正規定は、平成14年5月7日から実施します。

附 則（平成14年5月7日経企第241号）

この改正規定は、平成14年5月14日から実施します。

附 則（平成14年5月16日経企第230－2号）

この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月22日経企第337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年5月22日経企第338号）

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則（平成14年5月24日経企第354号）

この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

附 則（平成14年5月31日経企第400号）

この改正規定は、平成14年5月31日から実施します。

附 則（平成14年6月14日経企第455号）

この改正規定は、平成14年6月21日から実施します。

附 則（平成14年7月8日経企第646号）

この改正規定は、平成14年7月8日から実施します。

附 則（平成14年7月11日経企第619号）

この改正規定は、平成14年7月18日から実施します。

附 則（平成14年7月15日経企第685号）

この改正規定は、平成14年7月22日から実施します。

附 則（平成14年7月22日経企第722号）

この改正規定は、平成14年7月30日から実施します。

附 則（平成14年7月23日経企第737号）

この改正規定は、平成14年7月25日から実施します。

附 則（平成14年7月25日経企第741号）

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則（平成14年8月13日経企第844号）

この改正規定は、平成14年8月20日から実施します。

附 則（平成14年8月23日経企第863号）

この改正規定は、平成14年8月29日から実施します。

附 則（平成14年9月5日経企第897号）

この改正規定は、平成14年9月13日から実施します。

附 則（平成14年10月31日経企第1008号）

この改正規定は、平成14年11月6日から実施します。

附 則（平成14年10月31日経企第1002号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月11日から実施します。ただし、この改正規定中の「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ」、「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ」、「全時間帯の県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ」、「利用期間に基づく通話料金の月極割引」及び「携帯・自動車電話設備等に係る通話料金の月極割引」については、平成14年11月16日から、「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の(1)のイに規定するプラン3及びプラン4については、平成14年12月1日から、(1)のイに規定するプラン5、プラン6及び「モバイル特別割引」については平成15年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年11月21日経企第1063号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本料金）の2（料金額）の2－2（付加機能使用料）の(3)（国際通話に係るもの）の（第三者課金機能）の（基本機能）、第2（通話に関する料金）の2（料金額）の2－2（国際通話に係るもの）の2－2－1（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の2及び(5)（第1種国際カード通話の取扱地域）の（注）、2－2－2（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）(1)（(2)から(6)以外の国際通話）から(3)（国際公衆電話設備からの国際通話）、(5)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）及び(6)（PHS設備からの国際通話）の備考の2、及び料金表別表の43及び44の(6)のイの備考の5に関する部分については、平成14年12月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月2日経企第1081号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成14年12月9日から実施します。

（工事費の適用に関する特例）

2 この改正規定実施後平成15年3月30日までの間、携帯・自動車電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする工事費（1,000円）を無料とします。

（経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月9日経企第1084号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成14年12月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月9日経企第1107号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

ただし、この改正規定中、「携帯電話等国際利用契約者を対象とする国際通話料金の月極割引」については、平成15年1月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月24日経企第1138号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年1月6日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月25日経企第1149号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月9日経企第1185号）

- 1 この改正規定は、平成15年1月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1329号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1330号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている利用回線に係る料金に関する取扱いについては、当社が別に定める期間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1327号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1328号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年3月17日経企第1377号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年3月20日経企第1403号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年3月25日経企第1418号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年3月25日経企第1419号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年4月18日経企第110号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月29日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正料規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年4月22日経企第117号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月26日経企第221号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月2日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 6 月 6 日経企第266号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 6 月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 6 月10日経企第281号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 6 月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 6 月10日経企第282号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 6 月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 6 月18日経企第314号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 6 月17日経企第315号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 6 月24日経企第337号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 7 月11日経企第403号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 7 月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 7 月31日経企第451号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 8 月 7 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 8 月 4 日経企第470号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 8 月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 8 月12日経企第480号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 8 月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 9 月17日経企第581号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年10月 8 日経企第677号）

- 1 この改正規定は、平成15年10月15日から実施します。
（テレドーム通話の区域内通話に関する特例）
- 2 他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる加入電話等設備へのテレドーム通話の区域内通話の料金額については、当分の間、次の秒数までごとに10円（11円）とします。

昼間、夜間	深夜・早朝

210秒	280秒

(テレドーム通話の区域外通話に関する特例)

- 3 他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる加入電話等設備へのテレドーム通話の区域外通話のうち同一都道府県内に終始するものの料金額については、当分の間、料金表第1表第2（通話に関する料金）の2-1-1(1)ア(ア)①を適用することとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年11月11日経企第751号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月11日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定中、料金表第2表（工事に関する費用）の2（工事費の額）の2-1の(2)のウの(ウ)に規定する地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事については、平成15年11月11日から平成16年3月31日の期間において適用しません。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日経企第826号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。
ただし、料金表 第1表の第2の2-1-1の(1)のエに規定する部分については、平成15年12月3日から、通話料金表別表 選択制による通話料金の月極割引に規定する部分については、平成15年12月6日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年11月27日経企第835号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月5日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月11日経企第952号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月11日経企第951号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年12月21日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月25日経企第972号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日経企第972号）

（実施期日）

- 1 この届出料金表は平成16年1月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 この届出料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月13日経企第1023号）

（実施期日）

- 1 この改正規定のうち2-2-3に係る改正規定については、平成16年1月20日から実施します。
- 2 この改正規定のうち2-2-1及び2-2-2に係る改正規定については、平成16年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月21日経企第1042号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年1月28日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月23日経企第1053号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 1 月28日経企第1023号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 2 月 4 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 1 月26日経企第1053号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年 2 月16日経企第1129号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 3 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 3 月25日経企第1264号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 加入電話設備から携帯・自動車電話設備への当社の事業者識別番号を付加して発信した通話の料金設定は平成17年 3 月 31まで、協定事業者の提供区間については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 3 月29日経企第1286号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 3 月29日経企第1288号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月15日コボ第67号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月16日コボ第79号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月22日経企第115号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月26日コボ第100号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年5月12日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施の日から平成16年7月31日までの間、料金表別表74の適用を受ける割引選択回線に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。

3 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年5月13日コボ第180号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年5月17日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 5 月27日コボ第272号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 6 月 7 日コボ第344号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 6 月 9 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 6 月 9 日コボ第364号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 6 月21日から実施します。

附 則（平成16年 6 月24日経企第278号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この届出料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出料金表実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 6 月25日コボ第476号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 7 月 9 日経企第329号）

（実施期日）

- 1 この届出契約約款は、平成16年 7 月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年 7 月23日経企第364号）

（実施期日）

- 1 この届出契約約款は、平成16年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年7月26日コボ第671号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この附則実施の日から平成16年9月30日までの間に新規に料金表別表74の適用を受ける割引選択回線に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。ただし、この割引を適用する期間は、新規に適用を受けた料金月及び翌料金月に限ります。
- 3 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年8月6日経企第410号）

（実施期日）

- 1 この届出契約約款は、平成16年8月13日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年10月12日コボ第1,133号）

（経過措置）

- 1 この附則実施の日から平成16年12月31日までの間に新規に料金表別表77の適用を受ける割引選択回線に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。ただし、この割引を適用する期間は、新規に適用を受けた料金月及び翌料金月に限ります。
- 2 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月1日コボ第1,243号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 附則（平成16年10月12日コボ第1,133号）（経過措置）2の規定は、料金表別表77（4）イの適用を受ける割引選択回線には適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月24日経企第753号）

（実施期日）

- 1 この届出契約約款は、平成16年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年11月29日コボ第1,399号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定中、料金表第2表(工事に関する費用)の2(工事費の額)の2-1の(2)のウの(イ)に規定する地域指定着信課金機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのフリーダイヤル通話を着信できるようにする工事、及び、料金表第2表(工事に関する費用)の2(工事費の額)の2-1の(2)のウの(ウ)に規定する地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事については、平成16年12月1日から平成17年3月31日の期間において適用しません。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則 (平成16年12月20日コボ第1560号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定の際現に専用アクセス契約をしているものについては、平成17年1月31日までに順次実施します。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則 (平成17年1月6日コボ第1,612号)

(経過措置)

- 1 平成17年1月1日から平成17年2月28日までの間に新規に料金表別表77の適用を受けることとなる割引選択回線(料金表別表77(4)イの適用を受ける割引選択回線を除きます。以下同じとします。)に係る国際通話に関する料金については、その月間累計額に0.33を乗じて得た額を割引きます。ただし、この割引を適用する期間は、新規に適用を受けた料金月及び翌料金月に限ります。
- 2 前項により、割引選択回線に係る国際通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、通則7の規定に関わらず、その端数を切り上げます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年1月27日コボ第1,710号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年1月31日コボ第1,726号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年3月30日コI第922号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年3月22日コボ第2113号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年3月31日コボ第2237号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年4月7日コボ第18号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月11日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則 (平成17年3月31日 コボ第2237号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年7月15日実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年11月24日コボM500172号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定中、料金表第2表(工事に関する費用)の2(工事費の額)の2-1の(2)のウの(イ)に規定する地域指定着信課金機能に関する工事の場合のう

ち、携帯利用回線からのフリーダイヤル通話を着信できるようにする工事、及び、料金表第2表（工事に関する費用）の2（工事費の額）の2-1の(2)のウの(ウ)に規定する地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事については、平成17年12月1日から平成18年3月31日の期間において適用しません。

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成17年11月28日コボM500188号）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年12月13日コボM500255号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定中、料金第1表（料金）の2（通話に関する料金）の2-1-1の(1)のアの(ア)の②に規定するIP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からのナビダイヤル通話の区域内通話の料金額については、当分の間、次の秒数までごとに10円（11円）とします。

昼間、夜間	深夜・早朝
210秒	280秒

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成17年12月16日コボM500283号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年12月16日コボM500282号）

この改正規定は、平成18年1月20日から実施します。

附 則（平成17年11月28日コボM500188号）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年3月3日コボM500623号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月8日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年4月17日コボM500887号)

この改正規定は、平成18年4月20日から実施します。

附 則 (平成18年4月27日コボM600071号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は平成18年5月1日より実施いたします。
(経過措置)
- 2 この改正規定の実施の日から平成19年3月31日までの間に限り、「特定時間帯の通話料金の月極割引 (テレジョーズ)」等 (次の表の月極割引を指します。以下、この改正規定中、「下表の月極割引」といいます。)の利用期間 (「下表の月極割引」を選択する申出を承諾した日の属する料金月から「下表の月極割引」を継続して利用している料金月数をいいます。)が、この改正規定の実施の日が属する料金月を含めて、12を超える場合であって、この改正規定の実施の日以降も「下表の月極割引」の適用を受けている割引選択回線もしくは、「下表の月極割引」をこの改正規定の実施の日以降に廃止し、当社が別に定める月極割引の適用を受けている割引選択回線についてこの改正規定の実施の日以降に特定協定事業者の電話等サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続区分において、電話会社選択 (マイライン) 又は電話選択固定 (マイラインプラス) に係る「市内通話の通話区分又は市内通信の通話区分」又は「県内市外通話の通話区分又は県内市外通信の通話区分」について当社の識別番号 (電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。)を指定した場合に、当社がその事実を確認できた日を含む料金月の割引選択回線の通話に関する料金から800円 (840円税込) の割引の適用を行うこととします。

なお、経過措置期間内において、800円 (840円税込) の割引適用は一度限りとします。

種別
「特定時間帯の通話料金の月極割引 (テレジョーズ)」
「全時間帯の通話料金月極割引 (テレワイズ)」
「特定市外局番月極割引 (テレチョイス)」
「同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引 I (テレワイズ・ワイド)」
「回線群を単位とする通話料金の月極割引 (タイプ1) (スーパー・テレワイズ)」
「回線群を単位とする通話料金の月極割引 (タイプ2)」

附 則 (平成18年5月15日コボ第M600130号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 料金表第1表 (料金) 第2 (通話に関する料金) 通話料金別表 (選択制による通話料金の月極割引)「携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引」に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成18年9月30日までの間、(4)適用料金表イ次表 に加え、次表に規定する地域に係る料金についても適用するものとします。

地域	料金額	1分までごとに
ウルグアイ東方共和国		70
エクアドル共和国		70
エルサルバドル共和国		70
チリ共和国		70
ニカラグア共和国		70
ハイチ共和国		70
ブラジル連邦共和国		55
ベリーズ		70
ペルー共和国		70
ボリビア共和国		70

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年7月21日コボ第M600436号）

（実施期日）

1 この契約約款は、平成18年7月31日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年8月29日NV第600070号）

（実施期日）

1 この契約約款は、平成18年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年9月27日NV第600201号）

（実施期日）

1 この契約約款は、平成18年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年9月28日NV第600208号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 料金表第1表(料金)第2(通話に関する料金)通話料金別表(選択制による通話料金の月極割引)「携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引」に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成18年12月31日までの間、(4)適用料金表イ次表に加え、次表に規定する地域に係る料金についても適用するものとします。

地域	料金額	1分までごとに
ウルグアイ東方共和国		70
エクアドル共和国		70
エルサルバドル共和国		70
チリ共和国		70
ニカラグア共和国		70
ハイチ共和国		70
ブラジル連邦共和国		55
ベリーズ		70
ペルー共和国		70
ボリビア共和国		70

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年10月16日NV第600286号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年10月26日NV第600322号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年11月1日NV第600345号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年11月28日NV第600485号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月5日N企第3号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月15日NV第600584号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）通話料金別表（選択制による通話料金の月極割引）「携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引」に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成19年3月31日までの間、(4)適用料金表 イ次表 に加え、次表に規定する地域に係る料金についても適用するものとします。

地域	料金額	1分までごとに
ウルグアイ東方共和国		70
エクアドル共和国		70
エルサルバドル共和国		70
チリ共和国		70
ニカラグア共和国		70
ハイチ共和国		70
ブラジル連邦共和国		55
ベリーズ		70
ペルー共和国		70
ボリビア共和国		70

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年 1 月31 日N企第600158号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年 3 月30 日NV第601200号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年 4 月 9 日NV第700021号）

この改正規定は、平成19年 4 月12日から実施します。

附 則（平成19年 2 月 5 日NV第601144号）

この改正規定は、平成19年 5 月15日から実施します。

附 則（平成19年 4 月27 日NV第700106号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年 5 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年 5 月24 日NV第700191号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年 5 月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年 5 月25 日NV700206号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年 4 月26 日NV700091号）

この改正規定は、平成19年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成19年 6 月 7 日NV第700225号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年8月23日NV第700475号)

この改正規定は、平成19年9月5日から実施します。

附 則 (平成19年10月3日NC第700278号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年10月9日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年11月28日NV第700745号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年11月28日第NV700745号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月12日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年11月28日第NV700745号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月31日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年12月26日N企第700312号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
- (ユニバーサルサービス料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成19年12月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年11月28日N V第700745号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年12月10日NV第700805号）

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則（平成20年1月29日NV第700956号）

この改正規定は、平成20年2月5日から実施します。

附 則（平成20年2月29日NV第701070号）

この改正規定は、平成20年3月8日から実施します。

附 則（平成20年3月26日N企第700443号）

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附 則（平成20年3月11日NV第701124号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月24日NV第701190号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月19日NV第701167号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月19日NV第701169号）

（実施期日）

- 1 この契約約款は、平成20年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年6月27日NV第800235号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則（平成20年 7 月11日NV第800261号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 7 月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 7 月23日NV第800300号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 8 月28日NV第800388号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月 8 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 8 月28日NV第800389号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月 8 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 8 月29日NV800400号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月 8 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 8 月28日NV第800388号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 9 月29日NV第800501号）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則（平成20年11月17日NV第NV800655号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年11月25日NV第800686号）

この改正規定は、平成20年12月8日から実施します。

附 則（平成21年1月5日NV第NV800806号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年1月15日NV第800832号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年1月23日N企第800285号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
（ユニバーサルサービス料に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成21年1月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年3月25日NV第801137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年3月27日NV第801188号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 改正規定実施前に高度振り分け機能を利用する契約者は申し出のないかぎり、従前のとおりの付加機能使用料を適用します。

附 則 (平成21年3月11日NV第801039号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年5月18日NV第900112号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年6月8日NV第900191号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年8月4日NV第900377号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年9月28日NOS第900629号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年11月24日NV第900726号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年11月9日NV第900678号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年12月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 平成23年3月31日をもって、附則2を削除します。

附 則 (平成22年1月29日NV第900906号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年3月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年3月10日NV第901064号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年3月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年3月25日NOS第901402号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 NOS第900629号(平成21年9月28日)の附則の2、3及び4を平成22年4月1日をもって削除します。

附 則 (平成22年3月4日NV第901036号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 5 平成23年3月31日をもって、附則2を削除します。

附 則 (平成22年3月26日NV第901177号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年3月29日NV第901197号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日から平成22年9月30日までの午後9時から午前0時までの間について、料金表第1表第2(通話に関する料金)2-2-3(1)イの②の規定にかかわらず、次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域	料金額	最初の60秒まで	最初の60秒経過後 60秒までごとに
中華人民共和国		29	16.5

- 3 平成22年4月1日から平成22年9月30日までの毎土曜日及び毎日曜日について、料金表第1表第2(通話に関する料金)2-2-3(1)エの規定にかかわらず、次表に規定する料金を適用します。

- ① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域	料金額	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国		12	12	12	3.6	3.6	3.6
カンボジア王国		20	20	20	4.75	4.75	4.75
ベトナム社会主義共和国		8	8	8	2.75	2.75	2.75
ミャンマー連邦		20.5	20.5	20.5	5.4	5.4	5.4
モンゴル国		8	8	8	2.75	2.75	2.75

ラオス人民共和国	8	8	8	2.75	2.75	2.75

② 携帯・自動車電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域 \ 料金額	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	15.5	15.5	15.5	5.05	5.05	5.05
カンボジア王国	37	37	37	7	7	7
ベトナム社会主義共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ミャンマー連邦	37	37	37	7	7	7
モンゴル国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ラオス人民共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5

③ PHS設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域 \ 料金額	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	15.5	15.5	15.5	5.05	5.05	5.05
カンボジア王国	37	37	37	7	7	7
ベトナム社会主義共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ミャンマー連邦	37	37	37	7	7	7
モンゴル国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ラオス人民共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5

④ 公衆電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域 \ 料金額	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	24	24	24	8	8	8
カンボジア王国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5

ベトナム社会主義共和国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5
ミャンマー連邦	46	46	46	11.9	11.9	11.9
モンゴル国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5
ラオス人民共和国	40.5	40.5	40.5	10.5	10.5	10.5

4 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年4月5日NV第000002号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年5月27日NC第000057号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年5月28日NV第000139号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年6月7日NV第000145-1号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年4月12日NV第000011号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 7 月 1 日NV第000255号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 7 月 6 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 7 月30日NC第000155号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 8 月 9 日から実施します。

附 則（平成22年 8 月 3 日NV第000354号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 8 月 9 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年11月25日NV第000668号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年12月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年 1 月25日NV000830号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年 2 月15日NVP第000002号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年 3 月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年11月25日NV第000668号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年3月28日NV第001115号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年11月25日NV第000668号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の選択制による通話料金の月極割引は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の選択制による通話料金の月極割引に移行したものとします。

国際通話料金の月極割引（夜間・深夜利用優遇型）（携帯利用回線に係るものに限ります。）	携帯・自動車電話設備からの国際通話料金の月極割引
携帯電話等国際利用契約者を対象とする国際通話料金の月極割引	

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年5月18日NV第100079号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際限に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年 6 月24日NV第100179号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年 7 月 7 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年 7 月28日NV第NV100290号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年 9 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年11月17日 V V 販第100174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 1 月26日VV販第100287号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 1 月31日から実施します。

附 則（平成24年 3 月14日 V V サ第100794号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 4 月 2 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 4 月 4 日 V V 第200004号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 4 月 7 日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際第三者課金に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施の際現に、約款附則（平成14年11月21日経企第1063号）の1（実施時期）の規定については、次のとおり読み替えて適用します。

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。ただし、この改正規定中、第2（通話に関する料金）の2（料金額）の2-2（国際通話に係るもの）の2-2-1（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の2及び(5)（第1種国際カード通話の取扱地域）の(注)、2-2-2（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）(1)（(2)から(6)以外の国際通話）から(3)（国際公衆電話設備からの国際通話）、(5)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）及び(6)（PHS設備からの国際通話）の備考の2、及び料金表別表の43及び44の(6)のアの備考の5に関する部分については、平成14年12月16日から実施します。

附 則（平成24年5月14日VVサ第200104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 経企第677号（平成15年10月8日）の附則第2条（テレドーム通話の区域内通話に関する特例）及び第3条（テレドーム通話の区域外通話に関する特例）中、「固定端末系伝送路設備」を「他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備」に改めます。

附 則（平成24年5月30日VV販第200070号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成24年6月15日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
 - 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年6月28日VV販第200117号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則（平成24年6月29日VVサ第200255号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している電話等サービス契約（平成24年3月に相当する料金月時点での契約者情報に基づき、当社が別に定める条件に適合しないものを除きます。）であって、当社からの個別通知等の際、契

約者から第38条第2項の規定に基づく取扱いを行わないでほしい旨の申出があった場合を除き、この改正規定実施の日において、その契約者から第38条第2項の規定に基づく申出があったものとみなして取り扱います。

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、第39条の2に規定する次表の左欄の提供条件は、第38条第2項の規定による場合については、この改正規定実施の日において、請求事業者の契約約款及び料金表に規定する同表の右欄の提供条件（それに相当するものを含みます。）に移行したものとします。

当社	請求事業者
支払期日の翌日から起算して10日以内	支払期日の翌日から起算して15日以内
365日当たりの割合	366日当たりの割合

（注）2に規定する当社が別に定める条件は、第38条第2項に規定する当社が別に定める場合と同じとします。

附 則（平成24年7月26日VVサ第200313号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

附 則（平成24年7月30日VV販200164号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している国際メンバーズネット機能に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施の際現に、約款附則（平成14年11月21日経企第1063号）の2（経過措置）の規定について、次のとおり改めます。

（経過措置）

- 2 削除

附 則（平成24年9月27日VVサ第200466号）
（実施期日）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則（平成24年9月28日VVサ第200470号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年10月15日から実施します。

附 則（平成24年11月20日VVサ第200613号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成24年12月20日 V V サ第200707号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 1 月25日 V V サ第200792号）

この改正規定は、平成25年 1 月30日から実施します。

附 則（平成25年 3 月 5 日 V V サ第200944号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 3 月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成25年 4 月 4 日 V V サ第300005号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 4 月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 4 月 4 日 V V サ第300006号）

この改正規定は、平成25年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成25年 5 月22日 V V サ第300115号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年 5 月31日から実施します。

附 則（平成25年 6 月11日 V V 販第300068号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 6 月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成25年 6 月20日から平成25年12月19日までの間について料金表第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 (1)イ ①の表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料金額 地域	最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
中華人民共和国	22	22	22	22	6.39	6.39	6.39	6.39

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年 6 月28日 V V サ第300226号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
3 削除
4 削除

附 則（平成25年 6 月28日 V V サ第300225号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成25年 7 月 5 日から実施します。

- 2 削除
3 削除
4 削除
5 削除
6 削除

附 則（平成25年 8 月21日 V V サ第300349号）

この改正規定は、平成25年 8 月26日から実施します。

附 則（平成25年 9 月 6 日 V V 販第300204号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年 9 月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成25年 9 月20日から平成26年 3 月19日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

第 1 表第 2（通話に関する料金） 2－2－3 (1) ア

- ① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
（単位：円）

地域	料金額	最初の60秒経まで 6秒までごとに			最初の60秒経過後 6秒までごとに		
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日		
フィリピン共和国	4. 50	4. 50	4. 50	4. 50	2. 50	2. 50	2. 50
香港	7. 60	7. 60	7. 60	7. 60	4. 30	4. 30	4. 30
アメリカ合衆国（ハ ワイを除きます。）	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80	2. 80	2. 80	2. 80
アラスカ	5. 80	5. 80	5. 80	5. 80	2. 80	2. 80	2. 80
カナダ	9. 20	9. 20	9. 20	9. 20	5. 00	5. 00	5. 00
アラブ首長国連邦	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	17. 50	17. 50	17. 50
サウジアラビア王国	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	17. 50	17. 50	17. 50
イエメン共和国	23. 50	23. 50	23. 50	23. 50	17. 50	17. 50	17. 50

イラク共和国	23.50	23.50	23.50	23.50	17.50	17.50	17.50	17.50
レバノン共和国	23.50	23.50	23.50	23.50	17.50	17.50	17.50	17.50

② 携帯電話・自動車電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

料金額 地域	最初の60秒まで 6秒までごとに				最初の60秒経過後 6秒までごとに			
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
フィリピン共和国	11.10	11.10	11.10	11.10	3.40	3.40	3.40	3.40
香港	8.60	8.60	8.60	8.60	5.70	5.70	5.70	5.70
アメリカ合衆国（ハ ワイを除きます。）	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
アラスカ	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
カナダ	11.30	11.30	11.30	11.30	6.20	6.20	6.20	6.20
アラブ首長国連邦	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
サウジアラビア王国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イエメン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イラク共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
レバノン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00

③ PHS設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

料金額 地域	最初の60秒まで 6秒までごとに				最初の60秒経過後 6秒までごとに			
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
フィリピン共和国	11.10	11.10	11.10	11.10	3.40	3.40	3.40	3.40
香港	8.60	8.60	8.60	8.60	5.70	5.70	5.70	5.70
アメリカ合衆国（ハ ワイを除きます。）	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
アラスカ	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
カナダ	11.30	11.30	11.30	11.30	6.20	6.20	6.20	6.20
アラブ首長国連邦	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00

サウジアラビア王国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イエメン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イラク共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
レバノン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月19日 VVサ第300410号）

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

附 則（平成25年9月6日 VV販第300204号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料金表第1表第2（通話に関する料金）2-2-3（1）エ

① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。（単位：円）

地域	料金額	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに			
		昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	
		土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日			
インドネシア共和国	30.00	30.00	30.00	30.00	5.40	5.40	5.40	5.40
ミャンマー連邦	50.00	50.00	50.00	50.00	10.50	10.50	10.50	10.50
ベトナム社会主義共和国	26.00	26.00	26.00	26.00	4.50	4.50	4.50	4.50
カンボジア王国	48.00	48.00	48.00	48.00	8.30	8.30	8.30	8.30
マレーシア	19.00	19.00	19.00	19.00	2.50	2.50	2.50	2.50
モンゴル国	24.00	24.00	24.00	24.00	4.50	4.50	4.50	4.50
ラオス人民民主共和国	24.00	24.00	24.00	24.00	4.50	4.50	4.50	4.50

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

地域	料金額	最初の12秒まで	最初の12秒経過後 12秒までごとに

地域 \	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	12.00	30.00	30.00	3.60	5.40	5.40
ミャンマー連邦	20.50	50.00	50.00	5.40	10.50	10.50
ベトナム社会主義共和国	8.00	26.00	26.00	2.75	4.50	4.50
カンボジア王国	20.00	48.00	48.00	4.75	8.30	8.30
モンゴル国	8.00	24.00	24.00	2.75	4.50	4.50
ラオス人民民主共和国	8.00	24.00	24.00	2.75	4.50	4.50

② 携帯電話・自動車電話設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域 \	料金額		最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
			昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日					土曜日 日曜日 祝日		
インドネシア共和国	34.50	34.50	34.50	34.50	34.50	7.10	7.10	7.10
ミャンマー連邦	83.00	83.00	83.00	83.00	83.00	13.50	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	40.00	40.00	40.00	40.00	40.00	7.00	7.00	7.00
カンボジア王国	76.00	76.00	76.00	76.00	76.00	12.00	12.00	12.00
マレーシア	65.00	65.00	65.00	65.00	65.00	5.80	5.80	5.80
モンゴル国	33.00	33.00	33.00	33.00	33.00	10.00	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	33.00	33.00	33.00	33.00	33.00	10.00	10.00	10.00

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域 \	料金額	最初の12秒まで	最初の12秒経過後 12秒までごとに

地域 \ 料金	昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
インドネシア共和国	15.50	34.50	34.50	5.05	7.10	7.10
ミャンマー連邦	37.00	83.00	83.00	7.00	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	15.00	40.00	40.00	5.50	7.00	7.00
カンボジア王国	37.00	76.00	76.00	7.00	12.00	12.00
モンゴル国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00

③ PHS設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域 \ 料金	最初の12秒まで				最初の12秒経過後 12秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜・早朝	昼間		夜間	深夜・早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
インドネシア共和国	34.50	34.50	34.50	34.50	7.10	7.10	7.10	7.10
ミャンマー連邦	83.00	83.00	83.00	83.00	13.50	13.50	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	40.00	40.00	40.00	40.00	7.00	7.00	7.00	7.00
カンボジア王国	76.00	76.00	76.00	76.00	12.00	12.00	12.00	12.00
マレーシア	65.00	65.00	65.00	65.00	5.80	5.80	5.80	5.80
モンゴル国	33.00	33.00	33.00	33.00	10.00	10.00	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	33.00	33.00	33.00	33.00	10.00	10.00	10.00	10.00

上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域 \ 料金	最初の12秒まで	最初の12秒経過後 12秒までごとに
地域		

	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	15.50	34.50	34.50	5.05	7.10	7.10
ミャンマー連邦	37.00	83.00	83.00	7.00	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	15.00	40.00	40.00	5.50	7.00	7.00
カンボジア王国	37.00	76.00	76.00	7.00	12.00	12.00
モンゴル国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月6日VVサ第300324-1号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月26日VVサ第300442号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年10月28日VVサ第300525号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

附 則（平成25年10月28日VVサ第300526号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。

3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年11月8日VVサ第300561号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。

（経過措置）

2 地域指定特定番号着信機能の契約者が平成25年11月12日以降にPHS設備からの接続を可能とする請求を行い、当社がその請求を承諾し、平成25年11月12日から平成26年3月31日までにその提供を開始した場合は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2－1に規定する基本工事費について適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年11月22日 V V サ第300590号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月 2 日 V V 販第300350号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成25年12月20日から平成26年 6 月19日までの間について料金表に規定する料金にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

第 1 表第 2（通話に関する料金）2－2－3 (1)イ

- ① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金額を適用します。

（単位：円）

料金額 地域	最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
中華人民共和国	22	22	22	22	6.39	6.39	6.39	6.39

- ② 携帯電話・自動車電話・PHS設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金額を適用します。

（単位：円）

料金額 地域	最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
中華人民共和国	58	58	58	58	24	24	24	24

- 3 この改正規定適用前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年12月27日 V V サ第300561-1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年 1 月10日から実施します。

(その他)

- 2 V Vサ第300561号(平成25年11月8日)の附則中、「平成26年1月31日まで」を「平成26年3月31日まで」に改めます。
- 3 この改定規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年1月16日 V Vサ第300716号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年1月21日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年1月16日 V Vサ第300715号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年1月24日 V Vサ第300737号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により利用期間に基づく通話料金の月極割引の実績割引の申出があった場合、年間累計額にかかわらず、次表に規定する割引を適用します。

割引額
1の利用回線に係る通話に関する料金の月間累計額に0.01を乗じて得た額

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成26年2月28日 V Vサ第300863号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

一般電話等サービス又は専用アクセスサービス付加機能(第三者課金機能に限ります。)	グループ発信サービス

- 3 この改正規定の実施の際現に、当社の定める付加機能（第三者課金機能に限りま
す。）を利用する契約者であった者については、第20条の2、第38条の2及び第38条
の3の規定を適用しません。
- 4 この改正規定の実施日以降において、この約款の附則における「第三者課金機能」
の文言は、「グループ発信サービス」と読み替えるものとします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス
の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取
扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月28日 V V サ第301031号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年3月19日 V V サ300973号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（料金等に係る経過措置）
- 2 この改正規定中、料金表の規定により、料金月に従って計算する料金については、
平成26年4月1日以降を起算日とする料金から適用を開始します。
（消費税相当額に係る経過措置）
- 3 平成26年4月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図
る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律第五条第
二項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、
消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規
定に基づく4％に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に
基づく100分の25を乗じて得た率を加算して適用します。
- 4 この附則3の規定に関わらず、電話等利用契約（第7条に係るものに限ります。）
の提供を開始した日が平成26年4月1日以降の場合であってその料金の計算に係る
料金月が平成26年4月1日を跨るときは、その料金月の料金に係る消費税相当額は、
改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく4％
に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく100分の25
を乗じて得た率を加算して適用します。
（その他の経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス
の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに係る損害賠償の取扱
いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年4月24日 V V 販第400004-1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成26年4月25日から平成26年10月19日までの間について料金表に規定する料金
額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
第1表第2（通話に関する料金）2－2－3(1)ア
① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を
適用します。（単位：円）

料金額	最初の60秒まで 6秒までごとに			最初の60秒経過後 6秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜

地域		土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝		土曜日 日曜日 祝日		・ 早朝
フィリピン共和国	4.50	4.50	4.50	4.50	2.50	2.50	2.50	2.50
香港	7.60	7.60	7.60	7.60	4.30	4.30	4.30	4.30
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	5.80	5.80	5.80	5.80	2.80	2.80	2.80	2.80

② 携帯・自動車電話設備及びPHS設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域	料金額	最初の60秒まで 6秒までごとに				最初の60秒経過後 6秒までごとに			
		昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
フィリピン共和国	11.10	11.10	11.10	11.10	11.10	3.40	3.40	3.40	3.40
香港	8.60	8.60	8.60	8.60	8.60	5.70	5.70	5.70	5.70
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年4月24日VV販第400004-1号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成26年5月1日から平成26年10月26日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料金表第1表第2（通話に関する料金）2-2-3(1)エ

① 加入電話等設備等に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

地域	料金額	最初の12秒まで				最初の12秒経過後 12秒までごとに			
		昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
インドネシア共和国	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	5.40	5.40	5.40	5.40

ミャンマー連邦	50.00	50.00	50.00	50.00	10.50	10.50	10.50	10.50
ベトナム社会主義共和国	26.00	26.00	26.00	26.00	4.50	4.50	4.50	4.50
マレーシア	19.00	19.00	19.00	19.00	2.50	2.50	2.50	2.50

上記の料金表にかかわらず、次表に揚げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	12.00	30.00	30.00	3.60	5.40	5.40
ミャンマー連邦	20.50	50.00	50.00	5.40	10.50	10.50
ベトナム社会主義共和国	8.00	26.00	26.00	2.75	4.50	4.50

② 携帯・自動車電話設備及びPHS設備に係る第1種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。
(単位：円)

料金額 地域	最初の12秒まで				最初の12秒経過後 12秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝	昼間		夜間	深夜 ・ 早朝
	土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
インドネシア共和国	34.50	34.50	34.50	34.50	7.10	7.10	7.10	7.10
ミャンマー連邦	83.00	83.00	83.00	83.00	13.50	13.50	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	40.00	40.00	40.00	40.00	7.00	7.00	7.00	7.00
マレーシア	65.00	65.00	65.00	65.00	5.80	5.80	5.80	5.80

上記の料金表にかかわらず、次表に揚げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。

料金額 地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後 12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝
インドネシア共和国	15.50	34.50	34.50	5.05	7.10	7.10
ミャンマー連邦	37.00	83.00	83.00	7.00	13.50	13.50

ベトナム社会主義共和国	15.00	40.00	40.00	5.50	7.00	7.00

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 5 月27日 VVサ第400081号）

（実施期日）

この改正規定は、平成26年 6 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 6 月 6 日 VVサ第400110号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 6 月 6 日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

附 則（平成26年 6 月 6 日 VV販400088号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年 6 月20日から実施します。

（経過措置）

2 平成26年 6 月20日から平成26年10月26日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

第 1 表第 2（通話に関する料金）2－2－3□イ

① 加入電話等設備等に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額 地域		最初の60秒まで				最初の60秒経過後 60秒までごとに			
		昼間		夜間	深夜・ 早朝	昼間		夜間	深夜・ 早朝
		土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日			
中華人民共和国		22	22	22	22	6.39	6.39	6.39	6.39
台湾	携帯電話に着信する場合	34	34	34	34	16.50	16.50	16.50	16.50
	上記以外の場合	18.28	18.28	18.28	18.28	8.80	8.80	8.80	8.80

② 携帯・自動車電話設備及びPHS設備に係る第 1 種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額		最初の60秒まで			最初の60秒経過後 60秒までごとに		
		昼間	夜間	深夜・	昼間	夜間	深夜・

地域			土曜日 日曜日 祝日		早朝		土曜日 日曜日 祝日		早朝
中華人民共和国		58	58	58	58	24	24	24	24
台湾	携帯電話に着信する場合	105.40	105.40	105.40	105.40	36.10	36.10	36.10	36.10
	上記以外の場合	73.06	73.06	73.06	73.06	31.80	31.80	31.80	31.80

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年6月20日 V V サ第400148号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月26日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年6月25日 V V サ第400162号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年7月29日 V V サ第400239号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年8月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年8月18日 V V サ第400281号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約（付加機能（グループセキュリティ機能に限ります。以下同じとします。）の利用に係るものに限ります。以下同じとします。）のうち、真にやむを得ない事情によりその契約に係る付加機能を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止の日について合意できているときは、平成26年10月31日を期限として、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年10月27日 V V サ第400433号）

この改正規定は、平成26年10月29日から実施します。

附 則（平成26年10月24日 V V サ第400427号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月4日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月6日 V V 販第400294号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月6日 V V 販第400294号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月6日 V V 販第400294号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月27日 V V サ第400515号）
この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附 則（平成27年1月28日 V V サ第400649号）
（実施期日）

この改正規定は、平成27年1月29日から実施します。

附 則（平成27年3月26日 V V サ第400831号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年3月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月23日 V V 販第400522号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月26日 V V サ第400832号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定のうち次表左欄の事業者に係るものは、それぞれ同表右欄の事業者に係る規定とみなして取り扱います。この場合において、同表に定める事業者の契約約款の名称、契約の種類及び締結する利用契約（この約款に規定するものに限り、）において変更（その事業者がこの改正規定実施の日において提供しているサービスに相当するサービスを提供することを目的として新たに契約約款を定める場合を含みます。）があったことを当社が知ったときは、当社は、それに応じたこの約款の変更を行うものとします。

ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社ワイモバイル	ソフトバンクモバイル株式会社

附 則（平成27年3月26日VVサ第400833号）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成27年4月17日VVサ第500026号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年4月23日 VVサ第500039号）

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附 則（平成27年5月28日VVサ第500105号）

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日VVサ第500171号）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日VVサ第500172号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成27年7月1日から平成27年12月22日までの間に、グループ発信サービスの申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成28年1月31日までにその提供を開始したとき（契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2－1（専用アクセスサービスの提供の開始、種別の変更、回線収容部の変更、アクセス回線共用の利用、共用契約者回線等の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、グループ発信サービスの利用開始、付加機能の利用開始若しくは利用変更、端末設備の設置、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事）に規定するグループ発信サービスの利用の開始に関する工事の場合に係る交換機等工事費について、適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年6月29日 VVサ第500207号）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年7月28日 VVサ第00001046号）

この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成27年 7 月27日 V Vサ第00001008号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 経企第24号（平成11年 7 月 1 日）の附則第 9 条を、平成27年 8 月 1 日をもって削除します。

附 則（平成27年 9 月18日 V Vサ第00004794号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月24日 V Vサ第00011225号）
この改正規定は平成27年12月25日から実施します。

附 則（平成27年12月24日 V Vサ第00011223号）
この改正規定は平成28年 1 月 1 日から実施します。

附 則（平成28年 1 月28日 V Vサ第00013515号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、第14条の 5 第 1 項第 6 号に係る選択制の長期割引を適用されている専用アクセス契約者については、第53条の 2 の規定に関わらず、この改正規定実施の日以降において、その解約金を適用しません。
但し、その専用アクセス契約者から、適用を希望する旨の別段の申出があった場合は、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 2 月18日 V Vサ第00015114号）
この改正規定は、平成28年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成28年 3 月16日 V Vサ第00019821号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 3 月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 3 月25日 V Vサ第00022207号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 3 月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日から平成28年9月30日の間に、契約者（付加機能（地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に限り。）の利用に係る者に限ります。以下この附則において同じとします。）が追加機能（トラヒックアラーム機能に限り。）に係る利用の開始の請求を行い、当社がその提供を開始した場合（契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2－1に規定する交換機等工事費について適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月28日 V Vサ第00022901号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月29日 V V販第00023728号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 当社は、国際プリペイドカードについて、資金決済に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）第20条第1項に基づき払戻しを行います。この場合において、その払戻しを行う期間については、前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年3月1日内閣府令第3号）第41条の規定に基づき周知します。
 - 3 当社は、この附則2に規定する払戻しを行うにあたっては、プリペイドカードの保有者から払戻し請求があった場合（次に掲げるときを除きます。）に払戻しを行います。
 - ア 当社がプリペイドカードに記載する有効期限の末日がこの改正規定実施の日より前の日であるとき
 - イ そのプリペイドカード（そのプリペイドカードに付随する金銭的価値等を含みます。）が当社が試供等を目的として無償で提供したものであるとき
 - ウ その者が、当社が別に定める額を超える額の払戻しを請求する場合であって、当社が別に定める法令の趣旨に鑑みた当社所定の手続きに応じないとき
 - 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(注1) この附則3のウの当社が別に定める額は、10万円及び1,000万円とします。

(注2) この附則3のウの当社が別に定める法令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日法律第22号）及び国際連合安全保障理事会決議第1167号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）とします。

附 則（平成28年6月17日 V Vサ第00051262号）

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則（平成28年 7 月28日 V Vサ第00067944号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 8 月 1 日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

グループ発信サービス	契約者指定番号発信サービス グループ発信サービス

- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 9 月27日 V Vサ第00089754号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 9 月30日より実施します。
（経過措置）
- 2 V Vサ第00067944号（平成28年 7 月28日）の附則 3、4、5 及び 6 について、それぞれ次の 3、4、5 及び 6 のとおり改めます。
- 3 平成28年 9 月30日から平成28年10月 2 日までの間、第14条の65（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）第 2 項について第 3 号以下を次のとおり読み替えて適用します。
（3）契約者指定番号発信サービス利用契約（単独発信サービスに係るものに限りま
す。）の申し込みをした者が、料金表第 1 表第 2（通話に関する料金）1（適用）の
（20）（単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定する割引を同時に利用しな
いとき。
（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 平成28年 9 月30日から平成28年10月 2 日までの間、第14条の66（契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡）第 3 項について、第 3 号以下を次のとおり読み替えて適用
します。
（3）契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、料金表第 1 表第
2（通話に関する料金）1（適用）の（20）（単独発信サービスに係る短時間通話割引）
に規定する割引を同時に利用しないとき。
（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 平成28年 9 月30日から平成28年10月 2 日までの間に、契約者指定番号発信サービス
利用契約者（単独発信サービスに係る者に限ります。）から料金表第 1 表第 2（通話に
関する料金）1（適用）の（20）（単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定す
る割引の廃止の申出があった場合、当社は、同時に契約者指定番号発信サービス利用
契約について解除の申出があったものとみなして取り扱います。
- 6 平成28年 9 月30日から平成28年10月 2 日までの間、契約者指定番号発信サービス利
用契約者から料金表第 1 表第 2（通話に関する料金）1（適用）の（20）（単独発信サ
ービスに係る短時間通話割引）に規定する割引の申出があった場合であって、当社がそ
の申出を承諾したときは、本割引の適用を開始した日を含む料金月（適用を開始した
日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合を除きます。）

について、定額料を適用しません。

- 7 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間、料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(20)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）の規定中、「5分」とあるのを「10分」と読み替えて適用します。
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年10月3日 VVサ第00093193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月3日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社の契約約款に基づき締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとします。

モバイルアクセスサービス契約約款 モバイルアクセス契約 カテゴリーWに係るもの	モバイルアクセスサービス契約約款 モバイルアクセス契約 カテゴリーWに係るもの
電話等サービス契約約款 契約者指定番号発信サービス利用契約 単独発信サービスに係るもの	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年10月3日 VVサ第00093192号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月6日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

グループ発信サービス	グループ発信サービス 第1種グループ発信サービス

- 3 平成28年10月6日から平成29年1月31日までの間に、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスに係る者に限ります。）から第14条65の4（最低利用期間）に規定する最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(7)（最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用）の規定を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年11月30日 VVサ第00117038号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月2日から実施します。

附 則（平成28年11月30日 V Vサ第00117041号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成28年12月12日から平成29年5月31日までの間に、契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスに係るものに限りします。）の申込があった場合であって、当社がその申込を承諾し、平成29年6月30日までにその提供を開始したとき（契約者の責めによらない理由により平成29年6月30日までに提供を開始できなかったときを含みます。）は、その申込に係る契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限りします。）について料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2-1（専用アクセスサービスの提供の開始、種別の変更、回線収容部の変更、アクセス回線共用の利用、共用契約者回線等の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスの限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、端末設備の設置、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事）の（契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限りします。）の利用開始に関する工事）に規定する交換機等工事費について、適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月16日 V Vサ第00124132号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月22日 V Vサ第00127035号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年1月31日 V Vサ第00140418号）
この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

附 則（平成29年2月21日 V Vサ第00149553号）
この改正規定は、平成29年2月22日から実施します。

附 則（平成29年4月7日 V Vサ第00179071号）
この改正規定は、平成29年4月7日から実施します。

附 則（平成29年 4 月25日　VVサ第00185242号）

この改正規定は、平成29年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成29年 6 月 6 日　VVサ第00200570号）

この改正規定は、平成29年 6 月 9 日から実施します。

附 則（平成29年 6 月28日　VVサ第00210114号）

（実施期日）

この改正規定は、平成29年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成29年 6 月30日　VVサ第00211748号）

この改正規定は、平成29年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成29年 8 月28日　VVサ第00230865号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、平成29年 9 月 1 日より実施します。

（経過措置）

- 2　この改正規定実施の際現に、主務官庁からのガイドライン等に基づき、契約者指定番号発信サービス利用契約者からの申出により、その登録に係る利用回線について当社が国際電話を規制している契約者指定番号発信サービスについては、この改正規定実施の日において、その利用回線につき現に付加機能（国際電話利用休止機能に限り）の利用に係るものとみなして取り扱います。

- 3　削除

附 則（平成29年 9 月29日　VVサ第00246222号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、平成29年10月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年10月24日　VVサ第00255297号）

この改正規定は、平成29年10月27日から実施します。

附 則（平成29年12月 6 日　VVサ第00272376号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、平成29年12月 6 日より実施します。

（経過措置）

- 2　この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

グループ発信サービス 第2種グループ発信サービス	グループ発信サービス 第2種グループ発信サービスのプラン 1

- 3　平成29年12月 6 日から平成30年 5 月31日までの間に契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン2に係る者に限ります。以下この附則3において同じとします。）が当社に工事を要する請求を行った場合（当社がその請求を承諾した場合に限ります。）であって、平成29年12月 6 日から平成30年 6 月30日までに当社がその工事をを行った場合（その契約者指定番号発信サービス利用契約者の責めによらない理由により平成30年 6 月30日までに工事をを行うことができなかったときを含みます。）は、その工事に関する料金表第2表（工事費に関する費用）に規定する工事費を適用しません。

- 4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年1月29日 V Vサ第00293001号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年2月28日 V Vサ第00307038号）

この改正規定は平成30年3月5日から実施します。

附 則（平成30年3月15日 V Vサ第00315791号）

（実施期日）

この改正規定は、平成30年3月22日から実施します。

附 則（平成30年3月27日 V Vサ第00323680号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月22日 V Vサ第00319949号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。
- 2 附則（V Vサ第00124132号（平成28年12月16日））「75 同一の加入者共用回線を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」の「(エ) 加入者共用回線に係る専用アクセス設備からの国際通話」に規定する料金額に次表を追加して適用します。

地 域	料金額(円)
	1分ごとに
コソボ共和国	119

附 則（平成30年6月27日 V Vサ第00362064号）

この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。

附 則（平成30年9月13日 V Vサ第00390238号）

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則（平成31年1月28日 V Vサ第00443311号）

この改正規定は、平成31年2月12日から実施します。

附 則（平成31年3月5日 V Vサ第00461287号）

この改正規定は、平成31年3月13日から実施します。

附 則（平成31年3月19日 V Vサ第00470603号）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月25日 V Vサ第00473860号）

この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。

附 則（平成31年4月4日　VVサ第00482005号）

この改正規定は、平成31年4月12日から実施します。

附 則（令和元年5月15日　VVサ第00495450号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2　削除
- 3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月24日　VVサ第00546576号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和元年9月27日から実施します。
（その他）
- 2　この改正規定における専用アクセスサービスに関する取扱いについては、一般電話等サービスに準ずるものとします。

附 則（令和元年9月5日　VVサ第00539377号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月11日　VVサ第00541388号）

（実施期日）

- 1　この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2　この改正規定中、料金表の規定により、料金月に従って計算する料金については、令和元年10月1日以降を起算日とする料金から適用を開始します。
- 3　令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。
- 4　この附則3の規定に関わらず、電話等利用契約（第7条に係るものに限り。）の提供を開始した日が令和元年10月1日以降の場合であってその料金の計算に係る料金月が令和元年10月1日を跨るときは、その料金月の料金に係る消費税相当額は、改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。
- 5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月24日　VVサ第00546576号）

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則（令和元年10月18日　VVサ第00557193号）

この改正規定は、令和元年10月23日から実施します。

附 則（令和元年10月25日　VVサ第00559434号）

この改正規定は、令和元年10月31日から実施します。

附 則（令和元年11月19日　VVサ第00569068号）

この改正規定は、令和元年12月 1 日から実施します。

附 則（令和元年11月25日　VVサ第00571174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年12月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年11月25日　VVサ第00571174号）

この改正規定は、令和元年12月 3 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月11日　VVサ第00616517号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月31日から実施します。ただし、第43条の 2（サービスの廃止）及び第53条の 3（契約者に対する通知）については、令和 2 年 5 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、次表のとおり改正前の規定における左欄のものを右欄のものに読み替えるものとします。

電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82号）	電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）
電気通信番号規則第 9 条第 1 号	電気通信番号規則別表第 1 号
電気通信番号規則第 9 条第 3 号 電気通信番号規則第 9 条第 4 号	電気通信番号規則別表第 4 号
電気通信番号規則第 9 条第 5 号	電気通信番号規則別表第 5 号
電気通信番号規則第 9 条第 1 項	電気通信番号規則別表第 1 号及び第 4 号
電気通信番号規則第10条第 2 号 電気通信番号規則第10条第 1 項第 2 号 電気通信番号規則別表第 1 第10号	電気通信番号規則別表第 6 号
電気通信番号規則第 5 条	電気通信番号規則別表第10号

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月18日　VVサ第00621078号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月27日　VVサ第00628876号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年3月25日 V Vサ第00626545号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 V Vサ第00323680号(平成30年3月27日)の附則3を、令和2年4月1日をもって削除します。

ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和3年4月1日を期限として、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年3月27日 V Vサ第00628876号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年7月29日 A P S 1サ第00674648号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年8月3日から実施します。
(経過措置)
- 2 附則(V Vサ第00323680号(平成30年3月27日))及び附則(V Vサ第00626545号(令和2年3月25日))における改正前の規定により提供している専用アクセスサービスに関する料金その他取扱いについて、料金表第1表第2(通話に関する料金)の2-2-2「国際通話に関する料金額」(2)「専用アクセス設備からの国際通話」に規定する料金額に次表を追加して適用します。

(単位:円)

(単位：円)								
料金額 地域	最初の 1 分まで 6 秒までごとに				最初の 1 分経過後 6 秒までごとに			
	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝	昼間	夜間	深夜 ・ 早朝		
	土曜日 日曜日 祝日			土曜日 日曜日 祝日				
インマルサット A e r o	101	101	101	101	101	101	101	101

附 則（令和 2 年10 月 7 日 A P S 1 サ第00698623号）

この改正規定は、令和 2 年10 月12日から実施します。

附 則（令和 2 年 9 月 9 日 A P S 1 サ第00687246号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年11 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年12 月16 日 A P S 1 サ第00723779号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年12 月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 1 月25 日 A P S 1 サ第00736292号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月26 日 A P S 1 サ第00767442号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 5 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 6 月11 日 A P S 1 サ第00794028号）

この改正規定は、令和 3 年 6 月14日から実施します。

附 則（令和 3 年 5 月25 日 A P S 1 サ第00787708号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 6 月 15 日 A P S 1 サ第 00794789 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
（電話リレーサービス料に関する経過措置）
- 2 料金表第 1 表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第 1（基本料金）2（料金額）2-1-7（電話リレーサービス料）の備考欄の期間について、令和 3 年度においては、令和 3 年 7 月利用分から起算して適用するものとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和 3 年 6 月 30 日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

附 則（令和 3 年 8 月 26 日 A P S 1 サ第 00819415 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 9 月 1 日から実施します。
（支払義務に関する適用）
- 2 当社は、第 31 条（通話に関する料金の支払義務）ただし書きにおいて、「料金表第 1 表第 1（基本料金）又は同表第 2 に別段の定めがある場合」とあるのは、「料金表第 1 表第 1（基本料金）若しくは同表第 2 又は当社の I P 通信網サービス契約約款に別段の定めがある場合」に読み替えるものとします。

附 則（令和 3 年 10 月 18 日 A P S 1 サ第 00838407 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 令和 3 年 11 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までに、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の契約者が次に掲げる追加機能の廃止の申出と同時に、他の追加機能又は契約回線の追加に係る請求をし当社がその請求を承諾したときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 1（工事費）の 2（工事費の額）に規定する基本工事費及び交換機等工事費について適用しません。
 - （1）着信分配機能
 - （2）迷惑電話おことわり機能
 - （3）一般地域指定着信課金機能
 - （4）共通番号機能
 - （5）接続先情報通知機能
 - （6）限度設定付地域指定着信課金機能
 - （7）エージェント管理機能
 - （8）機能特定地域指定着信課金機能
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 10 月 26 日 P S 事推第 00841375 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、令和 3 年 12 月 1 日以降、契約者指定番号発信サービス利用規約（第 2 種単独発信サービスに係るものに限ります。）の新規受付を停止し、この規約第 14 条の 65

にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年12月20日 A P S 1 第00861314号）

この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。

附 則（令和3年12月6日 A P S 1 サ第00855505号）

この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。

附 則（令和4年1月21日 P S 事推第00871768号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月18日 A P S 1 サ第00897358号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の附帯サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の附帯サービスに係るプランとみなして取り扱います。

CXサポートサービス	CXサポートサービス 無料プラン

- 3 この改正規定実施の際現に改正前の規定によりCXサポートサービスの提供を受けている契約者が、令和4年5月31日までにスタンダードプランへプランの変更を請求し当社が承諾した場合、そのプラン変更日を含む料金月の翌料金月から令和4年5月分までの料金月についてCXサポートサービスの提供に係る料金を適用しません。

附 則（令和4年3月14日 A P S 1 サ第00893958号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年6月8日 PS事推第00928389号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前の通話料金別表(選択制による通話料金の月極割引)の「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ(シャベリッチ)」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ(シャベリッチプラス)」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ(ホーム・オフィス割引)」、及び「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ(ホーム・オフィス割引プラス)」の「OCN特別適用」及び「OCN追加割引」に係る「定義等」及び「承諾」の規定については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年8月22日 C A S 1 第00952934号)

この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。

附 則(令和4年10月27日 C A S 1 第00977961号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の追加機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(令和4年12月22日 C A S 企第00998891号)

この改正規定は、令和4年12月27日から実施します。

附 則(令和4年12月22日 C A S 企第00998891号)

この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。